

早稲田大学審査学位論文（博士）

フランス革命の反結社法研究

— 営業の自由・中間団体・国家

早稲田大学大学院法学研究科

岡村 等

フランス革命の反結社法研究

— 営業の自由・中間団体・国家

岡村 等

目 次

序 論	1
第1章 アンシャン・レジームの社団の概要・機能	5
第1節 身分	7
1 第一身分 — 聖職者	7
2 第二身分 — 貴族	8
3 第三身分 — 平民	9
(1) 富裕なブルジョワジー	9
(2) 農民	9
第2節 領域的社団 — 農村部の社団	11
1 村落共同体	11
2 小教区	13
3 領主所領	14
第3節 職能的社団 — 都市部の社団	15
1 コルポラシオン（同業組合）	15
(1) コルポラシオンの種類	15
(2) コルポラシオンの性格 — 商工業のコルポラシオンを中心に	16
(3) コルポラシオンの機能 — 商工業のコルポラシオンを中心に	19
①政治的機能	19
②経済的機能	21
③社会的機能	23
2 コンパニオナージュ（職人組合）	27
第4節 信徒会	29
1 信徒会の区分	29
2 制度型信徒会 — 教区信徒会	30
3 アソシアシオン型信徒会	31

(1) 同業信徒会	31
(2) 悔悛者の信徒会	31
第5節 法・制度と言語 — 補足的に	32
第6節 まとめ	34
1 社団国家—「諸権力」の存在	34
2 社団への物質的帰属	35
3 社団への精神的帰属	36
4 社団＝「社会」の解体	38
第2章 社団解体の理念	39
第1節 営業の自由 — テュルゴ勅令を中心に	39
第2節 中間団体の禁止 — 『社会契約論』を中心に	42
第3節 国家 — 二つの視点から	46
第4節 三つの理念の連関—営業の自由・中間団体・国家	50
第3章 社団の解体 — バスティーユから 1791 年憲法へ	53
第1節 バスティーユから 1791 年憲法へ	53
第2節 ダラドのデクレ	56
1 議会報告	56
2 議会審議	59
3 まとめ	61
第3節 ル・シャプリエ法	63
1 議会報告	64
2 議会審議	64
3 営業の自由について	66
3 中間団体の禁止および国家の役割について	69
第4節 テュルゴ勅令からル・シャプリエ法への三つの理念の展開について	70
第5節 王国内に存するすべての商業会議所の廃止に関するデクレ	73
第4章 社団の解体 — 立法議会からテルミドールへ	77
第1節 立法議会からテルミドールへ	77
第2節 在俗修道会の廃止とその構成員の俸給および財産の管理に関する 一般デクレ	80
1 修道会について	80
2 聖職者委員会の男性の在俗修道会に関する報告およびデクレ案	83
3 公教育委員会の在俗修道会の廃止に関する報告およびデクレ案	84
4 議会審議	86
5 まとめ	90

第3節	国家によって許可されたあるいは許可を与えられたあらゆる アカデミーと文学団体の廃止に関するデクレ	91
第4節	割引銀行およびその他の種々の社団を廃止するデクレ	93
第5節	公教育の漸進的三段階を設立するデクレ（大学の廃止を規定）	98
第5章	社団の解体 — 総裁政府から第一帝政へ	104
第1節	総裁政府から第一帝政へ	104
第2節	1791年～1797年の民衆協会などに関するデクレ・法律および 1810年の刑法典	109
1	クラブ・民衆協会およびセクションについて	110
(1)	クラブ・民衆協会について	110
(2)	セクションについて	113
2	市民がコミューンの招集を要求することができる場合を定める 請願権に関するデクレおよび民衆協会に関するデクレ	114
(1)	民衆協会の請願の制限などを求めるパリ県とパリ市の請願に関する 議会報告	114
(2)	議会審議と市民がコミューンの招集を要求することができる場合を 定める請願権に関するデクレ	116
(3)	民衆協会に関するデクレ	122
(4)	1791年5月・9月のデクレとル・シャプリエ法との関係について	125
3	パリのセクションの総会を週二回に制限し日雇い労働者に出席の権利 を与えるデクレ	126
4	クラブあるいは民衆協会の名で知られている集合体を解散するデクレ	128
5	政治的問題に係わる特別な団体を臨時に禁止する法律	129
6	1810年の刑法典	132
7	まとめ	134
第3節	ル・シャプリエ法以後のコアリシオン禁止法	136
第6章	社団の「復活」	141
第1節	職業的社団の「復活」	141
1	コルポラシオンの復活を目指す動き	141
2	商工業発展のための情報収集・諮問組織設立の動き	143
3	治安維持の視点からの動き	147
第2節	修道会の「復活」	150
第7章	結論	154
第1節	営業の自由・中間団体・国家 — 水平的視点から	154
1	営業の自由について	154

2 中間団体否認の理念について	156
(1) 立法形式・立法理由	156
(2) 対象	157
(3) 期間	159
3 国家について	159
4 三つの理念の連関について	160
第2節 社団の「復活」	161
第3節 ル・シャプリエ法から1901年の結社の自由へ — 垂直的視点から ...	162
1 ル・シャプリエ法から1810年の刑法典へ	162
2 中間団体政策を基礎づける理念の変化について	165
3 1810年の刑法典の体制から1901年の結社の自由へ — 補足的に	167
文献一覧	170

序 論

アンシャン・レジームの下のフランスでは、身分 (état) というある種の社団、村落共同体 (communauté villageoise)、領主所領 (seigneurie)、小教区 (paroisse) といった領域的社団、コルポラシオン (corporation 同業組合)、コンパニオナージュ (compagnonnage 職人組合) などの都市部の職能的社団、信徒会 (confrérie) という職域・地域で組織された慈善活動などを担う社団などの一定の自律性を持った社団 (corps)、すなわち国家と個人の間に関在する中間団体 (corps intermédiaire) が広範に存在している。王権はこれらの社団の多くを公認し (コンパニオナージュは王権により弾圧される。) 公法的・半公法的特権を付与して、その見返りに税・納付金などを徴収すると同時に、社団の統制を通じて臣民を支配する社団国家という支配構造に拠っている。こうした社団は政治的、経済的、社会的、更には宗教的な機能を持ち、身分、地域、宗教、職業などの諸領域で重なり合いながらアンシャン・レジーム下のフランスを覆っており、当時の人々は何らかの社団に所属し、そこで生きていくと言ってよい。その構成員にとっては、このような社団は実体を持った「社会」そのものであった。

アンシャン・レジーム下においては、とりわけ 17 世紀から 18 世紀にかけて王権は中央集権化を進めたが、18 世紀の後半に至っても適用される法や税制、更には日常生活で使用される言語も地域によって異なることが多く、一定の均質性をもったフランス全体を包摂するような「社会」は存在していない。地域、職業、宗教といった性格を異にする社団が実体を持った「社会」の単位として重なり合って多数存在し、それを地域的に括る特権を与えられ一定の自律性をもった地方や都市というある種の社団が存在し、それらに「フランス」という政治的に大きな枠をはめる形で、王の親任官僚によって構成される中央集権的行政組織が存在しているという状態である。つまり、王権は社団という一定の自律性をもった「諸権力」と並存する、他の「諸権力」を支配することを目指して活動する「相対的に強力な権力」として存在している。王権は 17 世紀から 18 世紀にかけて「絶対主義」に基づく中央集権化の動きを強め、封建的な政治構造を解体するために戦ったが、権力の円滑な行使のために社団に対しては戦わなかった。革命の直前になっても、王権は依然として、社団＝中間団体を支配の中軸とする社団国家という支配構造に依拠していた。

『身分制的構造』を備えた初期近代ヨーロッパの社会—それを以下では簡単に身分制社会と呼ぶことにすれば、この身分制社会から市民社会への構造転換が、最もすっきりしたかたちでおこなわれたのは、アンシャン・レジームの原理的な否定を権力によって達成したフランス革命の場合である。」¹ このようなフランス革命では、国家と市民をつくり出すために、国家と個人の間に関在するあらゆる中間団体を排除することが必要であると考え

1 成瀬治 歴史学選書『近代市民社会の成立—社会思想史的考察—』(東京大学出版会 1984年) 3頁。

られた。近代市民社会は、「一方では、アダム・スミスが『商業社会』のモデルにおいて提示した自由な『経済社会』、他方では、法の前での平等に象徴される自由な『公民社会』という、二重の意味を備えていること」²、「つまり、近代市民社会における『市民』は、市場経済の担い手たる『ブルジョワ』 *bourgeois* として自己規定性を持つと同時に、国家主権とのかかわりにおいては、『人間と市民の諸権利の主体』たる『シトワイアン』 *citoyen* として現れる。」³ 「自由な『経済社会』と「法の前での平等に象徴される自由な『公民社会』」の創出という二つの視点から、フランス革命における反結社立法を見た場合、ル・シャプリエ法 (*Loi Le Chapelier*) を初めとする一連の反結社法による国家と個人の間には介在する中間団体である社団の解体は、政治的には社団国家の解体を意味し、経済的には、コルポラシオンの廃止を規定したダラルドのデクレヤル・シャプリエ法に見られるように、自由な経済活動を原理とする社会の創出を意味する。更に、社団の解体は、社団への依存から個人を解き放ち、近代市民社会の基本となる構成要素である権利の主体としての市民創出の前提条件をつくりだすことになる。

1791年憲法は、「第一編 憲法によって保障される基本条項」で、「捨て子を養育し、貧しい病人を救済し、仕事を得ることができなかつた貧しい健常者に対して仕事を与えるために公的扶助に関する一般的な施設が設置され組織される。すべての市民に共通し、すべての人にとって不可欠の教育の分野に関して無償の公教育が設立され組織される。」⁴と宣言する。更に、1793年憲法の第21条は、「公的扶助は神聖な負債である。」⁵とし、第22条は「社会は、全力をつくして、万人の理性の向上を奨励し、かつすべての市民が教育を受けることができるようにしなければならない。」⁶とする。これは、今まで国家と個人の間には介在する中間団体である社団のレベルで担われてきた貧者の救済、職の提供、教育などの社会的機能を国家の責任において組織することを表明したものである。つまりフランス革命においては、アンシャン・レジームの下で「社会」としての種々の社会的機能を果たしていた社団が一連の反結社法により解体され、国家自体がそれにとって代わる、あるいは国家がそれに代わるものを創り出し、社団への依存から切り離された個人を「国民」として国家＝単一不可分の共和国に統合していくことになる。このような過程のメカニズムを解明するためには、社会の諸領域における社団の解体に直接的かつ重要な役割を果たしたル・シャプリエ法を初めとする一連の反結社法の役割を考察することが不可欠となる。それはまた、典型的な市民革命といわれるフランス革命における、近代市民社会形成のメカニズムの一端を明らかにしていくことでもある。

2 同書2頁。

3 同所。

4 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements et avis du Conseil d'État de 1788 à 1830*, Guyot et Scribe, 1834, tome3, p.241. 以下 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois* と表記。

5 *Ibid.*, tome5, p.353.

6 *Ibidem*.

このような革命期における反結社法の研究に関しては、営業の自由 (*liberté du commerce et de l'industrie*) の観点から、コルポラシオンの廃止を規定するル・シャプリエ法を考察し、それを資本の本源的蓄積の過程であるとした「ル・シャプリエ法研究試論」(中村絃一 早稲田法学会誌 20 巻 早稲田大学法学会 1968 年)、団結権史の観点から反結社法を考察した『フランス労働法の研究』(大和田敢太 文理閣 1995 年)、革命期からナポレオン期への中間団体政策の変化を考察した「ナポレオン期における中間団体政策の変容 — 『ポリスの法制度』の視点から—」(高村学人 東京大学社会科学研究所紀要 社会科学研究 第 50 巻 第 6 号 1999 年)、「結社の自由」という視点から革命期の反結社法から結社の自由を法認した 1901 年法に至る過程を考察対象とした大部の著作であり、ル・シャプリエ法 (*Loi Le Chapelier*) を民衆協会 (*société populaire*) の活動制限のデクレと関連付けて「ル・シャプリエ法の再解釈」をおこなう『アソシアシオンへの自由』(高村学人 勁草書房 2007 年) などがある。一方ロザンヴァロン (*Rosanvallon, Pierre*) は、『*L'État en France de 1789 à nos jours*』(Seuil 1990) の中で、本稿のテーマと関連する革命におけるフランス国家の役割・性格という視点から、イギリスとの対比において次のように述べている。フランス革命が目指したものは、絶対主義的な政治システムの民主化と封建制的な社会構造の民主化であり、これは自由主義と民主主義という二つの段階を同時に実現しようとするのである。この政治構造と社会構造の民主化という二つの運動は、社会を急激に破壊すると同時に国家を強化するために結び付く。1789 年以降のフランス国家の特徴は、国民を創出し、同業組合的な構造の解体によって生じた社会的な空隙を埋め、伝統的な諸社団による「昔の調和」の代用物を見つけだすための前代未聞の社会的・文化的な任務の中に存する。⁷ ロザンヴァロンは、更に革命期における「国民の創出」という観点から、行政の管轄区域の再編成、言語や度量衡の統一、革命における中央集権化の問題、公教育の組織化の問題などを取り上げている。このような革命期のフランス国家に関する考察は、本稿の考察のアウトラインをなすものであり、その意味では本稿はその各論部分をなすと言える。

フランス革命から第一帝政にかけて、社会の諸領域における社団の解体を直接的に推し進めた反結社法の役割とその解体のメカニズムを考察していくために、第一に問題となるのは、反結社法が解体の対象としたアンシャン・レジームの諸社団の存在の問題である。これに関しては、本稿の論考の前提をなすものとして、アンシャン・レジーム下の社会においてどのような社団＝中間団体が存在し、それがどのような役割を果たし、人々にとってどのような存在としてあったのかという問題の解明が必要とされる。第二に問題となるのは、国家と個人の間介在する中間団体である社団を排除する反結社法を、その共通の理論的基礎をなす営業の自由、中間団体の禁止、国家の役割の重視という三つの理念の役割とその作用の連関という視点から分析・考察することである。第三に、その分析・考察

7 Pierre Rosanvallon, *L'État en France de 1789 à nos jours*, Seuil, 1990, pp.97-99. 以下 Pierre Rosanvallon, *L'État en France de 1789 à nos jours* と表記。

を踏まえて、反結社法を支える理念的基礎の変化を革命の展開と関連付けて、一つの過程としてとらえることである。営業の自由、中間団体の禁止、国家の重視という三つの理念は、コルポラシオンなどの中間団体の問題を媒介として、その時々の中間団体政策を通して一つの「運動」として現れることになるからである。本稿は、アンシャン・レジーム下の社団の考察を踏まえ、以上の視点からの一連の反結社法の分析・考察により、革命によるアンシャン・レジームの社会の解体と新たな社会の創出のメカニズムの一端を解明することを目的とする。

なお考察に当たっては、以下の点に留意した。第一に、中間団体の解体がどのような状況の下でどのようになされたのかを革命の状況と関連づけて概括的に把握できるよう、革命をバスティーユ襲撃から 1791 年憲法、立法議会からテルミドールのクーデターまでの、革命の「展開期」の前半と後半に区分し、更に総裁政府から第一帝政に至る革命の「収拾期」の三つの時期に区分し、各時期における革命の推移と反結社法を関連付けて記述するようにした。第二に、反結社法の基礎となる営業の自由・中間団体の禁止・国家の重視という三つの理念が議会報告・審議などの文脈の中でどのような位置を占めているかを見渡せるように、その内容全体をできる限り明らかにすることに留意した。第三に、反結社法を考察する前提として、反結社法が対象とするコルポラシオンなどの個々の中間団体の性格・役割などを、歴史的な観点も含めて明らかにするよう努めた。

第1章 アンシャン・レジームの団体の概要・機能

アンシャン・レジーム (*ancien régime*) という用語は、1788年に貴族の一人が作成したパンフレットで初めて用いられたと言われている。また全国三部会の代表の選出の中で、三部会の招集を「新しい時代の幕開け」と感じた聖職者身分の選挙人が、彼らが生きてきた従来の体制を「以前の体制」(*régime précédent*) という用語を用いて表している。¹ フランス革命を推進した人々が用いるようになる「アンシャン (*ancien* 旧：訳注) という呼び方をレジーム (*régime* 体制：訳注) に結び付けた」²表現は、「直ちに是非とも必要とはされなかった。憲法制定国民議会のデクレでは、しばしば『以前の体制』と述べられている。しかし、1789年11月26日には、ポワン・デュ・ジュール (*Point du jour* フランス革命時の新聞の名称：訳注) では、『憲法の条文にアンシャン・レジームの痕跡を残したままにしてはならない。』と述べられている。時には『ものごとの旧秩序』(*ancien ordre de choses*) などとも述べられていた」³が、「1790年初頭には、アンシャン・レジームという表現は、革命以前に存在していたものを示す標準的な用語となった。」⁴

革命を推進した人々にとって、アンシャン・レジームはどのようなものとしてあったのか。それは第一には政治的存在である。「絶対王政」、つまり代議制なしに国王が恣意的に権力を行使する専制的体制である。第二には、1791年憲法の前文がその廃止を宣言しているアンシャン・レジームの社会の在り方である。その前文は「国民議会は承認し宣言したばかりの原則に基づきフランス憲法を制定することを欲し、自由および平等の権利を害していた諸制度を最終的に廃止する。／もはや、貴族も、大貴族も、世襲的差別も、身分的差別も、封建制も、家産的裁判も、それから生じるいかなる称号、名称、特権も、いかなる騎士身分も、そのために貴族の証を求められ、また出生による差別を前提とした、いかなるコルポラシオンおよび勲章も、官吏の職務の執行における優越以外のいかなる優越も存在しない。／もはや、いかなる官職売買も、いかなる官職の世襲も存在しない。／もはや、国民のいかなる部分に対しても、またいかなる個人に対しても、いかなる特権も、すべてのフランス人に共通の権利の例外も存在しない。／もはや、宣誓職業組合も、職業、手工業のコルポラシオンも存在しない。／もはや、法律は自然権および憲法に反する、宗教的誓願も、その他の契約も認めない。」⁵と宣言している。「その社会を支配していたのは聖職者と貴族という『特権身分』であり、かれらは、多くの共同の負担は免除されたいうえに、すべての公的な権力と利益とを独占していた。」⁶ 第三には、経済のあり方である。

1 ウィリアム・ドイル 福井憲彦訳『アンシャン・レジーム』(岩波書店 2010年) 2頁。以下 ウィリアム・ドイル 福井憲彦訳『アンシャン・レジーム』と表記。

2 Albert Soboul, *La société française dans la seconde moitié du XVIII^e siècle - structures sociales cultures et modes de vie*, Centre de documentation universitaire, 1969, p.1. 以下 Albert Soboul, *La société française* と表記。

3 *Ibidem*.

4 ウィリアム・ドイル 福井憲彦訳『アンシャン・レジーム』 2頁。

5 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome1, pp.240-241.

6 ウィリアム・ドイル 福井憲彦訳『アンシャン・レジーム』 6頁。

農村部においては、アンシャン・レジームの末期においても、領主制は依然として農業経営や村の生活の主要な枠組みであった。商工業に関しては、権力や1791年憲法の前文に廃止の対象として挙げられているコルポラシオンなどによる、「良き誠実なる経済」(économie bonne et loyale) という理念に基づく経済活動への統制が存在していた。第四には、精神の領域である。アンシャン・レジーム下ではカトリック教会が宗教という「精神世界」を支配し、教育や貧民の救済などの慈善活動も担っていた。革命によりその原理を否定され、実体的にも解体されていくことになるアンシャン・レジームは、政治的、社会的、経済的、精神的秩序として存在していたと言える。

本章の目的は、革命期の一連の反結社立法が解体の対象とした、アンシャン・レジームの社会において広範に存在していた社団 (corps) の在り様を明らかにしようとするものであり、この点から以下により考察を進める。「アンシャン・レジームは法的・制度的構造というだけではない。すなわちそれは、そのすべての結果と共に社会そのものである。またそれは、社会的多様性をもたらすあらゆるニュアンスと共に心性であり生き方である。」⁷ アンシャン・レジームの社会においては、「国家の内部の諸都市や諸地方に対するように、身分の内部においてさえ社会的諸集団に対して、特権と理解される自治権すなわち自由が付与されていた。この同業組合的組織は権利の不平等の上に成り立っていた。」⁸ つまり、その社会の基本的な構成単位となるのは、身分、地域、職域、宗教などの諸領域において重なり合って存在していた、王権により付与された特権に基づく一定の自律性をもった種々の社会的集団＝社団である。そのような社団は、国家と個人の間を介し中間的利益を代表するという意味で中間団体 (corps intermédiaire) でもある。従って、反結社立法がもたらすものを理解する前提として、それが対象としたアンシャン・レジームの社会における社団＝中間団体の性格、政治的、経済的、社会的機能などを分析・考察し、その有り様を解明していくことが求められる。しかし、本来的にはすべての社団を対象としてその機能・性格などについて分析・考察することが望ましいが、多岐に渡る多様な社団のすべてを考察の対象とすることは困難である。そのため、諸社団の概要を把握した上で、都市部のコルポラシオン (corporation 同業組合) の中の商工業のコルポラシオンを主な対象として考察を進めることとする。

アンシャン・レジーム下の諸社団をその属性から整理すると、大きく分けて身分、領域、職能に基づく三種の社団が存在すると言える。以下、順次考察していくが、まず身分と領域によるものを簡単に考察した後、ル・シャプリエ法が廃止対象とした職能による社団であるコルポラシオン、特に商工業のコルポラシオンを中心として考察する。更に、コルポラシオンの対抗的組織であり王権によって弾圧されたコンパニオナージュ (compagnonnage 職人組合)、領域・職域の両方において組織された信徒会 (confrérie)、またアンシャン・レジームの社会の入り組んだ複雑な状況を理解するための補足として、その法的・制度的多様性と言語の多様性の問題を簡単に考察していく。

7 Albert Soboul, *La société française*, p.1.

8 *Ibid.*, P.3.

最後に用語の用い方の問題であるが、「社団」のみで用いた場合は身分、領域的社団、職能的社団なども含めたアンシャン・レジーム下の社団一般を指すものとして用いる。特定の属性をもった団体を指す場合は、「社団」に限定辞をつけてその性格を示すこととする。「コルポラシオン」に関しては、革命期になると「アンシャン・レジームの害悪を象徴する特権的中間団体」というニュアンスをもった使われ方が現れ、在俗修道会を「宗教的コルポラシオン」として非難し廃止するデクレなどがつくられるが、革命前の段階ではコルポラシオンは、職業の実施に際してそのメンバーを団体の規律に服させていく公法的・半公法的団体という本来の意味で用いる。

第1節 身分

身分 (état) は、第一身分である聖職者、第二身分である貴族、都市のブルジョワジーから農民まで多様なジャンルの人々によって構成される第三身分という三つの身分からなっている。第一、第二身分である聖職者、貴族は法的特権、免税特権など種々の特権をもち、ある種の社団を構成していたと言える。しかし、聖職者、貴族と言ってもその実態は均質なものではなく、内部での「分化」が進み複雑な様相を呈している。以下、順次各身分について簡単に考察して行く。

1 第一身分 — 聖職者

聖職者は、種々の特権をもつ。第一に名誉に関するものとしては、国家におけるすべての儀式、集会などにおいて他の二つの身分より優先される特権をもつ。第二に法的特権としては、聖職者は教会法に基づく教会裁判所をもつ。しかし、その管轄は国王裁判所により常に縮小されていき、18世紀末には聖職者の風紀や結婚の秘蹟の問題しか取扱われなくなる。更に、聖職者は負債によっては投獄されず、その動産、とりわけ書類などを押収されることはない。第三に免税特権に関しては、聖職者はアンシャン・レジームの末期までそれを維持している。つまり、教会の財産は、神によってすべての俗界の義務を免除されており、その財産は、礼拝、教会の維持、扶助および公教育にのみ当てられるべきだからである。税の免除については、教会財産だけではなく、聖職者個人の財産に対してもおこなわれており、タイユ (taille)⁹、人頭税 (capitation)¹⁰、二十分の一税 (vingtième)¹¹、賦役 (corvée)、兵士の宿泊なども免除されている。

聖職者は、もちろん第一に魂の救済を目指す司牧者としての職務があり、第二に洗礼、

9 アンシャン・レジーム期の直接税。本来領主が領民に課した税の一つで、国王も領主として直轄領地で徴収していた。百年戦争の戦費調達のため直轄領以外でも徴収するようになり、1412年から国王だけが徴収権をもつようになる。徴収方法が恣意的で公平性を欠いていたが、北部では人に対して、南部では財産に対して賦課された。

10 1695年に戦時特別税として創設されたが、革命時まで存続。担税能力とは無関係に、各臣民に一律に同額を課す税。

11 1749年に始まる王税で不動産を対象とし、収入の二十分の一を徴収した所得税の一種。

結婚、埋葬などを記録した教区簿冊を管理する公共的な職務、第三に教育に関する職務がある。小教区の民衆の初等教育施設であるプティト・エコール (*petite école*)、コレージュ (*collège* イエズス会やオラトリオ会はコレージュを運営していた。)、大学などに聖職者が深くかかわっている。しかし、こうした聖職者は、社会的一体性をもっていた訳ではない。司教、修道院長、教会参事会員という高位聖職者は貴族によって占められ、主任司祭、助任司祭、修道士という下級聖職者の大多数は第三身分のブルジョワジーや農民の出身である。これは聖職者内部で分化が進んでいたというよりは、むしろ本来的に「旧体制の社会には、事実上、二つの社会的カテゴリーしか存在しない。アリストクラート層と平民である。聖職者身分は、この社会的な垣根によって、二つに分断されている。」¹²という要素が強いように考えられる。

2 第二身分 — 貴族

貴族も種々の特権をもっている。第一に名誉に関するものとして、帯剣、領主の館への風見の設置、教会の特別席、教会の内陣への埋葬などの特権をもつ。第二に法的特権として、貴族は第一審は北部・東部ではバイイ裁判所 (*bailliage*)¹³、南部・西部ではセネシアル裁判所 (*sénéchaussée*) の裁判に服する。刑事事件については、高等法院の大審部と刑事部の合同審査で裁かれる。死刑に処せられる場合は、絞首刑は免除され斬首刑に処せられる。第三に免税特権としては、タイユ、道路の賦役、兵士の宿泊を免除され、人頭税と二十分の一税については免除されてはいなかったが僅かな額を支払うだけである。

貴族といってもその構成は一樣ではない。第一に、王の宮廷に出入りするような王の血縁などの古くからの貴族である大貴族、第二に、高等法院の貴族（高等法院は、ブルジョワ出身の官職保有者である法服貴族が席を占めていたとされるが、地方の多くの高等法院では貴族が多く席を占めていた。¹⁴）、第三に、農民と余り変わらない暮らしをしている田舎貴族が存在する。

貴族の本来の職務は、軍務への従事や国王を補佐する家臣としての職務である。貴族は、その資格を失うことなく一定面積の農地の耕作に従事できたが、商業などに従事することは禁じられており、違反すると貴族資格喪失とされる。ただし、海外貿易と鉱山および冶金業は例外とされる。貴族は領主である場合には、地下資源に関しても権利を保有している。従って、岩塩鉱や鉱山は領主に帰属することになる。18世紀にはこの権利は国王に移る。また、領主はほとんどの流水や森林を保有しており、動力・燃料を自由に調達でき、製鉄所やガラス工場を建設することができる。18世紀には、製鉄所のほとんどを所有していたのは大領主である貴族である。18世紀の中頃には、これに炭鉱の経営が加わることに

12 アルバール・ソブール 山崎耕一訳『大革命前夜のフランス 経済と社会』（法政大学出版局 1982年）170頁。以下 アルバール・ソブール 山崎耕一訳『大革命前夜のフランス』と表記。

13 12世紀に創設された、地方の行政、司法、軍事を担当した国王代官（北部・東部ではバイイ (*bailli*)、南部・西部ではセネシアル (*sénéchal*) と呼ばれる。）を長とする国王の下級裁判所。

14 Pierre Goubert, *l'Ancien régime 1 : la société*, Librairie Armand Colin, 1973, p.143. 以下 Pierre Goubert, *l'Ancien régime 1* と表記。

なる。「こうして貴族は資本主義経済の動きのなかにはいていた。しかし全体からみれば、それは少数である。」¹⁵

3 第三身分 — 平民

第三身分は、第一・第二身分以外の農村部の農民、都市部の職人、商人、商業活動などによる富裕なブルジョワジーなど雑多なジャンルの人々を含む身分である。つまり第三身分は、「他の二つの身分が止め置かないすべての者を集めた巨大なゴミ箱にしか相当しない。」¹⁶ 従って、第三身分は総体として社団を構成してはおらず、農民であれば村落共同体や小教区や領主所領といった地域的な形で重なり合って存在する社団に組み込まれ、都市部の住人である職人や商店主や官職保有者などは、それぞれの職域でコルポラシオンという社団を構成している。以下では、富裕なブルジョワジーの社会的上昇と農民の状況について述べる。なお、都市部の商人や職人については、「第3節 職能的社団」で触れることとする。

(1) 富裕なブルジョワジー

ここでは、第三身分の中で上層部を占める商業活動などにより富を蓄積したブルジョワジーについて触れる。このようなブルジョワジーは、貴族から領地を買い取るようになる。その際には、領地だけでなく、それに付随する領主裁判権、水車などの施設の使用強制権などの領主の権利も一緒に取得し、「領主」となるケースも多かった。ただ「領主」になったからと言って貴族になれた訳ではなく、ある種の権威をもっただけである。また富裕なブルジョワジーは、売官制 (*vénalité des offices*) により裁判官や書記官などの官職を取得し王の官僚となる。保有官職は家産となり世襲され、売買もされるようになる。そして、同じ官職を保有する者による王から独立的な社団が形成される。また、高位の官職は貴族への道を開くものでもあった。しかし18世紀の好況期には、富を蓄積したブルジョワジーが増大し、こうした社会的上昇の構造に「目詰まり」現象が生じてくる。

(2) 農民

アンシャン・レジームの末期には、フランスは依然として農業国である。「農村人口と都市人口の関連が初めて明らかにされた1846年においてもまだ、農村人口は全体の75%を示していた。」¹⁷

農民については、まず少数の富農 (*laboureur*) が挙げられる。富農とは有輪犁などの農具と役畜を所有し、主として借地で経営を拡大した中農以上の農民を言い、小作農か自作農かの区別は見られない。彼らは村落共同体における有力者であり、その社会的影響力は大きい。彼らは、穀物などの余剰を販売しており、穀物価格の上昇から利益を得ているが

15 アルベール・ソブール 山崎耕一訳『大革命前夜のフランス』135頁。

16 Pierre Goubert, *l'Ancien régime 1*, p.172.

17 アルベール・ソブール 山崎耕一訳『大革命前夜のフランス』261頁。

経済に果たす役割は小さい。

次に小作農が存在する。アンシャン・レジーム下の小作制度には、分益小作制(*métayage*)と定額小作制(*fermage*)がある。分益小作制は、普通役畜と大型農器具の大部分を地主から借り受け、収穫高の一定割合(通常は半分、そのため折半小作制とも言われる。)を地主に納める。これは、小作農の中で最大の集団であり、フランスの三分の二あるいは四分の三は分益小作制の地方である。分益小作農(*métayer*)の生活条件は、18世紀には、税や借地料の上昇や人口増に伴う被扶養者の増加などにより悪化する傾向にある。

定額小作制は、収穫高の豊凶に関係なく一定額の地代を支払い、穀物の種、家畜、農具は小作農側の負担になる。従って、定額小作農(*fermier*)となるためには一定の「経営資金」を必要とする。一般的に、定額小作農の経済的自立性は高く、中には広大な農地を借り受け、これを再び小作に出す大借地農もあり、少数ではあるが農場を経営する者もあった。特に豊かな穀物農業地域、泥土の小麦栽培平原、ピカルディ、東部ノルマンディなどが定額小作制の地域である。こうした大借地農は、市場目当てに穀物を生産しており18世紀の穀物価格上昇の恩恵を受けるが、借地料もそれ以上に上昇し、彼らはいくつもの借地を入手し費用を減らそうとする。

一方、自分の小家屋や小さな土地をもっているかにもよるが、生きていくためには農業労働者として雇われなければならない日雇い農民(*journalier*)もしくは農村労働者(*manouvrier*)が多数存在する。18世紀には賃金は緩やかに上昇するが、それ以上に物価は上昇し、彼らの生活条件は悪化する。日雇い農民や農村労働者、更には極小な分益小作農・定額小作農などは、「疫病、突然彼らを破滅させる家畜の伝染病(彼らは再び家畜を買うことはできないだろう。)、とりわけ収穫と雇用の過酷な変化によって脅かされる。」¹⁸そして、「経済的・人口的破局の場合—1710年あるいは1750年までの期間、彼らは、物乞い、放浪、死へと投げだされる。この階級においては、没落は上昇よりも頻繁である。」¹⁹

以上、分益小作制、定額小作制を中心として制度的視点から農民を分類し考察してきた。一方、ピエール・グーベール(*Pierre Goubert*)は、自立性を基準として制度横断的に農民を「自立的農民」(*paysan indépendant*)と「依存的農民」(*paysan dépendant*)とに分類し考察している。こうした異なる視点から農民層を考察することにより、その姿を有効に捉えることができる。前者の自立的農民は、富農、大規模経営を行う定額小作農などであり、アンシャン・レジームの下でどこにでも見られる。その割合は著しく変化するが多数を占めてはいない。その耕地は10haからしばしば20haを超える。その土地は常に彼らの所有という訳ではなく、彼らは土地の所有者ではなくても裕福な定額小作農であり、決して分益小作農ではない。彼らは、有輪犁などの農業用器具、家畜、二輪馬車などの輸送用具を所有し、それが彼らの自立性を支えている。彼らは、賃金を払って継続して従僕や下女を、断続的に日雇い農民を雇っている。自立的農民は、住民の集会に参加しそこで教会

18 Pierre Goubert, *l'Ancien régime 1*, p.93.

19 *Ibidem*.

管理人、総代、コンスル (consul) ²⁰という重要な役割を果す。彼らはしばしば読み書きができ、最先端の地域においては、何冊かの書籍を所有してさえいる。このような富裕な農民の中には、その子弟を下級聖職者にしたり、ささやかな官職を買い取って官職に就けたり、都市の商店主にしたりする者もいる。²¹

後者の依存的農民は、日雇い農民、農業労働者、極小の分益小作農・定額小作農などであり、そこには「社会的上昇と没落という二つの入口の間に、フランス人の大多数を形づくる 200 万から 300 万の家長が含まれている。」²² 彼らは、村落共同体に帰属する共同放牧、入会地、森の使用に関する権利をもっている。小教区の信者である彼らには、ミサの場所や墓地が保証され、来世の幸せが約束される。彼らはほとんど小教区の総会に参加せず、住民の集会のメンバーでもなく、当然総代やコンスルでもない。一部の地方を除いて、彼らは読み書きができない。「彼らは、日曜日の説教や聖人や地元の聖遺物への信仰や、夜の集いごとに甦る伝説的な背景を精神的な糧としていた。」²³ 彼らが神の望むとおりに設けた子供の半分は、成人せずに死亡する。「生き残った子供たちは、実際には、社会的上昇のいかなる機会ももたなかった。彼らの経済的、社会的、文化的依存は完全なものであった。向上という普通の希望はない。」²⁴

第2節 領域的社団 — 農村部の社団

農村部における社団としては、村落共同体 (communauté villageoise) と小教区 (paroisse) と領主所領 (seigneurie) が挙げられる。こうした社団は、王権に対して相対的自律性をもつ社会的集団であり、領域的に互いに重なり合って存在している。以下により簡単に考察していく。

1 村落共同体

「人々は土地を耕作するために、いくつかの点で集団を形成する。共通の必要が人々を一つにしていた。農民たちの結合は、彼らにとって共通の利益をつくりだした。」それが村落共同体であり、明らかに領主制に先行していた。²⁵ 村落共同体は、領主の監督の下で共同体自身によって運営され、最終的には法実体を持つに至る。この共同体は、領主と国家によって法的に認められており、その集会には司祭、領主あるいはその代理が出席し、

20 プロヴァンス、ラングドックなどの諸地方は、本格的な行政組織をもっており、コンスル (consul) と呼ばれる行政官を中心として、書記、下級役人が行政体を構成している。(森岡邦泰「アンシャン・レジームにおける農村共同体」*経済論叢* 144 巻 1 号 (京都大学経済学会 1989 年) 111 頁。以下 森岡邦泰「アンシャン・レジームにおける農村共同体」と表記。) コンスルは、村落共同体の集会で選出される。

21 Pierre Goubert, *L'Ancien régime* 1, pp.96-97.

22 *Ibid.*, p.93.

23 *Ibidem.*

24 *Ibidem.*

25 Albert Soboul, *La société française*, p.9.

現地の裁判官、総代 (syndic) ²⁶あるいは重要な問題を提起する法の実務家の主宰の下で、審議し発声により票決する。²⁷ 集会は、共同体を支配する機関であり、課税台帳にその名前が登録された家長 (chef de famille) によって構成される。それは、多くは富農や村の裕福な農民であり、彼らが集会の運営に主導的な役割を果たす。その権限は、共同体が関係するすべての問題を対象としている。集会は、共同体の出費を議決し、共同地の森の売払い、交換、賃貸借、および教会・司祭館、道路・橋の修繕などに関する決定をおこない、その予算を賄う負担金を比例的に徴収する。また、総代や作物番 (messier) やタイユの徴収人 (collecteur de taille) などの任命をおこなう。更に、プティット・エコール (petite école) と呼ばれる初歩的な読み・書き・計算などを教える民衆の子弟の初等教育のための学校の教師の任免をおこない、その俸給も負担している。²⁸ しかし、このプティット・エコールにおける教育は、当然科学的知識を与えようとするものではなく、祈りや聖歌や教理問答を暗唱させ、聖人伝を読み聞かせるなど良きカトリック信者を育てようとするものであった。²⁹ このような農村部における生産活動の組織化、インフラ整備、共有地の管理、学校の設置などをおこなう村落共同体から外れることは、農村部における生産活動・社会的活動の枠組から外れることを意味する。それと同時に村という「社会」の枠組から外れることは、出生、洗礼、結婚、埋葬を記録した教区簿冊を管理し、「来世の幸福」も約束する小教区という宗教的・社会的枠組からも外れて、物乞いや放浪者になることを意味する。つまり、それは「社会」の外に置かれ、その保護や支援を受けることのない「アウトロー」となることである。

18世紀には、一連の王令により、領主と地方長官の二重の後見監督の下で、総代の常任化の確認と制度を正規化することがおこなわれ、1787年の規則によって、村落共同体の地域的多様性は画一化されていくことになる。³⁰ また、共同体と領主の争いでは、共同財産が必然的に訴訟の対象となるが、17世紀には高等法院は領主の企てに好意的であるが、地方長官は反対の立場をとる。18世紀中頃には、フィジオクラートの経済的自由主義に基づく農業の近代化の理念に影響を受けた王権は、農地所有の個人化 (individualisme agraire) という新たな考え方により、1769年から88年にかけて、いくつもの地方で王令により入会地の分割が許可される (入会地全体の三分の一を領主のものとする)。そして1789年には、共同体の集会は三部会選挙のために招集されることになる。³¹

26 北部のパリ盆地の行政組織は原始的で、農村共同体の集会で選出される総代 (syndic) と呼ばれる代表をいただいているが、コミュニケーションの組織は都市にしか見られない。(森岡邦泰「アンシャン・レジームにおける農村共同体」111頁。)

27 Albert Soboul, *La société française*, p.12.

28 *Ibid.*, p.13.

29 16世紀末より司教は、司教管区の教育規定を制定し、司祭に小教区でのプティット・エコールの設立を命令ないし勧告するとともにその教育の監督責任を負わせ学校設立認可権、教師の資格認可権を有していた。これはキリスト教の教義を、カトリックの立場から守り普及させていくという理由からである。(梅根悟監修『世界教育史大系9 フランス教育史I』(講談社1975年) 52頁。)当初は司祭などの聖職者が教師を務めていたが、16世紀以降、聖職者ではない俗人の教師が増加していく。(前掲書 58頁。)

30 Albert Soboul, *La société française*, pp.13-14.

31 *Ibid.*, P.14.

2 小教区

小教区は、「その区域の住民が魂のために司祭の導きに委ねられる一定の区域」(Dictionnaire de l'Académie française, 5th Edition (1798))³²と定義されるが、しばしば村落共同体と一体となっている。「小教区、十分の一税徴税区 (*dîmage*)、これらの地理的、法的範囲は、1 リュー (*lieue*)³³四方以下と非常に小さく、時には一致する。」³⁴ その区域は、ほとんどの時代変わることがない。「小教区と村落共同体の中心、村のつましい住居の上に長い間に堅固に建てられた巨大な唯一の建造物、教会、神の家、それは民衆の家の役割を果たしていた。」³⁵ そこで会議が開かれ共通の事案が審議される。

小教区は、教会組織の最小の単位である。そこでは、キリスト教は、内面生活、家族生活、暦、社会生活、経済的生活を支配している。³⁶ 司祭は出生、洗礼、結婚、埋葬を記録した教区簿冊を管理し、結婚に関する法は大部分が教会法 (*droit canonique*) であり、日曜日のミサは出会いの機会を提供する。小教区の信徒によって選出され教権に認められた教会管理人は、小教区の財産の管理、教会と司祭館の維持の監督、司祭に対するミサの際の寄付の決定などをおこなう。教会管理人は、小教区の信徒を総会に招集できる。そこでは、埋葬の業務、教会の装飾の購入、遺贈の受領などやミサの時間さえもが決められる。更に、教会管理人など小教区の有効な信者は収穫の分担を決める。³⁷ 「教会の世俗財産と教権が、彼らの権限の中で、日常生活における俗事と聖なるもののように混じり合っていた。」³⁸

また「小教区は、農村部におけるアンシャン・レジームの基礎的な行政区域を構成し、国王のタイユ税徴収のための教区徴税区という財政的単位を形づくっていた。」³⁹ 司祭は説教の前後に新たな法律を公にするなど、ある種の「本人が意図しない、俸給が支払われない役人」として非宗教的で重要な役割も果たしている。⁴⁰ また、戦争の勝利や王子の誕生など王国の「重大事件」もそこで伝えられる。テュルゴ (*Turgot*) は、このような役割を果たしている司祭を、「それぞれの小教区にある程度の教育を受けた人がいることは幸運過ぎることである。その職務は、それ自体で正義と慈善の考え方を抱かせたはずである。」⁴¹と述べている。1775年には王の命により王国内のすべての司祭に送られた命令において、当時財務総監であったテュルゴは、司祭たちに小麦の流通の自由化のメリットについて農民

32 <http://artfl-project.uchicago.edu/node/17>. 2015年4月11日

33 革命以前の長さの単位。時期、地方により異なるが、1リューは概ね4～5km。

34 Pierre Goubert, *l'Ancien régime 2 : les pouvoirs*, Librairie Armand Colin, 1973, p.10. 以下 Pierre Goubert, *l'Ancien régime 2* と表記。

35 Albert Soboul, *La société française*, p.15.

36 Pierre Goubert, *l'Ancien régime 2*, p.10.

37 *Ibidem*.

38 Albert Soboul, *La société française*, p.15.

39 *Ibidem*.

40 Pierre Goubert, *l'Ancien régime 2*, p.10.

41 Albert Soboul, *La société française*, p.16.

を啓発するよう求めている。⁴² 「日曜説教は宗教的教育だけでなく、行政的教育であり時には司法的教育でもあった。」⁴³ 「司祭は外の世界と『大いなる』国制を、取るに足らない小教区の輪の中に登場させることに貢献した」⁴⁴のである。

3 領主所領

領主の所領では、領主の「城館は教会のように村に君臨していた。村落共同体はまた、領主の共同体である。農民は領主の所領の枠の中で生き働く。」⁴⁵ それは、領主の権利、権力、権威が土地とその土地に属するあらゆるものに及ぶ領主の土地である。通常信じられているのとは反対に、領主は必ずしも貴族ではない。財力があれば、非聖職者、聖職者、個人、集団、貴族、平民を問わず、誰でも領主の所領を購入できる。購入者は、そこから収入を得る以外に、人々にある種の威厳＝「貴族という錯覚」を与えることになる。⁴⁶ その規模は、幾アールかの微細なものから、数千ヘクタールに渡るものまでである。一般的に、領主制は二つの要素から成る。第一には、領地つまり領主の所領である。そこには、広い農地（領主直領地 大部分は小作に出されている。）に取り巻かれた領主の居館と領主裁判所がある。その広い農地は、しばしば礼拝堂と水車を含み、領主の支配下にある農地と森を含んでいる。第二には、サンス地代（*cens*）⁴⁷を課せられた自作農である農民と農民保有地（*censive*）⁴⁸である。保有地が都市のブルジョワジーに売却などされた場合、ブルジョワジーは直接耕作しないので、その保有地は農民に小作に出されることになる。前述のように、小作には分益小作制と定額小作制がある。

領主は、農民が保有地を売却、交換、遺贈する際には、譲渡財産の十分の一から三分の一にあたる移転税（*droit de mutation*）を徴収する。また、領民に賦役（*corvée*）を課す権利、所有する水車や竈を領民に強制的に使用させ使用料を徴収する使用強制権（*droit de banalité*）、狩猟、漁、川の使用、鳩の飼育、産物の収穫と販売の独占権を有している。更に領主は、ほとんどの場合サンス地代納付義務を負う農民の裁判官でもある。領主はその「封臣」を裁判官に任命するが、重罪についてはしばしば王の裁判所に譲り、慣習法に従って主に境界の決定、牧草地などに関する農民間の争い（＝民事事件）を裁判する。

このような領主制は、アンシャン・レジームの末期においても、依然として農業経営と村の生活の主要な経済的、社会的、制度的枠組みのままであった。⁴⁹

42 *Ibidem*. テュルゴは1774年に穀物の国内の取引規制を廃止するが、折からの凶作によって成果を挙げるに至らず、かえって投機・買占めによるパンの値上がりを招き1775年5月には「小麦粉戦争」と言われる暴動が発生する。

43 *Ibidem*.

44 Pierre Goubert, *l'Ancien régime 2*, p.10.

45 Albert Soboul, *La société française*, p.17.

46 Pierre Goubert, *l'Ancien régime 1*, p.73.

47 貨幣あるいは物納で毎年徴収される領主制的賦課租の一種で、農民保有地に対する領主の上級所有権を象徴するもの。

48 領主が使用权を譲渡する形で、封臣や農民に半永久的に貸与した土地。

49 Albert Soboul, *La société française*, p.17.

第3節 職能的社団 — 都市部の社団

1 コルポラシオン（同業組合）

（1） コルポラシオンの種類

コルポラシオン（corporation 同業組合）は、「公権力によって許可され、その職業に関する共通の規制の下で生きる複数の人々によって構成される団体」（*Dictionnaire de l'Académie française, 5th Edition (1798)*）⁵⁰と定義され、各都市の各職業において存在していた。オリヴィエ・マルタン（Fr. Olivier-Martin）は、このような同業組合的組織（*organisation corporative*）として次のような社団をあげている。⁵¹

① 学者の社団（*corps savant*）

アカデミー（*académie*）、大学（*université*）

② 商工業の社団（*corps du commerce et de l'industrie*）

商人の社団と手工業同業体（*corps des marchands et les communautés d'arts et métiers*）、商事会社と金融会社（*compagnie de commerce et de finance*）、経済的利益を一般的に代表する商業会議所（*chambre de commerce*）など

商人と手工業者の社団には、同じ職業あるいは類似の職業（例えば、大工から樽職人といった木材関連の職業）の職人を水平的に集める単純なコルポラシオン（*corporation simple*）と、羅紗製造業における機織工、仕上げ工、コーミング工といった比較的自立性のある手仕事を垂直的に集める複合的なコルポラシオン（*corporation complexe*）とがあり、更にその中間的形態（*type intermédiaire*）として、その職業に従事する者の数が十分に多くない場合、種々雑多な職業（例えば、肉屋と染物職人など）をまとめて単一の管理の下におくものがある。⁵²

③ 弁護士などの裁判補助者の社団（*corps d'auxiliaire de la justice*）、

④ 医業の社団（*corps de la médecine*）

⑤ 王の官職保有者の社団（*corps d'officiers royaux*）、

⑥ 裁判と警察の小官職保有者（*petit officier de justice et de police*）

⑦ 国際的なレベルにおける社団（*corps sur le plan international*）

これは、フランスにおいて外国人がつくる集団および外国においてフランス人がつくる集団で、「これらの集団は職業団体に基礎を置き、ある種の凝集性といくらかの自治を享受する法的単位を構成していた。」⁵³

50 <http://artfl-project.uchicago.edu/node/17>. 2015年4月11日

51 Fr. Olivier-Martin, *L'organisation corporative de la France d'ancien régime*, Librairie du Recueil Sirey, 1938, table des matières. 以下 Fr. Olivier-Martin, *L'organisation corporative de la France* と表記。

52 Émile Coornaert, *Les corporations en France avant 1789*, Gallimard, 1941, p.32. 以下 Émile Coornaert, *Les corporations en France avant 1789* と表記。

53 Fr. Olivier-Martin, *L'organisation corporative de la France*, p.461.

以上がコルポラシオンの主要な形態であるが、それには非常に卑しい職業とされた靴直し職人のコルポラシオンから「上座裁判所の旦那方」のコルポラシオンまでが含まれる。しかし、その「途方もない多様性」は総体としてその特徴を害するものではない。⁵⁴ つまり「都市の独自性、それは三つの身分の内部において、例外的な明瞭さで、ほとんど完全に限定され、そのことを意識した社団（コルポラシオン：訳注）が姿を現すことである。」⁵⁵ 農村部では「農民の集団の構成要素は、通常、生産と生活水準における農民の地位によってしか区別されない。… すなわち、農村部においては富農の『社団』もあるいは分益小作農の『社団』も存在しない。」⁵⁶のである。以下、商工業のコルポラシオンを中心として、その性格・機能などを考察することとする。

（2）コルポラシオンの性格 — 商工業のコルポラシオンを中心に

都市の諸社団の中で、テュルゴ勅令やル・シャプリエ法が廃止対象とした商工業のコルポラシオン（corporation 同業組合）を取り上げて、その性格について以下で考察する。コルポラシオンという用語が最初にフランスで使われたのは、皮肉なことに、商工業のコルポラシオンの廃止を規定する 1776 年 2 月のテュルゴ勅令においてであると言われている。もちろん、ここでコルポラシオンと呼ばれた同業者の社団は中世から存在しており、「アンシャン・レジーム下では *métier*（手職）、*corps de métier*（手職団体）、*communauté de métiers*（手職同業体）、*communauté d'arts et métiers*（手工業同業体）、*maîtrise*（親方身分）、*jurande*（宣誓組合）等とよばれた。」⁵⁷

アンシャン・レジーム下の営業制度（*régime du commerce et de l'industrie*）には、次の三つがある。第一には宣誓職業（*métier juré*）である。宣誓職業はより厳格な組織形態を示す。本質的なことは、宣誓職業が領主および王の権力と協力関係をもつ自身の取締りに尽力するある種の自律的社団を構成することである。この宣誓職業組合は王の特許状によって認められ、より厳しく規制される。当初は王領地の都市に限定されていたが、徐々に王領地以外の都市にも広がっていく。宣誓職業をおこなうには、規約に定められた諸要件を満たし、組合の承認と若干の徒弟期間を必要とする。親方身分を取得するためには、「親方試験作品」（*chef d'œuvre*）を製作し、「加入税」（*droit d'entrée*）を支払い、親方になる際に組合の規約を守ることを宣誓しなければならない。ここから、宣誓職業という名称が生じる。⁵⁸ 第二には規制職業（*métier réglé*）である。規制職業は都市自治の伝統の強い地方の都市に多く、都市当局や領主によって認められる。宣誓職業と比較して規制がより柔軟であり、次第にその自由は減少していくが、一定の自由を享受していたことから自由職

54 Pierre Goubert, *l'Ancien régime I*, pp.172-173.

55 *Ibid.*, p.172.

56 *Ibidem.*

57 中村紘一「ル・シャプリエ法研究試論」早稲田法学会誌 20 巻 早稲田大学法学会 1968 年 4 頁。以下中村紘一「ル・シャプリエ法研究試論」と表記。

58 オリヴィエ・マルタン 堀浩訳『フランス法制史概説』（創文社 1986 年）930 頁。以下 オリヴィエ・マルタン 堀浩訳『フランス法制史概説』と表記。

業 (*métier libre*) と呼ばれる。規制職業をおこなうには、宣誓職業のように資格や人数の制限はない。徒弟奉公も実際には行われていたが、義務的なものではない。規制職業組合は、都市の警察の監督の下に置かれ、都市の規則によって規約が定められる。当該組合の中から検査役 (*inspecteur*) が選ばれ、規約の適用を監視し違反の場合は違警罪裁判所 (*tribunal de police*) で処理される。⁵⁹ 第三には、特権職業 (*métier privilégié*) と言われる王権によって特権を与えられた王立マニユファクチャーである。王立マニユファクチャーは、王が一名あるいはまとまった何人かに与える特権によって設立される。それは、特定の地で定められた若干の種類の製品を製造し、製品の販路が定められると同時に、その領域では独占権が認められる。王権は、少なくとも税の免除としばしば補助金を与える。⁶⁰ 以下で述べるように、これらの営業制度の主流となったのは宣誓職業である。

コルポラシオンは親方 (*maître*)、仲間職人 (*compagnon*)、徒弟 (*apprenti*) によって構成されており、厳格な位階制が取られている。親方の中から選ばれた世話人によって構成される世話人会 (*jurande*) がコルポラシオンの規則の遵守を監視し、立ち入り検査などによりその秩序を守っている。コルポラシオンは、職人の養成と監督を通じてその技術を維持・伝承し、生産の質を維持しようとする。そのために、徒弟修業、雇用契約、賃金などの職に関する条件、品質基準、作業上の規則などの製品に関する条件の規制権限をもっている。コルポラシオンはそこから、生産量の規制、それに伴う徒弟の数や労働時間の制限などをおこない、価格に関しても統制をおこなう。コルポラシオンは、親方が主体となってその利益を守るために権力と結びついた団体という性格を強くもっており、権力による特権の付与・保証により、外部に対しては競争を避けるための独占を維持し、内部に対しては統制により競争を抑制する。

15世紀以降王権は、コルポラシオンを創設しその特権を承認する権利を確立し、16世紀になるとコルポラシオンを宣誓職業組合に再編成していく。その目的は第一に商工業者への統制の強化であり、第二には財政的な理由である(宣誓職業組合の場合、新たに親方資格を得た者は国庫に納付金を納めなければならない)。17世紀にはコルベールの重商主義政策に基づく国家の統制強化の中で、コルポラシオンの自律性は失われていく。更に、財政的な問題がこうした傾向に拍車をかける。王権は親方身分特許状 (*lettre de maîtrise*) を創設しこれを販売しようとするが、親方の数を維持し独占状態を守ろうとするコルポラシオンはこれを買戻さねばならない。更に、王権はコルポラシオンに関する様々な役職をつくり、その職株の買戻しを命ずる。コルポラシオンはそのため借金を重ね、加入税が引き上げられ、職人にとって親方への道は益々困難なものとなる。親方身分は世襲化が進みカースト化し、18世紀中頃にはコルポラシオンの財政も破綻してしまう。

一方、16世紀に入る頃からコルポラシオンに属さないもぐり職人 (*faux ouvriers*) が急激に増加し、18世紀にはコルポラシオンによる独占の維持や職人の統制に対する脅威となる。もぐり職人には、修道院領などのコルポラシオンの規制から自由な場所で仕事をする

59 同書 929 頁。

60 同書 934 頁。

職人と分散して自室で仕事をする職人とがある。正規の徒弟修業を終了した職人あるいは親方以外は、コルポラシオンが存在するパリでは本来は営業できない。しかし、サンタントワーヌ大修道院の領主裁判権の下にあり、修道院がこうした職人たちを保護していたパリの市壁の外側のフォーブル・サンタントワーヌには多くの職種の職人が集まりパリのコルポラシオンの規制に服さずに営業していたが、とりわけ指物・家具製造業が発展した。王権は 1642 年にここをパリのコルポラシオンに編入することを命じるが、1657 年にはこれを撤回し修道院側の主張を認めコルポラシオンからの特権免除を認める。1716 年には王権は再びコルポラシオン側の主張を認めるが、その活動を止めることはできない。パリのコルポラシオンの統制を受けないフォーブル・サンタントワーヌは、経済活動の自由を主張するフィジokrat (physiocrate) のショーウィンドーのようであった。⁶¹ ただし、名義貸しなどの裏の流通経路は存在していたが、パリ市内でのその製品の販売は禁止されていた。こうした制約のため職人の中には親方株の購入などにより、パリのコルポラシオンに加入する者も少なくなかった。⁶² 18 世紀末革命直前のパリの社会・風俗を記したメルシエ (Mercier, Louis-Sébastien) は、『Tableau de Paris』(1781 年から 1788 年にかけて全 12 巻が刊行される。)の中で「数年前から民衆の間で、とりわけ手工業において、不服従が顕著になっている。徒弟や見習い職人が自立心を示そうとする。親方に対する尊敬の念を欠き、組合をつくる。古来の規則に対するこういう侮蔑は、秩序に反するものだ。」(1788 年出版)⁶³と述べているように、コルポラシオンは 18 世紀には内と外に問題を抱えその統制は弱まっていた。

更に、「生産の規制的体制は、…何時でも何処でも職業の単位のあらゆる集合体に課せられてはいなかった。」⁶⁴「これらの団体 (コルポラシオン：訳注) の把握の外に、本当に自由な多くの職業が存続していた。」⁶⁵ すなわち、都市当局の直接の監視を受けてはいたが、コルポラシオンの規制を受けない「自由職業」といわれる、召使などの家内奉公人、日雇い労働者、種々の路上の物売りなどである。メルシエは『Tableau de Paris』の中で「自由職業」である多数のパリの路上の物売りの様子について、「売り声は、屋根を越えて、いやでも聞こえてくるし、その声量は辻々のざわめきと喧騒を圧倒する。…水売り、古帽子売りの女、屑鉄商、うさぎの毛皮売り、魚売りの女など、われがちに甲高い、耳をつんざくような調べで商品の名を歌い上げる。」(1783 年出版)⁶⁶と述べている。一方農村部においては、都市部で行われていたコルポラシオンによる規制は全く存在せず、1762 年の王令は農村部における営業の自由を追認する形で認める。そのため、商業資本による繊維業の分散マニユファクチャーが農村部で発展し、都市の同種の仕事に携わる親方・職人層に打撃

61 福井憲彦編 綾部恒雄監修『結社の世界史 3 アソシエーションで読み解くフランス史』(山川出版 2006 年) 28-29 頁。以下 福井憲彦編 綾部恒雄監修『アソシエーションで読み解くフランス史』と表記。

62 喜安朗『パリ 都市統治の近代』(岩波書店 2009 年) 81 頁。

63 メルシエ 原宏編訳『十八世紀パリ生活誌 - タブロー・ド・パリ - (上)』(岩波書店 1989 年) 262 頁。以下 メルシエ 原宏編訳『十八世紀パリ生活誌 (上)』と表記。

64 Émile Coornaert, *Les corporations en France avant 1789*, p.34.

65 *Ibidem*.

66 メルシエ 原宏編訳『十八世紀パリ生活誌 (上)』 51-52 頁。

を与えていくことになる。

(3) コルポラシオンの機能 — 商工業のコルポラシオンを中心に

① 政治的機能

アンシャン・レジーム下の諸社团は、単にそれぞれの職業や領域などにおいて、そのメンバーを社团の規律に服させていくというだけではなく、アンシャン・レジームの支配構造の重要な部分をなしている。王権は一定の社团に特権 (*privilège*) を付与あるいは承認し、その自律性を保証しつつ、自らの支配構造に取り込んでいく。この場合特権とは、ある中間集団のために、例えば公共の負担の免除といった特別の状態を創り出すものである (通常はその申請による。)。普通、特権は古い慣習に基づく以前の一定の状態を確認するものであるが、新しい状態を創り出すことも可能である。特権は、通常君主の温情のみによるのではなく、公共の利益 (*bien public*) への考慮により正当化される。⁶⁷ 「特権」を自由と平等に反するものとして批判する見解は、フランス革命において、コルポラシオンへの批判と結び付いて全面的に展開されることになる。

社团国家と言われるアンシャン・レジーム下の王権の支配構造は、1776年にルイ16世が臨席する親裁座で高等法院の次席検事であるセギエ (*Séguier*) がおこなった、商工業のコルポラシオンを廃止するテュルゴ勅令 (*Édit de Turgo*) に反対する建言において、はっきりと示されている。セギエは、次のように述べる。「陛下、すべての臣民は、王国において身分が存在するのと同様に異なる社团 (*corps*) に分けられています。すなわち、聖職者、貴族、最高諸院、下級裁判所、これらの裁判所付きの官職保有者、大学、アカデミー、金融会社、商事会社、これらすべてが国家のあらゆる部分における現存の社团を示しているのです。この現存の社团は、大きな鎖の環と見なすことができるものです。その最初の環は、国民という社团を構成するものすべての長であり至高の行政官としての陛下の手にあります。この貴重な鎖を破壊しようとするだけで恐るべきことに違いないでしょう。」

68

「16世紀以来、同業組合は強力に制度化される。1581年の王令 (*ordonnance*) は特定の職業への従事のためには同業組合の一つへの所属を義務とする。」⁶⁹ そして、「許可なく設立された団体は違法と宣告される。法的承認の恩恵を享受する団体は、公式の組織の地位へと変化する。…禁止と設立された団体による取り込みの間で、自立的な結社の領域はその居場所を見つけるのは難しい。」⁷⁰ 「アンシャン・レジームの法はあらゆる結社の創設を王の許可の下におく。」⁷¹ 「王権の許可を必要とする結社の誕生、それはある種の特権を

67 オリヴィエ・マルタン 堀浩訳 『フランス法制史概説』516頁。

68 Jules Flammermont, *Remontrances du parlement de Paris*, tome3, Imprimerie Nationale, 1888-98, pp.345-346. 以下 Jules Flammermont, *Remontrances du parlement de Paris* と表記。

69 Conseil d'Etat, *Rapport public 2000: Jurisprudence et avis de 1999, Les associations et la loi de 1901, cent ans après*, La documentation française, 2000, p.250. 以下 Conseil d'Etat, *Les associations et la loi de 1901, cent ans après* と表記。

70 *Ibidem*.

71 *Ibidem*.

恩恵として与えることを伴う。中間団体と衝突するよりもむしろ、王権はこのように中間団体を仲介者として用いるよう努める。」⁷² 例えば、アンシャン・レジーム下の商業会議所は、商事裁判所 (*juridiction consulaire*) を設置し、その地域における船舶や商品に対する税の徴収を王権から認められ、港湾や水路などのインフラの整備・維持管理をおこなっている。⁷³ これらの業務は王権の業務を肩代わりするものであり、「従って、商業会議所は商人たちの直接の利益と同時に、国の利益のために働く半公的機関として現れる。」⁷⁴ また、商業会議所は王に対する貸付けや愛国的寄付 (*don patriotique* 軍艦提供などのための寄付。)をおこなっている。⁷⁵ 更に、商業会議所は地方の商業的利益と視点を代表する団体であり、王はそこから意見を求め、統計資料などを入手する。⁷⁶

このように、アンシャン・レジーム下の王権は、直接個々の臣民の把握へと向かうのではなく、コルポラシオンなどの既存の各種社団を公法的・半公法的特権を付与して支配機構に取り込んで公認し、特権の見返りとして税・納付金などを課すと同時に、個人と国家の間に介在する中間団体である社団の統制を通じて臣民を統制し支配する社団国家という構造を有している。従って、社団＝中間団体が統治の過程に介在することとなり、既得権益を守ろうとする有力な社団と王権の間で紛争が生じることになる。

社団国家と言われる支配構造の中で、「国家の諸制度は、他の諸制度の中の一つの制度に過ぎない。その唯一の独自性は、他の諸制度を支配することを望み、武力を背景に、なんとか他の諸制度の支配を達成しようとすることである。」⁷⁷ このような国家の運動は、不均等にではあるが徐々に進む。ピエール・グーベール (*Pierre Goubert*) は、こうした状況を「他の社会集団は、他の制度や慣習や精神、敢えて言えば、他の『文明』を持っている。」⁷⁸ 「人々にとっては、国家のすべての役人は、よそ者、闖入者であった。『国家中心主義』あるいは『絶対主義』の勝利は、その背後にいくつかの集団が姿を現すよくできた広告の少しばかりの勝利である。」⁷⁹ とする。このような比喩的表現が適切か否かは措くとしても、「絶対王政」 (*monarchie absolue*)、「絶対主義」 (*absolutisme*) は「実際の状態」というよりも、むしろ王権神授説などを背景とする王権の絶対性を標榜する理念とそれに基づく「運動」という色彩を帯びていることは確かである。17世紀から18世紀にかけての親任官僚による地方長官 (*intendant*) の設置などの統治制度の整備や常備軍の整備などに見られるように王権・国家の強化が進むが、王権は「絶対王政」と言われるような「絶対的な権力」となった訳ではなく、実際には社団国家といわれる統治システムにおける「一定の権力」をもつ諸々の社会集団の中で「相対的に強い権力」という状態にあったと言える。国家はスムーズに権力を行使するために、諸社団と戦うのではなくそれを利用したのである。

72 *Ibidem*.

73 Fr. Olivier Martin, *L'organisation corporative de la France*, pp.286, 291- 292.

74 *Ibid.* p.292.

75 *Ibidem*.

76 *Ibid.* p.293.

77 Pierre Goubert, *l'Ancien régime 2*, p.6.

78 *Ibidem*.

79 *Ibid.*, pp.6-7.

アンシャン・レジーム下においては、基本的には「国家によって権力は独占されていた訳ではないのであり、社会の中には様々な権力がいわば併存しており国家もまたその一端を担っていたにとどまる。」⁸⁰のである。

② 経済的機能

中世には、領主は警察 (police) に関する一般的権利により、商工業に対する極めて広範な監督権を有していた。当時は、キリスト教の諸原理の影響下で、良き誠実なる経済 (économie bonne et loyale) という考え方が生じ、これが手工業者の習慣や警察権力の規制に影響を及ぼしていた。⁸¹「協同福祉の代表者」⁸²として、公権力である領主や都市当局は、「職業人に対して《économie bonne et loyale》の原則を遵守すべきことを注意し、また適度の最低生活のできない細民に対しては当局が保障してやるべきものと考えられた。」⁸³

「絶対王政期」には王権が「協同福祉の代表者」として、生産者の利益と消費者の利益の「正しき均衡 (juste équilibre) を実現することに努力する。具体的には、経済は社会全体に利益をもたらすものでなければならないという観点から、警察による規制・取締がおこなわれたが、それは主要には食料品とりわけ穀物の十分な供給を目指すものであった。⁸⁴

コルポラシオンもこうした考え方の枠内にある。以上で述べたような「良き誠実なる経済」という中世以来の職業に関する考えは、コルポラシオンの内部の諸規制に具体的に現れる。すなわち、本来的にコルポラシオンは、職人の養成・監督を通じてその技術を維持・伝承し、製品の質を維持することを目的とし、そのために徒弟修業、雇用契約、賃金などの職に関する条件、品質基準、作業規則などの製品に関する規制権限をもつものである。従って、製品の製造という点からは、「良き誠実なる経済」とは良質な製品の製造のための技術の維持・改善にあり、コルポラシオンはこれを保証するものと言える。しかし、一方でダラルドのデクレ (Décret d'Allarde) の議会報告において、報告者であるダラルド (d'Allarde) はコルポラシオンのこのような統制について、「この目的に関して宣誓職業組合の統制がいかに虚しいものであったかが知られている。フォーブールや特権を与えられた他の場所の職人は、親方の監督下にある職人よりもよい働きをすることが知られている。」⁸⁵としている。

また、基本的に親方の団体という性格を持つコルポラシオンは、当然その特権により競争の危険から身を守ろうとする傾向をもつ。「従ってその規制は、理論的には、親方間の競争を規制するのと同じく消費者の保護を保障するという目的をもつ。」⁸⁶つまり、コルポラ

80 二宮宏之・阿河雄二郎編『アンシャン・レジームの国家と社会』(山川出版 1982年) 8頁。

81 オリヴィエ・マルタン 埴浩訳『フランス法制史概説』924頁。

82 野田良之『フランス法概論 上巻』(有斐閣 1954年) 199頁。以下 野田良之『フランス法概論』と表記。

83 同書 200頁。

84 オリヴィエ・マルタン 埴浩訳『フランス法制史概説』925頁。

85 *Archives parlementaires de 1787 à 1860*, Jérôme Mavidal et Emile Laurent (éds), Centre national de la recherche scientifique, 1961- 1^{ère} série, tome 23, P200。以下 *Archives parlementaires* と表記。

86 Albert Soboul, *La société française*, p.153.

シオンは競争、過剰生産、失業を避けようとして、前述のような職や製品の製造に関する条件の規制をおこなう。そしてこうした点から、生産量の規制、それに伴う徒弟の数や労働時間・就労日の制限、コルポラシオンの規制下にある都市部の市場を外部の製品の流入から守るための入市税の徴収などがおこなわれるようになる。このような生産条件・市場などの規制と同様に、販売条件の規制もおこなわれる。「職業は社会の一個の *officium* (義務：引用者) であり、商工業も利潤追求のために為されるのではなく、商工業者はその生活を維持し、体面を保って (*honorablement*) 家族を養育するに足るだけの《*juste prix*》を得るために働くべきもの」⁸⁷という理念から、製品の価格は、消費者には十分に低いが、生産者が「正当な利益」を得るには十分に高いものでなければならないとされる。このようなキリスト教的な「公正価格」(*juste prix*) に基づく価格の統制が規制を完全なものとする。従って、製品の販売という点からは、「良き誠実な経済」とは「公正価格」での製品の安定的供給にあると言える。つまり、「良き誠実なる経済」とは、確かな技術による良質な製品の「公正価格」での安定的な消費者への供給を意味する。

こうしたシステムの脆弱な均衡を脅かす恐れのある技術的進歩は、コルポラシオンから敵視されることになる。⁸⁸「コルポラシオンは、職業活動を統率することで、少しずつ社会を維持することの源となった。」⁸⁹しかし、「かつての活き活きとしたコルポラシオンは、社会の体質を硬化させその変化を妨げた。すなわち、未来に対して消極的であることは、過去に対して忠実であることの代償となった。コルポラシオンは、かつてないほど緊密に自身が生きていた環境に同化していたが、その環境を強固にした以上に危険にさらしていた。」⁹⁰すなわち、「コルポラシオンのシステムは、社会的・経済的安定を保障していた。それは、その代償として旧慣墨守と停滞をもたらした。」⁹¹のである。

またコルポラシオンのシステムは、特定の職業に従事するためにコルポラシオンへの所属を義務付ける 1581 年の王令 (*ordonnance*) が象徴的に示すように、王権と結び付いたコルポラシオンが、その公法的・半公法的特権により「良き誠実な経済」という理念に基づき製品の生産・販売などの経済活動に対する統制を行い、営業の自由 (*liberté du commerce et de l'industrie*) を妨げるという側面をもつものである。コルポラシオンは、18 世紀には「*laissez faire, laissez passer*」(自由につくり、自由に流通させよ) というスローガンを掲げるフィジokrat (physiocrate) の厳しい批判を浴びる。コルポラシオンは、革命前の 1776 年 2 月のテュルゴ勅令により一旦廃止されるが、76 年 5 月のテュルゴの失脚により、76 年 8 月には若干の改革を経た後復活する。革命期に入ると、コルポラシオンはダラルドのデクレ (*Décret d'Allarde* 1791 年 3 月)、ル・シャプリエ法 (*Loi Le Chapelier* 1791 年 6 月) により廃止されることになる。

しかし、以上で述べてきた「良き誠実なる経済」という中世以来の職業に関する理念は、

87 野田良之『フランス法概論』199-200 頁。

88 Albert Soboul, *La société française*, p.153.

89 Émile Coornaert, *Les corporations en France avant 1789*, P.287.

90 *Ibidem*.

91 Albert Soboul, *La société française*, p.153.

革命期にもなお残存している。「クラマール南西部とムードン南部の小教区の住民が 1789 年 4 月 14 日の総会で起草し決定した苦情、陳情および愛国的見解」⁹²（クラマール、ムードンはパリの城壁外の南西の町）というタイトルの三部会への陳情書では、「商工業は人間のように自由であらねばならない。／従って、宣誓職業組合と親方の職は廃止される。しかし、手工芸（*arts mécaniques*）の維持と改善のために、知性と能力の最も曖昧さのない証明を示した後にしか、何者にもこれらの手工芸をおこなうことは認められてはならない。」⁹³として、コルポラシオンの廃止と技能の証明を求めている。また、「アミアンのパイイ管区の三部会への陳情書」⁹⁴は、「親方特許状の廃止、および手工業（*arts et métiers*）の職業のそれぞれの種類に共通の体制の確立。それぞれの職業の種類に応じて、志願者は徒弟修業をおこない、親方試験作品を作成することを義務付けられる。」⁹⁵として、コルポラシオンの廃止と徒弟修業・親方試験作品の制度の維持、すなわち技能の維持を求めている。一方、「ボーヴェのパイイ管区の陳情書」⁹⁶は、「この王令（宣誓職業組合と親方の職に関する 1777 年の王令：訳注）は、互に何の関係もないコルポラシオンを統合した。このために、統合されたコルポラシオンの親方たちは、自分たちが無知な職業を営むことが可能になる。彼らは、真の産業の妨げとなり公衆の信頼を損なう。」⁹⁷として旧来の制度への復帰を求めている。以上のように、コルポラシオンの廃止を求める陳情書においても徒弟修業と親方試験作品の存続や技能の証明を求め、旧制度への復帰を求める陳情においてもその理由を技能の維持に求めている。こうした陳情書の主張が示すこと、それは中世以来の職業に関する理念が革命期に至ってもなお存在していることである。

③ 社会的機能

「社会的」という言葉は多義的であるが、ここでは人々の「精神」におけるコルポラシオンの作用を中心に、相互扶助機能についても考察する。コルポラシオンは、物質的な面だけでなく、当然それに加入する人々の精神にも規定力をもつことになる。「長い諸世紀を通じて、精神と意識へのコルポラシオンの規律の影響はより確かで、より継続的であった。人々は絶えることのない教育、つまり彼らの行為を導き抑制した義務とその行為を維持し限定する枠組の持続的な影響を受けた。すべての制度のように、職業の共同体はその精神を形成した。その共同体は、多かれ少なかれ強力に、常に同じ方向で影響を及ぼした。明確な規則に従って労働する義務、仕事の決められたリズムへの順応、すなわち明確に書き記されたしきたりの中で規則正しい生活が送られることが、共同体のメンバーの昔からの

92 *Archives parlementaires* 1^{ère} série, tome4, p.438.

93 *Ibid.*, p.440.

94 *Ibid.*, 1^{ère} série, tome1, p.753.

95 *Ibidem.*

96 *Ibid.*, 1^{ère} série, tome2, p.307.

97 *Ibidem.* 1776 年にテュルゴ勅令が廃止された後、類似のコルポラシオンの統合などの改革が行われたが、この陳情書はこの統合が技能を持たない者の営業を可能にするという問題を挙げ、旧制度への復帰を求めたものである。

理論を完全に表していた。」⁹⁸

一方、ピエール・グーベールは、「集団においてしか人間を認めない」というメンタリティの存在を指摘し、その著書の『Ancien régime 1』の「都市の社会」という項で次のように述べている。アンシャン・レジームの社会の中で高い地位を占めていた十数人の聖職者やレジスト (légiste 法学者) は、意識的あるいは無意識に、非常に古いモデルに遡って自分が生きている社会を描写しようとする。「つまり、ロワゾー⁹⁹とその同類は、その時代 (17 世紀前半：訳注) の現実というよりは自身のメンタリティについて良く証言している。」「しかしながら、彼らのメンタリティがその時代の現実に属しており、現実を理解するのに助けることに変わりはない。」¹⁰⁰ 更に修辞学者のいく人かも、「部分的で偏った不十分な方法で証言する」¹⁰¹として、それらの「証言」には一定の限界があることを認めた上で、次のように述べている。「彼らは全員一致で、集団においてしか人間を認めない。… 孤立した人間は彼らの理解を超え、また言語道断であるように見える。すなわち、彼らは孤立した人間に悪魔 (あるいは、隠修士の場合は神) と取引するような黒い意図という疑いをもつのである。それは、今日我々が『アウトロー』 (marginaux)、あるいは『社会生活不適應者』 (asociaux) — おおまかに言って、当時の『物乞い』 (mendiant) — と呼ぶようなもの」である。¹⁰² つまり、「特異な集団 (キリスト教徒、賢者、正直者など) に帰着するモラリストや文学者や哲学者の抽象概念を別にすれば」¹⁰³、個人は何らかの集団に加わることによって初めて人間として認められ、集団に加わっていない孤立した個人は、「物乞い」として「社会」の外に置かれ、その保護を受けることのない存在となる。

都市部では多くの人々は社団＝コルポラシオンに所属している。各コルポラシオンは、行政機関や裁判所から承認あるいは付与された規約をもち、それぞれの職業の守護聖人を称える行事をおこなうといった宗教的性格も帯びており、加入の儀式や階層秩序をもち、裁判に出廷でき、予算少なくとも「金庫」を管理する責任者をもっている。各コルポラシオンは、一つの精神状態、象徴体系、上昇すると同時に連続する階層秩序の中で食欲に要求される地位をもっている。その地位は、都市の正式な礼拝行列のような大行列の順序や都市参事会員選出の際の投票順序において姿を現す。このような行列や投票の順序が、コルポラシオンの慣例的評価を表している。¹⁰⁴ そして、コルポラシオンのメンバー間での暴力沙汰を伴うような「公式の儀式やそれぞれのコルポラシオンが目立った場所を占めていた行列における場所の争い、その領域あるいは隣接する社団への敬意に対する侵害の場合の争い」が生じる。その争いが、「社会的な階層秩序において各々が主張する序列のためと

98 Émile Coornaert, *Les corporations en France avant 1789*, pp.287-288.

99 シャルル・ロワゾー Charles Loyseau 1566-1627、法律家、パリ高等法院付き弁護士、*Traité des ordres et simples dignités* (1610 年) を著す。

100 Pierre Goubert, *l'Ancien régime 1*, p.171.

101 *Ibidem*.

102 *Ibid.*, p.172.

103 *Ibidem*.

104 *Ibidem*.

いうよりは、むしろ束の間の自尊心を満足させるための戦いであった。」¹⁰⁵にしても、コルポラシオンのメンバーの意識の中で、その「社会的地位」が「集団的な感情と運動」を十分に引き起こすことができる問題であることに変わりはない。¹⁰⁶

このようなコルポラシオンの社会的地位に関して引き起こされる「集団的な感情と運動」の基底には、「集団においてしか人間を認めない」というメンタリティが存在すると言える。この「集団においてしか人間を認めない」というメンタリティは、集団のメンバーが自らのアイデンティティを自己の所属する集団に求めることであり、その集団の社会的地位が構成員の社会的地位を規定することになる。そこから、コルポラシオンの特権・利益の防衛と結び付いた自らの所属するコルポラシオンを他のコルポラシオンより社会的に優越したものにしようとするコルポラシオン間の争いが生じ、その結果としてコルポラシオン間の「分化」・「格差」が生じてくる。「ノールでは、ギルドはかなり早く貴族となっていた。ヴァレンシエンヌやトゥルネ（この都市のブルジョワは貴族であった。）においては、羅紗製造業者は『騎士身分』（chevalerie）になっていた。『小間物屋の団体の自警団に登録された』ラングドックの『騎士身分』の商人は、自分を貴族であると思う権利を持っていた。15世紀以来、パリの六つの社団（羅紗商、香辛料＝菓種商、高級小間物商、毛皮商、帽子商、金銀細工商：訳注）は貴族の一端を形づくっていた。」¹⁰⁷ このような上位の社団の下に、その順位は変化するが、その他のコルポラシオンが階層状に並ぶことになる。ミディ、マルセイユなどの地方では、手職団体は「honorable」、「assez honorable」、「mécanique」に区分される。指物師の親方のように「親方と呼ばれる普通の職人」がいた一方で、食肉商の親方のようにそのメンバーが「商人」（marchand）と呼ばれていた「ブルジョワの」職業が存在していた。¹⁰⁸

更にこうしたコルポラシオン間の階層化の動きに加えて、コルポラシオンの内部で「手仕事への軽蔑」という傾向が、あらゆる時代にはっきりと現れてくる。「古代の偏見を蘇らせたルネッサンスは『手工芸』（arts mécaniques）と『自由学芸』（arts libéraux）の間に溝を穿つ。こうした影響の下で、印刷業者や書籍商のような学芸に関係する職人やいわゆる芸術家たちは、卑しいと見なした手仕事から自分たちを懸命に区別しようとするようになる。」¹⁰⁹ 16世紀には、親方試験作品を義務付けられていないパリの小間物商たちは、「自分たちの職業は手仕事ではない。」という形で、他の手仕事のコルポラシオンと自らを区別してその優越性を主張し、「大学の文具係」（supports de l'Université）といわれた印刷業者や書籍商もそれに倣うことになる。¹¹⁰ 「多くの都市において、中世以降、『儲け仕事に従事することなく、礼節を以て』生きる商人および製造業者を含む『ブルジョワ』と『手仕事によって生きる職人や使用人』は区別される。往時の親方は、二つの相反する世界に分

105 Émile Coornaert, *Les corporations en France avant 1789*, P.282.

106 *Ibid.*, P.283.

107 *Ibid.*, P.282.

108 *Ibidem.*

109 *Ibid.*, p.284.

110 *Ibid.*, p.282.

割されることになる。すなわち、使用人と共に格下げされた職人は、ブルジョワではない。手仕事は、ある種の社会的な欠陥となる。」¹¹¹「軽蔑された職人たち自身も、自分たちの中にこのような蔑視を持込む。」¹¹² 自らの高い資格を評価する製紙職人は他の職人とは没交渉であり、帯剣の権利を持つ印刷職人はそれを貴族の称号と見なす。彼らに続いて 18 世紀には、パリのいくつもの職人の団体が貴族の称号を手に入れようとするようになる。¹¹³

「コルポラシオンは、その特権と傾向の類似性にもかかわらず、一つの社会的階級を構成していなかった。… 明白で執拗な対立の上から、同業組合的連帯が、自己の職業への偏狭な愛情の中で、それぞれのコルポラシオンのすべてのメンバーを結び付けている。同業組合的連帯は、境界に関する隣接する職業間の無数の際限のない訴訟の中に特に明確に姿を現す。それらの訴訟のために、特に 16 世紀以降、コルポラシオンの多くが、常にその予算を支出する項目を書き留めている。」¹¹⁴ こうしたコルポラシオン間の差別化の動きと結び付いた自己の特権・利益を守ろうとする争いの頻発という状況は革命の直前まで続く。パリの社会・風俗を記録したメルシエは『Tableau de Paris』の中で、革命直前のパリにおけるコルポラシオンの独占＝特権を守るための取締と入市税を非難と揶揄を込めて次のように述べている。以下、少し長くなるが引用する。「これ以上頻繁に行われるものは何もないし、我が国の法律の名誉をこれ以上穢すものは何もない。執達吏を連れて、綱売りや、屋台店を引っ張る零細な金物商を追いかけまわす警察署長の姿がよく見かけられる。／同業組合は絶えずたがいにだしぬきあう。それがまた訴訟の種となるので、弁護士や代訴人はよりどりみどりで訴訟の仕事を選ぶ。／なるほど同業組合は、理事も組合員も親方も申し合わせたように酔っぱらうあの長ったらしい会食をもう開かなくなったが、押収の楽しみのほうは少しも捨てていない。／四十着ばかりの半ズボンと背中と頭にのせている女から、公衆の面前で品物を奪い取る。かの厳かなる古着商組合の名において、衣類を押収しているのだ。バッジ売りの貧弱な陳列品を取り上げているが、それはそのバッジ売りが、特典を授けられた金物商の絶対的権利を侵害したからだそうだ。マントの下に何かくるんだものを持ち歩いている長上着姿の男が捕まえられる。一体何を没収しているのか？ 新品の靴だ。それを不運な男は雑巾の中に隠していたのだ。靴は警察の命令で没収される。その不正な販売は、パリの靴職人に対する侵害になるというのだ。／市門で、つまり押収されぬものがあるか！ 商業上のすべての梱や荷物には、何と多くの税金がかけられることか！」(1783 年出版)¹¹⁵ 一方革命の過程で、憲法制定国民議会による 1791 年 9 月 3 日の 91 年憲法の前文は、もはやいかなる貴族も、世襲的・身分的特権も、官職売買・官職の世襲も、宣誓組合も、職業・工芸のコルポラシオンも存在しないという形で、アンシャン・レジームの社会的システムを支える柱の一つであるコルポラシオンの廃止を宣言する。

111 *Ibid.*, p.285.

112 *Ibidem.*

113 *Ibidem.*

114 *Ibid.*, p.286.

115 メルシエ 原宏編訳『十八世紀パリ生活誌 ータブロー・ド・パリー (下)』(岩波書店 1989 年) 286-287 頁。以下 メルシエ 原宏編訳『十八世紀パリ生活誌 (下)』と表記。

革命直前においてはコルポラシオンの特権が侵害されることも多かったが、それに対する取締も頻繁におこなわれている。このことは、その体制のたがは緩んでいたが激しい非難の対象となる程度には、コルポラシオンはなお一定の社会的規定力を持った存在であり、革命期においても、法的廃止の対象となる程度には社会的規定力を維持していたことを示している。そして、メルシエが述べているように、コルポラシオン間の争いが18世紀の末に至っても絶えることなく続いている。つまり、自己のアイデンティティを所属する社団に求める「集団においてしか人間を認めない」というメンタリティの傾向は、自己のコルポラシオンの特権とそれに基づく利益の防衛という回路を経由して、他のコルポラシオンに対するある種の優越意識により自己の所属するコルポラシオンとの差別化を図る争いという形をとって現れ続けていると言える。

また、コルポラシオンの社会的活動として非常によく指摘されるのが、その慈善活動である。14世紀にはパリの羅紗製造業者の社団は、その守護聖人の日にパリのオテル・デュー（*hôtel-Dieu* 施療院）の貧しい人々に食事を供し、金銀細工師の社団も同様の慣行を取り入れている。「他の社団も、あらゆる時代に、種々の施しにより、しばしば彼らの罰金の一部を貧者に配ることで、それらの社団をまねていた。」¹¹⁶ またコルポラシオンの内部においても、「コルポラシオンのメンバーはより頻繁に相互援助を実行していた。」¹¹⁷ いくつかのコルポラシオンでは、貧困状態にある親方たちに所有する建物に住居を与えたり、窮乏状態にある同業者の援助のために拠出金を徴収したりしている。この場合、「同業者とは、時には職人を含むコルポラシオンのすべてのメンバーである。とりわけ16世紀以降非常に頻繁に、同業者というのは親方だけとなる。」¹¹⁸ ここにコンパニオナージュが組織される要因があると言える。このような相互扶助を支えていた「習慣的な強い親近感は、同業者の間では、しばしば近隣関係や利益の同一性や類似の生活水準によって保障されていたことは確かである。」¹¹⁹ また、それぞれの職業の守護聖人（例えば、金銀細工師の守護聖人は聖エリギウス（*Saint-Eligius*）、毛織物業者は聖バルテルミー（*Saint-Barthélemy*）etc）への信仰を共有していたコルポラシオンは、守護聖人の日に総会を開き、ミサをあげ、行列をおこない守護聖人の日を祝っていた。コルポラシオンは、このように宗教的な結合という色彩を強くもっており、後述の信徒会（*confrérie*）と密接な関係にあり、同業者の信徒会をコルポラシオンの母体とする説が有力である。¹²⁰ 実際に、都市参事会が信徒会を職業団体の一種として扱ったり、信徒会が職業的利益を守るために訴訟を起したりするなどコルポラシオンとして「公的な役割」を果たすこともあり、その境界はあいまいなことも多かった。

2 コンパニオナージュ（職人組合）

116 *Émile Coornaert, Les corporations en France avant 1789, p.280.*

117 *Ibidem.*

118 *Ibidem.*

119 *Ibid., p.281.*

120 福井憲彦編 綾部恒雄監修 『アソシアシオンで読み解くフランス史』 21頁。

テュルゴ勅令、ル・シャプリエ法がコルポラシオンと同様に禁止の対象とする仲間職人 (compagnon) のコアリシオン (coalition) ¹²¹の組織としての現れであるコンパニオナージュ (compagnonnage 職人組合) が、親方の利益を代表するコルポラシオンに対する対抗的組織として存在する。それがどのような団体かを以下で考察する。

コンパニオナージュは 11 世紀～13 世紀にかけてカテドラルの建設に携わった大工や石工の信徒会 (confrérie) から発生したものではないとも言われている。親方たちの信徒会から排除された仲間職人たちは、仲間職人だけの信徒会をつくることになるが、中世にはコンパニオナージュは信徒会との区別も不明確であった。中世末頃には、親方たちの特権的団体となったコルポラシオンに対する仲間職人だけで構成される横断的な対抗的組織としてコンパニオナージュが姿を現してくる。

こうした動きは、仲間職人の親方への上昇が比較的容易であり、親方・仲間職人・徒弟というコルポラシオン内部の家父長的關係が維持されていた時代には顕在化しない。しかし都市経済の発展が頭打ちになり、独占維持のため親方数が限定され、親方身分の世襲的傾向が強まり、仲間職人にフランス巡歴と呼ばれる巡歴修行が課せられるようになると、仲間職人と親方間の關係に亀裂が生じる。コンパニオナージュは「まずこの階層間の緊張關係の所産であったと言える。」¹²² コンパニオナージュと仲間職人による信徒会との相違は、後者が特定の教区ごとに組織されているのに対して、前者は仲間職人の巡歴修行のための都市間を結ぶ広域的・横断的組織であることである。しかし、コンパニオナージュは宗教的儀式に則った宗教結社的な要素も有していた。

コンパニオナージュは、フランス巡歴のために設けられた各都市の職人宿を拠点として仲間職人の結合を強めることで、職人の労働条件に関して親方に対する交渉力を強めることになる。コンパニオナージュが強力になるにつれて、巡歴職人の仕事の斡旋の窓口として各都市の当該職種の労働力の供給を独占的に担うことになる。「コルポラシオンが親方たちの集団的特権を維持するための親方たちの排他的独占組織であり、国家権力と癒着した半公法的制度であったのに対して、仲間職人の組織であるコンパニオナージュの経済的機能は、労働力販売の独占である。」¹²³ この「労働力販売の独占」により、劣悪な労働条件を提示する親方に対してはボイコットやストライキにより対抗していくことが可能になり、よそ者の職人を導入しスト破りをしようとする親方との間ではしばしば暴力を伴う激しい闘いが展開され、18 世紀後半にはストライキが激増する。そのため、アンシャン・レジーム下においては、王権はコンパニオナージュに対して何度も禁令を発して非合法化し、激しく弾圧するが勢力を保ち続ける。こうしたコンパニオナージュを巡る状況が、ル・シャプリエ法のコアリシオンの禁止に大きな影響を与えたことは想像に難くない。

121 コアリシオン (coalition) には一般に「団結」という訳語があてられるが、「団結」という訳語がもつニュアンスよりもより広い「協同して何かをすること」という意味をもっている。従って、コアリシオンは、労働者の団結だけではなく、使用者が団体を結成する (= 団結する) ことにも用いられる。

122 谷川稔『フランス社会運動史 アソシアシオンとサンディカリズム』(山川出版社 1983 年) 18 頁。
以下 谷川稔『フランス社会運動史』と表記。

123 中村紘一「ル・シャプリエ法研究試論」9 頁。

更に付け加えれば、既に述べたように、コンパニオナージュはアンシャン・レジーム下において今日でいう「労働組合的機能」を果たしていたが、これはその機能の一部に過ぎない。コンパニオナージュは、第一にフランス巡歴のための相互扶助団体である。各都市にはコンパニオナージュにより職人宿が設けられ、メール（*mère*）と呼ばれる女性が衣食住のみならず疾病の際の世話もおこなっていた。またローラール（*roleur*）と呼ばれる世話人によって仕事の斡旋がおこなわれ、仲間頭（*premier compagnon*）が親方・職人間の通常の労働条件を巡る問題の調停にあたっていた。更に先輩の職人による職業教育もおこなわれていた。つまり、コンパニオナージュは独自の文化を持ち、相互扶助機能、相互教育機能、職業紹介機能、労働組合機能を有し、「国家の集権化が進みつつあるアンシャン・レジームの社会にあって、いわば国家内国家とも言えるひとつの『中間団体』 *corps intermédiaire*（モンテスキュー）、もしくは『対抗社会』 *contre-société* を形成していたのである。」¹²⁴ このようなコンパニオナージュについて、アルベール・ソブール（*Albert Soboul*）は、「その分裂と個別主義にもかかわらず、これらのアソシアシオン（コンパニオナージュのことを指す。：訳注）は、職業的な枠内と地方的なレベルで、賃金労働者に統一の兆しとある種の階級的な感覚を与えていた。同業組合的システムの内部で、コンパニオナージュは都市間を結ぶ組織と自立した枠組みを示した。」¹²⁵と述べている。

しかしながら、コンパニオナージュはそのまま近代的な意味の「労働組合」に移行するには多くの限界と問題をもっていたことも事実である。それはまず、コンパニオナージュの組合員資格がフランス巡歴をおこなう 20 歳前後から 25 歳位までの独身男性に限られるという組合員資格の限定性である。第二には、ソロモンの神殿建設にまつわるコンパニオナージュの起源伝説から、その主力は大工や石工などの建築関係の職人から構成されているという職種の限定性である。第三には、コンパニオナージュの起源伝説から生じる入会の儀式などに見られる秘儀宗教的性格である。第四には、このような秘儀宗教結社的性格が中世の身分制を反映した熟練の度合いによる位階制と結び付きコンパニオナージュの内部に生み出された封建的因習である。第五には、しばしば流血や死者を伴うような激しいコンパニオナージュ間の分派闘争が生じていたことが示すその偏狭性である。¹²⁶ つまり、コンパニオナージュは非常に強い因習性と排他性という構造的な問題を持ち、仲間職人間の水平的結合と同時に、因習に基づく垂直的な家父長的關係という二つの矛盾する構造を内包していたのである。

第4節 信徒会

1 信徒会の区分

信徒会（*confrérie*）という用語を、モーリス・アギュロン（*Maurice Agulhon*）は、そ

124 谷川稔『フランス社会運動史』22頁。

125 *Albert Soboul, La société française, p.209.*

126 谷川稔『フランス社会運動史』25 - 34頁。

の著書である『*Pénitents et Francs-Maçons de l'ancien Provence*』の中で、「アンシャン・レジム下で、非聖職者により組織される宗教的性格の集団を示すための標準的用語」¹²⁷とする。一方、*Dictionnaire de l'Académie française, 4th Edition (1762)*は、その目的に着目して「何らかの篤信の行のために集まった人々の団体」¹²⁸とする。つまり、何らかの篤信の行をおこなうための非聖職者により組織された宗教的性格をもつ集団と言えよその性格を理解しやすいであろう。「このようなすべての信徒会は共通の特徴をもっていた。すなわち、信徒会という名前そのもの、その目的の宗教的性格、その職務の独立性（信徒会の「世話人」を指名するのは内部の年次総会においてである。）、財産の所有（チャペルとその調度、土地からの収入、公の募金を行う権利など）である。」¹²⁹

信徒会は、その目的によって差異が見いだされる。モーリス・アギュロンは信徒会を、「制度型信徒会」(*confrérie-institution*)として「教区信徒会」(*confrérie paroissiale*)、「アソシアション型信徒会」(*confrérie-association*)として「同業信徒会」(*confrérie professionnelle*)および「悔悛者の信徒会」(*confrérie de pénitents*)に分類する。¹³⁰以下、この区分に従って順次簡単に考察していく。

2 制度型信徒会—教区信徒会

教区信徒会は、都市部や農村部の村落の小教区などの制度に組み込まれた信徒会であり、公的な制度と厳密な意味でのアソシアション (*association* 非営利結社) の中間に存在する信徒会である。「教区コンフレリは、地元の名望家が主導権を握っていたこと、コミュニンの行政の下部組織的性格をもっていたこと、教区教会の祭壇や守護聖人の礼拝堂の維持・管理、守護聖人の祭りの挙行など当時あつては公共的といえる事業を担ったことが共通点として挙げられる。」¹³¹

教区信徒会で第一に挙げられるのは、小教区の教会と祭壇の維持をおこなう信徒会である。17世紀には、「聖体信徒会」(*Confrérie de Saint Sacrement*) と呼ばれるようになるこの信徒会は、特に小教区の祭壇を維持し、そこで永遠に灯される灯明を絶やさないようにする。従って、しばしばその信徒会の名前に「灯明」(*luminaire*) という名前が添えられている。この信徒会の役職は、コミュニンの参事会の改選を行うコミュニンの総会で同時に選ばれる。その役職はコミュニンの名士によって占められ、信徒会の運営がおこなわれる。名士を通じて、参事会やコミュニンの組織との連携が可能になる。こうした状況は、次に述べる「聖霊信徒会」も同様である。第二には、施療院の維持、つまり貧者への扶助（施療院は病人の治療だけでなく、乞食、老人、捨て子など生活に困窮している貧民全般への扶助をおこなっていた。）を任務とする信徒会であり、それは主に宗教によって生み

127 Maurice Agulhon, *Pénitents et Francs-Maçons de l'ancienne Provence*, Fayard, 1968, p.23. 以下 Maurice Agulhon, *Pénitents et Francs-Maçons* と表記。

128 <http://artfl-project.uchicago.edu/node/17>. 2015年4月8日

129 Maurice Agulhon, *Pénitents et Francs-Maçons*, p.23.

130 *Ibid.*, table des matières.

131 福井憲彦編 綾部恒雄監修 『アソシアションで読み解くフランス史』 33頁。

出されたものである。この信徒会の数は非常に多く、プロヴァンスのほとんどの小教区には施療院が設けられていた。この施療院の運営をおこなう信徒会は、「聖霊信徒会」(Confrerie du Saint-Esprit)と呼ばれていた。18世紀にはその数は減少し、市町村の行政機関に急速に吸収されていく。第三には、コミュニオンの中で非常に大きな役割を果たした守護聖人の教会あるいはチャペルの維持・管理をおこない、聖人の祝日に祭りを組織する信徒会である。この信徒会は、聖バルテルミーなどの地元の守護聖人の名前を冠するものもあった。そのメンバーは、他の信徒会と重複することが多かった。

3 アソシアシオン型信徒会

(1) 同業信徒会

同業信徒会は、同業の親方を中心とする霊的・物的救済を目的とするアソシアシオンである。「信徒会(同業信徒会:訳注)は、独立にせよ小教区の教会の中にせよ、信仰と集会の場である礼拝堂をもっている。信徒会は、役員を選出する。信徒会は、負担金(「賦課金」)を課すことで、また献金あるいは罰金(内部の規則違反に対する)を受け取ることで財源を得る。その役員はこの金を、一方で礼拝堂のミサの謝礼金や「灯明」に必要な品や装飾や美化に用い、他方で相互扶助(貧しい同業者、病気になった職人、資力のない同業者の葬儀費用などへの援助)に用いる。これらの信徒会は、会則を持っている。会則は、内部の規則、日曜日や祝祭日の休業、ミサ、祝祭、行列、時には信徒会の葬儀への補助をまもらせることを目指す。」¹³²

つまり、同業信徒会は、相互扶助をおこなう社会的集団の性格と守護聖人へのミサや礼拝をおこなう宗教的組織の性格が混じり合った同業者という枠組の自主的な集合体としてのアソシアシオンである。「プロヴァンスでは宣誓職業組合が不在であっても、最も小さい都市の中にまで、無数の同業信徒会が小売業・職人という庶民階級の宗教的な必要や相互扶助の必要に応じていた。」¹³³ 同業信徒会はコルポラシオンと密接に結びついており、都市参事会が信徒会を職業団体の一種として扱うこともあったし、信徒会が職業的利益を守るために訴訟を起こすなどコルポラシオンとして「公的な役割」を果たすこともあった。

(2) 悔悛者の信徒会

「教区信徒会は名士の限られた数に限定されており、同業信徒会は一つの社会階級に限定されていた。」¹³⁴ 悔悛者の信徒会の会員は、16世紀～17世紀の創設当初は貴族やブルジョワがほとんどであったが、次第に手工業者や農民も加わるようになり、「それぞれの信徒会(悔悛者の信徒会:訳注)は、数十人時にはそれ以上の人々をすべての階級から集める。」¹³⁵ つまり、個人の自発的集合体としてのアソシアシオンである「悔悛者の信徒会は、唯一

132 Maurice Agulhon, *Pénitents et Francs-Maçons*, p.68.

133 Albert Soboul, *La société française*, p.223.

134 Maurice Agulhon, *Pénitents et Francs-Maçons*, pp.86-87

135 *Ibid.*, p.87.

さまざまな社会的出自の多数の参加者をもつことができたように見える。」¹³⁶「これらの信徒会は共通の特徴をもっていた。すなわち、宗教的な性格、運営の独立（年次総会で信徒会はその「役員」(officier)を指名した。)、財産の所有（礼拝堂、その調度類、土地からの収入）などである。」¹³⁷ 悔悛者の信徒会は、会所有の礼拝堂での聖務、死者の埋葬、病人の看護、神を称える行列などをおこない、信仰と慈善という務めを果たしている。その活動の最大の特徴は、囚人への衣類・食料の提供、貧民への喜捨、施療院への寄付やその経営、地域の状況に合った活動（例えば、港町における遭難者の妻子への手当の支給）などの慈善活動をおこなうことにある。また、この信徒会は原則として平等であり、その役職者を民主的に選ぶ（ただし、貴族やブルジョワの優位を妨げるものではない。）。平等は、特にその衣装によって具体的に示される。宗教的儀式の際の公衆を前にした行列で、悔悛者の信徒会の会員たちは、眼の所に二つの穴だけが開いた覆面頭巾を被り「袋」(sac)と言われる長衣を着用する。それは、社会的地位を表す世俗の服が隠され会員は平等となるだけでなく、信徒会の精神のシンボルであると同時にその印でもあった。信徒会の会員は、会ごとに定められた白色、黒色、灰色などの長衣をまとっていた。その服装の色は信徒会を示し、悔悛者の信徒会はしばしば色によって呼ばれるようになる。

信徒会は原則として宗教的なものであった。しかしアンシャン・レジームの末期には、「共にあることの意義と喜び、そうしたソシアビリテがしばしば集団の目的以上にあるいはそれと同様に結局は会員の心をとらえることになった（多くの厳格主義の司教がそのことを告発していた。）」¹³⁸ つまり、「世俗的なソシアビリテへの変化が、…アンシャン・レジームの末期に確認された。」¹³⁹のである。

第5節 法・制度と言語 — 補足的に

アンシャン・レジームの社会を、その基礎的単位である諸社団、とりわけ商工業のコルポラシオンを軸として考察してきたが、その混沌とした「分裂状態」をより明確に示すために、補足として法的、制度的側面および言語の多様性という側面から以下により考察する。

アンシャン・レジーム下においては、都市や地方にも特権が認められていた。1532年地方三部会の同意を得て王領に統合されたブルターニュでは、地方三部会の維持、免税特権などの旧来の慣習法による特権がそのまま維持された。ブルターニュなどの形式的には直接税が免除されていた地方では、実際の納税は地方三部会の同意に基づき州全体の自発的意志として国王に献金するという形が取られていた。「比較的新しくフランス王権により統合されたブルターニュやプロヴァンスのような周縁諸地方は、地域特権をめぐってしばし

136 *Ibidem*.

137 Albert Soboul, *La société française*, p.224.

138 *Ibid.*, pp.223-224.

139 *Ibid.*, p.224.

ば国王政府と衝突した。」¹⁴⁰ これには、フランスという「国家」の成立プロセスが関係している。15世紀末から17世紀末にかけて、独立的であった諸侯が王権の下に統合され、王権の領域的支配が確立したとされる。しかし、「その領域拡大の原理について見れば、そのほとんどが、封建法に基づく相続権の行使という形をとって行われていることが注意されねばならない。」¹⁴¹ 従って、このような併合の原理からいって、フランスはその領域内の法的均質性を欠いており、「様々な地方特権が錯綜して存在し、『良き古き法』の名の下に甦っていたのである。アンシャン・レジーム期の租税体系が、著しくその一貫性を欠いているのも、このような法的均質性の欠如に起因している。」¹⁴² また、都市に関しては、国王直轄都市の典型であるパリでは、都市行政がパリ奉行 (*Prévôt de Paris*) を長とする国王役人の組織とパリ商人頭 (*prévôt des marchands de Paris*) を長とする市民の自治組織との二重体制となっていた。パリ北方の人口約10,000のコミューン都市であるボーヴェもほぼ同様に、名目的な司教領主のもとに市民の自治組織が機能しており、1636年の都市役人の選挙集会には独自の規約や金庫や信徒会などをもつ自律的な官僚、法律家、商人、手工業者などの31の職業団体が参加している。¹⁴³

適用される法に関しては、近世初頭には、人々の生活は都市やコルポラシオンの法、また地方的には地域的な慣習法の下にあった。絶対主義を標榜する王権は、法源は王にあるとの立場から、都市やコルポラシオンの法については社団の特権としてそれを承認する。一方、アンシャン・レジーム下では慣習法主義が採用されており、王権による制定法が存在しない場合は慣習法が適用されていた。王権は、王令を次々と発していく。フランソワ I 世 (*François I^{er}*) によるすべての公文書にフランス語を用いること (国家行政の管理を容易にしようとしたものであり、言語の統一による国民の形成という視点からのものではない。) を命じるなど多くの規定を含むヴィレル・コトレの王令 (*Ordonnance de Villers-Cotterêts* 1539年)、結婚の登録や裁判組織など種々の規定を含むアンリ III 世 (*Henri III*) によるブロワの王令 (*Ordonnance de Blois* 1579年)、ルイ X III 世 (*Louis X III*) 治下リシュリュー (*Richelieu, Armand Jean du Plessis, duc de*) による「フランス版航海条例」と言われる規定、裁判機関、贈与、結婚に関する規定など多様な内容を含んだミショー法典 (*Code Michaud* 1629年)、ルイ XIV 世 (*Louis XIV*) 治下コルベール (*Colbert, Jean-Baptiste*) の主導による訴訟手続き統一のための民事訴訟王令 (*Ordonnance civile pour réformation de la justice* 1667年)・刑事訴訟王令 (*Ordonnance criminelle* 1670年) などである。しかし、これらの王令が影響力をもった領域は限定的であった。例えば、刑事訴訟王令は、大逆罪、貨幣の偽造、騒擾などの重罪を対象にするものであり、こうした

140 二宮宏之 『フランス アンシャン・レジーム論 - 社会的結合・権力秩序・叛乱 - 』(岩波書店 2007年) 19-20 頁。

141 同書 222 頁。

142 同書 223 頁。

143 柴田三千雄・樺山紘一・福井憲彦編『世界歴史大系 フランス史 2 -16世紀~19世紀なかば-』(山川出版社 1996年) 194-195 頁。以下 柴田三千雄・樺山紘一・福井憲彦編『フランス史 2』と表記。

重罪以外の刑罰は、慣習法に委ねられていた。¹⁴⁴ 慣習法に関しては、王権はシャルルVII世 (Charles VII) が発したモンティル-レ-トゥールの王令 (Ordonnance de Montilz-les-Tours 1454年) により慣習法の編纂がおこなわれ、ある程度の統合が成文化の際に図られた。「16世紀にはほとんどの慣習法が編纂されていった。その結果、200近い局地慣習法 (coutume locale) と、適用範囲の広い65の普通慣習法 (coutume générale) の存在が明らかになった。」¹⁴⁵ アンシャン・レジーム末期に至っても、「宿場ごとに馬を換えるように慣習法が変わる」とヴォルテール (Voltaire) が揶揄したように、慣習法は地域によって内容が異なっていた。私法の領域に関しては、フランス革命まで、多くをこのような「多様な」慣習法が支配していた。

言語つまり「言語の多様性」という視点からアンシャン・レジームの社会を見た場合、18世紀の末に至ってもなお、日常的にフランス語を使用する人々は総人口の約半分に過ぎなかった。¹⁴⁶ フランス語は、16世紀には行政や外交の場で、17世紀から18世紀にかけては文芸や学術に盛んに用いられ普及していったが、多くの人にとっては日常生活のための言語ではなかった。民衆は依然としてそれぞれの地方の言語を使って生活していた。「エリートたちがパリのフランス語を流暢に使いこなしてさえいれば、上層部では言語の多様性についてはほとんど気に掛けられていないように見えた。つまり、『方言』で伝えるのは現地の司法官や司祭であった。」¹⁴⁷ 例えば、王権が法律などその意志を民衆に知らせる場合、「本人が意図しない、俸給が支払われない役人」として、地方の司祭が説教の前後にフランス語で書かれた法律などをその地域の言語に「翻訳」して伝えるということがおこなわれていた。以上で述べてきたように、アンシャン・レジーム下のフランスは、法、統治制度、税制、言語などの点からも均質性を欠いた混沌とした状況を呈していたとすることができる。

第6節 まとめ

1 社団国家 — 「諸権力」の存在

以上、アンシャン・レジームの社会を、社団という側面を中心として、それに加えて簡単に法的・制度的側面および言語の多様性という点からも概観してきた。アンシャン・レジーム下においては、17世紀から18世紀にかけて常備軍や統治機構の整備など中央集権化が進み王権が強化されていく。その一方で、貴族や聖職者というある種の社団を構成する身分、貴族や聖職者も含む村落共同体、領主所領、小教区という領域的社団、都市部の各身分の職域ごとに組織されたコルポラシオンやコンパニオナージュといった職能的社団、職域や地域において組織された種々の信徒会 (教区信徒会、同業信徒会などがあるが、悔

144 福井憲彦編『世界各国史 12 フランス史』(山川出版社 2001年) 171頁。以下 福井憲彦編『フランス史』と表記。

145 滝沢正『フランス法 第4版』(三省堂 2010年) 46頁。

146 福井憲彦編『フランス史』238頁。

147 Pierre Goubert, *l'Ancien régime 2*, p.13.

悛者の信徒会は身分横断的に組織される。) など種々の社会的領域における多種多様な社団が存在している。それぞれの社団は一定の自律性をもった政治的、経済的、社会的機能を有する社会的集団であり、大多数の人々は何らかのこうした社団に所属している。王権は、これらの社団に種々の特権を与えることにより、その見返りとして税・負担金などを課し、その統制を通じて個々の臣民を支配する社団国家という支配体制に依拠している。従って、統治の過程で国家と個人の間を介在する中間団体としての社団が重要な役割を果たすことになる。高等法院の法服貴族たちがしばしば王権に抵抗したように、有力な社団が既得権を防衛しようとして王権との間に紛争が発生することになる。王権・国家は「絶対王政」と言われるような「絶対的な権力」としてではなく、社団という「諸権力」の中で、他の「諸権力」をその支配下に置こうとする意志を以って活動する「相対的に強力な権力」として存在している。アンシャン・レジーム下では、地域によって言語、適用される法、税制なども異なる状況の中で、地域や職業や宗教や身分といった属性を異にする一定の自律性をもった種々の社団が重なり合って存在し、微妙な均衡を保っているという極めて複雑な状況を呈している。

2 社団への物質的帰属

またこれらの社団は、単に王権の支配機構に組み込まれ、職業などに関する統制の実施やある種の行政的機能を担っていたというだけではない。農村部においては、村落共同体は農作業をおこなう上で必要な共同作業、共有地の利用・管理、橋・道路などのインフラの維持・管理、民衆の子弟の初等教育機関であるプティット・エコールの設置などを担っており、農民がそこで生きていく上で経済的、社会的に不可欠な存在であった。小教区は、農民の信仰という内面的生活、結婚・出産などの家族生活、暦などの社会生活を司っていると同時に、アンシャン・レジームの基礎的な行政区域を構成している。司祭は説教の前後に、王国内の重要事件を伝えたり新たな法律を公にしたりするなど、国政と小教区をつなぐ非宗教的で重要な役割も果たしている。都市部においては、多くの職業に従事するためにはコルポラシオンへの加入が不可欠である。コルポラシオンは職業の統制をおこなうだけでなく、病気や貧困といった困難な状況にある同業者への扶助などの相互扶助もおこなっている。また、コルポラシオンはそれぞれの職業の守護聖人への信仰を共有しており、宗教的結合という色彩を強くもっている。同業者で組織された信徒会は、貧しい同業者、病気の職人、困窮している同業者の葬儀費用などの援助をおこない、地域で組織された信徒会は、死者の埋葬、病人の看護、貧民への喜捨、施療院への寄付やその経営などの慈善活動をおこなっている。フランス全体を包摂する一定の均質性をもった社会も「国民」という意識も存在せず、当然国家による社会保障的なシステムなども存在しない状況の中では、人々が日々の生活を営む上で依拠するのは諸々の社団しかないことになる。従って、人々はこうした機能を備えた社団に社会的・経済的に、つまり物質的に結びつけられると同時に、信仰という面でも結びつけられることになる。と言うよりも、むしろ必然的に結び付かざるを得ない。アンシャン・レジーム下で生きる人々にとっては、このような諸社

団は労働、生活、信仰、相互扶助の場という実体をもった「社会」として存在していると言える。

3 社団への精神的帰属

都市部の社団であるコルポラシオンは、物質的にだけでなく精神的にも大きな影響を与えている。人々の精神と意識へのコルポラシオンの規律の影響、すなわちコルポラシオンのメンバーの行為を導き抑制する義務とその行為を維持し限定する枠組の影響は持続的である。あらゆる制度のように、職業的共同体はその精神を形成する。すなわち、明確な規則に従って労働する義務、仕事の決められたリズムへの順応など、明確なしきたりに基づく規則正しい生活である。¹⁴⁸ ピエール・グーベールは 17 世紀前半の高位聖職者やレジスト (légiste 法学者) たちの「証言」に基づき、「集団においてしか人間を認めない」¹⁴⁹ というメンタリティの存在を指摘している。コルポラシオンの「精神」の基底にあるこのようなメンタリティが、その分化・序列化を巡る「争い」という形を取って現れてくる。

都市部のコルポラシオン間やコルポラシオン内部では序列化・分化が進んで行く。15 世紀には貴族の一端を形づくっていたパリの六つの有力な社団のような上位の社団の下に、その序列は変化するが、下位のコルポラシオンが階層状に並ぶことになる。ミディ、マルセイユなどの地方では、コルポラシオンは「honorable」、「assez honorable」、「mécaniques」に区分される。¹⁵⁰ こうしたコルポラシオン間の序列化の動きに「手仕事に対する軽蔑」が加わる。16 世紀には、パリの小間物商たちは「自分の職業は手仕事ではない。」として手仕事のコルポラシオンに対する優越性を主張し、印刷業者や書籍商もそれに倣う。¹⁵¹ このような「手仕事への蔑視」は、職人の間にも拡大し、自身を高い資格をもつと考える製紙職人は他の職人とは親しくせず、帯剣を許された印刷職人はそれを貴族の称号と見なす。彼らに続いて、18 世紀には、パリのいくつもの職人の団体が貴族の称号を手に入れようとするようになる。¹⁵² そして、メルシエが『Tableau de Paris』の中で「同業組合は絶えずたがいにしめあう。それがまた訴訟の種となるので、弁護士や代訴人はよりどりみどりで訴訟の仕事を選ぶ。」¹⁵³と述べているように、コルポラシオン間の争いは 18 世紀末に至っても絶えることなく続く。このようなコルポラシオンの分化・序列化の「争い」の基底には、各人がそのアイデンティティを所属する社団に求め、その社団の社会的地位が構成員の社会的地位を決定し、そこからコルポラシオンの特権・利益の防衛と結び付いた自らの所属するコルポラシオンを他のコルポラシオンより社会的に優越したものにしようとする争いが生じるというメカニズムをもった「集団においてしか人間を認めない」というメンタリティの傾向が存在している。つまり、革命の直前においてもこのようなメンタリテ

148 Émile Coornaert, *Les corporations en France avant 1789*, pp.287-288.

149 Pierre Goubert, *l'Ancien régime 1*, p.172.

150 Émile Coornaert, *Les corporations en France avant 1789*, p.282.

151 *Ibidem*.

152 *Ibid.*, p.285.

153 メルシエ 原宏編訳『十八世紀パリ生活誌 (下)』286 頁。

ィの傾向が残存し、その具体的表れとしてコルポラシオン間の利害が絡んだその差別化を巡る争いが生じていると言える。

また、アンシャン・レジーム下の農村部では、人々は村落共同体・小教区・領主所領などの社団に組み込まれそれに強く依存しており、社団が決定的な重みをもっている。人々にとっては、それらの社団に加わることなしには農民として村で社会生活を送ることは不可能であり、そこから外れることは「物乞い」、「乞食」というアウトローへの転落に他ならない。それらの社団への参加以外に選択肢はなく、農民は社団に帰属することにおいてしか農民とは認められない。従って、「集団においてしか人間を認めない」というメンタリティの傾向は、その現れ方は様々であるが、アンシャン・レジームの下では多かれ少なかれ都市部・農村部を問わず遍在する意識であると考えられる。こうした点から言えることは、コルポラシオンを初めとする諸社団は、構成員が自己のアイデンティティをそこに求めるという精神的な意味でも「社会」として存在していたということである。

もちろん、ルソーの『社会契約論』の個々人の意志に基づく社会契約という考え方や、モンテスキューの「国家は全公民に対してその暮らしを確実にする一つの義務を負っている。」¹⁵⁴ とする考えに見られるように、18世紀の哲学者たちは個人を権利の主体として社会の基礎に据える個人主義的な傾向をもっており、当然そうした「哲学者」たちの思想はサロンや地方アカデミーなどに入入りするような社会の上層部に影響を与えていたことは事実である。

また、思想の普及を媒介するのは出版物であるが、18世紀には識字率が上昇し出版物も増大する。教区記録簿の新郎・新婦の署名の有無に基づいて算出された識字率は、1689年～90年の時点の全国平均で男性29パーセント、女性14パーセントであったのに対して、革命前夜のルイXVI世の時代には、男性47パーセント、女性27パーセントと1.5倍から2倍に増加している。¹⁵⁵ 識字率の上昇に伴い、出版件数も増加する。フランスでは検閲制度が取られていたが、パリの年間刊行点数の「推移をアンリ・ジャン・マルタンはいちおう、つぎのように推定している。すなわち18世紀初頭、約1,000点、その後しばらく緩やかな上昇線を描き、やがて1740年～50年に急上昇し1,500点を達成、ついで1760年～75年、もっとも多き年で2,000点を実現した、と。」¹⁵⁶ また出版された書籍の種類としては、18世紀中には宗教書の比重が著しく低下し、歴史書、特に科学・技芸書が増加してくる。当時フランスで流通していた書物は、その一割～二割がオランダ、スイスからの輸入書と見られ、王権や教会にとって危険な「悪書」がかなり含まれていた。また、18世紀の半ばから後半にかけては、啓蒙思想家たちが自作をオランダ、スイスで印刷させフランスで売り捌いていた。革命前夜になると、スイスのヌシャテル印刷組合が、フランス王家の性的ス

154 モンテスキュー 野田良之他訳『法の精神（中）』（岩波書店1989年）391-392頁。以下 モンテスキュー 野田良之他訳『法の精神（中）』と表記。

155 柴田三千雄・樺山紘一・福井憲彦編『フランス史2』297頁。識字率を算出するのに教区記録簿の新郎・新婦の署名の有無を用いることには異論があるが、第一に他に有効な方法がないこと、第二にこの方法は時代間、地域間、社会職能集団間の比較に極めて便利であることもあり用いられている。

156 同書307頁。

キャンダルを暴露した政治的ポルノグラフィをフランス国内に流していた。¹⁵⁷しかし、『社会契約論』は理解できないが、やがては『デュシェヌヌ親父』紙 (Le Père Duchesne)¹⁵⁸を読むようになる大衆」にあつては、「どぶ川のルソー」(Rousseau des ruisseaux) と呼ばれる社会の底辺で不満を鬱積させていた若い文筆業者たちの、筋の通った理念はないがポルノまがいの描写をとまなう「上流階級」への道徳的な激しい非難という意味で革命的な「誹謗文書」などが多く読まれる傾向にあつた。¹⁵⁹一方で人口の圧倒的多数を占める農民は、一部の富農を除いてほとんどが文字を読めなかった。こうした点から、「哲学者」たちの個人主義的な傾向をもつ啓蒙思想の影響の広がりには、一定の限界をもったものであつたと言ふことができる。

4 社団＝「社会」の解体

以上で見てきたように、アンシャン・レジーム下においては、種々の社団は、社団国家という支配構造の中核をなすと同時に、人々が物質的にも精神的にもそこに帰属する実体をもった基礎的な社会的集団として存在していた。革命期における1789年8月4、6、7、8、11日=11月3日の「封建制、領主裁判所、十分の一税、官職売買、特権、聖職碌取得金、複数の聖職碌を受けることなどの廃止に関するデクレ」(Décret portant abolition du régime féodal, des justices seigneuriales, des dîmes, de la vénalité des offices, des privilèges, des annates, de la pluralité des bénéfices, etc)¹⁶⁰や1791年9月3日の1791年憲法は封建的制度の廃止を謳い、1791年6月14日=17日のル・シャプリエ法 (Loi Le Chapelier) をはじめとする一連の反結社法は、中間団体でもある種々の社団の多くを解体していく。それは、政治的には社団国家の破壊を意味し、社会的には、ネガティブな視点から言えば、個人の生活の基盤である「社会」を破壊していくことであり、ポジティブな視点から言えば、個人を社団への依存から解放することを意味する。いずれにせよ、そこに「社会的空隙」が生じてくることになる。

157 同書 308-309 頁。

158 エベール (Hébert, Jacques-René) により 1790 年に創刊された新聞、右派を野卑な言葉で辛辣に罵倒し、貧困層から人気が高かった。ロベスピエールによる、エベール派の粛清・処刑にともない 1794 年に廃刊された。

159 ロバート・ダーントン 関根素子・二宮宏之訳『革命前夜の地下出版』(岩波書店 1994 年) 47 頁。

160 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome 1, p33.

第2章 社団解体の理念

アンシャン・レジーム下のフランスの社会では、貴族や聖職者の身分というある種の社団、村落共同体、領主所領、小教区などの領域的社団、都市部のコルポラシオン (corporation 同業組合) などの職能的社団、職域や地域において組織された信徒会 (confrérie) などの多種多様な社団が重なり合って存在していた。各社団は王権により特権を与えられ、一定の自律性を有する政治的、経済的、社会的機能をもった基礎的な社会集団であり、大多数の人々は何らかの社団に所属していた。17世紀から18世紀にかけて中央集権化の動きを強めていた王権は、封建的な政治構造を排除しようとしたが、権力の円滑な行使のためにこのような社団を排除しようとはしなかった。18世紀後半に至っても、王権は社団の統制を通じて臣民を支配する社団国家という支配構造に依拠していた。従って、統治の過程で社団が重要な役割を果たすこととなり、有力な社団が既得権を守ろうとして王権との間に紛争が発生する。王権・国家は絶対王政と言われるような「絶対的な権力」ではなく、社団という「諸権力」の中で他の「諸権力」をその支配下に置こうとする「相対的に強力な権力」として存在している。

フランス革命では、一連の反結社立法により、こうしたアンシャン・レジームの特権的社団の解体・排除が進んでいく。本章は、ル・シャプリエ法を初めとする一連の反結社立法の理論的基礎となる以下に挙げる三つの理念を概観し、アンシャン・レジーム下で政治的、経済的、社会的な役割を担っていた社会的集団である社団、すなわち国家と個人の間に関与する中間団体の排除を推し進めた反結社立法を考察していく方向を明らかにすることを目的とする。そのため、第一にアンシャン・レジーム末期のテュルゴ勅令において示されたコルポラシオンの廃止を通じて経済活動の自由を確立しようとするフィジオクラートの営業の自由の理念、第二にルソーが『社会契約論』において展開した国家と個人の間に関与し中間的利益により一般意志の発現を妨げる中間団体を否定する理念、第三に「哲学者」たちによって主張された公共の幸福や個人の権利保障などに対する国家の積極的役割を認める理念という三つの理念を取り上げて、理念それ自体、その理念が当時の社会で果たすことになる役割、およびその役割相互の連関という三つの視点から以下により分析・考察をおこなうこととする。

第1節 営業の自由 — テュルゴ勅令を中心に

フィジオクラート (physiocrate) が主張する『重農主義』の基本的命題は、いうまでもなく、農業を唯一の生産的な労働とし、農産物あるいは『純生産物』 *produit net* を真の富とするところにある¹⁾。「一般的経済政策としてのフィジオクラートの要求したものは、

1 河野健二『フランス革命の思想と行動』近代を問う第1巻 (岩波書店 1995年) 35頁。以下 河野健二『フランス革命の思想と行動』と表記。

改めて述べるまでもなく、経済的自由主義の政策である…。² 「彼らは現実の社会の中に自然法、自然法則の存在を認め、それを自由に発現させるところに政治の役割があると考える。」³ フィジョクラートは、宮廷官僚や王の地方官吏である地方長官 (*intendant*) の中に共鳴者を多く見出す。財務総監となったテュルゴ (*Turgot, Anne Robert Jacques, baron de l'Aulne*) は、このような経済的自由主義を商工業の視点から具体化する政策を実施していく。1774年には穀物の国内の取引規制を廃止する。⁴ しかし折からの凶作もあって、かえって投機・買占めによるパンの値上がりを招き、1775年5月にはパリの周辺地方で「小麦粉戦争」と言われる暴動が発生する。テュルゴはこれを厳しく鎮圧したため民衆の不評を買うことになる。そして1776年2月にはテュルゴ勅令 (*Édit de Turgot*) により営業の自由 (*liberté du commerce et de l'industrie*) の実現をめざしてコルポラシオンの廃止をおこない、更に賦役 (*corvée*) を廃止し、単一地租 (*impôt unique*) を導入する。営業の自由は、18世紀後半のフランスにおいては、必然的に特権的コルポラシオンに象徴されるアンシャン・レジームの商工業の枠組への攻撃となり反発を招くことになる。また、テュルゴ勅令に反対する高等法院の次席検事であるセギエ (*Séguier*) は親裁座でルイXVI世を前にして、すべての臣民は身分があるのと同様に異なる社団に分けられており、これらの社団は「大きな鎖の環」を構成し、その最初の環は「至高の行政官」としての国王の手中にあり、その破壊は恐るべきことであると述べている。⁵ この発言に見られるように、コルポラシオンの廃止は社団国家というアンシャン・レジームの支配構造の中核をなす社団の解体を意味し、その点からもこのテュルゴ勅令は攻撃される。1776年5月テュルゴは失脚し、この勅令は廃止される。1776年8月にはコルポラシオンも復活するが、コルポラシオンの弊害は当時広く認識されており、類似のコルポラシオンの統合整理、親方になる際の納付金の減額など一定の改革がおこなわれる。

テュルゴ勅令では、営業の自由の理念が極めて明確に述べられている。その前文は冒頭で、我々はすべての臣民に対して「その諸権利の完全かつ全面的な享受を保障する義務を負う。」⁶と宣言する。そして、コルポラシオンに関しては次のように述べている。「わが王国のほとんどすべての都市において、さまざまな手工業の行使は、同業体に結集した少数の親方の手に集中されている。彼らのみが、他のすべての市民を排除して、彼らがその排他的特権を有する個別的営業の物品を製造し販売することができる。」⁷ 親方身分を取得す

2 同書 66頁。

3 同書 121頁。

4 生産費をつぐなう穀物価格は「取引の自由」を通じてその結果として実現されるので、「取引の自由」が求められることになる。(河野健二『フランス革命の思想と行動』66頁。)

5 Jules Flammermont, *Remontrances du parlement de Paris*, tome3, pp.345-346.

6 中村紘一訳 「一、営業 [および] 手工業の宣誓組合および同業体の廃止に関する勅令・一七七六年二月 (テュルゴ [Turgot] 勅令) 二、一七九一年三月二日＝一七日の [すべてのエド税、すべての親方身分および宣誓組合の廃止および営業免許状の設定に関する] デクレ (ダラルド [d'Allarde] 法)」 比較法学 6巻2号 早稲田大学比較法研究所 1971年 336頁。以下 中村紘一訳「テュルゴ勅令・ダラルド法」と表記。

7 同所。

るために、「有害であり無駄でもある長い試練」や「多くの重税」が課される。⁸ その結果、「すべての階級の市民は、彼らが雇用しようとする労働者を選択する権利を奪われ、労働の廉価と熟練をもとめる競争が彼らに与える利益を奪われる。」⁹ことになる。「かくして、これらの諸組織がもたらす効果は、国家に関しては、商業および勤勉な労働のはかり知れない減退であり、わが臣民の大部分に関しては、賃金および生活手段の損失である。都市の住民一般に関しては、排他的特権への隷属であり、その効果は、実質的な独占の効果とまったく類似している。」¹⁰「悪の根源は、同一の手仕事の職人に認められた、集合し、一つの団体として結合する権能それ自体である。」¹¹ 更に、「信徒会 (confréries) は、その共通の利益を、社会全体の利益を犠牲にして、不断の活動によって追求した。」¹²として中間団体否認論を思わせるような非難をおこなう。

また、「政府はこれらの同業体に課された税およびそれらの同業体の特権の増加を、みずからの財源とすることに慣れ」、更に種々の職株をつくり、同業体に買戻しを強制する。¹³ 「この財政上の手段」が判断を誤らせ、「労働する権利は、国王に属する権利 (droit royal) であり君主が売却することができ、臣民が買わねばならないものである。」という主張が現れる。¹⁴ しかし神は、「労働する権利を、すべての人間の所有権 (propriété)」とし、それはすべての所有権の中で、もっとも神聖で不滅なものである。¹⁵ 「われわれは、人類のこの不可譲の権利に対して加えられたすべての侵害から、わが臣民を解放することを、わが正義の第一の義務の一つ」¹⁶と見なすとする。そして、このような恣意的な制度の廃止によっては何ら問題が生じないこと、廃止に伴う補償措置をとることが示され、公共の信用や安全などに係わる薬剤業、金銀細工業、印刷業に関しては慎重な検討を要するため現在の体制を変更しないとする。¹⁷ 更に、営業と勤労の自由の保障と同時に、公序の維持のために、商人および職人は警察の保護と統制の下に置かれ、営業の届出とその氏名・居所・仕事などの登録が義務付けられる。¹⁸

テュルゴ勅令の第1条は、「すべての人にとって、わが全王国において、またとくにわがよきパリ市において、自由にそのよいと思われる種類の営業 (commerce) および手工業 (arts et métiers) の職業に就き、かつ、従事すること [ができ、] 数個の職業を兼業することもできる。われわれは、商人および職人のすべての同業団体 (corps et communautés) および親方身分および宣誓組合 (maîtrises et jurandes) を消滅させ、かつ、廃止したのであり、また廃止する。当該同業団体に与えられたすべての特権 (privilèges)、規約 (statuts) お

8 同所。

9 同書 337 頁。

10 同所。

11 同所。

12 同所。

13 同書 339 頁。

14 同所。

15 同書 340 頁。

16 同所。

17 同書 343-344 頁。

18 同書 344 頁。

よび規則 (règlements) は、廃止される。いかなる理由および口実によるものであっても、それら (特権、規約および規則) を理由として、わが臣民のだれをも、その営業およびその職業の従事において妨げることはできない。」¹⁹とする。この規定は職業の自由な実施という点から、自由な経済活動に制約を加えるコルポラシオンなどの経済活動への封建的制約を廃止し、営業の自由を確立しようとするものである。

更に、第 14 条は「当該同業団体の親方、仲間職人、労働者および徒弟はすべて、それらの者の間でいかなる口実によるものであっても、何らかの結社または集会をおこなうことを (同様に) 禁止される。その結果、われわれは、同業団体の親方および手工業の仲間職人および労働者によって結成されたことのあるすべての信徒会を、それが当該同業団体の規約によって、また他のすべての個別的証書によって、またわれわれおよびわれわれの先代者の特許状によって創立されたものであっても、消滅させ、かつ廃止したのであり、〔また〕消滅させ、廃止する。」²⁰とする。この規定は人的集合という視点から、集団の力により「労働する権利」の行使を妨げ、延いては経済活動の自由を妨げることになる親方、仲間職人、徒弟などのあらゆる結社・集会を禁止する。更に、相互扶助的な機能を有する同業者の信徒会 (confrérie) もコルポラシオンやコンパニオナーージュの隠れ蓑となることを恐れて、名指しでこれを廃止するとする。

以上見てきたように、テュルゴ勅令は、コルポラシオン廃止の理由として、「労働する権利」および営業の自由という表裏一体をなす二つの理念を挙げている。理論構成としては、コルポラシオンの廃止による経済活動の自由という形と、それを担保するものとしての親方・職人などの集合の禁止という形、つまり職業の自由な実施と人的集合の禁止という二つの視点から営業の自由と労働の自由を保障していこうとする構造を有している。革命期における、ダラルドのデクレ (Décret d'Allarde 1791 年 3 月) に関しては、テュルゴ勅令と同様に職業上の特権廃止と職業の自由な実施つまりコルポラシオンの廃止を規定し、それに伴いエド税 (droit d'aides)²¹の廃止と営業免許制度・営業免許税を確立しようとするものであり、人的集合の視点からの禁止規定はない。一方、ル・シャプリエ法 (Loi Le Chapelier 1791 年 6 月) は、職業の自由な実施と人的集合の禁止という二つの視点から構成される理論構造をその基礎としており、それにコルポラシオンを初めとする親方・職人などの集合を国家と個人の間で介在し中間的利益により一般的利益の実現を妨げる中間団体として否定する理念、および国家の果たすべき役割を重視する理念が付加され、以降の反結社法にコアリシオン禁止法と中間団体禁止法という二つの法の系統をつくりだす「母法」的な存在となっていく。

第 2 節 中間団体の禁止 — 『社会契約論』を中心に

19 同書 344-345 頁。

20 同書 347-348 頁。

21 エド税とは「棚卸表によって、または、卸売または再卸売について、[および]運送の際に、[および]飲料の小売りについて徴収される税」のことである。(ダラルドのデクレ第 1 条 同書 350-351 頁。)

アンシャン・レジーム下の王権による「絶対主義」に基づく国家の統一運動は、地域や職業において諸個人がそのアイデンティティを求める社団という空間から諸個人を引き出し、「王冠に対する個人の関係をより見えるものとし、より強力なものとする。」ことで、『垂直的な』政治的関係をつくりだすという政治的秩序に関するものである。²²「絶対主義国家は封建制の政治的構造を清算しようと努めたが、障害や妨害なしに権力を行使するために、国家は中間団体に対しても、地方主義に対しても戦わなかった。」²³ これに対して、1789年以降の革命における国家は、種々の「権力」を有する社団＝中間団体によって構成される分権的なネットワークである社団国家を破壊し、その権力を集中するものとして現れる。従って、それは社会的関係自体の再構築を含む『水平的な』社会的・政治的関係²⁴をつくりだし、社団への依存から個人を切り離し権利の主体としての個人創出の前提を形成することになる。こうした種々の社団＝中間団体解体の共通の理念的基礎となったのが中間団体を否定する理念である。

それでは市民に中間的利益を吹き込み、一般的利益の実現を妨げる部分的利益を代表する中間団体 (*corps intermédiaire*) を排除しようとする一連の反結社法における中間団体を否定する理念²⁵はどこから現れてくるのか。ルソー (*Rousseau, Jean-Jacques*) は『社会契約論』 (*Du contrat social*) の中で、「一般意志 (*volonté générale*) が十分に表明されるためには、国家のうちに部分的社会が存在せず、各々の市民が自分自身の意見だけを言うことが重要である。」²⁶としている。その理由は、「徒党、部分的団体が、大きい団体を犠牲にしてつくられるならば、これらの団体の各々の意志は、その構成員に関しては一般的で、国家に関しては特殊なものになる。その場合は、もはや人々と同じ数だけの投票者があるのではなくて、団体と同じ数だけの投票者があるに過ぎないといえよう。相違の数はより少なくなり、より少なく一般的な結果をもたらす。ついには、これらの団体の一つが、きわめて大きくなって、他のすべての団体を圧倒するようになると、その結果は、もはやさまざまなわずかな相違の総和ではなく、たった一つだけの相違があることになる。そうなれば、もはや一般意志は存在せず、また、優勢を占める意見は、特殊的な意見であるにすぎない。」²⁷というものである。一般意志は個々の市民の間の対話から形成されねばならず、国家と市民の間に介在する部分的な利益を代表するあらゆる社会的集団＝中間団体は、一般意志の形成を妨げるため否定の対象とされる。このような反結社的な傾向は、1789年の「人および市民の権利の宣言」第3条「すべての主権の原理は、本質的に国民に存する。

22 Pierre Rosanvallon, *L'État en France de 1789 à nos jours*, p105.

23 *Ibidem*.

24 *Ibidem*.

25 本稿では、『社会契約論』でルソーが展開した中間団体を否定する理念を「中間団体否認論」と表記し、立法者たちのルソー理解というフィルターを通して表れた一連の反結社法における中間団体を否定する理念を「中間団体否認の理念」と表記する。

26 ルソー 桑原武夫・前川貞次郎訳『社会契約論』(岩波書店 1954年) 48頁。以下ルソー 桑原武夫・前川貞次郎訳『社会契約論』と表記。

27 同書 47-48頁。

いかなる団体も、いかなる個人も、明白に国民に由来しない権力を行使することはできない。」²⁸にも表れている。つまり、「その時代の政治的状況の中で、政治的あるいは社会的団体の形成に明白に敵対的な規定を含んでさえいる。」²⁹のである。更にこうした反結社的な傾向は、革命期の反結社の立法から 1901 年の結社の自由の法認に至る過程を通じて、結社に対する禁止・規制の背景に存在する社会的な「空気」としてあったことにも留意しなければならない。

それでは、「部分的社会」、「徒党」、「部分的団体」と言われる「中間団体」とはどのような団体を指すのか。ルソーは、それについて特に具体的な説明を加えていないが、『社会契約論』の中で一般意志のより良い形成には、国家の中に部分的社会がなく、各市民が自己の意志によって意見を述べるのが重要であるとしている点から、コルポラシオンなどのアンシャン・レジームの特権的団体も革命期の民衆協会 (*société populaire*) のような個人の自由な結合体であるアソシエーションも区別することなく、個人と国家の間に介在するすべての中間団体を一般意志の形成を妨げるものとして、一律に否定の対象としていると考えられる。

その上で、個人と国家の間に「もし部分的社会が存在するならば、ソロン、マヌ、セルヴィウスがしたように、その数を多くして、その間に生ずる不平等を防止しなければならない。」³⁰とも述べている。ルソーは、実際に「部分的社会」が存在するなら、その数を増やしてできる限り市民一人一人が意見を述べるという平等な状況に近付ける努力をするべきであるとしている。つまり、ルソーは現実に存在する小規模な「部分的社会」の存在を消極的にはあるが認めた上で、その数を増やして個人の数に近付け「部分的社会」間の不平等を可能な限り少なくしていく方策を取るべきであるとしている。

更にルソーは『政治経済論』 (*Économie politique*) の中で、「共通の利益によって結び付くすべての私人も、また同様に、永久的あるいは一時的な他の社会を構成し、目立たないからといって、その力は決して非現実的なものではなく…これらすべての、暗黙の或いは公然たる結合体が、公共意志の現れ方を、その影響によって様々の具合に修正する (*modifier*)。」「³¹とした上で、「特殊社会は常にそれを包含する社会に従属しているので、この社会には優先して従わねばならない…」³²としている。ここで、ルソーは「特殊社会」に対する「大社会」の優越を前提として、「特殊社会」に「大社会」の意志 (=「公共意志」) の現れ方を *modifier* するというある意味で積極的な役割を与えている。『ルソー論集』 (岩波書店 1970 年) の「ルソーの集団観」という章で作田啓一はこの点に関して、「すくなくとも彼 (ルソー：引用者) は、個人と国家の間の利益の対立を調整する媒介機関としての中間集団の機能を認めていたと言ってよい。ルソーは『修正』と書き『歪曲』とは書かな

28 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome1, p.240.

29 Conseil d'Etat, *Les associations et la loi de 1901, cent ans après*, p.251.

30 ルソー 桑原武夫・前川貞次郎訳『社会契約論』48頁。

31 ルソー 河野健二訳『政治経済論』 (岩波書店 1951年) 15頁。

32 同書 15-16頁。

かったからである。」³³と述べている。これは、理解の方向としては誤りではない。しかし、*modifier* を「修正」と訳して、それを以てルソーが「中間集団」の「媒介機関」としての機能を認めていたとする点については問題がある。確かに、現代のフランス語では *modifier* は「修正する」という意味であるが、18世紀後半のフランス語では、*modifier* は *modérer* (=rendre moins violent)あるいは *adoucir* (=rendre doux)と同義とされる (*Dictionnaire de l'Académie française, 4th Edition (1762)*)。³⁴ つまり、18世紀後半のフランス語の *modifier* は「和らげる」という意味になる。従って、ルソーは「中間集団」に「個人と国家の間の利益の対立を調整する媒介機関」としての機能を認めていたというよりも、もう一段階消極的な「公共意志の現れ方」を和らげる緩衝的機能を「中間集団」に認めていたと考えるのが妥当であろう。

ルソーの『社会契約論』、『政治経済論』に現れた中間団体に対する考え方について考察してきたが、それを要約すれば以下のとおりである。第一には、大前提として国家と個人の間には存在するあらゆる中間団体は、その性格を問わず一般意志の形成に有害な部分的利益を代表する「部分的社会」として一律に否定されることである。第二には、現実には「部分的社会」が存在する場合は、その数を増やして個人の数に近付け「部分的社会」間の不平等を少なくすべきであるとして、消極的にはあるが、私的目標の小規模な中間団体の存在が認められていることである。第三には、現実には存在する「部分的社会」には、個人と国家の間で「公共意志の現れ方」を和らげる緩衝的機能があるとしていることである。

以上述べてきたルソー自身の中間団体否認論は、現実には存在する小規模な中間団体の存在を消極的にはあるが認めたり、中間団体に「大社会」の優越を前提に「公共意志の現れ方」の緩和というある意味で積極的な機能を認めたりしている。しかし、こうした「留保」はあるものの、基本的には国家と個人の間には中間団体が介在しない、国家と個々の市民しか存在しない社会をあるべき姿としており、その意味であらゆる中間団体をその性格を問わず禁止の対象とすることを理論的に可能とし、革命の反結社的傾向の基礎を形づくるものであると言える。従って、立法者である議員たちの中間団体に対する姿勢は、「中間団体に対する敵意は、ルソーの考えの中にその哲学的発現を見出す。つまり、『社会契約論』の著者の見解では、一般意志は国家と市民の間の対話から引き出されねばならない。国家と市民の間に介在するすべてのものは一般意志の形成を妨げる。」³⁵というルソーの考え方に基礎を置くものであることは明らかである。

しかし、革命の過程でつくられる一連の反結社法においては、その対象や用いられ方などから見て、立法者たちの中間団体に対する理解はルソー自身のそれと同じものであるとは言えない。これと同じ質をもった現象が、1791年憲法が採用した代表制に関しても見られる。ルソーは、「主権は譲り渡されえない。これと同じ理由によって、主権は代表されえ

33 桑原武夫編『ルソー論集』(岩波書店 1970年) 127頁。

34 <http://artfl-project.uchicago.edu/node/17>. 2015年11月23日

35 Conseil d'Etat, *Les associations et la loi de 1901, cent ans après*, p.251.

ない。」³⁶とした上で、代表制に関して「イギリスの人民は自由だと思っているがそれは大間違いだ。彼らが自由なのは、議員を選挙する間だけのことで、議員が選ばれるやいなや、イギリス人民はドレイとなり、無に帰してしまう。」³⁷と激しく非難してさえいる。「一般意志にかんするすべての理論は、ルソーにおいては代表の不在か命令的委任のどちらかを想定している。」³⁸ その意味で、1791年憲法がつくり上げた代表制の議会は、明らかにルソーの思想に“反するもの”である。しかし、「ルソーはしばしばフランス革命の予言者、また先導者と考えられてきた。パークからキネとルイ・ブランをへてテヌに至るまでフランス革命の中にジャン・ジャックの支配的な影響を見た者は多い。」³⁹ 1791年の立法者たちによって、「1791年憲法で代表制が確立すると、ルソーは力を込めて代表制を弾劾していたのに、それを神聖化する憲法の創立者だと宣言されるのだ。」⁴⁰ 彼らは代表制の中に個人の意志の平等の結果を見た。代表者=支配者は、その独自の長所によってではなく、本質的には代表者と平等な個人によってその資格を与えられるからである。代表制とは本質的に支配者と被支配者間の本質的平等と同一性に根拠を置いている。⁴¹ すなわち、「人民によって資格を与えられていなければ誰も支配できないという原理」⁴²が革命を推進した人々のルソーに対するこのような態度を可能にしたとされる。これほどの“乖離”ではないにせよ、中間団体の問題に関しても、革命の中で立法者たちがルソーの中間団体否認論をどのような状況で、どのようなものとして理解し、どのように現実に適用していったかは、ルソー自身の考えを踏まえながらもそれとは別個の問題として、革命の状況との関連、一連の反結社法それ自体、およびその議会報告・審議などからその有り様を探っていかなければならない。

第3節 国家 — 二つの視点から

ル・シャプリエはル・シャプリエ法の議会報告の中で、「生存のために職を必要としている者に職を与え、身体に障害のある者に救済を与えるのは、国家であり、国家の名において役人がおこなうのである。」⁴³として、コルポラシオンが担っていた扶助機能は国家が取って代わるべきことを述べている。1791年憲法（1791年9月3日）は、「第一編 憲法によって保障される基本条項」で、「捨て子を養育し、貧しい病人を救済し、仕事を得られなかった貧しい健常者に対して仕事を与えるために公的扶助に関する一般的な施設が設置され組織される。／すべての市民に共通し、すべての人にとって不可欠の教育の分野に関し

36 ルソー 桑原武夫・前川貞次郎訳『社会契約論』133頁。

37 同所。

38 フランソワ・フェレ/モナ・オズーフ編 河野健二・阪上孝・富永茂樹監訳『フランス革命事典6－思想Ⅱ－』（みすず書房 2000年）233頁。

39 同書 227頁。

40 同書 232-233頁。

41 同書 244-245頁。

42 同書 245頁。

43 *Archives parlementaires*, 1^{ère} série, tome27, p.210.

て無償の公教育が設立され組織される。」⁴⁴ として、国家の役割を明確に宣言している。また、1793年憲法（1793年6月24日）の「人および市民の権利の宣言」の第1条は「社会の目的は共通の幸せである。／政府は、人にその自然の且つ不可侵の諸権利の享有を保障するために設立される。」⁴⁵とし、第21条は「公的扶助は神聖な負債である。社会は、不幸な市民に仕事をさせ、また労働不能な人々に対して生存の手段を保障することによって、不幸な市民に生活の手段を保障する義務がある。」⁴⁶とし、社会、具体的には国家の役割を規定している。更に、在俗修道会の廃止に関する聖職者委員会の報告は、「公益にとって感動的でもありまた重要でもある職務（教育や貧者の扶助など：訳注）を果たすために、何らかのコルポラシオン（報告は修道会を宗教的コルポラシオンと規定している。：訳注）に固執する必要があるだろうか。我々は、この種の組織をまったく認めない政府において、これらの職務がよく果たされるのを見ないだろうか。」⁴⁷として、教育や貧しい病人の扶助などの社会的に重要な役割は、宗教的コルポラシオンである在俗修道会に任せるのではなく、国家が担うべき職務であるとする。つまり、憲法やデクレで、国家の役割が強調され、アンシャン・レジーム下で貧者・傷病者の救済や仕事の保障や教育などを担ってきた諸中間団体に国家が取って代わるべきことが強い調子で述べられる。革命の過程で国家は政治的権力の行使者としてだけでなく、中間団体に代わって貧者への扶助や教育などの社会的機能を担い新たな社会的関係を創出する組織者としても登場することになる。

国家は、表裏一体をなす二つの「ベクトル」によって新たな社会的関係を構築する「主役」として歴史の前面に登場することになる。第一には、「哲学者」たちの国家の役割に対する積極的な評価という思想的ベクトルによってである。第二には、中間団体の排除という社会的ベクトルによってである。以下で順次この二つのベクトルを考察していく。

まず、モンテスキュー（Montesquieu, Charles Louis de Secondat, baron de La Brède et de）、ルソー、コンドルセ（Condorcet, Marie Jean Antoine Nicolas de Caritat, marquis de）などの「哲学者」の国家の役割に関する理解の問題である。

モンテスキューは、自由を主権のような抽象的原理と結び付けず、具体的で現実的な二つの条件から自由が生じると考える。一つは国制の条件である。市民の政治的自由は制限政体（*gouvernement modéré*）にのみ見出されるが、それは常に存在するわけではなく、権力が濫用されない時にのみ存在する。⁴⁸ 権力の濫用を防ぐためには、「事物の配置によって、権力が権力を抑止するようにしなければならない。」⁴⁹ すなわち権力の分離である。もう一つは市民の法的状況である。市民の「政治的自由は安全にあり、あるいは、少なくとも人が自己の安全についても確信にある。／この安全を損なうもので、公的なまたは私的な訴追以上のものは決してない。したがって、公民の自由は主として刑事の法律の良否

44 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome3 p.241.

45 *Ibid.*, tome5, p.352.

46 *Ibid.*, p.353.

47 *Archives parlementaires*, 1^{ère} série, tome32, p.58.

48 モンテスキュー 野田良之他訳『法の精神（上）』（岩波書店 1989年）289頁。

49 同所。

にかかっている。」⁵⁰ ここでは、かなり控え目ではあるが国家の権利と対立的な市民の権利が姿を現している。モンテスキューが「主張する権利は、特に尊重されるべき一つの価値でしかない。彼がこの価値に第一の地位を与えることだけで、彼が部分的に国制をその価値の下位に置くことだけで、モンテスキューは個人主義者に分類されるに値する。」⁵¹ 一方でモンテスキューは、『法の精神』(De l'esprit des lois) の「養護施療院」という章で、1848年の民衆的勢力の主張と見間違えるような「国家はある者には彼らになしうる仕事を与える。他の者には働くことを教えるが、それはすでに一個の仕事である。／街頭で裸同然の人間になすなんらかの施しは国家の義務の履行になるわけではない。国家は全公民に対してその暮らしを確実にする一つの義務を負っている。すなわち食糧、適当な衣料、そして健康に反しない生活様式である。」⁵² という見解を述べ、国家は全市民に対して仕事の提供やその生活を確実なものにする義務を負っているとする。社会主義者たちは当然これを称賛する。しかしモンテスキューは個人主義者であり、「彼は、個人は国家と同等に扱うことができるとは考えないし、とりわけ個人は国家を否定できるとは考えていない。」⁵³

ルソーは、国家の具体的な機能については述べていないが、『社会契約論』の中で「前編（人間の自然状態から社会状態への移行、社会契約の本質的諸条件について述べている。：引用者）で明らかにされた諸原則から、第一に生まれてくる、そして最も大切な結果は、国家をつくった目的、つまり公共の幸福にしたがって、国家のもろもろの力を指導できるのは、一般意志だけだ、ということである。」⁵⁴ として、国家の目的は「公共の幸福」にあることを明言している。更に、「国家の力のみが、その構成員の自由をつくりうる」⁵⁵ として、国家の役割の重要性が強調される。つまり、「ルソーが国家に与える力は、個人を圧迫することに用いてはならない。反対にその力は、十全な精神的自立に向けた努力の中で個人を助け、完全な人格へと個人を進ませるのに用いられねばならない。この国家への信頼、すなわち一般意志、更に一般意志の諸要素の一つである自身に関する自身の意志、それが本質を決定する。ルソーは国家への信頼が外部から自らに課されることを望まなかった。ルソーは、国家への信頼が自身の固有の熟慮から生じることを望んだ。」⁵⁶ ルソーの考え方は、個々人の意志に基づく社会契約という理論構成をとっており、それによって創り出される国家は個々の市民の意志に基づく「一般意志」の下に置かれ、個々の市民の自由を保証し人格的完成を助けるという役割を担うとしており、個人をその基礎としていると言える。

コンドルセは、『人間精神進歩史』(Esquisse d'un tableau historique des progrès de

50 同書 343 頁。

51 Henry Michel, *L'idée de l'état, essai critique sur l'histoire des théories sociales et politiques en France depuis la Révolution*, Fayard, 2003, pp.48-49. 以下 Henry Michel, *L'idée de l'état* と表記。

52 モンテスキュー 野田良之他訳 『法の精神 (中)』(岩波書店 1989 年) 391-392 頁。 以下 モンテスキュー 野田良之他訳『法の精神 (中)』と表記。

53 Henry Michel, *L'idée de l'état*, p.95.

54 ルソー 桑原武夫・前川貞次郎訳『社会契約論』42 頁。

55 同書 81 頁。

56 Henry Michel, *L'idée de l'état*, p.99.

l'esprit humain) の中で、国家の機能についてより具体的に次のように述べている。「人間は自分の能力を発達させ、自分の富を処理し、自由自在に自分の必要を充足することができる。」⁵⁷ 国家がそのことを保障した後も、国家には「なおなさねばならない義務が残っている。」それは、すべての商取引に役立つ度量衡の設定である。⁵⁸ また、「毎年得られる富のうちで、この自由に処分できる部分をもって、社会権力は何らの権利を毀損することなしに、国家の安泰、国内の治安、個人の権利保障、法律の制定ないし施行のために設置せられた權威の行使、さらに公共繁栄の維持などに要する費用のために必要な基金を設立することができるのである。」⁵⁹ 国家は、個人では「農・工・商業の進歩のために直接為し得ないことや、自然の不可避の災害」などを軽減・予防するための措置を個人に代わっておこなう。⁶⁰ 更にコンドルセは、富の不平等、生計の手段の不平等、教育の不平等という人間の不平等の三つの原因は、国家が豊富な資源を特定の市民にのみ開放することをせず、「一度蓄積された富」を優遇せず、高齢者・女子・子供などに対する扶助を保障し、平等な教育をおこなうことによって、完全に消滅しはしないが減少することになるとする。⁶¹ コンドルセは、国家をつくった目的は「公共の幸福」にあるとするルソーの命題を引継ぎ、国家の役割を具体的に述べており、個人のために国家が存在するという意味で個人主義的であると言える。

以上、モンテスキュー、ルソー、コンドルセの国家に関する考え方を見てきたが、こうした18世紀の個人主義的な思想は、今日の個人主義が国家と個人を対立的に捉えるのとは異なり、国家の関与が「個人の権利のために為されるのであれば、国家の関与に嫌悪を覚えることから程遠い。」⁶² つまり、それは個人の権利保障や共通の幸福の追求などのための国家の役割を積極的に評価するものである。そして、彼らの思想の影響を受けた「フランス革命は、国家に何らかの価値を認める包括的で広範な個人主義の勝利を追求し不滅のものとした。」⁶³のである。具体的に言えば、こうした「哲学者」たちの思想の影響を受けて、憲法やル・シャブリエ法をはじめとする一連の反結社法に国家の役割を積極的に評価する考えが現れてくることになる。

第二に、中間団体の排除というベクトルである。一連の反結社法による、コルポラシオンを初めとする特権的中间団体の解体により、それが中核をなす社団国家というアンシャン・レジームの支配体制が解体され、社団への依存から個人が切り離され権利の主体としての個人創出の前提が作りだされる。しかし、中間団体の排除がもたらすものはそれだけには止まらない。このような中間団体の排除と国家の役割を重視する理念は、反結社法を媒介として結びつく。中間団体否認の理念による国家と個人の間介在する中間団体の

57 コンドルセ 渡辺誠訳『人間精神進歩史 第一部』(岩波書店 1951年) 190頁。

58 同所。

59 同書 191頁。

60 同所。

61 同書 255-262頁

62 Henry Michel, *L'idée de l'état*, p.103.

63 *Ibid.*, p.104.

排除は、理論的には「国家と個人しか存在しない状態」の創出を意味する。もちろん革命の過程で実際に中間団体が完全に消滅した社会が出現した訳ではないが、かなりの程度中間団体の排除がおこなわれたことも事実である。従って、それまで中間団体が果たしてきた職業活動の規律、相互扶助、教育などの種々の社会的機能を個人が担うか、国家が担うかしかないことになる。個人がそうした役割を担うことができるのであれば、中間団体の存在も不要であると言えるが、現実には個人が担えないから中間団体がそれを担ってきた訳である。それらの役割を個人が担えないとすると、中間団体廃止後に残るのは国家だけであり、中間団体の排除という点から必然的に、それに加えて国家の役割を積極的に評価する理念により促されて、国家あるいは国家が作りだしたものが中間団体が果たしていた役割を担うことになる。というよりも、担わざるを得ないことになる。更に言えば、基本的な社会的単位として個人がそこにアイデンティティを求めた中間団体を廃止して、革命はそれに代わるものとして「国民」というアイデンティティを与える国家の下に国民を統合しようとする。理論的には、その国家は、中間団体が廃止された後には、個人が解決不能なすべての問題の解決という役割を担う唯一の組織となる。つまり、国家は「万能の国家」でなければならないことになる。

第4節 三つの理念の連関 — 営業の自由・中間団体・国家

ロザンヴァロン (Rosanvallon, Pierre) は、「革命の政治文化の理論的な反コルポラティズムと 1791 年の法的規定の効果は、ソシアビリテの空白と中間団体のその他の形態のようにコルポラシオンが法の外に置かれたことにより生じる統制の欠如を埋めるように、国家を導くために結びつく。国家は一般的利益を体現すると同時に、その中に公的領域を取りこむ唯一のものとして姿を現す。」⁶⁴と革命が新たな社会的関係をつくりだす構図を述べているが、その考察は「フランスの特殊性」⁶⁵という論題の関係からイギリスとの比較によるフランス革命の特殊性への解明へと向かい、この構図自体に関するこれ以上の言及はない。しかし、革命により新たな社会的関係が作りだされるメカニズムは不可避免的に新たな社会的関係それ自体を規定し、革命により形成される社会的秩序を理解するためにはその解明が不可欠となる。ロザンヴァロンがその構図を示したように、革命が作りだす社会的関係自体の再構築を含む「『水平的な』社会的・政治的関係」⁶⁶は、アンシャン・レジーム下でコルポラシオンを初めとする政治的・経済的・社会的機能を有し個人にアイデンティティを提供する基本的な社会的単位としての社団＝中間団体の解体によって生じた社会的な隙間を国家が埋めていくという形で形成される。革命が作りだす新たな社会は言ってみれば「中間団体の廃墟」の上に築かれたものであり、当然反結社的な傾向をもつことになる。しかし、実際には中間団体が担っていた機能をすべて国家が担うことは不可能であ

64 Pierre Rosanvallon, *L'État en France de 1789 à nos jours*, pp.96-97.

65 *Ibid.*, p.95.

66 *Ibid.*, p.105.

り、執政政府期と第一帝政期には行政への補完的機能をもつ商業会議所、若干のコルポラシオン、修道会などの「復活」が見られることになる。本節では以上の視点を基本的な枠組みとして、反結社法→中間団体の解体→国家による公の事柄の独占を一つの「運動」の過程として捉えて、反結社法を基礎づけることになる営業の自由の理念、中間団体否認の理念、国家の役割に関する理念という三つの理念の作用の連関という視点から、中間団体の排除から国家がそれにとって代わるメカニズムの概要を考察する。

自由な経済活動と労働の自由を実現するために、テュルゴ勅令、ダラルドのデクレ、ル・シャプリエ法は、アンシャン・レジーム下で経済活動に種々の制約を課していたコルポラシオンを廃止する。ダラルドのデクレは、エド税の廃止とコルポラシオンの廃止に伴う営業免許制・営業免許税の設立に力点が置かれたため、人的集合の禁止までは規定していないが、テュルゴ勅令とル・シャプリエ法は、営業の自由と労働の自由を担保するためにコルポラシオンの廃止と親方、職人、徒弟に対する集会・結社など一切の人的集合の禁止を規定する。その理由としてル・シャプリエ法で挙げられたのは、営業の自由の理念に加えて、コルポラシオンを個人と国家の間に介在し個人に中間的利益を吹き込み一般意志の形成を妨げるものとして否定する中間団体否認の理念である。同時に、コルポラシオンが担っていた相互扶助に関しても、職を必要とする者に職を与え、障害のある者に救済を与えるのは国家であることが述べられ、国家の役割が強調される。経済活動の領域における中間団体であるコルポラシオンを、あらゆる領域における中間団体を否定することを可能にする中間団体否認の理念によって否定することで、中間団体の廃止はコルポラシオンの廃止という「導水路」を通り、中間団体否認の理念に導かれてあらゆる領域に広がっていくことが可能になる。

中間団体否認の理念は、理論的には中間団体の廃止により個人と国家しか存在しない状態を目指すものであり、実際に革命の過程で一連の反結社立法により種々の中間団体の廃止が進んでいくことになる。このような状況の中で、従来中間団体が担っていた個人が担うことができない貧者や傷病者への医療の提供や扶助、教育などの社会的機能は、必然的に国家が担わざるを得ず、国家あるいは国家がつくりだしたものがあらゆる領域において中間団体にとって代わることになる。もちろん、こうした「運動」を支える思想的なベクトルとして国家は個人と対立的なものではなく、個人の権利保障や「公共の幸福」のために存在するという積極的な評価を国家に与える「哲学者」たちの思想が存在し、それが具体化したものとして国家の役割を重視する一連の反結社法があることは言うまでもない。モンテスキューは、国家は全市民に対して仕事や生活手段を提供する義務を負っているとし、ルソーは国家の目的を「公共の幸福」とし、コンドルセはそのために国家が果たすべき諸機能を具体的に挙げている。更に、革命を推進した人々が、革命に反対する勢力を侮蔑的なニュアンスをこめて *aristocrate*（「貴族」）と呼び、これと対極にあるものとして自らを *patriote*（「愛国派」）と呼んだことに象徴的に表れているように、国家は個人がそこにアイデンティティを求める基礎的な社会的単位としての社団＝中間団体に代わって、「国民」

というアイデンティティを人々に提供することにより、国家=単一不可分の共和国への統合を図っていく。

こうした言わば国家の「増殖」というメカニズムが一応完成し、中間団体政策の基本となる部分が形成されるのが第一帝政期の 1810 年の刑法典においてである。次章以下では、中間団体政策の理論的基礎を形成することになる営業の自由、中間団体の禁止、国家の役割の重視という三つの理念およびその作用と連関という視点から、革命による新たな社会創出に直接的かつ重要な役割を果たした国家と個人の間には介在する中間団体を排除しようとする一連の反結社立法を分析・考察していくこととする。

第3章 社団の解体ーバスティーユから 1791年憲法へ

本章以下では、前章で挙げた営業の自由、中間団体の禁止、国家の重視という三つの視点から、社団を解体していく一連の反結社法の分析・考察をおこなっていく。それに当たっては、ブルジョアジーを軸として民衆あるいは貴族という社会的勢力間の結合・離反によって革命は推移していくという視点から、フランス革命を、テルミドールのクーデターを転回点として、アンシャン・レジームの社会を破壊し革命の理念に基づき急速に新たな社会を創り出していこうとする「展開期」と、革命が創り出したものと現実との調整を図っていく総裁政府、執政政府から第一帝政に至る「収拾期」に区分して、こうした革命の推移の中に一連の反結社法を置いて考察する。それにより、一連の反結社法がどのような状況下でつくられ、それを基礎付ける理念がどのように変貌していくのかをより明確に示すことができるからである。

まず、本章では一連の反結社法がどのような状況下でつくられたかを明らかにするため、1789年7月のバスティーユ襲撃から憲法制定国民議会の1791年憲法の制定による91年10月の立法議会の成立までの期間、つまり革命の「展開期」の前半における革命の推移を概観した上で、ダラルドのデクレ、ル・シャプリエ法、商業会議所を廃止するデクレについて考察する。次章では、立法議会の成立から、王政の廃止、国民公会の成立、1793年憲法の制定、山岳派独裁を経て1794年のテルミドールのクーデターまでの期間、つまり革命がより徹底したものとなっていく「展開期」の後半を概観し、在俗修道会を廃止するデクレ、アカデミー・文学団体を廃止するデクレ、割引銀行などの株式会社を廃止するデクレ、公教育の漸進的三段階を設立するデクレ（大学廃止を規定）を考察する。続いて次々章では、革命の「収拾期」である総裁政府から執政政府に至る革命の推移と第一帝政を概観した後、時系列的には前後するが民衆協会の活動規制に関する1791年5月と9月の二つのデクレ、95年8月の民衆協会廃止のデクレ、97年7月の政治的問題に係わる団体を禁止する法律という民衆協会に対する規制・禁止を規定する四つのデクレ・法律、それに加えて、93年9月のパリの行政機関であるセクションの総会の開催制限を規定するデクレを一つの過程として考察した後、1810年の刑法典を考察していく。

第1節 バスティーユから 1791年憲法へ

フランス革命は1789年7月14日のバスティーユ襲撃に始まるが、87年からの不作に苦しんでいた農村部では、都市部の混乱の情報が伝わる中で、都市部から浮浪者が大量にやってくる、あるいは領主特権を守ろうとする貴族がならず者を使って農村を襲うといった噂が広がり、7月20日から8月6日にかけて恐怖した農民が先制的に領主の館を襲撃する「大恐怖」(La grande Peur)と呼ばれる現象が全国で発生する。こうした事態への対応を余儀なくされた憲法制定国民議会(Assemblée nationale constituante)は、1789年8月4、6、7、8、11日=11月3日の「封建制、領主裁判所、十分の一税、官職売買、特権、聖職疎

取得金、複数の聖職祿を受けることなどの廃止に関するデクレ」(Décret portant abolition du régime féodal, des justices seigneuriales, des dîmes, de la vénalité des offices, des privilèges, des annates, de la pluralité des bénéfices, etc) ¹を議決する。このデクレは、その名称が示すように、第1条で封建制の完全な廃止を謳い、第4条ですべての領主裁判所の廃止、第5条で十分の一税の廃止、第6条で永代地代などの所有権に関する権利の買い戻し、第7条で裁判所および市町村の官職売買の廃止、第9条で免税特権の廃止、第10条で州、地方、都市などの特権の廃止、第11条で市民は出生による差別なしにあらゆる職業に就くことができること、第12条で聖職祿取得金の廃止、第14条で複数の聖職祿を受けることの廃止を規定する。²つまり、身分的特権については無償で、地代などの所有権に関する権利は有償で廃止するとされたが、農民はこれを特権の無償廃止と誤認し一旦パニックは収まるが、後に要求が再燃することになる。革命は政治的なものに止まらず、アンシャン・レジームの社会構造を揺るがすものへと進んでいく。

そして1789年8月26日には「人および市民の権利の宣言」(Déclaration des droits de l'homme et du citoyen) (1971年憲法の一部としてつくられる。)が議決される。その第1条は「人は自由かつ権利において平等なものとして生まれ生きる。」とし、第3条は「あらゆる主権の原理は本質的に国民に存する。」とし、第6条は「法律は一般意志の表明である。すべての市民は、自らまたは自己の代表を通じて法律の作成に協力する権利を有する。法律は人を保護する場合でも罰する場合でも、すべての人にとって同じでなければならない。」とする。更に、第11条は「思想および意見の自由な伝達は、人の最も貴重な権利の一つである。」とし、第13条は、行政の諸費用などのための「共通の租税は、能力に応じてすべての市民に平等に配分されなければならない。」とし、第17条は「所有権は侵すことのできない神聖な権利」であるとする。³自由と権利の平等、国民主権、代表制、法の前での平等、思想・言論の自由、能力に応じた平等な税負担、所有権の不可侵などの、アンシャン・レジームの社会を破壊した後の新たな社会の原理(=近代市民社会の原理)が示される。国王は1789年8月4日の封建制廃止のデクレと8月26日の「人および市民の権利の宣言」を裁可しようとしなかった。一方パリの食料事情が悪化する中で、パンを求める請願を国王と国民議会に提出しようとして、1789年10月5日女性たちを先頭に国民衛兵を含めた武装したパリの数万の民衆は、国王のいるベルサイユへと行進し王宮や議会に侵入する(「ベルサイユ行進」)。これに屈した国王は、民衆に小麦の放出を約束し、議会に対しては封建的権利の廃止のデクレと人権宣言を裁可する。国王は民衆と共にパリに移り、それに続いて議会もパリに移る。これ以後、国王と議会は常にパリの民衆の圧力に曝されることになる。

そして、こうした人権宣言の理念などの新しい社会秩序を具体化するための法律がつくられ新たな制度が姿を現していく。1789年11月2日=4日の「教会財産を国の管理の下に

1 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome1, p33.

2 *Ibid.*, pp.33-35.

3 *Ibid.*, tome3, p.240.

置くデクレ」(Décret qui met les biens ecclésiastiques à la disposition de la nation)⁴により、教会財産が国有化され売却されることになる。その土地を担保にアッシニア (Assignat 担保付の債券であったが、紙幣として流通するようになる。)が発行される。1789年12月には州や地方は、人口、面積、経済力などが均等になるように分けられた83の県に再編成され、県の下に郡、小郡、市町村が置かれる。人口25,000を超える都市にはセクションが置かれる。行政組織に合わせて裁判所制度も再編成され、地方行政官や裁判官は選挙によることになる。そして、1790年7月12日=8月24日の「聖職者民事基本法および聖職者の俸給に関するデクレ」(Décret sur la constitution civile du clergé et la fixation de son traitement)⁵によって、司教・司祭は選挙により選ばれ、聖職者は国民・法律・国王への忠誠および憲法を全力で維持する旨の宣誓を義務付けられ、国家から俸給を受ける公務員となる。この時期、反結社法としては、「営業の自由」のためにコルポラシオンを廃止する1791年3月2日=17日のダラルドのデクレ、民衆協会の請願の制限などを求める1791年4月26日の「パリ県とパリ市の請願」⁶に基づく集団としての請願などを禁止する1791年5月18日(10日)=22日の「市民がコミュニンの招集を要求することができる場合を定める請願権に関するデクレ」⁷、コルポラシオンの廃止に加えてコアリシオンも禁止する1791年6月14日=17日のル・シャプリエ法、コルベールによって設立された商業会議所などを廃止する1791年9月27日=10月16日の「王国内に存するすべての商業会議所の廃止に関するデクレ」⁸、1791年9月29日・30日=10月9日の憲法的機関の活動を妨げる集団としての請願・代表の派遣などの活動をおこなう者への罰則を規定する「民衆協会に関するデクレ」⁹が制定される。

1791年9月には憲法が制定されることになるが、それを前に状況は混乱していく。1791年6月には国王ルイXVI世(Louis XVI)の一家がパリからオーストリアへの逃亡を図るが、東部のバレンヌで逃亡が発覚しパリに連れ戻される。これにより国王の権威は著しく失墜し、これ以降王政の存続そのものが問題になっていく。パリでは民衆協会の活動家による共和政への請願運動が始まり、1791年7月17日に共和政を求める請願大会がシャン・ド・マルス広場でおこなわれるが、集まった民衆に警備の国民衛兵(Garde Nationale)¹⁰が発砲し多数の死者が出る。これが、「シャン・ド・マルスの虐殺」と言われる事件である。一方、革命の推移を見ていたオーストリアやプロイセンは、国王が逃亡に失敗しパリに連れ戻された事態を受けて、1791年8月には「ピルニッツ宣言」(Déclaration de Pillnitz)に

4 *Ibid.*, tome1, p.54.

5 *Ibid.*, p.242.

6 *Archives parlementaires*, 1^{ère} série, tome25, p.352. この請願と次のデクレについては第5章第2節で他の民衆協会に関するデクレおよび1810年の刑法典とともに一括して考察する。

7 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome2, p.365.

8 *Ibid.*, tome3, p.374.

9 *Ibid.*, p.457. このデクレについては第5章第2節で他の民衆協会に関するデクレおよび1810年の刑法典とともに一括して考察する。

10 国民衛兵(Garde Nationale)は、1789年7月の蜂起に際して、ベルサイユの軍隊への対抗とパリの治安維持のため能動市民により組織された民兵組織。

より国王支持を宣言する。国内的には、オーストリアやプロイセンと結び付いた貴族たちによる「貴族の陰謀」説が民衆の間に広がっていく。

1791年9月3日には1791年憲法が成立する。この憲法の前文から、革命を推進しようとした人々が、アンシャン・レジームの社会の何を具体的に問題としていたのかがよく見てとれる。そこでは、「自由および平等の権利を害していた諸制度を最終的に廃止する。」とした上で、廃止すべき「諸制度」が列挙されている。すなわち、「貴族」や「身分的差別」や「封建制」やそれから生じる特権も、「官吏の職務の執行における優越以外のいかなる優越も」、「官職売買」と「官職の世襲」も、憲法に反する「宗教的誓願」や「その他の契約」も、「宣誓職業組合」や「コルポラシオン」ももはや存在しないとされる。¹¹ また「第1編この憲法によって保障される基本条項」では、捨て子の養育、貧困な病者の扶助、貧困な健全者への仕事の提供のための「公的扶助の一般的施設」が組織され、「すべての市民に共通し、すべての人にとって不可欠の教育部門に関して無償の公教育」が組織される¹²として、アンシャン・レジーム下で扶助や教育を担っていた社団に代わる国家の役割が強調される。「第Ⅲ編公権力について」では、主権は国民に存するが、国民は代表者を通じてのみそれを行行使することができるとし、議会は任期2年の一院制、議員は能動市民（*citoyen actif* 少なくとも三労働日の価格以上の直接税の納付が条件となる。）による制限選挙とされ、行政権は国王に委ねられる。¹³ 司法権は「立法府によっても国王によっても行使され得ない。」裁判官は人民の選挙により、裁判は無償でおこなわれるとされる。¹⁴ すなわち、憲法制定国民議会を主導した勢力は、政治的には三権分立、財産による制限選挙に基づく一院制の議会による立憲王政、経済的には不可侵の神聖な権利である所有権に基礎を置く営業の自由という経済的自由主義、社会的には法の前での市民の平等を規定した91年憲法による体制を確立することにより、アンシャン・レジームに代わる秩序を打ち立て革命を收拾しようとする。この91年憲法の体制は、富裕なブルジョワジーの寡頭支配体制であり、この後貴族を中心とする反革命勢力と革命の更なる徹底を求める都市や農村の民衆の不満に曝されていくことになる。91年憲法の制定に伴い、憲法制定国民議会は解散し、新たに1791年10月1日に立法議会（*Assemblée nationale législative*）が成立する。

第2節 ダラルドのデクレ

1 議会報告

1791年2月13日、ダラルド（*d'Allarde, Pierre Gilbert Le Roy, baron*）は租税委員会の名の下に、1791年3月2日＝17日のダラルドのデクレ（*Décret d'Allarde* 「すべてのエド税、すべての親方身分および宣誓組合の廃止および営業免許状の設定にかんするデクレ」¹⁵

11 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome3, pp.240-241.

12 *Ibid.*, p.241.

13 *Ibid.*, pp.242-243.

14 *Ibid.*, p.251.

15 中村紘一訳「テュルゴ勅令・ダラルド法」335頁。

Décret portant suppression de tous les droits d'aides, de toutes les maîtrises et jurandes, et établissement de patentes¹⁶⁾ に関する憲法制定国民議会への報告をおこなう。ダラドは、アンシャン・レジームの浪費により国庫が危機的状況にあることを明らかにした上で、間接税導入の必要性を述べるが、一方で塩税とエド税を挙げて不当なシステムとして非難する。議会は証書や相続に関する税やその証書が記載される紙に関する税を決定したが、それは必要を十分に満たすものではない。そこで「著しい必要性と課税することが少なからず極めて困難であることの間で急がされて、当委員会は、消費者と製品の一次販売者の負担で、製品や商品を小売りしその利益によって、また元手および利息の返還によって常に前払い金を回復する人々に課税の前払い金を課さざるを得なかった。」¹⁷⁾ として新たな間接税（営業免許税）の創設を提案する。「この税金の存在を、工業と商業のためになされた大きな利益に結び付け、宣誓職業組合と親方身分の廃止に結び付けなければならない。宣誓職業組合と親方身分を、当委員会は、それらが排他的特権であるという唯一そのことによって廃止しなければならない。／労働の権利は、人間の権利の最も重要なものの一つである。この権利は人間の財産である。…それは恐らく、最も聖なる、決して譲り渡すことのできない第一の財産である。」¹⁸⁾

王国の諸都市で、他の市民を排除して、特定の職業に関する特権をもったコルポラシオンの親方たちに職業をおこなう権利が集中している。そして、この「専横な特権」¹⁹⁾を入手するために、徒弟奉公・職人修行や税の支払いなどにより「市民の生涯の一部とその商業を組織するために市民が必要とする資金が使い果たされた。」²⁰⁾ 更に、他所者に対する排除などによって、「コルポラシオンは、商品、食料品さえもその価格を引き上げるために団結する。」²¹⁾ その努力は、「国家の中に、排他的な商業のカーストを設けることを目指している」²²⁾ように思われる。「それはまた、すべての人々にとっても害悪であった。」²³⁾ すなわち、労働者間の選択と競争が生み出すはずの、商品価格の低下あるいは労働の改善といった消費者が得られたであろう利益が失われ、親方たちにとってもコルポラシオン間の製品や競争に関する「うんざりする相互の主張のための、いくつもの共同体間の競争は際限のない訴訟をつくりだした。」²⁴⁾ そして「かのテュルゴが登場した時まで、長い間の塵に覆われたこれらのコルポラシオンの悪弊はその有害な作用を与えていた。テュルゴは一瞬王の蒙を啓いた。その悪弊は一瞬存在するのを止めた。それらの悪弊は間もなく復活した。これらの理念には、まだ機が熟していなかったのだ。」²⁵⁾とテュルゴ勅令を積極的に評価する。

商業の自由は商人の利益に適合するものであり、更に商業の中軸は工業であり、工業の

16 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome2, p.230.

17 *Archives parlementaires*, 1^{ère} série, tome23, P199.

18 *Ibidem*.

19 *Ibidem*.

20 *Ibidem*.

21 *Ibidem*.

22 *Ibidem*.

23 *Ibidem*.

24 *Ibidem*.

25 *Ibid.*, pp.199-200.

中軸は自由である。この自由によって、製品の品質が危険にさらされるのではという危惧については、「この目的に関して宣誓職業組合の統制がいかに虚しいものであったかが知られている。フォーブールや特権を与えられた以外の場所の職人は、親方の監督下にある職人よりも、よい働きをすることが知られている。競争によって、彼らはお互いにより効果的なある種の監督をおこなうことが知られている。」²⁶とする。ただし、委員会はその監督に専門的な知識を要する薬剤師と金銀細工師に関しては別途規則の作成を求める。

委員会は、すべての人がその才能に適合し、その事業に有益に思える手仕事と商業の自由な兼職を認めることを提案する。そのために必要とされる「負担金は極めて抑制的であり、営業免許状の取得は常に容易である。／この税の比例的な基礎は、住居の賃貸借の価格に従って確立されることになる。」²⁷ 委員会は、貧しい人々のためにパン屋の営業免許税を半額とし、野菜や魚を売る人々あるいは市場や道路に商品を並べる人々にいかなる営業免許税も課さないことを決定した。更に、「宣誓職業組合、親方身分および共同体を廃止しつつ、国民議会の公正さは国家が彼らの負債を引受け、親方の職を買った諸個人にその損害を弁償することを望む。」²⁸ とする。そして最後に、「才能をねじ曲げ枯らす専制は才能を抑圧と束縛によって酷使する。才能を高め育てる自由は、監督と公正さと平等しか望まない。」²⁹として報告を終る。

この報告では、労働の権利を人間の権利の最も重要なものの一つとした上で、コルポラシオンの親方たちが営業の権利を独占し、その権利を得るための徒弟修業や親方身分取得による時間的・金銭的損失、および労働者間の選択と競争が生み出す消費者が享受できるはずの利益の喪失について述べられている。更に、有害な作用を与えていたコルポラシオンは、テュルゴ勅令により「それらの悪弊は一瞬存在するのを止めた。」³⁰として、テュルゴ勅令を積極的に評価する。このことから分かるように、ダラルドのデクレの議会報告の理論構成は、テュルゴ勅令の前文におけるコルポラシオン廃止の理論構成と同じであり、テュルゴ勅令がダラルドのデクレに強い影響を与えていることが分かる。ただし、テュルゴ勅令はコルポラシオンの禁止に加えて、親方・職人などの集合一般を禁止し、特に信徒会を名指して禁止している。一方ダラルドのデクレでは、エド税の廃止およびコルポラシオンの廃止と営業免許制（テュルゴ勅令は無償の届出制を採用している。）・営業免許税の創設を規定するのみで、人的集合を禁止する規定はない。³¹ この報告には中間団体を中間団体であることを以て否定する中間団体否認の理念は現れていないが、議会審議では議

26 *Ibid.*, p.200.

27 *Ibidem.*

28 *Ibid.*, p.201.

29 *Ibidem.*

30 *Ibid.*, p.200.

31 ダラルドのデクレに職人などのコアリシオン禁止の規定はないが、それは営業免許制・営業免許税を制度として確立することが主要な目的であったためである。ダラルドのデクレは、テュルゴ勅令・ル・シャプリエ法と同様に労働の権利は個人の権利であるという考えを基礎としており、この権利を集団の力で侵害するコアリシオンを容認しているとは考え難い。「労働の自由」・「営業の自由」の考え方は、必然的にコアリシオンの禁止を含むと考えられる。ただし、次節で触れるように、ダラルドのデクレにコアリシオンの禁止規定がないことを、当時の人々がどう理解したかは別の問題である。

員の発言の中にその言説が現れてくることになる。また、各人が職業を自由におこなえることによる製品の品質の低下に関する危惧を取り上げて、競争こそが効果的な「ある種の監督」をおこなうことになることとわざわざ述べていることは、革命期に至ってもなお「良き誠実なる経済」の理念が一定程度存在していることを示すものと言える。

2 議会審議

2月13日の報告終了後の委員会案の審議では、人間の権利の内の最も重要な権利の一つである労働の権利を課税の対象とするのは理解できず、先決問題を求めるとの意見が述べられる。こうした税にはいくらかの反道徳性があるが、公の事柄を維持するには税が必要であるとの反論がなされ、票決により営業免許税の存在が確認される。³² それに続いて2月16日、17日、3月2日の三日間に渡って条文ごとに審議がおこなわれるが、内容が法の施行に当たっての具体的で多様な問題に渡っているため、以下でその主な論点ごとに整理して議会審議の内容についてできるだけ簡潔に述べる。

第一に、営業免許の対象となる職業の問題である。薬剤師などの専門的知識を必要とする職業を営業免許の取得だけでおこなってよいのか、その手続きが明確になるまで審議の延期を求めるとの意見。委員会は、薬剤師の団体の廃止ではなく、特権の廃止と薬剤師になるために徴収される税の廃止を提案しているだけであると反論。³³

商業をおこなうこと、それは売り買いをすることである。耕作者である農民が土地の肥料のために家畜を買いそれを転売することや、自分が生産した穀物などを販売することは営業免許の対象にはならない。³⁴ また、路上や市場で魚や野菜を販売する者に加えて、小物を販売する者は免許税の対象とすべきではない。商売の元手をもたない貧者への生活手段の付与は重要であるが、その優先は商業の競争原理に反し、競争は限定され過ぎてはならない。以上のような意見を受けて、営業免許税の除外対象を花、野菜、魚、バター、卵を路上や市場などで販売する商人とすることを決定。³⁵

マニュファクチャーから原料を支給され、その計算で働く織工は営業免許税の対象にならない。作業場で働く労働者と公吏しか除外する必要はない。工場主の計算で、自宅で働く労働者には課税すべきでない。収益を伴う職業は法律による保護の費用を負担すべきである。営業免許税の対象となるすべての職業を示す文書が必要である。営業免許税は製造業者への消費に関する課税であり、工場主のために働く労働者は除外できない。営業免許を購入不能な貧者、農業および自宅で仕事をする者は免除されるべきである。対象となるすべての職業の一覧表を作成すべきである。その作成は不可能であり、税の小部分の喪失は貧者の生計の糧を奪うよりもましである。営業免許税の対象となるすべての職業の列挙は、必然的に不完全なものとなり、一般的規定により適切な留保の下で一定の職業の市民に税を課すことで十分である。この税は間接的に消費者を対象とする間接税であり、食料

³² *Archives parlementaires*, 1^{ère} série, tome23, p.203.

³³ *Ibid.*, p.214.

³⁴ *Ibid.*, pp.217-219.

³⁵ *Ibid.*, p.227.

品への営業免許税の減額と同じ理由で、課税対象となる収入を仕事から得られない人々を除外すべきであるなどの意見が述べられる。³⁶

第二に、宣誓職業組合の親方身分を取得した個人などへの補償の問題である。かつら業者は、代訴人などと同様に権利金を超えて職株を購入しており公正さを求めるという意見に対して、これは排他的な特権を廃止するだけであり、職株の価格と職務の返還しか義務はないとの反論がなされる。³⁷ 親方身分を取得した個人などに対する補償は、「…国庫に払い込まれた金額のみが問題である。」という文言の挿入が決定される。³⁸

第三に、すべての人は自由にその良いと思う職業に従事できるという問題である。制約のない自由は、製品の品質低下と製造業の衰退を招くとの指摘があり、「策定されることになる規範に従う義務を負う。」という文言の付加が決定される。³⁹

第四に、営業免許税の税率の構成などの問題である。諸都市のように商人たちを五つの階級に分け、いかなる最高額も定めない税率区分を求める。営業免許税は職業の必要性・有用性に比例して段階的であるべきである。また、委員会が提示したコルポラシオンの解散という大きな利益は他の多くの利益に勝る。「コルポラシオンは、大きな政治的欠陥と非常に大きな経済的欠陥を示していた。それは、これらのコルポラシオンが市民を分裂させ、特殊利益により市民を互いに反目させることにおいて、憲法に反する大きな欠陥である。」⁴⁰という中間団体否認の理念に基づく意見がロドゥレル (Roederer, Pierre-Louis) という議員から述べられる。更に以下の発言がなされる。家賃に基づく営業免許の代価は、豊かな者と同様に貧しい者に支払わせる欠点がある。労働者であり職人である農民は、アンシャン・レジーム下では何も支払っていないし、年間で短期間しか働かない。農村部では、税を支払うべきは居酒屋や肉屋や小売商しかいない。営業免許税には最高額も最低額も必要ない、同じ公正の原則による税の配分の実施が必要との意見が述べられ決定される。

41

第五に、住居および付属建築物の全賃貸料に比例した営業免許税の税額に関する問題である。個人の住居による営業免許税は、多数の労働者を雇う者は比例的な方法では税を払わないことになる。従って、鍛冶屋の親方および工場所有者はその賃貸借の価格による税の支払の義務付けを求める。住民の墮落と混乱を引き起こす農村部の居酒屋を優遇すべきでない。比例的平等の確立が必要であり、評価は職人や製造業者が占める住居の賃貸借の価格に応じてなされるべきである。家賃を払わないワインの取引商人がおり、税を支払う旅館業者やワイン商人に損害を与えている。彼らの家賃の価格の対比による評価と居酒屋の主人の税の最低額の倍化を求める。⁴²

第六に、その他の問題である。都市や農村や市場などの行商人の営業免許の取得と市町

36 *Ibid.*, pp.225-226.

37 *Ibid.*, pp.214-215.

38 *Ibid.*, p.215.

39 *Ibid.*, p.217.

40 *Ibid.*, p.219.

41 *Ibid.*, pp.219-220.

42 *Ibid.*, pp.227-228.

村への事前の免許状提示を規定する条文について、事前の免許状提示の義務付けは商人の自由の侵害であり削除を求める。馬一頭をもっている行商人と農村部の行商人の税額の減額を求める。国民議会は廃止された塩税などの関係者に示した公正さを、エド税などの関係者にも示す義務がある。⁴³ 貧者に対する業務をおこなう無償の保護者は、そこから利益を得ていないという意味で職業をおこなっていない。それは公の偉大な徳行である。営業免許税は徳行には適用されない。また登録税は、税の上に税を課すことになりその必要はない。⁴⁴

以上で述べてきたように4日間に渡っておこなわれた議会審議では、コルポラシオンを廃止し営業免許制度・営業免許税という新たな制度を設立する関係から、法の施行に当たって必要とされる営業免許の対象となる職種の問題、営業免許税の税額設定基準の問題、親方身分を取得した個人への補償の問題等々の技術的な問題も含めた雑多で具体的な問題が主として論議の対象となっている。しかし、その前提としてあるコルポラシオン廃止の原理・原則に関する論議は、議会審議の冒頭での最も重要な人間の権利の一つである労働の権利を課税の対象とするのは理解できないとする発言、およびロドゥレルという議員の、コルポラシオンは特殊利益により市民を分裂・反目させる憲法の問題に反するものであるという発言だけである。この後者の発言は、ダラルドのデクレの議会審議において、コルポラシオンを特殊利益により市民を分裂・反目させる、つまり中間団体が中間的利益により市民の間に分裂をもたらすという形で中間団体否認の理念が、議会審議における議員の発言という形ではあるが、既に現れていることを示している。

3 まとめ

ダラルドのデクレは、テュルゴ勅令と同じく営業の自由の理念に基づき、第1条でエド税、紙および厚紙にかんする税、トランプについて徴収される税などの廃止を規定する。第2条で「…かつら業＝理髪業＝浴場業＝蒸風呂業の職株（offices）、証券仲買人の職株、その他技芸および営業（commerce）の監督および仕事についてのすべての職株、親方身分の鑑札（brevets）および〔公開〕状（lettres）、親方身分および宣誓組合への受入れについて徴収される諸税、薬剤業組合（collège de pharmacie）の諸税、およびいかなる名称によってであれすべての職業上の特権は、（同様に）廃止される。」⁴⁵としてコルポラシオンを廃止する。そして第7条で「すべての人は、自由に、そのよいと思う取引（négoce）をおこない、職業（または）手工業に従事することができる。ただし、まえもって営業免許状（patente）を取得し、のちに定める料率に従ってその対価を支払い、〔現に〕定められ、または定めることのある警察規則に従う義務を負う。」⁴⁶として、営業免許の取得を前提に営業の自由を保障する。そして第12条は、営業免許の対価は、「それを申請する者によつ

43 *Ibid.*, pp.229-230.

44 *Ibid.*, p.625.

45 中村紘一訳「テュルゴ勅令・ダラルド法」351頁。

46 同書 352頁。

て占有されている住居、店舗、倉庫および仕事場の賃貸料の価格または賃貸料価格に比例して以下の割合に従って決められる。」⁴⁷とする。つまり条文の構成からも明らかなように、このデクレでは、第一にエド税などの廃止、第二に職業上の特権廃止＝コルポラシオンの廃止による営業の自由の確立、第三にそれに伴う営業免許制・営業免許税の設立が挙げられており、エド税などの廃止とそれを埋め合わせるものとしての営業免許制・営業免許税の設立に重点が置かれている。そのため、親方・職人などの人的集合の禁止に関する規定はない。

議会報告では、労働の権利を最も重要な人間の権利の一つとした上で、第一にコルポラシオンの職業独占による営業の自由への侵害、第二に徒弟修業や親方身分取得のための時間的・金銭的損失、第三にすべての人が享受することができる労働者間の選択と競争が生み出す利益の喪失が、コルポラシオン廃止の理由として挙げられる。このようなダラルドのデクレの理論構成は、テュルゴ勅令前文のコルポラシオン廃止の理論構成と同じであり、このことは、テュルゴ勅令がダラルドのデクレへ強い影響を与えたことを示している。ただし、テュルゴ勅令にある人的集合の禁止規定は、ダラルドのデクレにはない。また、営業の自由による製品の品質低下への危惧に対しては、コルポラシオンの監督は機能不全に陥っており、競争こそが効果的な「ある種の監督」を実現すると述べるが、このことは革命期における「良き誠実なる経済」の理念の残存を示すものと言える。

議会審議では、デクレ施行に当たって必要とされる、どのような職業が営業免許税を課されるべきかあるいは課されるべきでないか、貧者に対する措置、営業免許税の賦課基準、職株廃止への補償等々の技術的な問題も含めた営業免許制・営業免許税の在り方を巡る具体的で雑多な問題に関して論議が展開されている。その一方で、コルポラシオン廃止の原理・原則に関する発言はほとんど見られない。しかし、ロドゥレルという議員の以下の発言は注目に値する。コルポラシオンは政治的・経済的欠陥があり、「それはこれらのコルポラシオンが市民を分裂させ、特殊利益により市民を互いに反目させることにおいて、憲法の精神に反する大きな欠陥である。」⁴⁸ これは法案審議における議員としての発言ではあるが、ル・シャプリエ法の議会報告において見られるコルポラシオンの廃止を営業の自由の理念に加えて中間団体否の理念で位置づける理論構成が、ダラルドのデクレの法案審議の過程において既に現れていることを示すものである。

つまり、中間団体を否認する理念の展開という観点から見た場合、まずコルポラシオンの廃止を営業の自由のみによって基礎付けるテュルゴ勅令がある。次にテュルゴ勅令と同様にその廃止を営業の自由によって位置づけるが、法案審議の過程で議員の発言の中に中間団体否認の理念による位置付けが登場するダラルドのデクレが続く。そして、コルポラシオンの廃止を営業の自由および中間団体否認の理念によって位置づけるル・シャプリエ法が姿を現すことになる。この意味でダラルドのデクレは、テュルゴ勅令に始まる営業の自由に基づくコルポラシオンの廃止が、ル・シャプリエ法における営業の自由および中間

47 同書 354 頁。

48 *Archives parlementaires*, 1^{ère} série, tome 23, p. 219.

団体否認の理念によるコルポラシオンの廃止へと推移していく過程の中間段階にあると
言うことができる。

また国家の役割という観点から見た場合、従来のコルポラシオンという社団による職業
の統制に代えて、国家による営業免許制を導入したことが注目される。もちろん、このデ
クレは大前提として営業の自由の理念に基づく職業の自由な実施を規定するが、国家がコ
ルポラシオンとまったく同じ職業上の規制をおこなうことではないにしても、ある意味で
は「国家管理」ともとれるような営業免許制を導入し、営業免許税の納付および警察規則
に従う義務を規定している。テュルゴ勅令では、営業と勤労の自由の保障と同時に、商人・
職人は警察の保護・統制下に置かれ、営業の届出とその氏名・居所・仕事などの登録が義
務付けられる。つまり、テュルゴ勅令では届出制であったものが、ダラルドのデクレでは
許可制となり、国家の関与という点から言えば、その度合いがより強まっていると言える。
一方、テュルゴ勅令においてもダラルドのデクレにおいても、職業の一定の規制は国家の
任務であるという形で積極的に国家の役割が述べられてはおらず、コルポラシオンの廃止
に伴いある意味で「消極的」に、国家がその廃止により生じた「空白」を埋めていくとい
う構造が存在している。国家の果たすべき役割が意識的かつ積極的に主張されるのは、ル・
シャプリエ法においてである。従って国家の関与という点からも、ダラルドのデクレは、
テュルゴ勅令からル・シャプリエ法へと至る中間段階を構成していると言える。

第3節 ル・シャプリエ法

91年憲法が決定される1791年9月3日の約3ヶ月前、1791年6月14日=17日のル・
シャプリエ法(Loi Le Chapelier 同一身分および同一職業の労働者および職人の集合に関
するデクレ) Décret relatif aux assemblées d'ouvriers et artisans de même état et
profession⁴⁹⁾が議決される。この時期はアンシャン・レジームの社会構造を打ち壊して、
1789年の人権宣言が提示した近代市民社会の諸原理の実現に向けて諸々の法令がつくられ
る時期である。そうした状況にあつてか、またダラルドのデクレにより既にコルポラシオ
ンは禁止され営業免許制も設立されており、デクレ実施に当たっての多種多様な具体的問
題に触れる必要もないことから、報告者であるル・シャプリエ(Le Chapelier, Issac René
Guy)は、憲法委員会の名の下におこなわれた議会報告において、法の基礎となる原理であ
る経済活動の自由の理念および中間団体否認の理念、更には国家の果たすべき役割につ
いて明確な説明をおこなっている。しかしながら、中間団体否認の理念についての“直接の
言及”は、前節で取り上げたダラルドのデクレの議会審議、ル・シャプリエ法の議会報告
および在俗修道会の廃止のデクレに関する議会報告と審議においてしか登場しない。以下、
ル・シャプリエ法における営業の自由の理念、中間団体否認の理念および国家の役割を重
視する理念に関して考察していく。

49 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome3, p.22.

1 議会報告

1791年6月14日、ル・シャプリエは、憲法委員会の名の下に1791年6月14日=17日のル・シャプリエ法に関する憲法制定国民議会への報告をおこなう。ル・シャプリエは、報告の冒頭で、コルポラシオンを廃止するという憲法的諸原理への違反の問題を諸君に付託すると述べる。「この違反から、公序に対する重大な危機が生じている。」⁵⁰とした上で、廃止された同業組合が再建されようとしており、この動きが王国内に広がっているとする。そして、こうした動きに対して「これらの集合の目的は、土木事業者や旧親方に、労賃を引き上げることを強いることであり、労働者と彼らをその作業場に雇っている個人が両者の間で協議による合意をなすことを妨げることである。」⁵¹として非難し、いくつもの作業場で混乱が広がっているとする。

このような集合を「いわゆるその共通の利益のために、いくつかの職業の市民が集合することは許可されてはならない。」⁵²とした上で、「もはや国家の中に同業組合は存在しない。もはや各個人の特殊利益と一般利益しか存在しない。市民に中間的利益を吹き込み、コルポラシオン（corporation 同業組合）の精神によって公共の事柄から市民を切り離すことは許されない。」⁵³とする。更にこれらの集合は、市町村の許可を得るために同じ職業の労働者間の相互扶助のための集合であると自称した。「このような救済基金は有効であるように見える。しかし、この主張について勘違いしないように。生存のために職を必要としている者に職を与え、身体に障害のある者に救済を与えるのは、国家であり、国家の名において役人がおこなうのである。こうした個別的救済の実施が無能な行政によって危険ではないとされる時には、救済の個別的実施によって少なくとも同業組合を復活させることが目指される。」⁵⁴こととなり、特権や親方が復活することになる。

直ちにこの混乱の拡大を防ぐ必要がある。そのためには、「原則に立ち返らねばならない。各労働者のために日当を決めるのは、個人と個人の間の自由な合意である。そして、自分を雇用する者となした合意を守るのは労働者である。」⁵⁵ 従って「このデクレの法案には、日当を引き下げるために事業者が組織するコアリシオンと同様に、日当を引き上げるために労働者が組織するコアリシオンを防止する目的がある。」⁵⁶として報告を終る。続いて、第1条から第8条のル・シャプリエ法の委員会案が示される。

2 議会審議

ル・シャプリエの報告に続いて、憲法制定国民議会ではル・シャプリエ法に関する審議がおこなわれる。まず、この法案の必要性を認めつつ、「すべての市民を規制する諸法律に

50 *Archives parlementaires*, 1^{ère} série, tome27, p.210.

51 *Ibidem*.

52 *Ibidem*.

53 *Ibidem*.

54 *Ibidem*.

55 *Ibidem*.

56 *Ibidem*.

従うことを条件に、市民は平和裏に集合し市民の間で自由な結社を結成する権利を有する。」⁵⁷とした 1790 年 11 月 13 日=19 日の「すべての市民は集合し自由な結社を結成する権利を有することを宣言するデクレ」(Décret qui déclare que tous les citoyens ont droit de s'assembler et de former des sociétés libres)⁵⁸との整合性に関する「同じ職業をもつ人々の集合を禁じる条文と、集合を維持する自由に関する憲法的デクレとの間の若干の不一致が垣間見られる」⁵⁹という疑義が示され、この法案が重大なものであるため議決を翌日に延期すべきであるとする意見が出される。そして「われわれが有している時折集まる自由に対する侵害を伴わないことを欲している。」⁶⁰という要望が述べられる。これに対して、ル・シャプリエは、パリだけでなく地方でも集合の動きが高まっておりこの法案は緊急を要するとして、条文ごとに審議をおこない票決していくことが決定される。

法案の審議では、まず「シャトラーの旧代訴人のコルポラシオンが名指しでこのデクレに含まれることを望む。このコルポラシオンは頻繁に会合をおこなっている。」⁶¹との発言があり、ル・シャプリエは当然この法案の禁止対象にそのようなコルポラシオンも含まれると回答する。一方で、シャトラーの旧代訴人たちが「告発されねばならないのはまったく国民議会に対してではないと思う。それは、法律違反であり…従って、同様の行動を止めさせるために介入すべきは裁判所においてである。」⁶²という指摘が続く。そして、「すべての多衆集合に対しては、一つの具体的な法律がある。この法律に関する修正を今日おこなおうとすることは無益なことである。私は、第 8 条⁶³の前提となる問題を尋ねる。」⁶⁴との質問に対して、ル・シャプリエは「発言者に、その条文の『これらの集合体に関してなされた強制命令に基づき』という表現によって、発言者の危惧は解消されるに違いないことを指摘しておく。労働者たちを惑わすことができないように、ケースを明示する必要がある。」⁶⁵とする。更にル・シャプリエは、「私の周りで、都市の商業会議所については例外とする必要があるだろうと言われているのを聞いた。確かに、我々の内の誰もが、自分の仕事について一緒に語る商人たちを妨害するつもりはないとあなた方は考えている。従って、私は議事録に以下のように記された規定を挿入することを提案する。『国民議会は、表明したばかりのデクレは商業会議所とまったく関係がないと考え、議事日程に移った。』」⁶⁶

57 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome2, p.19.

58 *Ibidem*.

59 *Archives parlementaires*, 1^{ère} série, tome27, p.211.

60 *Ibidem*.

61 *Ibid.*, p.212.

62 *Ibidem*.

63 ル・シャプリエ法 第 8 条 あらゆる種類の人に属し、合意の上で決められたあらゆる種類の条件の下での勤労と労働の自由な行使に対して、あるいは違警罪の訴えおよびこの分野においてなされた判決の執行に対して、および種々の企業の公開の競売や入札に対して、職人、労働者、仲間職人、日雇い労働者によって構成された、あるいは彼らにより扇動されたすべての集合体は、扇動的な集合体と見なされ、そうしたもとして、これらの集合体に関してなされた強制命令に基づき公の武力の受託者によって解散させられ、当該集合体の首謀者と扇動者と指揮者および暴力行為と強迫行為を犯した者についてはあらゆる厳格な法によって罰せられる。(J.-B. Duvergier *Collection, complète des lois*, tome3, p22.)

64 *Archives parlementaires*, 1^{ère} série, tome27, p.212.

65 *Ibidem*.

66 *Ibidem*.

という提案をおこない採択される。続いて、農村部で見られた小麦の刈取のために雇われた日雇い労働者の強迫的・暴力的な賃金増額要求に対して、「収穫期になされる多衆集合に関する追加の条文があることを望む。私は、それより重要なものは何もないと思う。」⁶⁷という発言がなされる。これに対して、いくつかの法典が関係し「前の発言者があなた方に提案する法律の起草は、彼が考えている程容易ではない。」⁶⁸とした上で、農事法典の一部となるこの分野に関する規定を切り離せるかを検討することを議長が依頼することが求められ承認される。更に、ル・シャプリエ法の提案をおこなった憲法委員会の活動の経過報告が求められる。これに対しては、国民議会の議員には「終りにすべき多くの事柄」⁶⁹が残っているとした上で、作業の状況の報告が行われる。最終的にはすべての条文が採択される。

以上ル・シャプリエ法の議会における審議内容を述べてきたが、ここに現れた意見は、ル・シャプリエ法とは直接関係のない憲法委員会に対する報告の要求を除けば、コルポラシオンあるいはコアリシオンの具体的現れに対して、議員たちが直ちに必要であると考えている措置に関するものである。一方、報告の中で述べられた営業の自由、中間団体の否認、国家の役割の重視などのル・シャプリエ法を支える基礎的理念に関する言及はない。中間団体否認の理念について言えば、こうした構図の中に、極めて広範囲に渡る社会的事象を禁止の対象とすることを根拠づけるその抽象的・原理的性格がよく現れていると言える。現実の革命の過程で具体的な個々の問題に対処することを余儀なくされている議員たちにとっては、それぞれの問題に対する対策が当面最も重要なことであり、ル・シャプリエ法を支える基礎的理念はいわば「二次的」なものとしてとらえられたとしても不思議なことではない。しかし、実際にはル・シャプリエ法以降、個別の立法理由とともにこうした「二次的」な基礎的理念に根拠づけられた一連の反結社法がつくられていくことになる。更に付け加えれば、この法の必要性を認めつつも、憲法的デクレとの整合性に若干の危惧＝「時折集まる自由に対する侵害」への危惧があるので審議を翌日に延期するよう求める「異議」が出されたのみで、それ以外の異議は一切表明されていない。このことは当然これらの原理・原則に対する議員たちの了解の存在を十分に窺わせるものである。つまり、「ル・シャプリエのコルポラシオン排撃の論理がルソー的国家観によるものであり、それ故コルポラシオン・特権を何よりも否とし、ここに旧体制の遺物をみる当時の議員たちにとっては、この提案が格別異論を唱えるべきものであるとは思われなかったのであろう。」

70

3 営業の自由について

67 *Ibidem.*

68 *Ibid.*, p.213.

69 *Ibidem.*

70 井上すゞ「フランス革命とフランスの政治的伝統 ―中間団体廃止をめぐる―」日本政治学会編『年報政治学』41巻（1990年）（岩波書店）54頁。

前述の通り、1790年11月13日=19日の「すべての市民は集合し自由な結社を結成する権利を有していることを宣言するデクレ」⁷¹において、憲法制定国民議会は、すべての市民は法律を守って平和裏に集合し自由な結社を結成する権利をもっていることを宣言している。更に、ル・シャプリエ法に先立つ1791年3月2日に議決されたダラルドのデクレは、エド税とコルポラシオンを廃止し、それを営業免許制・営業免許税に置き換えることを目的としていたため、職人などの集合禁止の規定はなかった。従って、ダラルドのデクレは「旧コルポラシオンという形を除いて、職業的利益のために集合することを禁じていなかった。それが、職人たちといくつかの市町村さえもが理解していたことである。」⁷²そして「ル・シャプリエによって、コルポラシオンの再建として告発された労働者たちの結社が形成された。同時に、混乱と立法者に対して極端な措置を取らせるという影響を与えることになった暴動が発生した。労働者の集団は、特に、親方たちに賃金の増額を強要することによって労働条件を改善することを目的としていた。大工と特に印刷工は、この点で、最も暴力的な態度を示した。」⁷³こうした状況にも動機づけられて、1791年6月14日=17日のル・シャプリエ法がつくられることになる。

ル・シャプリエ法は第1条で「同一身分あるいは同一職業の市民のあらゆる種類のコルポラシオン (corporation 同業組合) の廃止は、フランス憲法の基本的原理の一つであり、いかなる口実、いかなる形態の下であろうとも同業組合を事実上再建することは禁止される。」⁷⁴としてコルポラシオンの廃止を再確認する。更に、その議会報告の中では、「原則に立ち返らねばならない。各労働者のために日当を決めるのは、個人と個人との自由な合意である。そして、自分を雇用する者となした合意を守るのは労働者である。」⁷⁵という経済的自由主義の原則が述べられる。第4条では「自由および憲法の原理に反して、同一の職業、手工業に関係する市民が、その勤労あるいは労働の援助を一定の価格でしか付与しないことを目的として評議をおこない、これらの者の間で合意をなした場合は、当該評議および合意は、誓約を伴うと伴わないとにかかわらず、反憲法的であり自由および人の権利の宣言を侵害し無効と宣言される。」⁷⁶として、コアリシオンによってなされた賃金に関する「合意」の無効を規定し、第7条で「憲法的法律により付与された労働および勤労の自由を行使する労働者に対して強迫あるいは暴力を用いる者は、治安の攪乱者として刑事訴追を受け、法に従って厳格に罰せられる。」⁷⁷として、限定を設けず暴力や脅迫による「労働および勤労の自由」を脅かすものとして刑事罰の対象とする。しかし、この規定は、通常社会的に強い立場にいる使用者側が暴力に訴えることは考えにくく、実質的には労働者側を対象とするものと言える。更に第8条では、あらゆる種類の人に属する、合意による

71 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome2, p.19.

72 Paul Nourrisson, *Histoire de la liberté d'association en France depuis 1789*, Société du Recueil Sirey, 1920, tome1, p.115. 以下 Paul Nourrisson, *Histoire de la liberté d'association en France* と表記。

73 *Ibidem*.

74 J.-B. Duvergier, *Collection, complète des lois*, tome3, p22.

75 *Archives parlementaires*, 1^{ère} série, tome27, p.210.

76 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome3, p22.

77 *Ibidem*.

あらゆる種類の条件の下での労働の自由の権利の行使などに対する、「職人、労働者、仲間職人、日雇い労働者によって構成された、あるいは彼らにより扇動されたすべての集合体は、扇動的な集合体と見なされ、そうしたものとして、これらの集合体に関してなされた強制命令に基づき公の武力の受託者によって解散させられ、当該集合体の首謀者と扇動者と指揮者および暴力行為と強迫行為を犯した者についてはあらゆる厳格な法によって罰せられる。」⁷⁸として、職人などのコアリシオンの権力による強制的解散と首謀者などの処罰を規定する。そして議会報告の最後では「このデクレの法案には、日当を引き下げるために事業者が組織するコアリシオンと同様に、日当を引き上げるために労働者が組織するコアリシオンを防止する目的がある。」⁷⁹として、明確に労使双方のコアリシオンを禁止するとする。

これらの条文および議会報告から明らかなことは、コアリシオンとそれに基づく争議行為の禁止およびそうした行為を刑事罰の対象とすることが、「労働および勤労の自由」と表現される経済活動の自由を侵害するものであるという経済的自由主義の観点からなされていることである。これは、営業の自由の観点から自由な経済活動を集団の力によって妨げることになる親方・職人双方のコアリシオンや争議行為を禁止するという点で、以後のコアリシオンを禁止する反結社法の基本形となるものである。しかし、この経済的自由主義を象徴するとも言える労使双方のコアリシオンの禁止は建前としては残るものの、次第に労働者側のコアリシオン禁止に重点が移り、労働運動への抑圧が強化されていくことになる。

最後に、ル・シャプリエ法を階級的抑圧立法とする見解について述べておきたい。マルクスは、「革命のあらしの当初においてただちに、フランスのブルジョワジーはようやく獲得されたばかりの団結権を、再び労働者から奪い取った。1791年6月14日の布告（ル・シャプリエ法のこと：引用者）によって、ブルジョワジーは一切の労働者団結を五百リーヴルの罰金と一年間の公権剥奪とをもって罰せられるべき『自由と人権宣言とに対する侵害』であると宣言した。資本と労働との競争戦を警察権によって資本に都合な埒内に閉込めるこの法律は、幾つかの革命と王朝の交替とを越えて存続した。恐怖政治さえも、これには手を触れなかった。それは極めて最近に至り、ようやく刑法典から抹消された。」⁸⁰と述べ、ル・シャプリエ法を階級的抑圧立法として批判している。しかし、ル・シャプリエ法は、以上で述べてきたように経済活動への封建的制約を排除して営業の自由を確立することを主要な目的とする立法であり、その観点から労働の自由を妨げる労使双方のコアリシオンを禁止するものである。更に、ル・シャプリエ法がつけられた1791年当時には、親方と職人が小規模なアトリエで一緒に働くという労働の形態が一般的であり、「近代的意味での資本家も近代的意味での労働者も普遍的には存在していなかったのである。」⁸¹ 従って、

78 *Ibidem.*

79 *Archives parlementaires*, 1^{ère} série, tome27, p.210.

80 マルクス エンゲルス編 向坂逸郎訳『資本論（三）』（岩波書店 1969年）383頁。

81 中村絃一「ル・シャプリエ法研究試論」40頁。

ル・シャプリエ法では労働者側に対してより詳細な規定が置かれており、職人などの「運動」を抑え込もうとする意図は見て取れるが、そこに近代的意味での資本と労働の階級的対立関係を読み取ることはできず、階級的抑圧立法と規定することはできない。

4 中間団体の禁止および国家の役割について

ル・シャプリエ法の第1条は、前述のように、あらゆる種類のコルポラシオンの廃止は、憲法の基本的原理の一つであり、いかなるコルポラシオンの再建も禁止するとする。この法の提案者であるル・シャプリエは、コルポラシオンの禁止について、中間団体否認の理念の存在を明確に示す次のような議会報告を行っている。「もはや国家の中にコルポラシオンは存在しない。もはや各個人の特殊利益と一般的利益しか存在しない。市民に中間的利益を吹き込み、コルポラシオンの精神によって公共の事柄から市民を切り離すことは許されない。」⁸² つまり、コルポラシオンは、経済活動への封建的制約であり営業の自由に反する存在であると同時に、ある職業の利益という部分的利益を代表する中間団体でもあり、中間的利益を市民に吹き込み一般的利益の実現を妨げる点からその禁止を根拠づけ、このような「コルポラシオンの精神」が「公共の事柄から市民を切り離す」ことは許されないとする。この論理を徹底させていけば、国家（＝一般的利益）と個人（＝特殊利益）の間に介在する「市民に中間的利益を吹き込み」国家と個人の一体性を妨げ、国家が体现する一般的利益の実現を妨げるコルポラシオンなどの中間団体（＝中間的利益）は存在を認められるべきではないため、禁止の対象をあらゆる中間団体に拡大していくことが理論的に可能になる。ル・シャプリエ法は、営業の自由の確立という立法理由に基づくものであると同時に、中間団体否認の理念といういわば汎用性の高い普遍的理念によってコルポラシオン、コアリシオンの廃止・禁止を根拠づけている。「ル・シャプリエ法の性格は、これまで述べた如く、『営業の自由』を要求する政策の必然的帰結として説明されるのであるが、そのイデオロギー的特質は、中間団体否認論によって、はじめて論理的に団結禁止が正当化された点にある。」⁸³ ル・シャプリエ法は、この意味で以後の反結社法の基本形をなすものであると言える。

またル・シャプリエは議会報告の中で、病気あるいは失業中の同じ職業の労働者の救済のための集合は、一見有効であるように見える。しかし、問題はそこにはない。そもそもそうした役割を果たすべきは国家であり、「生存のために職を必要としている者に職を与え、身体に障害のある者に救済を与えるのは、国家であり、国家の名において役人がおこなうのである。」⁸⁴と述べている。つまり、ここではコルポラシオンが担っていた貧者の救済などの扶助の役割は本来国家が果たすべき任務であるという理念が積極的かつ明確に、つまり意識化された形で述べられていることに注目しなければならない。「哲学者」たちの思想の影響を受けたこのような国家の役割を重視する言説は、中間団体否認の理念が中間団体

82 *Archives parlementaires*, 1^{ère} série, tome27, p.210.

83 中村紘一「ル・シャプリエ法研究試論」41頁。

84 *Archives parlementaires*, 1^{ère} série, tome27, p.210.

を排除し、それにより生じた社会的「隙間」を国家が埋めることを促し、国家の「増殖」を進行させるという構造をつくりだす。中間団体の排除という社会的ベクトルと国家の役割の重視という思想的ベクトルは、相互に作用することによって国家の登場を推し進めるという革命による新たな社会的関係創出のメカニズムを形作ることになる。この点からも、ル・シャプリエ法は以後の反結社法の基本となるものである。また、これは中間団体の排除と表裏の関係をなす「公の事柄」の国家による独占という側面をもつものでもある。

第4節 テュルゴ勅令からル・シャプリエ法への三つの理念の展開について

本節では、以上で述べてきた営業の自由の理念、中間団体否認の理念、国家の役割を重視する理念について、その発現の過程およびその相互の関係を、テュルゴ勅令からダラルドのデクレを経てル・シャプリエ法に至る変化の過程という時系列に沿って垂直的視点から以下により考察する。

第一に営業の自由＝経済的自由主義についてである。テュルゴ勅令の前文では、労働する権利は所有権の中の第一の権利であり、その侵害から臣民をまもることが国家の第一の義務であるとして、「労働する権利」を妨げるコルポラシオンの廃止を謳う。それと同時に、親方の地位を手に入れるための時間的・経済的損失を生じさせ、自由な経済活動によって得られるはずの競争や勤労によるメリットが失われているとしてコルポラシオンが否定される。更に、テュルゴ勅令では第14条に職人などの集合の一般的禁止規定が置かれた後に、同業の職人や親方により構成される相互扶助的機能をもつ信徒会がコルポラシオンの隠れ蓑となるとして、特に名指しされ禁止の対象として挙げられている。

ダラルドのデクレにおいても同じ主張が展開される。つまりテュルゴ勅令、ダラルドのデクレはコルポラシオンを労働の権利を侵害し、営業の自由により得られるべき利益を失わせるものとして否定している。ただし、ダラルドのデクレには、エド税を廃止しコルポラシオンの廃止に伴う営業免許制・営業免許税の設立を主要な目的としていたため人的集合の禁止規定はない。

経済的自由主義によるコルポラシオンの禁止は、ル・シャプリエ法においても変わる所はない。しかし、ル・シャプリエ法では、コルポラシオンの他に「労働する自由」を妨げる否定の対象として挙げられるものがテュルゴ勅令とは異なってくる。テュルゴ勅令ではコルポラシオン復活の口実となるとして、特に信徒会が禁止の対象とされている。一方、ル・シャプリエ法では、その議会報告において、信徒会のことを指していると考えられる「病気あるいは失業中の同じ職業の労働者に救済を得させるための集合」⁸⁵はコルポラシオンの復活に口実を与えるとの指摘はあるものの、条文中での信徒会（＝相互扶助組織）への言及はない。議会報告と条文中で多くの部分が割かれているのが、職人や親方などのコアリシオンである。すなわち、ル・シャプリエ法の第4条および第6条から第8条は何ら

85 *Ibidem.*

かの形でコアリシオンの取締について規定したものであり、特に第7条では労働の自由を暴力などにより脅かす者に対して刑事罰を科しているが、通常強い立場にある使用者側が暴力に訴える可能性は低く、実質的に労働者側が対象となると考えられる。更に、第8条では、職人、労働者、仲間職人、日雇い労働者によりつくられた、あるいは彼らにより扇動されたすべての集合体は、扇動的な集合体と見なされ、強制命令により解散させられ、首謀者、扇動者および暴力や強迫行為をおこなった者は法によって罰せられるとする。ル・シャプリエ法では、テュルゴ勅令の信徒会に代わって、集団の力によって労働の自由を妨げるコアリシオン禁止に重点が移っている。もちろんこれを、労働者の集団による争議行為の頻発により混乱が広がっていた当時の状況によるものと言うことも可能であるが、ル・シャプリエ法が実質的には労働者側のコアリシオン禁止に重点を置き、それが以降の労働運動への抑圧の「出発点」となっていくことも事実である。しかし、ル・シャプリエ法は原則として労使を問わずコアリシオンをあくまでも労働の自由を妨げるものとして取り締まりの対象としており、コアリシオンの禁止は経済的自由主義の理念に基づくものであると言える。

第二に中間団体否認の理念についてである。既にダラルドのデクレにおいて、その議会審議における一議員の発言という形ではあるが、コルポラシオンは特殊利益により市民を分裂・反目させる憲法の精神に反するものであるという中間団体否認の理念によりコルポラシオンを否定する意見が見られる。これは中間団体を否定する理念の発現という点から見た場合、ダラルドのデクレがテュルゴ勅令からル・シャプリエ法へ至る過程の中間的段階をなしていることを示している。そしてル・シャプリエ法においては、経済的自由主義の理念によるコルポラシオン・コアリシオンの否定に加えて、その議会報告において報告者であるル・シャプリエは、「もはや各個人の特殊利益と一般利益しか存在しない。市民に中間的利益を吹き込み、コルポラシオンの精神によって公共の事柄から市民を切り離すことは許されない。」⁸⁶という中間団体否認の理念によって明確にコルポラシオンの否定を基礎付けている。これは、中間団体を中間団体であることを以て否定するという汎用性の高い理論によってコルポラシオンなどを否定することにより、あらゆる中間団体を否定することを理論的に可能にするものである。

第三に国家の役割を重視する理念についてである。テュルゴ勅令においては、コルポラシオンを廃止し、職業の自由な実施を規定した上で、商人・職人は公序の維持のために警察の統制下に置かれ営業の届出が義務づけられる。ダラルドのデクレでは、職業の自由な実施を前提に、営業許可制・営業免許税と警察の規制に従う義務が規定される。そこでは届出制から許可制へと国家の関与の度合いが高まる傾向が見られる。しかし国家の関与という視点から見た場合、テュルゴ勅令およびダラルドのデクレでは、こうしたシステムが国家の任務として積極的に主張されている訳ではなく、コルポラシオンの廃止に対応してある意味で「消極的」に国家がその「穴を埋める」という形が存在していると言える。国

86 *Ibidem.*

家の「増殖」という傾向は、ル・シャプリエ法において明確な方向として現れる。ル・シャプリエ法の議会報告では、同じ職業の労働者の相互扶助のための集合を否定する理由としてではあるが、そのような扶助は国家がおこなうべき事業であるという形で、こうした集合に代わって国家が果たすべき任務が積極的かつ明確に主張される。つまり、テュルゴ勅令からダラルドのデクレへと、コルポラシオンの廃止に伴い届出制から許可制へと実態として国家の関与の強まりが見られるが、ル・シャプリエ法に至って、貧者の救済などの扶助はコルポラシオンなどの中間団体ではなく国家が担うべき任務であるという形で明確に意識化された形で国家の役割が積極的に主張されることになる。これ以降、中間団体の廃止によって生じる社会的な「隙間」を積極的に埋めていくべきは国家であるとされ、国家の「増殖」は中間団体の排除と表裏一体となって進んでいくことになる。

以上で述べてきたように、営業の自由の理念、中間団体否認の理念および国家の役割を重視する理念という以降の反結社法の共通の理論的根拠となる三つの理念によって基礎づけられるル・シャプリエ法は、反結社法の基本をなすものであり、以降の反結社法にコアリシオン禁止法と中間団体禁止法という二つの法の系統をつくりだす「母法」的な役割を果たすことになる。営業の自由の理念は、経済活動の自由を保障するために経済活動への封建的制約であるコルポラシオンの再建を禁止するとともに、集団の力により自由な経済活動を妨げる職人などのコアリシオンとそれに基づく争議行為を禁止し、同時に使用者側のコアリシオンも禁止するという法の系統をつくりだす。ル・シャプリエ法に続いて、1803年4月12日法では労使双方のコアリシオン（主要な対象は労働者である。）が禁止され、1810年の刑法典第414条～第416条でも労使双方のコアリシオンが禁止されるが、労働者のコアリシオンに対しては首謀者・扇動者への加重規定が設けられる。建前としての労使双方のコアリシオン禁止の原則は残るものの、実質的には労働運動への抑圧、つまり国家による労働者のコアリシオンとそれに基づく争議行為への禁止・規制の強化が進んでいくことになる。一方中間団体否認の理念に関しては、ル・シャプリエ法を初めとして、民衆協会の活動制限、商業会議所、在俗修道会などの廃止の共通の理論的基礎として一連の中間団体を禁止する法の系統をつくりだし、1810年の刑法典第291条・第292条へと至る。こうした過程は、国家の役割という視点から見れば、国家の役割への積極的評価を前提に、中間団体否認の理念による中間団体の排除がつくりだす社会的「隙間」を埋めていく形で国家が「増殖」していく過程であると言える。中間団体否認の理念が個別の立法としてつくられた個々の反結社法において実際にどのように用いられ、国家の「増殖」とどのように関連していくかは個々の立法に関する分析の中で考察していく。

「人および市民の権利の宣言」第6条は冒頭で「法律は一般意志の表現である。すべての市民は、自らまたは自己の代表を通じて法律の作成に協力する権利を有する。」⁸⁷としていっている。これによれば、市民は自己の代表である議員によって構成される議会を通じて法律をつくり、議会で作られた「法律は一般意志の表現である。」ことになる。つまり、実際

87 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome3, p.240.

には議会の意志が法律となり、法律は一般意志の現れであるので、議会の意志は一般意志であるという議会の絶対性の構図が形成される。そして、この構図の下で広い範囲の中間団体に対する強引とも言える禁止措置が推し進められていくことになることを付け加えておく。

以上で述べてきた点から、以下の「社団の解体」の考察に際しては、反結社法を中間団体禁止法とコアリシオン禁止法という二つの法の系統に区分して、それを支える中間団体否認の理念、国家の理念、および営業の自由の理念の発現の形がどのように変化していくのかを考察していく。まず、中間団体禁止法の系統を考察した後、コアリシオン禁止法の系統を簡単に考察することとする。

第5節 王国内に存するすべての商業会議所の廃止に関するデクレ

憲法制定国民議会におけるル・シャプリエ法の審議の際に商業会議所 (*chambre de commerce*) は例外とすべきであるという意見に対して、報告者のル・シャプリエから「私は、議事録に以下のように記された規定を挿入することを提案する。『国民議会は、表明したばかりのデクレは商業会議所とまったく関係がないと考え、議事日程に移った。』」⁸⁸という提案がなされ採択されている。にもかかわらず、約3ヶ月後の立法議会 (*Assemblée nationale législative*) の招集 (1791年10月1日) 直前に、1791年9月27日=10月16日の「王国内に存するすべての商業会議所の廃止に関するデクレ」 (*Décret portant suppression de toutes les chambres de commerce qui existent dans le royaume*)⁸⁹が憲法制定国民議会で議決される。

アンシャン・レジーム下の商業会議所は、商事裁判所 (*juridiction consulaire* 商事裁判所の裁判官 (*consul*) は都市の商人によって選ばれ、経済事件の管轄権限をもっていた。) を設置し、その活動範囲に入る船舶や商品に対する税の徴収をしばしば王権から認められ、商業活動のためのインフラの整備などをおこなっていた。マルセイユの商業会議所は港の維持をおこなうほか、地中海における領事に関する出費のような一般的利益に関する負担や通訳の後継者の教育を引受けておこなっていた。また、ギュイエンヌの商業会議所は、ジロンド川の航路標識に注意を払い (砂州が常に移動するため非常に重要であった。)、水路の維持をおこなっていた。⁹⁰ 「これらのすべての任務は王の負担を軽減するものであった。従って、商業会議所は商人たちの直接の利益と同時に国の利益のために働く半公的機関として現れる。」⁹¹ また、商業会議所は王にとっては地方の商業的利益と視点を代表する集合体であり、王は商業会議所から常に意見を求めたり、統計資料を入手したりしていた。一方で、商業会議所は、商人たちがその一般的利益を守るために結集できる恒常的なセン

88 *Archives parlementaires*, 1^{ère} série, tome27, p.212.

89 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome3, p.374.

90 Fr. Olivier Martin, *L'organisation corporative de la France*, pp.286, 291- 292.

91 *Ibid.*, p.292.

ターを形成していた。⁹²

農業・商業委員会を代表してグダール (Goudard) が、当初 12 条あったこのデクレ案に関する議会報告をおこなう。報告は、「商業は、農業、工業、航海、そしてすべての消費の仲介者である。…商業は、すべての人の利益を包含する。…その変わり易さは計り知れない。…商業は絶えざる注意、迅速な計算、積極的な援助、強力な保護を必要とする。」⁹³とした上で、商業会議所などの機関について、「部分的な必要と利益を知るためにコルベール (Colbert, Jean-Baptiste) は商業会議所を設立した。その全体を把握するために商業顧問会議 (conseil du commerce) を創設した。生まれたばかりの産業の最初の萌芽を保護し世話するために、マニユファクチャーの監督官を設立した。原則的に有効な効果を作りだし、後には規制・規定の変転にもかかわらず、常に若干の利益をもたらし、少なくとも増大する多くの損害を食い止めてきたこうしたすべての機関は、いかなる観点からも、もはや今日存続することはできない。」⁹⁴とする。つまり、重商主義的な考え方の下にコルベールによってつくられた商業会議所、商業およびマニユファクチャーの監督官などの機関は、現状に合わなくなっており経済的自由主義の観点から廃止されるとする。

次に、「商業会議所の存在は今やコルポラシオンを禁じた憲法の諸原則を傷つけている。従って、これらの特殊な行政機関は、それを一般の行政機関に組み入れるために廃止されねばならない。」⁹⁵とする。ここでは、まず商業会議所はコルポラシオンであり特権的団体であるという点で厳しく非難される。コルポラシオンに対する特権批判と、ル・シャプリエの報告で示されたコルポラシオンは中間的利益を代表する中間団体であるとする批判とを併せて考えると、「コルポラシオン」という用語を媒介にして間接的に中間団体否認の理念が示されていると考えられる。つまり、立法者の中間団体否認の理念は、特権批判と中間団体否認論が「コルポラシオン」を媒介にして結び付くという構造を持ったものと言える。更に報告は、商業会議所を「特殊な行政機関」とし、それを「一般の行政機関」=国家の行政機関に組み入れるとする。すなわち、国家が商業会議所という半公法的社団に取って代わるべきとする。以上述べてきたように、商業会議所は、第一に経済的自由主義の観点から、第二に「憲法の諸原則」に反するコルポラシオン=アンシャン・レジームの特権的中間団体として中間団体否認の理念から、第三にその役割は国家が果たすべきものであるとの理由から廃止される。

更に報告は、新たに設けられるべき国家機関について具体的に述べている。「商業を保護し活気を与えるために設立された、その濫用によるにせよ、その原則によるにせよ、悪であるこれらのあらゆる機関の廃止」⁹⁶と同時に、分散していた商業行政を内務大臣の下に集約し、商業に関して広い知識をもつ骨身を惜しまない協力者、つまり連絡機関 (bureau de correspondance) および商業に関する中央監督機関 (surveillance centrale du commerce)

92 *Ibid.*, p.293.

93 *Archives parlementaires*, 1^{ère} série, tome31, p.397.

94 *Ibidem.*

95 *Ibidem.*

96 *Ibidem.*

が設立されなければならない。この機関はいくつかの部門に分かれるが、特に重要なのは、公的機関や地方からの商業に関するあらゆるデータを収集整理し、フランスの産業の様々な部分の完全で体系的な表を作成する商業関係資料を保管する機関 (*bureau des archives du commerce*) であるとする。続いて、内務大臣の下にこうした機関を創設する財政的メリットが、具体的数字を挙げて詳細に説明されて報告を終る。⁹⁷ 以上で述べてきたように、このデクレの委員会案は、商業会議所などの機関を廃止し、それに代わるものとして内務大臣の下に商業の状況を的確に把握するための国家機関を設けようとするものである。このことを規定した委員会案の条文は、商業会議所廃止のデクレの条文としては議決されていないが、このデクレ案は社団の排除と国家機能の強化がセットになっているという構造をもっており、社団の排除と国家機能の強化の相互作用によって国家の比重が増大していくという方向を示すものである。そして実際に、1791年10月には商業への監督・援助のために中央商業行政局 (*Bureau central de l'administration du commerce*) が内務省に設けられ⁹⁸、1795年以降には各県に地方商業局 (*Bureau local*) が情報収集と中央の指示伝達のために設けられている。⁹⁹

この報告終了後、デクレ案の審議が行われる。一人の議員は、「私はこのデクレ全体の延期を求める。それは非常に重要なことを述べている。すなわち、このように機関を廃止することはできないし、主要な大臣が勝手気ままにそうした機関を組織するままにしておくことはできない。」¹⁰⁰と発言する。これに対して、「即座に布告すべき重要な一つの条文がある。それは、あらゆる商業会議所の廃止である。国民議会が、すべてのコルポラシオンを破壊した後に、一つのコルポラシオンを存続させたままで散会することは不可能である。」¹⁰¹との反論がなされる。

国民議会は、当初12条あった法案の第1条、第5条、第6条、第7条を審議することを決定し、その他の条文（第2条～第4条は商業会議所の財務状況の一覧表の作成・報告など、第8条は市町村によるマニュファクチャラーの監督、第9条～第11条は商業関係のデータの収集とそれを整理・保管する国家の機関、第12条はデータに基づく諸表の作成と内務大臣の議会報告について規定している。）の審議に関しては、次の審議に延期されることとなる。結局、法案の第1条、第5条、第6条、第7条とほとんど同じ内容が、それぞれ1条（従前の第1条に規定されていた商業顧問会議の廃止の規定が削除され、商業会議所の廃止の規定のみになっている。）から第4条として以下の通り採択される。¹⁰²

4条からなる国民議会で議決された商業会議所の廃止に関するデクレの第1条は、「王国

97 *Ibid.*, pp.397-398.

98 Pierre Rosanvallon, *Corporations et corps intermédiaires*, *Le Débat*, Gallimard, 1989/5 n°57, p.174. 以下 Pierre Rosanvallon, *Corporations et corps intermédiaires* と表記。

99 高村学人「ナポレオン期における中間団体政策の変容 —ボリスの法制度の視点から—」東京大学社会科学研究所紀要 社会学研究 (東京大学社会科学研究所 1999年) 50巻6号107頁。以下 高村学人「ナポレオン期における中間団体政策の変容」と表記。

100 *Archives parlementaires*, 1^{ère} série, tome31, p.399.

101 *Ibidem*.

102 *Ibidem*.

内に存するすべての商業会議所は、いかなる名目およびいかなる名称の下に設立あるいは組織されていようとも、本デクレの公布の時から廃止される。」¹⁰³とし、第2条は「織物 (étoffes)、布地 (toiles)、平織物 (toileries) の点検と検印のために設立された機関および前記の点検と検印は廃止される。前述の機関が担当する代行および商業とマニユファクチャーの監督官、総監察官、巡回監督官に与えられた権限、マニユファクチャーの徒弟は廃止される。」¹⁰⁴として、商業会議所、商業およびマニユファクチャーの監督官などの廃止を規定する。第3条では、「1788年2月2日の規則により商業とマニユファクチャーの監督のためにパリに設立された機関および貿易収支局 (bureau de la balance du commerce) もまた廃止される。前述の機関を構成する人々に与えられたすべての権限は廃止される。」¹⁰⁵とされる。第4条では、「上記の第2条と第3条によって廃止された権限と職に伴う国庫から支払われる俸給と給料は、1790年8月23日法と今年の7月31日法に従って、その性質と業務への従事期間によって対象となる廃止された人々の権限に年金あるいは援助を付与するという留保を付した上で、次の1月1日までしか支払われない。」¹⁰⁶とされる。

103 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome3, p.374.

104 *Ibidem*.

105 *Ibidem*.

106 *Ibidem*.

第4章 社団の解体—立法議会からテルミドールへ

第1節 立法議会からテルミドールへ

1791年憲法による立法議会（Assemblée nationale législative）が1791年10月1日に成立するが、その喫緊の課題は国内の反革命貴族を支援する外国の武力干渉への対処であった。国王はフランスの敗戦を期待して開戦に積極的であり、ジロンド派（Girondins）も短期決戦による革命の安定化を狙い、パリのセクションなども「貴族の陰謀」の一掃という点から開戦を支持する。ジロンド派の内閣は1792年4月にオーストリアに対して宣戦を布告し、プロイセンも戦争に加わる。フランス軍は多くの士官の亡命や非協力もあって敗戦を重ねる。国内的には、ジロンド派は反革命に対する圧力を強め国王と対立する。パリの民衆は、敗戦は国王や貴族の裏切りによるとしてこれを排除しようとする。1792年7月11日の立法議会の「祖国は危機にあり」という宣言が発せられ状況が緊迫する中、7月14日の記念式典のために全国からパリに連盟兵が結集し、8月10日パリの民衆は王権の停止と議会の刷新を求めて蜂起しパリ市庁舎を占拠して「コムューン」を宣言し、テュイルリー宮を攻撃して占領する。民衆側が勝利すると、状況を見ていた立法議会は国王の権利停止を宣言するとともに新憲法制定のための国民公会（Convention nationale）の招集を布告し、国王一家をタンブル修道院に幽閉することを決定する。国民公会の成立まで、立法議会はコムューンの圧力をうけて反革命容疑者を裁く特別裁判所を設置し、宣誓拒否聖職者の国外追放を決定する。また1792年8月10日には亡命者の土地を没収して農民に再配分する法律を決定し、8月25日には封建的権利の条件付き無償廃止（領主が権利の正当性を証明した場合には有償、実際には証明不可能であり実質的な無償廃止。）を決定する。テュイルリー宮攻撃の直後、1792年8月18日アンシャン・レジーム下で教育、救貧などを担っていた在俗修道会を廃止する「在俗修道会の廃止とその構成員の俸給および財産に関する一般デクレ」¹が議決される。

一方国王の拘束以降、軍隊では士官の亡命が相次ぎ戦局は益々不利になる。1792年8月末にはプロイセン軍がパリに迫っているという知らせによりパニック状態に陥ったパリの民衆は、パリの牢獄で反革命の陰謀が企まれているとして牢獄を襲撃し、1,100～1,400人位の収容者を即決裁判で処刑する。² この「9月の虐殺」の後民衆は大挙して義勇軍に参加し、1792年9月20日にはヴァルミーの戦いに勝利しオーストリア・プロイセン連合軍を国境外に押し戻す。1792年9月21日には、21歳以上の男子の普通選挙によって選出された国民公会が成立し、共和政の樹立が宣言される。ブルジョワジーと自由主義的貴族が結合して立憲君主制により革命の終息を図った91年憲法の体制は崩壊し、これ以降ブルジョワジーは都市や農村の民衆と結合して革命の一層の徹底に向かうことになる。

1 Archives parlementaires, 1^{ère} série, tome48, p.350.

2 柴田三千雄 岩波現代文庫『フランス革命』（岩波書店 2007年）157-158頁。以下 柴田三千雄『フランス革命』と表記。

その一方で、国民公会ではジロンド派と山岳派（*Montagnards*）の対立が生じる。ジロンド派は民衆運動の高揚に期待して戦争を始めたが、民衆運動が予想を超えてブルジョワ的秩序の脅威となるとそれを抑えようとする。それに対して、革命の防衛・深化のためには民衆運動に依拠しなければならず、そのためには民衆が要求する経済への統制などの要求への一定の譲歩もやむを得ないとする山岳派との対立が激しくなるが、当初国民公会で優勢だったのはジロンド派である。1792年11月のフランス軍のベルギー占領を契機としてイギリスが主導して、93年2月には第一次対仏大同盟が結成されフランスはイギリス、オランダとも戦争状態に入る。更に、諸外国の態度を硬化させたのが国王の処刑である。山岳派議員の要求により、国民公会の議員による国王の裁判がおこなわれる。ジロンド派は処刑の回避に努めたが、1793年1月15日～20日の投票でロベスピエール（*Robespierre, Maximilien de*）らの山岳派の主張が小差で勝利を収め、国王は93年1月21日に「国民の自由と国家の安全に対する陰謀」の罪で処刑される。³ ヴァルミーの戦いの勝利以降形勢が逆転しフランス軍がベルギーやライン左岸を占領すると、戦争は当初の防衛戦争という性格から、革命を「輸出」する戦争へと性格を変えていく。⁴ 1793年3月にはフランスはベルギーで敗北し、戦線は再びフランス国内に押し戻される。国内ではアッシニア（*Assignat*）⁵の濫発によるインフレと食糧の供給不足があいまってジロンド派の自由主義的経済政策に反対の機運が高まり、フランスは国内外で危機的な状況に陥る。

こうした戦況に対処するため、国民公会は30万人の徴兵を決定し全国で徴兵がおこなわれる。しかし、各地で徴兵忌避の動きが広がり、農民の自然発生的な暴動が頻発するようになる。1793年3月にはヴァンデーで大規模な農民暴動が発生し、これに宣誓拒否聖職者や王党派の貴族などの反革命勢力が加わり大規模な反革命内乱へと発展していく。議会は何度も軍隊を送り、1793年末には何とか鎮圧に成功する。このような危機的状況に対処するためには権力の集中、経済の統制、反革命容疑者への取締強化が必要であるとする山岳派の主張に対して、ジロンド派は抵抗し民衆運動を抑え込もうとする。しかし、1793年6月2日にはパリの民衆が蜂起して国民公会を包囲し、その圧力の下で国民公会はジロンド派の有力議員の逮捕を議決し、山岳派が国民公会において主導権を確立する。

この6月2日の蜂起から年末にかけてパリの民衆の運動は高揚していくが、その要求は経済的には統制経済、政治的には反革命への取締強化である。⁶ 国民公会はこうした要求に沿った法令を次々に決定する。1793年6月には全戦線から国内に外国軍隊が侵入し、ヴァンデーの反革命反乱は頑強に抵抗を続けており、国内外は極めて困難な状況下にある。こうした内外の反革命に対して、共和国を防衛するための強力な指導力の確立を目指したの

3 中村義孝編訳『フランス憲法史集成』（法律文化社 2003年）44頁。以下 中村義孝編訳『フランス憲法史集成』と表記。

4 柴田三千雄『フランス革命』161頁。

5 アッシニアは、1789年から国有財産を抵当に革命政府によって発行された不換紙幣である。元々は利子付きの土地債券で、担保も設けられた公債であったが、歳入と正貨の著しい不足から不換紙幣として強制流通されることになった。1797年には廃止されるが、激しいインフレを引き起こして経済の混乱を招く。

6 柴田三千雄『フランス革命』174頁。

が山岳派独裁である。山岳派を中心とする国民公会は、1793年6月24日には、93年憲法を議決する。この憲法は、生存権と教育権からなる人権保障、男子普通選挙などによる民主主義の徹底、政府が人民の諸権利を侵害するときの反乱の権利と義務などを特徴とする。生存権と教育権に関しては、その「人および市民の権利の宣言」において、第1条で「社会の目的は共通の幸せである。／政府は、人にその自然のかつ不可侵の諸権利（平等、自由、安全、所有権：訳注）の享有を保障するために設立される。」⁷とした上で、第21条では「公的扶助は神聖な負債である。社会は、不幸な市民に仕事をさせ、また労働不能な人々に対して生存の手段を保障することによって、不幸な市民に生活の手段を保障する義務がある。」⁸とし、第22条では「教育はすべての人が必要とする。社会は、全力をつくして、万人の理性の向上を奨励し、かつすべての市民が教育を受けることができるようにしなければならない。」⁹として、91年憲法と同様に、社会、具体的には国家の役割を強調している。また、「実質的な平等に結びつく民主主義の徹底は、財産による制限をなくした『男子普通選挙制度』にもとづく『代表者の直接選挙』と法律の制定に国民が直接関与する制度に現れている。」¹⁰ この93年憲法は国民投票にかけられ承認を得るが、内外の非常事態を理由にその施行は平和の到来まで延期され、憲法によらない「革命政府」(gouvernement révolutionnaire)が樹立される。この制度は、国民公会の公安委員会 (comité de salut public 外交、軍事、一般行政を担当) と保安委員会 (comité de sûreté générale 治安を担当) に権力を集中するものである。各市町村には革命委員会が置かれ行政・治安の実権をもち、定期的に二つの委員会への報告が義務付けられる。中央の指令の実施を監督するために国民公会の議員が派遣され、その議員は公安委員会の監督下に置かれる。山岳派独裁体制の下、反革命容疑者の予防拘束が合法化され、革命裁判が強化される。1793年10月の王妃マリー・アントワネット (Marie-Antoinette) の処刑をはじめとしてジロンド派のメンバーが次々と処刑され、反革命摘発のために派遣議員が地方に派遣され「反革命狩り」がおこなわれる。

経済的な面では、いわゆる戦時統制経済体制が取られる。1793年8月23日には総動員令が発令され、国内のすべての資源を戦争遂行のために動員することが決定される。ヴァンデーの反乱などによる混乱のため、西部の穀倉地帯からパリへの十分な食料の搬入が滞り、騒乱の気配が漂ってくる。パリの民衆は再び国民公会を攻囲し経済統制と食料の確保を求めて圧力をかける。パリの民衆の圧力を受けて、国民公会は、1793年5月と8月にそれぞれ穀物と燃料の最高価格を定めるデクレ (いわゆる「最高価格法」)、7月には違反者に死刑を科す買い占め取り締まるデクレ、9月には肉、砂糖その他の生活必需品と賃金の最高価格を定めるデクレ (いわゆる「総最高価格法」) を議決する。更に、物資の買い占め取り締まりのための委員会や「革命軍」(armée révolutionnaire) という名称の食糧徴発部隊の

7 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome5, p.352.

8 *Ibid.*, p.353.

9 *Ibidem.*

10 中村義孝編訳『フランス憲法史集成』45頁。

設置も決定される。山岳派もまた経済活動の自由を革命の成果と考えていたはずであるが、内外の危機的状況の下で民衆の勢力に依拠して革命を進めるため、「自由」から民衆的勢力が求める「平等」へと軸足を移していくことになる。

以上で述べてきた状況は 1794 年 7 月のテルミドールのクーデターまで続き「恐怖政治」(Terreur)と言われる。このような騒然とした状況の下で、1793 年 8 月 8 日=14 日の「国家によって許可されたあるいは許可を付与されたすべてのアカデミーと文学団体の廃止に関するデクレ」¹¹、1793 年 8 月 23 日の投機を助長する割引銀行などの株式会社の廃止を規定する「割引銀行と種々の社団を廃止するデクレ」¹²、パリの末端の行政機関であるセクションの総会の開催回数・時間を制限する 1793 年 9 月 9 日の「パリのセクションの総会を週二回に制限し日雇い労働者に出席の権利を与えるデクレ」¹³、1793 年 9 月 15 日の大学の廃止を規定する「公教育の漸進的三段階を設立するデクレ」¹⁴が次々に議決される。

戦時体制の効果もあって、ヴァンデーなどの国内の反乱も 1793 年末までには終息し、戦争も 94 年春頃からフランス軍は攻勢に転じベルギーを再占領する。状況の好転につれて、山岳派内部で分裂が生じる。山岳派には、民衆運動との連携を求めるエベール (Hébert, Jacques-René) を中心とする左派、恐怖政治や統制経済の緩和を求めるダントン ((Danton, George Jacques) を中心とする右派が存在し、ロベスピエール派はその中間に位置する。民衆による非キリスト教化の運動が激化するとエベール派はこれを支援するが、ロベスピエールはこれを無用の混乱を引き起こすものとして非難し、1794 年 3 月にエベール派を逮捕・処刑して粛清する。更に、エベール派の粛清に手を貸したダントン派も 4 月には汚職容疑で粛清される。左右両派を切り捨てたロベスピエール派は、革命裁判の簡素化・強化をおこない、特にパリの民衆運動をコントロール下に置くため活動家の逮捕や民衆的なクラブの閉鎖などをおこなうが、これは同時に自らの支持基盤の弱体化をもたらす。こうして恐怖政治は頂点に達するが、左派はエベールの粛清や活動家逮捕に不満を持ち、右派は革命裁判の強化に危惧を抱くことになる。内乱の終息やフランス軍の勝利により状況が好転すると、「恐怖政治」の必要性よりも自分が粛清されるのではという疑心暗鬼の状態が生じる。そして 1794 年 7 月 27 日 (テルミドール 9 日)、議会でロベスピエールに対して独裁者であるとの非難がなされ、その逮捕が議決され、議会内でロベスピエールを初め 5 人の議員が逮捕され翌日には処刑される。こうして、山岳派独裁と恐怖政治は終りを告げる。

第 2 節 在俗修道会の廃止とその構成員の俸給および財産の管理に関する一般デクレ

1 修道会について

11 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome6, p.77.

12 *Ibid.*, p.131.

13 *Ibid.*, p.153. このデクレについては第 5 章第 2 節で民衆協会に関係するデクレおよび 1810 年の刑法典と併に一括して考察する。

14 *Ibid.*, p.170.

修道会は、カトリックにおいて完徳のために共同生活をおこなう共同体のことであるが、それは歴史的にかなり複雑な状況を呈している。共に「修道会」という訳語が当てられる「ordre」と「congrégation」という言葉は、明確に区別することが難しい複雑な現実を示している。混乱は、「ordre」という言葉の数世紀に渡る変化と、「congrégation」という言葉が纏っている多様な意味、歴史的状況、社会的変化および新たな精神の発展から生じる。当初、*ordre monastique*¹⁵は一つの生き方を意味していた。10世紀までは、聖ベネディクトの戒律が優勢であったが、他のテキストをその戒律に付け加えた改革が現れ、その時から、修道会 (*ordre*) は同じ慣習法 (*coutume*) に従う修道院のグループ (クリューニュー修道会、シトー修道会) となった。これらの修道会はその総長の中央集権的権威の下に置かれ、司教裁判権を免除され自律性を獲得するようになる。11世紀以来の騎士修道会 (*ordre militaire*)、援助修道会 (*ordre hospitalier*)、13世紀以来の托鉢修道会 (*ordre mendiant*) などもまた修道会 (*ordre*) を構成する。修道会には、まず以上で述べた盛式誓願を表明し教皇庁に認められるという共通の特徴を持つ修道会 (*ordre*) がある。この「ordre」の概念は徐々に拡大し以下で述べる *congrégation monastique* の連合体である *institut religieux* の概念を包含するようになる。次に *congrégation* であるが、一つの修道会 (*ordre*) の内部において連合体 (全国的あるいは地方的な) を形成し、修道院長などの管轄下にある修道士を集める *congrégation monastique* と、聖職者や非聖職者の単式誓願をおこなう団体あるいは誓願をおこなわない共同生活の団体である *congrégation religieuse* とがある。*congrégation* は反宗教改革とその時代の状況に適合していたので17世紀に大きな数となり発展した。¹⁶ 在俗修道会 (*Congrégation séculière*) は、単式誓願をおこなうかあるいは誓願をおこなわず、共同生活もおこなわない在俗の聖職者あるいは非聖職者によって構成される修道会であり、教育や慈善に関する活動をおこなっていた。

修道会に対する非難・攻撃は、革命に始まるものではない。17世紀の後半から修道会復興運動は弱まり、修道院の腐敗により反修道院的な感情が広がっていく。ルイXIV世の時代には、王権の修道会に対する攻撃は、ガリカニスム (*Gallicanism*)¹⁷によるものである。¹⁸「王国の修道士は王の上級の臣下にしか従属しない」¹⁹という原則に基づくルイXIV世の要求に対して、教皇は「騎士修道会と援助修道会の解散に同意し (1672年～73年)、布教と告解に関する修道士の特権廃止に同意する (更に、王は独自の権威により修道士たちを司教に従わせる。)。こうした激しい措置は、新たな精神の状況を表している。コルベールにとって、修道士は経済的、社会的に無駄なものであり、君主は彼らの財産を自由に用い

15 *ordre* は「修道院」、*monastique* は「修道者の」、「修道生活の」を意味する。敢えて訳せば、「修道者が修道生活を送る修道院」となる。

16 Lucien Bély, *Dictionnaire de l'Ancien Régime*, Presses universitaires de France, 1996, p.941.

17 教皇の教権を制限し、フランスカトリック教会の司教権を確立することにより、それを王権の下に置き政治的に教権から王権の独立を目指す立場。国家教会主義とも言う。

18 Henry Marc-Bonnet, *Histoire des ordres religieux (que sais-je ?)*, Presses universitaires de France, 1949, p.105. 以下 Henry Marc-Bonnet, *Histoire des ordres religieux* と表記。

19 *Ibid.*, p.106.

ることができる。」²⁰ しかし、18世紀には、このガリカニスムという世俗的・政治的な理由に、「哲学者」たちによる哲学的な動機が加わる。それはルソーの「自分の自由の放棄、それは人間たる資格、人類の権利ならびに義務をさえ放棄することである。」²¹ という言葉に明確に示されている。つまり、誓願により一切の自由を放棄する修道士という存在自体が人間たる資格の放棄であるとする最もラディカルな哲学的批判である。「光明の世紀」を背景として、ルイXV世はイエズス会²²士をフランスから追放し、1766年に聖職者の悪弊の抑制と資産状況の調査のために修道士委員会 (Commission des réguliers) を設立する。委員会は、「修道誓願の年齢を男子21歳、女子18歳とし、各修道会の修道院の数を制限する。1773年の一般的規則は、免属 (修道院や修道者を司教の支配から解除して教皇の直属とすること。: 訳注) の廃止を含んでいる。1781年にしか仕事を終えない委員会は、九つの修道会 (congrégation) (ランドモン、アントニヌス、セレスタン他) と400以上の修道院を消滅させ、10,000人の修道士を四散させる。すなわち、1790年には、もはや17,000人の修道士しか存在しない (平均で一修道院あたり10名)。修道女はそれよりも多い。すなわち、35,000人の修道女の内13,000人 (その内9,000人はウルスラ会修道女) が教育に献身し、14,000人が慈善に献身している。この一般的衰退は、17世紀からの在俗修道会 (congrégation séculière) にも及ぶが、その影響力は大きなままである。」²³ 従って、革命の修道会に対する攻撃は、アンシャン・レジームにおける修道会に対する破壊的活動の継続と言えるが、革命期にはアンシャン・レジームから続く反修道院的な感情を背景として、中間団体否認の理念や国家の役割の重視などの新たな理由によりその解体がおこなわれることになる。憲法制定国民議会は、1789年11月2日=9日の「教会財産を国の自由な使用に委ねるデクレ」 (Décret qui met les biens ecclésiastiques à la disposition de la nation) により教会財産の国有化をおこない²⁴、1790年2月13日=19日の「フランスにおける男女両性の修道誓願を禁止するデクレ」 (Décret qui prohibe en France les vœux monastiques de l'un et de l'autre sexe) により盛式誓願を禁止して ordre および congrégation régulière (正規修道会に所属する congrégation) を廃止したが、公教育と慈善施設を運営する修道会に関しては変更なしとして廃止しなかった。²⁵

しかし、1792年には公教育と慈善施設を運営していた在俗修道会 (congrégation séculière) が廃止される。アンシャン・レジーム下では、国家は教育に関与しておらず、プティト・エコールやコレージュなどの初等・中等教育機関は修道会や教区の在俗の聖職者によって組織されていた。貧者の救済や貧しい病人の看護などの慈善活動も修道会や教

20 *Ibidem*,

21 ルソー 桑原武夫・前川貞次郎訳『社会契約論』22頁。

22 イエズス会は、1540年イグナティウス・ロヨラによって結成された修道会で、教皇に忠誠を誓い、プロテスタントに対抗するカトリック側の反宗教改革の運動の主力となった。イエズス会は、海外への布教や青少年の教育に極めて熱心で、1764年にフランスから追放されるまで、200年に渡ってフランスの教育を担ってきた。

23 Henry Marc-Bonnet, *Histoire des ordres religieux*, p.114.

24 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome1, pp.54-55.

25 *Ibid.*, p.100.

区の在俗の聖職者が設置する救貧院、施療院などによって担われていた。1791年憲法は、「第I編 憲法によって保障される基本条項」において、貧しい病人の救済などの公的扶助のための一般的施設とすべての人に不可欠の教育に関して無償の公教育が組織されると宣言する。公的扶助や公教育は国家の責任においておこなうことが憲法で宣言され、従来これらの役割を担ってきた在俗修道会の存在が議会で問題とされる。まず聖職者委員会の在俗修道会の廃止に関する報告がおこなわれ、次いで問題の重要性からこの案件は公教育委員会に付託され報告がおこなわれる。そして議会審議を経て、1792年8月10日のパリの民衆の蜂起により王の権利停止が宣言された直後、92年8月18日に「在俗修道会の廃止とその構成員の俸給および財産の管理に関する一般デクレ」(Décret général sur la suppression des congrégations séculières, le traitement de leurs membres et l'administration de leurs biens)²⁶が議決される。以下では、時系列に沿ってこのデクレの議会報告・審議の中で中間団体否認の理念と国家の役割を重視する理念がどのように現れてくるのかを考察していく。

2 聖職者委員会の男性の在俗修道会に関する報告およびデクレ案

J.B.マシュウ (J.B. Massieu)、オワーズ県の司教 (Evêque de département de l'Oise)、セーヌ-エ-オワーズ県の議員 (Député de celui de Seine-et-Oise)) は、聖職者委員会の名において、憲法制定国民議会に対して「男性の在俗修道会に関する報告およびデクレ案」(rapport et projet sur les congrégations séculières d'hommes)²⁷に関する説明をおこなう。

この報告は、教育や貧しい病人の看護を担っている在俗修道会に関して「その規約によって、若者の教育や宗教教育や聖職者の教育や貧しい病人の世話という社会の最も関心を引く役割を果たしている。」²⁸として、その社会的役割を評価する。しかし、「公益にとって感動的でもあり極めて重要でもある役割を果たすために、なんらかのコルポラシオンに固執する必要があるだろうか。」²⁹として、在俗修道会がおこなっている教育や貧しい病人の看護などの事業は社会的に重要であり、在俗修道会というコルポラシオンなどではなく、国家が担うべき事業であるとして国家の役割の重要性が主張され、その点から在俗修道会の存在を否定する。同時に、在俗修道会はコルポラシオンである。コルポラシオンはアンシャン・レジームの特権的中間団体である。従って、在俗修道会は廃止の対象であるといういわば「三段論法」を含意した「コルポラシオン」という用語によって、中間団体否認の理念の存在が間接的に示される。

デクレ案の第1条は、聖職者の在俗修道会および隠修士 (ermite) の在俗修道会の名称を列挙した上で、「一般にすべての聖職者あるいは非聖職者の男性の在俗修道会は、いかなる名称でフランスに存在するにせよ、唯一つの施設しか含んでいないにせよ、いくつもの

²⁶ Archives parlementaires, 1^{ère} série, tome48, p.350.

²⁷ Ibid., 1^{ère} série, tome32, p.58.

²⁸ Ibidem.

²⁹ Ibidem.

施設を含んでいるにせよ、本デクレの公布の日をもって消滅させられ廃止される。」³⁰とする。その一方で、修道会のメンバーの大多数は「愛国的市民」であり、その大部分は従前の仕事を個人として続ける覚悟があり、新たな公教育機関の要員となり得る「立派な博識の男たちの集団」であるとする。³¹ デクレ案の第2条は「教育施設に現在雇用されている、あるいはいくつかの公的職務を担当している種々の修道会の構成員は、別途必要な決定がなされるまで前述の職務を継続することを義務付けられる。」³²とする。更に、第4条では「しかし、前述の教育施設、病院、その他の一時的な管理は、立法府によって別途必要な決定がなされるまで、同じやり方で以前と同じ者によって管理され続けられる。」³³として在俗修道会のおこなう教育、病人の看護などの業務の従前通りの暫定的な維持が規定される。一方、女子の教育や貧しい病人の看護などを担う在俗修道会の女性たちに関しては、「宗教と慈善という尊敬し得る動機によって、自然の最も聖なる権利を放棄する勇氣」³⁴を示しているとして好意的な態度を示す。デクレ案の第10条は「議会は、女性の修道会の取扱いについて直ちに決定を下すことを留保する。」³⁵として、国家が公教育や公的扶助を組織するまでは、女性の在俗修道会は現状のまま維持されるとする。

聖職者委員会の見解は、女性の在俗修道会の取り扱いを留保した上で、コルポラシオンという用語を媒介にして、在俗修道会がアンシャン・レジームの特権的中間団体であり否定の対象であるという形で、中間団体否認の理念の存在を示していると言える。その一方で、在俗修道会が果たしている役割の社会的重要性は認めるが、それは本来国家が担うべき役割であるという形で国家の「増殖」の方向が示される。一方、在俗修道会の教育や扶助を担っている個々人に対しては好意的な態度を示し、国家が教育や公的扶助を組織するまでの間、それらの事業は「同じやり方で以前と同じ者によって管理され続けられる。」(第4条)³⁶とする。議会は、問題の重要性からこの案件を再検討するため公教育委員会への付託を決定する。³⁷ しかし、こうしたいわば「宥和的」とも言える態度は長くは続かない。議会の論議は在俗修道会にとって厳しいものとなっていく。

3 公教育委員会の在俗修道会の廃止に関する報告およびデクレ案

1792年2月10日、公教育委員会の名でゴードン (Gaudin) による「在俗修道会の廃止に関する報告およびデクレ案」(rapport et projet de décret sur la suppression des congrégations séculières)³⁸の議会への説明がおこなわれる。この報告は、「修道院の廃止

30 *Ibid.*, p.59.

31 *Ibidem.*

32 *Ibidem.*

33 *Ibid.*, PP.59-60.

34 *Ibid.*, p.59.

35 *Ibid.*, p.60.

36 *Ibid.*, p.59.

37 高村学人『アソシアシオンへの自由』(勁草書房 2007年) 58頁。以下 高村学人『アソシアシオンへの自由』と表記。

38 *Archives parlementaires*, 1^{ère} série, tome38, p.360.

に賛成しない人は帝国内にはほとんどいない。」³⁹として、在俗修道会廃止の声の広がりを冒頭で表明する。そして、在俗修道会のいくつかは祖国への貢献が大きくその業務を代わっておこなうことは難しい。この点から、公教育のためにいくつかの修道会が残されたが、「これらの団体は、私たちの憲法にはいかなる聖職者のコルポラシオンも結び付けることは不可能であることを、国民によりよく示すためにだけ維持されたように思える。…立法者の意図は、すべての市民を公の事柄により緊密に結びつけることであった。そして、あらゆる社团は必然的に個人と祖国の間に介在する中間団体である。」⁴⁰とする。ここでは、在俗修道会は「聖職者のコルポラシオン」であり、コルポラシオンは諸特権の廃止を謳う91年憲法の原理に反するアンシャン・レジームの特権的団体であると同時に、すべての社团は必然的に個人と国家の間に介在する中間団体であるという形で中間団体否認の理念が直接明確に示される。

また議会は、混乱にさらされているコレージュの修道会によって職に就けられた教授たちに市民の宣誓の用意があるなら、彼らが臨時にその職務に留まり、更にその教授たちはディストリクトの意見に基づき、県のディレクターワール (directoire) のアレテ (arrêté) の下に置かれるというデクレを決定した。⁴¹そして、「公教育委員会は、これらのコレージュはそのように行政団体の監督下に置かれたので、コレージュの制度の嘗ての体制はもはやその活動を妨げるのにしか役立たないし、またそれが完全に無用なものとなるのと同様に、それによって危険なものとなることを考慮して、将にこの時から修道会を廃止することをあなた方に提案する。」⁴²として、教育は国家がおこなうべき事業であるとの視点からその廃止が説明される。更に修道会は公的有用性を失っており、「その廃止は確実かつ緊急であるので、公教育委員会は修道会の廃止の期日を早め、あらゆる所で最も早い廃止が求められる他のすべての在俗修道会を打ち倒すデクレと同じデクレに、教育に携わる修道会を含めることをあなた方に提案する。」⁴³とする。「その際、修道会によって所有されている財産は、国家の管理下で引き渡され、公教育の基金を増やすことになる。」⁴⁴とする。

更に、「修道院は、狂信の隠れ家と巣窟として残っていた。若者が未だに源として狂信を汲み取り、それに続いて社会のあらゆる階層に狂信を広げていくために必要な指針を得るのは修道院においてである。」⁴⁵として、修道院を「狂信」を広げる源である反革命と非難する。その一方で、「病院の祭務の執行に専念している *sœurs grises* (灰色の姉妹)」⁴⁶という女性の修道会を廃止の例外とする。

以上で述べてきたこの報告の修道会の廃止理由を整理すると、以下の三点が挙げられる。第一には、在俗修道会は「聖職者のコルポラシオン」であり、諸権利の平等を謳う91年憲

39 *Ibidem.*

40 *Ibidem.*

41 *Ibidem.*

42 *Ibidem.*

43 *Ibid.*, p.361.

44 *Ibidem.*

45 *Ibidem.*

46 *Ibid.*, p.362.

法の原理に反するアンシャン・レジームの特権的団体であり、国家と市民の間に介在し市民を公共の事柄から切り離す中間団体であるという中間団体否認の理念である。第二には、公教育は国家のおこなうべき事業であるという理由である。公教育の領域において、国家が中間団体にとって代わるべきことが主張され、国家の「増殖」の方向が示される。しかし、貧者の扶助などに専念する在俗修道会は廃止の臨時の例外とされる。第三には、修道院は狂信の隠れ家・反革命勢力の巣窟であるという理由である。つまり、この報告における立法理由は、教育は国家が担うべき事業であるという具体的な理由に、アンシャン・レジームの特権的中间団体を否定する中間団体否認の理念、および反革命という抽象的で汎用性の高い二つの理由が付加され二層構造をなしている。

公教育委員会より提案されたデクレ案の第1条では、聖職者の在俗修道会の名の下に知られているコルポラシオンを列挙した上で、「もっぱら病院の業務と病人の苦しみを和らげることに専念する在俗修道会以外の、一般にすべての聖職者あるいは非聖職者の男女の在俗修道会は、いかなる名称でフランスに存在するにせよ、いくつもの修道会を含んでいるにせよ、本デクレの公布の日をもって消滅させられ廃止される。」⁴⁷とされる。第2条では廃止の例外について、「行政団体が必要と判断した、あるいは必要と判断することができる措置を除いて、男女の慈善院、貧しい人々への業務と病人を慰める業務に関係するあらゆる人々はこの廃止の臨時的な例外の状態に止まる。しかし、公教育のいかなる部分も、いかなる種類の規律正しい修道会に対してと同様に在俗修道会に委ねられることはあり得ない。」⁴⁸とされる。また第7条では、公教育をおこなうことを新たに認められた人々は市民の誓約を義務付けられ、「あらゆる場合に、個人として雇用され、コルポラシオンの考えを思い起こさせるようなあらゆる服装を着用しないことを義務付けられる。」⁴⁹とされる。議会審議では、在俗修道会は一層厳しい攻撃にさらされ、更に修道会の聖職者の服装の問題も浮上することになる。

4 議会審議

1792年4月6日に、2月10日におこなわれた公教育委員会の在俗修道会の廃止に関する報告で示されたデクレ案をゴードンが読み上げた後、議会は条文ごとに審議することを決定し審議に入る。

立法理由と第1条に関して、賛否両論が述べられる。まず、修道会を擁護する議員からは「平和的な修道会、若者に専念する修道会は憲法に反するものであるのか。」⁵⁰、更に特定の修道会を残すべきとした上で、「その廃止により、あなた方は600,000の子供たちから読み書きを習う術を奪うのである。」⁵¹という意見が述べられる。

47 *Ibidem.*

48 *Ibidem.*

49 *Ibid.*, p.363.

50 *Ibid.*, 1^{ère} série, tome41, p.236.

51 *Ibid.*, p.237.

これに対して、修道会廃止を主張する議員は「憲法は、その目的がどのようなものであろうと、あらゆる修道会を廃止している（修道会＝宗教的コルポラシオンという前提で、修道会は 91 年憲法の「いかなるコルポラシオンも存在せず…」に抵触する。：訳注）。従って、私たちが専念しなければならないのは、もはや権利の廃止ではなく、それを実行する方法についてだけである。第 1 条に異議を唱えることは、憲法を侵害することになるであろう。」⁵²としてデクレ案の票決を求める。更に、修道会の廃止は緊急を要することであり、「修道会は貴族と狂気の毒を農村にもたらし、子供たちの精神に際限なく貴族と狂信の毒をもたらすのである。」として修道会廃止の原則に関する論議の禁止が求められる。⁵³ また他の議員は、デクレ案の第 1 条が病人の救済のための修道会を除外していることについて、「この規定は方法に関する諸解釈を生じさせる。その諸解釈によって、いくつもの他の修道会が廃止を免れることになるだろう。」⁵⁴とし、この規定を残したままにするなら、「あなた方はそのことを望まずに、…この有害な社会のダニ（修道会：訳注）を守ることになるだろう。」⁵⁵とする。

そして、ブルージュの司教であるトルネ（Torné）が大演説をおこない、修道会の例外的でない廃止が決定的となる。トルネは国民議会に、救貧院と病人の救済を担う修道会の廃止、確固とした公教育機関の確立、在俗聖職者の服装の廃止などの修正を提案する。⁵⁶ また、このデクレ案の公的有用性を口実とする慈善施設を担うコルポラシオンの放置、修道会の服装への見解などの不完全さを指摘する。⁵⁷ そして修道会は、「人間の体における閉塞症であるもの、すなわち市民のコルポラシオンは政治体における閉塞症である。」⁵⁸とする。ここでは、国家と個人の間に関与し一般的利益を部分的利益によって妨げる中間団体として、コルポラシオンが人間の体の「閉塞症」になぞらえて非難されている。

修道院の聖職者の服装の廃止について、トルネは長大な演説の大きな部分を割いている。「アンシャン・レジームのもとでは、異なる身分と多くの職業はその衣服によって見分けられていた。貴族、聖職者、裁判官、そして石工でさえも、彼らが着ているものによって確認された。」⁵⁹という状況にある。トルネの発言の要旨は以下のとおりである。市民はすべて本質的に平等であり、公序の維持のために法律によってのみ市民間に相違が作りだされ、公序の維持に当たる公務員は職務遂行上特別の「サイン」を必要とする。⁶⁰ 従って、修道会の聖職者たちの奇妙な服装は、「絶えず無知な人民に危険な記憶を思い出させ、啓蒙された人民にあらゆる部分から帝国を妨げる多くの社団の意味のない記憶を思い出させることを可能にすること、それは服装の自由を維持することではなく、盲信と狂信への回帰

52 *Ibid.*, p.236.

53 *Ibid.*, p.237.

54 *Ibidem.*

55 *Ibidem.*

56 *Ibidem.*

57 *Ibidem.*

58 *Ibidem.*

59 リン・ハント 松浦義弘訳『フランス革命の政治文化』（平凡社 1989 年）112 頁。

60 *Archives parlementaires*, 1^{ère} série, tome41, p.240.

によって市民を常に脅かすことであろう。」⁶¹としてその服装の廃止が主張される。

その発言の中で、トルネは在俗修道会を宗教的コルポラシオンとした上で、「いかなる良き憲法も、特に私たちの憲法は、いかなる特別のコルポラシオンも許さない。憲法はコルポラシオンを、多かれ少なかれ、すべて公共精神に有害な団体精神をもつと見なしている。」⁶² また、「国家の体制から独立した生命をもつあらゆる特別の団体は、国家の中で国家にとって無縁であり、国家の組織を損なうことしかできない。」⁶³としている。ここでは、コルポラシオンを「団体精神」という面からとらえるにせよ、「国家の組織を損なう」ととらえるにせよ、また「政治体における閉塞症」ととらえるにせよ、更にはル・シャプリエのように中間的利益により「市民を公の事柄から切り離す」という面からとらえるにせよ、市民と国家の間に介在して「公共精神」の発現であり一般的利益を体現する国家を損なうアンシャン・レジームの特権的中间団体として否定する中间団体否認の理念が明確に示されている。

続いてトルネによって、「立法議会（原文は *Assemblée nationale* であるが、*Assemblée nationale législative*・立法議会のことを指している。：訳注）は、真に自由な国家はその内部において、公教育に専念する祖国にとって利点のあるコルポラシオンであってさえも、いかなるコルポラシオンも認めてはならないし、立法府が宗教的コルポラシオンの廃止を遂行する時、それはまた立法府が、その必然的結果が修道会の記憶を呼び覚まし、その姿をまざまざと思い出させ、あるいは修道会がまだ存在していると考えさせるであろう修道会に特有のあらゆる服装を永久に消し去らねばならない時であると考え、以下の通りに決定する。」⁶⁴という彼のデクレ案の前文とあらゆる修道会の例外のない廃止を規定する第1条が提起される。そして、条文の起草を除いて第1条が採択され、続いて第2条から第14条が提起される。

議会は、トルネの案を優先して審議することを決定し審議に入る。審議では、この問題を深めるために討議の延期を求める意見や、農村部ではこのような服装の変化に準備ができておらず、議会在「宗教の廃止を望んでいるということを広げるのを好んでいる自由の敵」を利することになるとする意見が出される。⁶⁵ これに対して、議会在すべての宗教的な服装の廃止を遅らせる口実を採用するなら、「立法議会在憲法自体と憲法制定国民議会的デクレに対立することになるだろう。トルネ氏が言うように、身繕いの問題を決めるのには深い瞑想は必要としない。」従って、直ちに原則を決定することを求める⁶⁶という意見や、「市民にとって屈辱的なこの区別（聖職者の服装：訳注）は、聖職者の特権と権力を絶えず人民に思い起こさせた。すなわち、私はあえてそのことを言うが、その区別は、人民に奴隷の感情を思い起こさせていたのである。聖職者の服装を廃止せよ、そしてその時、人

61 *Ibid.*, p.242.

62 *Ibid.*, p.240.

63 *Ibidem.*

64 *Ibid.*, p.247.

65 *Ibid.*, p.249.

66 *Ibidem.*

民は司祭たちの中に他の人々のように市民をしか見ないようになるだろう。」⁶⁷という意見が述べられる。結局議会は、激しい拍手の中で、条文の起草を除いてすべての宗教的服装の禁止という原則を決定する。

4月6日の議会審議の後、8月13日には財産委員会名でヴァンサン-プローシュ (Vincens-Plauchut) によって「在俗修道会の廃止とその構成員の俸給および財産の管理に関するデクレ案」(projet de décret sur la suppression des congrégations séculières, le traitement de leurs membres et l'administration de leurs biens)⁶⁸のいくつかの条文が審議に付され、8月16日にはその続きの条文が審議に付され採択される。そして8月18日には同じくヴァンサン-プローシュによって財産委員会の名において、「在俗修道会の廃止とその構成員の俸給および財産に関する一般デクレ」(Décret général sur la suppression des congrégations séculières, le traitement de leurs membres et l'administration de leurs biens)⁶⁹が提案され議決される。その第1編の前文では、「...真に自由な国家は、その内部において、いかなるコルポレーションも、公教育に専念する祖国にとって利点のあるコルポレーションであっても、許容すべきではない。」⁷⁰とされ、その第1条は、聖職者の在俗修道会の名の下にフランスで知られているコルポレーションを列挙した上で、「もっぱら病院の業務や病人の苦しみを和らげることに専念する修道会であっても、それがいかなる名称でフランスに存在しているにせよ、唯一つの施設しか含んでいないにせよ、いくつもの施設を含んでいるにせよ、一般にすべての宗教的コルポレーションと聖職者あるいは非聖職者の男女の修道会、同時に近親性のあるもの、すなわち信徒会、あらゆる色の悔悛者の信徒会、巡礼団、その他すべての慈悲あるいは慈善の結社は、本デクレの公布の日をもって消滅せられ廃止される。」⁷¹として、在俗修道会の例外のない廃止を規定する。つまり、特権的の中間団体であるコルポレーションは真に自由な国家では認められない。在俗修道会はコルポレーションである。従って在俗修道会は廃止されなければならないという三段論法的な否定の構造によって、中間団体否認の理念が間接的に示される。また、信徒会もこのデクレによって廃止される(同業者の信徒会は、親方・職人などの人的集合の禁止という形で、ル・シャプリエ法により既に禁止されている。)

しかし、こうした否定にもかかわらず、第1編・第2条では、救貧委員会が最終的に組織を確立するまで、行政機関の監督の下で、個人の資格で従前の通り慈善院などで貧しい人々の看護が続けられるとする。⁷² 第1編・第6条では、公教育が最終的に組織されるまで、公教育の分野で働く修道会のメンバーは、行政機関の監督の下で個人の資格で公教育の任務を継続するとしている。⁷³ つまり「行政機関の監督」を条件にするものの、「個人の資格」という形で実質的には従前の運営が維持されるのである。更に、第1編・第9条

67 *Ibid.*, p.250.

68 *Ibid.*, 1^{ère} série, tome48, p.103.

69 *Ibid.*, p.350.

70 *Ibidem.*

71 *Ibidem.*

72 *Ibidem.*

73 *Ibid.*, p.351.

は、聖職者がその担当地区で職務をおこなう間を除いて、聖職者の服装、宗教的な服装、在俗修道会の服装は廃止され禁止されるとする。⁷⁴

5 まとめ

本項では、中間団体の否定と国家の役割の重視という二つの視点から、在俗修道会の廃止理由の変遷について述べる。まず、聖職者委員会のマシュウの報告では、修道会＝コルポラシオン＝特権的中间団体という否定の構造で、中間団体否認の理念を間接的に示しつつ、直接的には社会的に重要な教育や貧しい病人の看護などは国家の担うべき事業であり、コルポラシオンである修道会が担うべき事業ではないという国家の役割を重視する観点から、修道会の廃止を理由づける。その一方で、在俗修道会が担っている教育や病人の看護は国家による公教育・公的扶助の組織化まで暫定的に今までどおりに継続されるとする。

次に、公教育委員会のゴードンの報告では、修道会を「聖職者のコルポラシオン」として自由と諸権利の平等という91年憲法の原理に反し、あらゆる社団は国家と個人の間介在する中間団体であるという中間団体否認の理念、公教育は国家の行うべき事業であるとする国家の役割を重視する理念、更に修道院は反革命勢力の巢窟であるという三つの理由を挙げ廃止しようとする。ここでは、公教育のいかなる部分も在俗修道会に委ねることはないとされ、その財産を教育の基金に充てるというより厳しい態度が示される。しかし病人の看護などをおこなう修道会は、行政機関の判断により「廃止の臨時の例外」⁷⁵とされる。

続いて、議会審議におけるトルネの発言では、教育や扶助は国家が担うべきものであることを前提に、修道会をコルポラシオンとして、それを「公共精神」に反する「団体精神」を体現する「政治体における閉塞症」⁷⁶であり、「国家の組織を損なうことしかできない」⁷⁷個人と国家の間に介在する中間団体として廃止すべきであることが繰り返し主張される。つまり「コルポラシオン」という用語は、同業者がその職業の遂行に当たって、公法的あるいは半公法的特権に基づきギルド的規制をおこなう同業組合という本来の意味を超えて、個人と国家の間に介在して一般の利益を体現する国家の働きを部分的利益によって妨げる特権的中间団体というアンシャン・レジームの「害悪」を表象するものとして用いられるのである。在俗修道会の廃止に関するデクレの議会報告・審議において、このように中間団体否認の理念の発現は「最高潮」を迎えることになる。また、トルネの提案したデクレ案では、例外なく在俗修道会を廃止するとしている。しかし、一方で国家による公教育・公的扶助の組織化までの間、公的機関の監督の下で教育や病人の看護などの業務が個人の資格で続けられるとする。つまり、国家の「増殖」という視点から見た場合、理念的には公教育・公的扶助などは国家の任務であるという形で国家による公の事柄の独占の方向が明確に示される。しかし、実際には直ちに国家がこれらの事業をすべて担うことは不可能であるため、その実現に向けた「暫定的な」措置として「国家の監督」という形で国家の

74 *Ibidem.*

75 *Ibid.*, 1^{ère} série, tome38, p.362.

76 *Ibid.*, 1^{ère} série, tome41, p.237.

77 *Ibid.*, p.240.

関与の度合いが増大していくことになる。そして、最終的には前述のトルネが提起した案の内容がそのままデクレとして議会で議決されることになる。

第3節 国家によって許可されたあるいは許可を与えられたあらゆるアカデミーと文学団体の廃止に関するデクレ

アカデミーは、大学のような文学的・学術的探究に専念する学者の社团である。しかし、アカデミーは大学とは異なり教育という重い負担から解放されて、より自由であり落ち着いて学問に専念し、新たな方向からそれに取り組むことができる社团としてある。⁷⁸ フランス語の純化・統一とそのための辞書・文法書の作成を当初の目的として1635年に設立された「アカデミー・フランセーズ (Académie française) は、庇護者である枢機卿 (リシュリュー Richelieu, Armand Jean du Plessis, Cardinal et Duc de : 訳注) の下に置かれるが、限定された数の会員によって構成され印璽を備え特権を有する自治的社团を形成している。」⁷⁹ その後、碑文・文芸アカデミー (Académie des Inscriptions et Belles-Lettres) や科学アカデミー (Académie des Sciences) などが設立される。この二つのアカデミー、「それは君主あるいは君主によって指名された庇護者の監督の下で、規律があり、限定された数の会員によって構成され、会員の指名により入会を許される団体である。その会員は、いくらかの物質的な利益と名誉上の利益を受ける代わりに、文学と科学と芸術の進歩にたゆまず 献身しなければならない。」⁸⁰

このようなものとして性格付けられるアカデミーは、1793年8月8日=14日の「国家によって許可されたあるいは許可を与えられたあらゆるアカデミーと文学団体の廃止に関するデクレ」(Décret portant suppression de toutes les académies et sociétés littéraires, patentées ou dotées par la nation)⁸¹によって廃止される。このデクレに関して、1793年8月8日に公教育委員会の名の下に、グレゴワール (Grégoire) が議会報告をおこなう。その主な廃止理由は、以下の通りに整理される。

第一に、アカデミーは「専制の痕跡」を持つ「平等に背く」団体=アンシャン・レジームの特権的団体である。王政廃止一周年に当たる1793年8月10日におこなわれた「共和国の統一と不可分性の祭典」(Fête de l'unité et de l'indivisibilité de la République)の前日であっても、「なお専制政治の痕跡をもついくつかの団体、あるいは平等に背くいくつかの組織が全般的な改革から逃れてしまっていた。それがアカデミーである。」⁸²とされる。第二に、アカデミーが貴族の虚栄のための飾りとなっており、自分たち以外の真に才能ある者を迫害することである。貴族たちは教養が豊かであると見られるようにアカデミーへの

78 Fr. Olivier-Martin, *L'organisation corporative de la France*, p.67.

79 *Ibid.*, p.70.

80 *Ibid.*, p.77.

81 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome6, p.77.

82 *Archives parlementaires*, 1^{ère} série, tome70, p.519.

加入を望んだ。⁸³「従って、すべてを退廃させた封建制は、才能の傍らに紋章を置いた。」⁸⁴そして、「名誉アカデミー会員」が現れ、アカデミーは貴族の飾りとなり文学は貴族によって汚される。⁸⁵これらの団体は、「我々と我々の友以外は誰も才能をもつことはないだろう。」という金言を実行する。⁸⁶従って、その存在を震ませる才能ある人々は迫害され、「才能は平凡さの傍らに席を占めることを免除されたのである。」⁸⁷第三には、アカデミーは、自由と隷属、つまり愛国者と貴族が非妥協的に戦う場となっていることである。自由と隷属は永遠に両立しない。従ってそれぞれの支持者である愛国者と貴族も永遠に両立せず、アカデミーはオロマーズ (Oromase) とアリマンヌ (Arimane) が戦う闘技場となっている。⁸⁸第四には、アカデミーが専制君主の追従者・「異端審問官の社団」として哲学者を攻撃する圧政の道具となっていることである。「専制君主たちは、思想に関するその異端審問官の社団において、人類の思想的な指導者たちに対して激しく攻撃をしていた。勇敢な哲学者たちを飲み込むために、牢獄が口を開いていた。」⁸⁹のである。第五には、「賢明な政体の中に如何なる寄生的団体（ここではアカデミーのことを指している。：訳注）も存在してはならない」⁹⁰ことである。「高度に文明化した国民」においては、「純粹に文学的な主題に関して、人間の精神はその真実に惹かれて、アカデミーがその飛翔を支えなくても飛躍を遂げることができる。」⁹¹からである。

最後に中間団体否認の理念と国家の理念についてである。この報告は、アカデミーは「異端審問官」の社団であり「このコルポラシオンのまさに内部において、その効用は大きく評価される必要はなかった。」と述べている。⁹²ここでは、「コルポラシオン」という用語を媒介にして中間団体否認の理念の存在が間接的に示されている。しかしコルポラシオンという用語が使われているのは、説明抜きでこの一箇所だけであり、在俗修道会廃止の際の議会報告・審議に比べて中間団体否認の理念がアカデミーの廃止理由に占める比重は著しく低下していると言える。更に、この報告は、「賢明な政体」＝革命により生み出された共和国にはいかなる「寄生的団体」＝特権的中间団体もあつてはならず、それがなくても文明化した国民の欲求は「人間精神」の飛躍を可能にするとする。これは、国家と中間団体が非和協的な関係にあることを示すと同時に、文学・芸術などの文化的領域においても、「賢明な政体」が存在すればアカデミーといった中間団体は必要とされないという形で、国家の優越とその「増殖」の方向を示すものと言える。

83 *Ibid.*, p.520.

84 *Ibidem.*

85 *Ibidem.*

86 *Ibidem.*

87 *Ibidem.*

88 *Ibidem.* オロマーズ (Oromase) とアリマンヌ (Arimane) はゾロアスター教の善神と悪神のことである。ゾロアスター教は、世界を光明神であるアフラマズタ (=Oromase) と暗黒神であるアーリマン (=Arimane) の対立という二元論としてとらえ、終末には救世主による最後の審判が下されると説く。

89 *Ibid.*, p.521.

90 *Ibidem.*

91 *Ibidem.*

92 *Ibidem.*

報告終了後議会審議が行われ、ダヴィッド (David) は、アカデミーがその目標とはかけ離れたものになっていることを、若い画家の才能を損なう月毎に代わる 12 人の教授のばらばらな指導と、ある才能豊かな若い彫刻家を自殺へと追い込んだアカデミー会員の仕打ちを明らかにすることで示す。⁹³ そして「人間性の名において、芸術への愛のため、とりわけあなた方の若者への愛のため、公正さの名において、自由の体制の下ではもはや存続できない有害すぎるアカデミーを破壊し廃止しようではないか。」⁹⁴とする。次に、図書館や植物園やその他の施設を、設立される機関の監督下に置くことが求められる。⁹⁵ 最終的に国民公会は、提案されたデクレの第 1 条～第 7 条の内第 1 条と第 7 条を、それぞれ第 1 条と第 2 条として以下の通り採択する。

国民公会は、公教育委員会の報告を聞いた後、以下の通り決定する。

第 1 条 国家によって許可されたあるいは許可を与えられたすべてのアカデミーおよび文学団体は廃止される。⁹⁶

第 2 条 廃止されたアカデミーと団体に付属する植物園およびその他の陳列室、美術館、図書館およびその他の科学と芸術の記念碑は、公の組織に関するデクレによって規定されるまで、設立された機関の監督の下におかれる。⁹⁷

第 4 節 割引銀行およびその他の種々の社団を廃止するデクレ

1793 年 8 月 24 日、国民公会は割引銀行 (Caisse d'escompte)、生命保険会社 (Compagnie d'assurance à vie) を名指した上で、「一般的にその主要な資本が随意に譲渡可能な無記名株式あるいは流通手形あるいは台帳への登録に基づくあらゆる社団」⁹⁸を廃止する「割引銀行およびその他の種々の社団を廃止するデクレ」(Décret qui supprime la caisse d'escompte et différentes autres associations)⁹⁹を議決する。このデクレで名前を挙げられた割引銀行と生命保険会社の他にも、資本を株式による会社としては東インド会社 (Compagnie des Indes orientales) や新インド会社 (Nouvelle compagnie des Indes) などがある。

まず割引銀行についてである。割引銀行は 1776 年に設立され、「個人の預金を引受けること、金・銀地金の取引をすること、銀行割引手形を割り引くことを許可されていた。」¹⁰⁰しかし、許可項目には無かったが、割引銀行は実際には銀行券 (billet) の発行もおこなっており、「その意味では、『発券・預金・割引銀行』banque d'émission, de dépôts, d'escompte

93 *Ibid.*, pp.523-524.

94 *Ibid.*, p.524.

95 *Ibidem.*

96 *Ibidem.*

97 *Ibidem.*

98 *Ibid.*, 1^{ère} série, tome 72, p.701.

99 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome6, p.131.

100 Fr. Olivier-Martin, *L'organisation corporative en France*, p.270.

ともいふべきものであった。」¹⁰¹ ミラボー (Mirabeau, Honoré Gabriel Riqueti, comte de) が、1785年にその著作である『割引銀行について』(De la caisse d'escompte)の中で述べているように、パリにおける取引の中心は、危険を伴う外国や地方のための為替手形の引受けおよび国債、株式などの有価証券類の取引であり、それらの取引が「無尽蔵の資金」により投機的におこなわれていた。¹⁰² すなわち、「八〇年代のパリは国債、とりわけ終身年金国債 *Emprunt viager* ¹⁰³、割引銀行株式、ついで「パリ水道会社」《Compagnie des eaux de Paris》、「新インド会社」《Nouvelle compagnie des Indes》等々の株式会社の株式が投機の対象となり熱狂的ブームを形成していたのである。」¹⁰⁴ そしてこの「無尽蔵の資金」を中心的に供与したのが割引銀行である。「割引銀行はこの八〇年代における国債、株式ブームの中で目覚ましい躍進を遂げるとともに、銀行家および投機業者への4%という低利での信用供与により自らブーム維持に中核的役割を果たしていた。」¹⁰⁵ しかし、革命による混乱は国債の信用を低下させるが、割引銀行は国債購入と国債を担保にした前貸しによってパリの取引を支える。

ネッケル (Necker, Jacques) は、アッシニアの発行を割引銀行におこなわせようとするが、ジョン・ロー (John Law) の記憶が強い議会はこれに反対する。しかし、1789年12月19日には非常銀行 (caisse de l'extraordinaire) が設立され、教会財産を担保としてアッシニアの発行をおこなうことになる。従来国庫を支えてきた割引銀行の役割は、非常銀行に引き継がれる。最初は国有化された教会財産を担保とする債券として発行されたアッシニアは、正貨の不足などもあり不換紙幣として流通されることになる。アッシニアは、国家への信用の欠如、戦争の開始、大量の発行などによりインフレを引き起こし、正貨を多くもつことが難しい市民の不信を招く。当初アッシニアは高額の紙幣だけだったので一般の流通には適さず、それに代わって多数の小額の信用紙幣 (billet de confiance) が市町村、民衆協会に由来する愛国金庫 (caisse patriotique émanant de sociétés populaires)、民間会社などにより発行され、パリでは63種類の総額で4千万リーヴル (全国では総額1億リーヴル) の信用紙幣が流通していた。これらの信用紙幣の信用度は一様ではなく、その価格は変動し、投機の対象となった。1792年3月20日には民間機関、11月2日には公的金融庫 (caisse publique) による信用紙幣の発行が禁止される。¹⁰⁶ 商人や銀行家などの巧みな投機家は、補助貨幣や信用紙幣との交換でアッシニアを集めて投機資金とし、値上が

101 中原嘉子『『割引銀行』《Caisse d'Escompte》(一七七六～九三年) —アンシャン・レジーム末期におけるフランスの財政金融問題—』史学雑誌 1969-03-00 78巻3号 有斐閣 48頁。以下 中原嘉子「割引銀行」と表記。

102 Mirabeau, *De la caisse d'escompte, the Worshipful Company of Goldsmiths*, 1903, PP.18-20.

103 アンシャン・レジーム末期の国債のほとんどは「年金国債」と呼ばれるものであった。これには、「永久年金国債」(rentes perpétuelles 償還により終り、年4~5%の利子=年金が給付される。)と「終身年金国債」(rentes viagères 年金をかけた人の死亡まで年金が支払われ、元本は償還されないため8~10%と高率である。)があった。前者は1770年と1782年にしか発行されず、ネッケルとその後継者が用いた投機の対象となったのは後者である(中原嘉子「割引銀行」62頁。)

104 中原嘉子「割引銀行」57-59頁。

105 同書 73頁。

106 Albert Soboul, *Dictionnaire historique de la Révolution française*, Presses universitaires de France, 2006, pp.123-124.

りが見込まれる穀物、小麦、砂糖などを買い占めて備蓄することに用いる。このような買占め人に対する反感が、商業そのものへの不信へと転化していく状況が出現する。「買占めが叫ばれ、陰謀と割引銀行の周りを取り巻く集団が告発される。」¹⁰⁷「小麦の買占め人に対してなされたのと同様に、貨幣の買占め人に反対する陳情・請願がおこなわれる。」¹⁰⁸ 1792年11月8日=9日のデクレによって、買占め人がその財産を隠すことを容易にする持参人払債権証券 (billet au porteur) の流通と発行が禁止される。一方、国家の財政という点から見れば、割引銀行は「アンシャン・レジーム末期の財政危機を打開するために公信用を基礎とする新たな財政政策として、ネッケルによって開始された国債政策を支え」¹⁰⁹、財政が著しい窮乏状態にあったアンシャン・レジーム末期の王国の政府、更には革命政府に対しても巨額の融資をおこなう。ラフルテ (Lafreté) という人物は、1791年11月23日立法議会への割引銀行を擁護する意見書の中で、「割引銀行は王国を救った。」¹¹⁰としている。しかし、「割引銀行は独占権も特権も与えられてはいなかった。」¹¹¹

次に生命保険会社についてである。「教令による利息付貸借の禁止は、新教国たるオランダおよび英国を除きヨーロッパ諸国における生命保険の発展を妨げる原因となり、更に死亡表の欠如、保険数学の予測の困難性などが生命保険の正常な発展を妨げ、それは一種の賭けごとの範囲にとどまった。」¹¹² こうした状況を背景に、フランスではルイ XIV世の1681年の海事王令 (Ordonnance de la Marine) が同じ理由から生命保険を禁止した。一方、ルイ XIV世のおこなった度重なる戦争の戦費調達により窮乏状態にあった国庫を救うために、トンチン公債 (tontine) ¹¹³の制度が導入され、1689年パリ市役所にトンチン組合が設立される。¹¹⁴「かくして、フランスでは一世紀に渡りトンチン公債の方法が実施されたのち、一切の国営トンチンは廃止され、1770年1月18日以降年金額の上昇を伴わない終身年金に取って代わった。」¹¹⁵「生命保険は、1681年のルイ XIV世の海事王令によって、不道德であるとして禁止されさえた。」¹¹⁶しかし1787年にフランス最初の生命保険会社である Compagnie royale d'assurance が設立される。¹¹⁷ こうした生命保険会社は、18世紀には

107 Léon Say, *Histoire de la caisse d'escompte, 1776 à 1793*, Imprimerie de P. Regnier, 1848, p.47.

108 *Ibidem.*

109 中原嘉子「割引銀行」72頁。

110 *Archives parlementaires*, 1^{ère} série, tome50, p.229.

111 Fr. Olivier-Martin, *L'organisation corporative en France*, p.270.

112 三好義之助「フランス生命保険事業の生成と発展」w.jili.or.jp/research/search/pdf/B_22_1.pdf 2-3頁。2015年7月1日 以下 三好義之助「フランス生命保険事業」と表記。

113 「政府はトンチン公債所有者に対して毎年一定額の利子を支払うが、生存者のみに支払われることから年々受け取る利子は増加し最後の生存者が全部の利子を受け取るという方法である。政府は最後の生存者の死亡によって利子の支払いを免れ、その上公債の償還もおこなわなかった。これに対してトンチン加入者は、出資分が累積した利子をもって生存者に給付するために必要な醸出金 (cotisation) を一回もしくは数回支払うのである。」この方法は、政府にとっては加入者によって払い込まれた莫大な資金を運用することができるというメリットがあった。(三好義之助「フランス生命保険事業」3-4頁。)

114 三好義之助「フランス生命保険事業」4頁。

115 同書 5頁。

116 Maurice Picar, André Besson, *Les assurances terrestres en droit français*, tome1, Librairie générale de droit et de jurisprudence, 1970-1972, p.4.

117 Albert Chauton, *Les assurances, leur passé, leur présent, leur avenir, au point de vue rationnel, technique et pratique, moral, économique et social, financier et administratif, légal, législatif et*

慈善による救済の方が道徳的見地から優れていると見なされており、慈善という人間的奉仕を保険という金銭に置き換える生命保険のシステムは社会から同情心を消し去るものとして道徳的見地から非難の対象となる。つまり生命保険は、「人の命に値段をつけることは、国民の礼節と誠実さに反するものである。」¹¹⁸として非難されるのである。

続いて東インド会社についてである。地理上の発見に伴い 15 世紀から 16 世紀にかけて航海会社 (*compagnie de navigation*) や商事会社 (*compagnie de commerce*) が登場するが、1664 年には東インド会社が設立される。この東インド会社は資本という点では株主によっており民間会社と言えるが、その設立は王とその大臣の直接的で意欲的な関与の下でおこなわれる。¹¹⁹ 東インド会社設立の目的は植民地化と同時に貿易であり、「西は喜望峰と東はマゼラン海峡の間の地域における 50 年間の貿易の独占権を受けている。」¹²⁰ 東インド会社は七年戦争で痛めつけられ、1763 年のパリ条約ですべてを失い、更に海上貿易の完全な自由化を目指すフィジオクラートによりコルポラシオンと同じ理由で攻撃され¹²¹、1770 年には解散される。1785 年には、財務総監のカロンヌ (*Calonne, Charles-Alexandre de*) が財政の悪化を貿易によって補うために新インド会社を設立する。新会社は旧会社の特権を引継ぐ株式会社であったが、その理事はルイ XVI 世の指名によった。そして、その株は投機の対象となった。革命期には、その特権は剥奪されたが貿易会社として存続し戦争の開始によって打撃を受け、1793 年 8 月 24 日のデクレにより解散させられる。以上で述べてきた「商事会社や金融会社は商人や職人の共同体である社団とは異なり、人のというよりは資本の集合体を形成するが、商人などの共同体である社団のように大規模な貿易と金融の領域で利益をあげる目的を追求する。」という性格を持った特殊な社団である。¹²²

1793 年、パリではアッシニアの濫発による激しいインフレと食糧の供給不足があいまって、食糧暴動が頻発する。食料の欠乏と物価の高騰が進むと、パリの民衆はすべての大商人に「独占者あるいは買い占め人」(*un monopoleur ou un accapareur*) という嫌疑をかけ、ジロンド派の自由主義的経済政策に対する闘争は商業ブルジョワジーに対する闘争へと転化していく。¹²³ 食料の確保と経済統制を求めるパリの民衆の圧力を受けて、国民公会は、1793 年 5 月 4 日にパンと小麦粉の最高価格を定める「食糧に関するデクレ」(*Décret relatif aux subsistances*)¹²⁴、93 年 7 月 26 日には食料品を隠匿した商人に死刑を科す「買占め人対策法」(*Décret contre les accapareurs*)¹²⁵、93 年 8 月 19 日には燃料の最高価格を定める「薪、木炭、泥炭および石炭の最高価格を定めることを県のディレクターールに許可す

contractuel, en France et à l'étranger, Chevalier-Maresq, 1884-1886, pp.356-357.

118 A. de Mirimonde, *Manuel pratique des assurances*, Payot, 1928, pp.194-195.

119 Fr. Olivier-Martin, *L'organisation corporative en France*, p.263.

120 *Ibid.*, p.264.

121 *Ibid.*, pp.267-268.

122 *Ibid.*, p.261.

123 Albert Soboul, *Les sans-culottes parisiens en l'an II histoire politique et sociale des sections de Paris 2 juin 1793 - 9 thermidor an II*, Imprimerie Henri Potier, 1958, p.421. 以下 Albert Soboul, *Les sans-culottes parisiens en l'an II*と表記。

124 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome5, p.266.

125 *Ibid.*, tome6, p.55.

るデクレ」(Décret qui autorise les directoires de département à fixer le maximum du prix du bois de chauffage, charbon, tourbe et houille)¹²⁶、93年9月29日には肉、砂糖、ワインなどの生活必需品全般と賃金の最高価格を設定し違反者への罰則を規定する「食料品と生活必需品の最高価格を定めるデクレ」(Décret qui fixe le maximum du prix des denrées et marchandises de première nécessité)¹²⁷を議決する。更に、物資の買占め取り締まりのための委員会や「革命軍」(armée révolutionnaire)という食糧徴発部隊も組織される。

こうした状況の中で、1793年8月24日の国民公会で、財務委員会の名においてカンボン(Canbon, Pierre-Joseph)が、「割引銀行およびその他の種々の社団を廃止するデクレ」¹²⁸を提案する。その提案理由では、「共和国にとってまったく利益をもたらさず、それどころかその活動が絶えず共和国の機関に対して戦いを挑む投機家に対してしか好意的ではない会社を保護することは無益である。実際その時、すべての貨幣商人と共和国の確立との間の絶えることのない死活的戦いが存在する。従って、これらのあらゆる公の信用に対して破壊的な社団を抹殺しなければならない。」¹²⁹とされる。これを受けてトゥリオ(Thriot)は、「あなた方がカンボンの提案した措置を取らなければならなくなって久しい。実際、私たちはこれらの投機の社団のために食料品の値上がりを被っている。しかし、投機家の社団の廃止では十分ではない。私は、割引銀行が封印されることを要求する。」¹³⁰と述べる。

以上述べてきたように、株式会社の廃止に関するデクレは、直接的には、食糧暴動の頻発という緊迫した状況を前にして、投機に対して厳しい態度をとることが必要であり、実際にも投機を抑え込むため投機資金を提供する割引銀行や投機の対象となる株式会社を「抹殺」することを喫緊の課題としたものである。また、このデクレは、一連の食料品・生活必需品の最高価格を定めるデクレや「買占め人対策法」などと一体となった投機の抑制策の一環として、公序の維持を意図するものという性格をもっていると言える。一方このデクレでは、中間団体否認の理念は姿を現していない。株式会社は資本の集合体であり、利益追求という目的は同じであっても、人の集合体である商人や職人の社団=コルポラシオンとは性格を異にする。また特権という点からは、株式会社には特権をもつものもたないものがある。従って株式会社=コルポラシオン=特権的中间団体というシンプルな構図は成り立ちにくい。

1793年8月24日の国民公会で議決されたデクレは以下のとおりである。

第1条 割引銀行、生命保険会社の名で知られている社団、および一般的にその主要な資本が随意に譲渡可能な無記名株式あるいは流通手形あるいは台帳への登録に基づくあらゆる社団は廃止され、現在から来る1月1日までの期間に清算される。¹³¹

126 *Ibid.*, p.98.

127 *Ibid.*, p.193.

128 *Ibid.*, p.131.

129 *Archives parlementaires*, 1^{ère} série, tome72, p.701.

130 *Ibidem*.

131 *Ibidem*.

第2条 今後は、立法府の許可なしに、同様の社団あるいは会社を設立し、形成し、維持することはできない。¹³²

第3条 国民公会は割引銀行の状況を検査し、必要であればそれを封印し、その債務の弁済を監督するため市民カンボンとドゥロネー (Delaunay) (アンジェの) を任命する。¹³³

第5節 公教育の漸進的三段階を設立するデクレ (大学の廃止を規定)

大学は人的には、第一に教師、第二に学生、第三に教学を支える書記や執行吏などの大学の官職保有者を基礎として構成されている。¹³⁴ 組織的には、パリ大学を例に取れば、それは多くのコレージュ (collège) を含み、文理学部 (faculté des arts) を構成する四つのナシオン (nation) と神学部 (faculté de théologie)、法学部 (faculté de droit)、医学部 (faculté de médecine) の三つの上級の学部という七つの団体から成る教授と学生が入り混じった社団である。¹³⁵ コレージュは原則的には、慈善家によって多くは大学の所在地に設立され、貧しい学生たちを給費生として宿舍を提供し (後には有料の学生も受け入れた。)、そこでラテン語を主とする中等教育がおこなわれた施設であり法人格を有していた。後には修道会、中でもイエズス会との結びつきを強める。¹³⁶ ナシオンは、上級の三学部 (神学部、法学部、医学部) を除く、同郷ないし同国のリベラルアーツを学ぶすべての学生たちを統率する社団であり、伝統的にフランス、ノルマンディ、ピカルディ、ドイツの四つがある。この四つのナシオンが文理学部を構成し、上級の三学部は「明確な社団」を構成するが、文理学部は「明確な社団」としては存在しない。¹³⁷ また、パリ大学は、自律的に教育を組織し¹³⁸、その内部で選ばれた統治機構を持ち、自らの構成員に対して法を制定する権利と法の実施を保障するための裁判所を有していた。¹³⁹ 更に、ある種の大きな資産的能力も有していた。¹⁴⁰ 以上の点から、大学は「一個の財を持ち、十分に諸特権を付与され、自身の仕事を自身で管理する、研究上の便宜のために努力を結集する、教師と学生の大団体 (コルポレーション)」である。¹⁴¹ 大学は、この 1793 年 9 月 15 日のデクレ以前に、既に打撃を受けていた。1789 年 8 月 4、6、7、8、11 日=11 月 3 日の「封建制、領主裁判所、十分の一税、官職売買、特権、聖職碌取得金、複数の聖職碌を受けることなどの廃止に関するデクレ」¹⁴²による十分の一税などの多くのコレージュの財源の廃止、89 年 11 月 2 日=4 日の

132 *Ibidem*.

133 *Ibidem*.

134 Fr. Olivier-Martin, *L'organisation corporative en France*, pp.22-23.

135 *Ibid.*, pp.25, 28.

136 *Ibid.*, p.24.

137 *Ibid.*, pp.25-26.

138 *Ibid.*, p.23.

139 *Ibid.*, pp. 31-32.

140 *Ibid.*, p.33.

141 オリヴィエ・マルタン 堀浩訳『フランス法制史概説』917頁。

142 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome1, p33.

「教会財産を国の管理の下に置くデクレ」¹⁴³により聖職者の団体と共にコレージュの財産が国家の管理の下に置かれたこと（その執行は 93 年 3 月 8 日のデクレまで延期される。）により大学は打撃を受ける。また、1789 年 12 月 22 日の全国を 83 の県に分割しその職務を定める「第一次会と行政府の基本法に関するデクレ」（*Décret relatif à la constitution des assemblées primaires et des assemblées administratives*）¹⁴⁴の第 3 節「行政府の職務」の第 2 条第 3 号により「公教育、政治教育および道徳教育の監督」は県の行政機関の職務とされ¹⁴⁵、大学は県のディレクターの厳格な管理下に置かれ伝統的な自治を失う。¹⁴⁶ 更に、1790 年 7 月 12 日=8 月 24 日の「聖職者民事基本法および聖職者の俸給に関するデクレ」¹⁴⁷による聖職者の憲法などへの誓約義務、92 年 8 月 18 日の「在俗修道会の廃止とその構成員の俸給およびその資産の管理に関する一般デクレ」¹⁴⁸による教育に携わる在俗修道会の廃止などが大学を混乱に陥れていた。

こうしたコルポラシオンである大学を廃止して、新たな三段階の教育制度を創設すべきとするパリ県と郊外のディストリクトとコミューンおよび結集した民衆協会による請願が国民公会に提出され、それに基づき 1793 年 9 月 15 日に全共和国で全課程を備えたコレージュ、神学部、医学部、文理学部、法学部を廃止する規定を含む「公教育の漸進的三段階を設立するデクレ」（*Décret qui établit trois degrés progressifs d'instruction publique*）¹⁴⁹が議決される。

この請願は次のように述べる。人は知的能力に関して、自然によって平等につくられてはいない。能力をもった人間が教育によりその能力を開花させ、それによって産業を改善し芸術を盛んにするのは、国民延いては人類のためである。このような教育は、個人や家庭に委ねられるべきでなく、国民全体によって担われるべきである。自然が大きな長所を与えたかもしれない一人の子供が存在し、国民がその重要性を認識しその長所を利用しようとするなら、その子供がすべての能力を使えるようになるまで見守らなければならない。これが教育の基本原則である。¹⁵⁰ 私たちは共和主義的思いを募らせながら、立法者の賢明な法律を待っている。しかし、教育の組織化の遅れは避け難いであろう。その遅れは、共和国の緊急の必要とは相反する。従って、立法者のデクレが規定する完全な公教育に近づくために、立法者により教育を組織するデクレがつけられるまでの期間¹⁵¹を利用しようではないか。¹⁵²

143 *Ibid.*, p.54.

144 *Ibid.*, p.73.

145 *Ibid.*, p.77.

146 Fr. Olivier-Martin, *L'organisation corporative en France*, p.549.

147 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome1, p.242.

148 *Archives parlementaires*, 1^{ère} série, tome48, p.350.

149 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome6, p.170.

150 *Archives parlementaires*, 1^{ère} série, tome74, pp.233-234.

151 公教育の組織化に関しては、91 年憲法により無償の公教育の組織化を規定したのに始まり、95 年憲法の一環として作成された 1795 年 10 月 24 日の「公教育の組織に関するデクレ」（*Décret relatif à l'organisation de l'instruction publique*）によって一応の結論に達するまで、憲法制定国民議会、立法議会、国民公会で長期間に渡って多数の教育計画が提案・審議されてきた。

152 *Archives parlementaires*, 1^{ère} série, tome74, p.234.

パリのコレージュは、他のすべてのコレージュと同様に、幾世紀にも渡って積み重ねられた偏見の巢窟である。私たちは教育のメリットが、余りにも長い間特権をもっていたカーストの排他的専有物であることをもはや望まない。パリの10のコレージュは多過ぎ、少しも市民の利益になっておらず、それを6に減らすことを提案する。その経費は、廃止された学者の団体や文学団体の経費と合わせて約759,000リーヴルという額に達する。公教育の改善は、経費の削減と両立が可能なのである。¹⁵³

国民公会が公教育の最初の段階の組織化に専念している傍らで、私たちは国民公会の業績と完全に一致する上級の段階のための成果を用意した。私たちは、若い共和主義者が工芸の種々の職業に不可欠の知識を汲み取るジムナズ (*gymnase*)、彼らが科学や言語の基礎的な原理を学ぶアンスティテュー (*institut*)、および才能ある者がその才能の成長のためにあらゆる援助を受けることができるある種のリセ (*lycée*) の設立を求める。環境と場所によって必要とされる変更を除いて、この計画はあらゆる県に適用されるだろう。¹⁵⁴

この請願では、パリのコレージュを「幾世紀にもわたって積み上げられた偏見の巢窟である。」¹⁵⁵と非難しているが、大学自体は非難の対象とされてはいない。また、大学あるいはコレージュ＝コルポラシオン＝特権の中間団体というこれまでの否定の構図はまったく現れてこない。従って、当然中間団体否認の理念による大学などの廃止の基礎付けもない。この請願は、これまで見てきた廃止対象となる団体の問題点を挙げて、それを理由にその団体を廃止するこれまでの反結社法の構造とは異なり、新たな上級の三段階の教育制度の必要性を挙げてその創設を求めるものであり、コレージュや大学はその結果として廃止されるという構造をもっている。

一方この大学を廃止するデクレに先立って、1792年1月に首都の様々なセクションへの小学校 (*école primaire*) の設立と大学裁判所の廃止を求めるパリ県の請願が立法議会に提出され、これに関する報告が92年2月24日に公教育委員会によってなされる。その報告は以下のように述べている。「パリ大学における現在の教育体制を存続させその教学と教師を維持しつつ、ディレクターは、その多くの構成員が教育とは無縁であり、それが設ける大小の官職保有者のために、毎年報酬の支払いで72,000リーヴルを貪り食う裁判所という名で設立されたコルポラシオンをあなた方に告発する。」¹⁵⁶ 裁判を受ける者も管轄区域もないのに、裁判所に集まる教学の役に立たない者たちのために多くの費用が使われている一方で、慈善活動のみによって支えられてきた「小教区の学校は放棄と悲惨の中で沈滞している。」¹⁵⁷ しかし、教育の一般的システムの確立が優先する。パリには多くの学校があり、これらの学校や教師 (*maître*) たちを暫定的に維持することはより容易であるとす。¹⁵⁸ つまり、この報告は、大学の内部に存在する大学裁判所などのコルポラシオンを

153 *Ibidem*.

154 *Ibid.*, pp.234-253.

155 *Ibid.*, p.234.

156 *Ibid.*, 1^{ère} série, tome39, p.70.

157 *Ibidem*.

158 *Ibidem*.

廃止し、教育とは無縁のコルポラシオンの官職保有者によって浪費されている 72,000 リーヴルを、パリの各セクションの小学校の経費にあてるべきであるとする。一方強調はされていないにしても、大学という大きなコルポラシオンの中の大学裁判所の廃止理由として、コルポラシオンという用語を媒介にして、大学裁判所=コルポラシオン=特権的中間団体という構図が用いられている。

1792 年の大学を構成するコルポラシオンの一つである大学裁判所の廃止の請願に関する議会報告では、中間団体否認の理念が「コルポラシオン」という用語を媒介にして間接的に現れているが、93 年の大学という大きなコルポラシオン廃止のデクレの報告の中には、前述の通り中間団体否認の理念は登場しない。つまり、中間団体否認の理念は、アンシャン・レジームの特権的中間団体を対象として古い制度の解体のために用いられたものであり、アンシャン・レジームの制度の廃止というネガティブな視点ではなく、新たな制度の創設といういわばポジティブな視点からの立法では用いられていない。国家という点からこの 1793 年の誓願・デクレを見た場合でも、以上で述べたように、古い制度の廃止がまずあり国家がそれにとって代わるというネガティブな構造ではなく、まず国家が主体となる新しい教育制度の設立が提起され、その結果として不要となる古い制度を廃止するといういわばポジティブな構造が存在する。後述のように大学の「死亡証明」¹⁵⁹を手に入れることはできないが、いずれにしても、この誓願・デクレは国家が新たな中・高等教育機関を設立し、不要となる大学というコルポラシオンを駆逐し、その「地位」を奪おうとする中・高等教育の領域における国家の「増殖」＝公の事柄の国家による独占という方向を指し示すものであることは明らかである。

1793 年の請願のデクレ案は以下のとおりである。

第 1 条 国民公会が取組む小学校とは別に、共和国において教育の漸進的な三つの段階が創設される。それは、あらゆる種類の職人・労働者に欠くことのできない知識のための第一段階、その他の職業を志す人々に将来必要とされる知識のための第二段階、すべての人には理解できない困難な研究の教育目的のための第三段階である。¹⁶⁰

第 2 条 これらの学校の学業の対象は、本請願に付属の表に従い分類され教育される。¹⁶¹

第 3 条 実施の方法に関しては、これらの教育機関を来る 11 月 1 日に活動開始させるためにパリ県とパリ市は、国民公会の公教育委員会と協議することを許可される。従って、全課程を備えたコレージュと神学部、医学部、文理学部、法学部は廃止されることになる。

¹⁶²

これを受けて、国民公会は請願の審議に入る。一人の議員がこの請願者の要求をデクレに変えるとした上で、デクレ案が提案される。この提案は、より深い理解と厳正な検討が求められるので、「すべての提案の明日への延期を求める。」¹⁶³という意見が述べられる。

¹⁵⁹ Fr. Olivier-Martin, *L'organisation corporative en France*, p.550.

¹⁶⁰ *Archives parlementaires*, 1^{ère} série, tome74, p.233.

¹⁶¹ *Ibidem*.

¹⁶² *Ibidem*.

¹⁶³ *Ibid.*, p.238.

これに対して「あなた方皆の意図は、最も困窮した人民階級に恩恵を与えることができる教育制度を組織することである。」として、請願の計画はこの目的を満たすものであり提案の採択を求めるとの意見が述べられ、最終的にデクレ案は提案通りに 1793 年 9 月 15 日に議決される。¹⁶⁴ 議会審議でも教育制度に関する意見が出されただけで、大学などに対するコルポラシオンすなわち特権的中间団体への非難という中间団体否認の理念は見られない。

最終的に議決されたデクレの第 1 条と第 2 条は請願のデクレ案と同一であるが、第 3 条は異なる部分がある。訳文では相違を明確に示せないため、以下原文を用いて説明する。請願のデクレ案の第 3 条の「従って」以下の原文は次の通りである。En conséquence les collèges de plein exercice, et les facultés de théologie, de médecine, des arts, et de droit, seront supprimés. 請願のデクレ案の条文では seront supprimés=未来形となっている。一方、国民公会が票決に付した条文の原文は以下の通りである。En conséquence les collèges de plein exercice, et les facultés de théologie, de médecine, des arts, et de droit, sont supprimés sur toute la surface de la Republique. 議決されたデクレでは sont supprimés=現在形になっており、更に sur 以下のフレーズが付け加わっている。つまり、請願者によって提示されたデクレ案の条文では、コレージュと 4 学部の廃止は、新たな教育機関の活動開始の後にしか生じないはずであった。これに対して、票決に付され議決された条文では、コレージュと 4 学部は、それに代わるはずの新たな教育機関が組織される前に廃止されることになり、更に、その廃止がおこなわれるのは、「共和国の全領域において」であるとするフレーズが付け加えられていた。9 月 16 日の国民公会では、この時期尚早の廃止も含めて抗議がなされる。¹⁶⁵

議決の翌日 1793 年 9 月 16 日の国民公会では、前日のデクレに対して「無理やり承認させられた。このデクレは、新たな貴族をつくり出すものである。…この請願は教育の三段階を創設するが、民衆の教育、…要するに裕福でない階級が獲得しなければならない教育に関しては何も言っていない。このデクレに関する報告を求める。」¹⁶⁶ 前日の審議の終りには「議会に非常に少数の議員しかいなかった…、このデクレは、我々が他のすべての特権階級を破壊した時に、学者の特権階級をつくり出すことを目指すものである。」¹⁶⁷ 「パリ市に諸県に対する特権を与えてはならない。コレージュは廃止されてはならず、それはいかなる教育機関とも置き換えてはならない。最後の条項に関する報告と初めの二つの条項の維持を求める。」¹⁶⁸ 「最後の条項の維持と、他のすべての条項の削除を求める。それらの条項は、すべての市民に共通の教育を与える賢明なデクレに反するものである。…我々には新たな教師と新たな教科書、特に初等教育の教科書が必要である。私は最初の二つの条項に関する報告と、偏見が集積する場所であるアカデミーと 4 学部を廃止する条項の維

164 *Ibidem.*

165 *Ibid.*, p.235.

166 *Ibid.*, p.268.

167 *Ibid.*, pp.268-269.

168 *Ibid.*, p.269.

持を求める。」¹⁶⁹などの意見が述べられ、最終的にこのデクレの留保と討議の延期が決定される。結局「大学を廃止したのは、1793年9月15日の法律だけであり、更にその法律の執行は翌日留保された。しかし大学はこの最後の一撃で死ぬ。1795年2月25日（共和暦Ⅲ年ヴァントーズ7日）の法律は *École centrale* を組織しコレージュを廃止したが、大学に関しては語らなかった。従って私たちは、その死亡証明をもっていない。」¹⁷⁰

¹⁶⁹ *Ibidem.*

¹⁷⁰ Fr. Olivier-Martin, *L'organisation corporative en France*, p.550.

第5章 社団の解体—総裁政府から第一帝政へ

第1節 総裁政府から第一帝政へ

テルミドールのクーデターでロベスピエールを倒したテルミドール派 (Thermidoriens) と呼ばれる勢力は、平原派を中心とするテルミドール右派、テルミドール左派を形成する依然として態度を変えないかつての山岳派の左派、および93年憲法の実施を求めるパリの民衆の活動家・指導者という三つのグループによって構成される。¹ ロベスピエールを打倒した後、政治的には右派の主導の下に公安委員会の権限縮小、革命裁判所の改組などの革命政府の解体がおこなわれ、経済的にはいわゆる総最高価格法の廃止 (1794年12月) が象徴するように自由主義的経済体制への復帰がおこなわれる。こうした状況下で、1794年1月12日、アッシニア紙幣の用紙を製造する製紙工場の労働者のコアリシオンを禁じる「製紙マニファクチャーを徴用するデクレ」²が議決される。総最高価格法の廃止は物価の高騰を引き起こし、パリの民衆は1795年4月と5月に「パンと93年憲法」をスローガンとして蜂起するが徹底的に弾圧される。民衆運動の活動家は逮捕され、革命政府以来の多くの左派系議員は逮捕され処刑あるいは流刑となりその勢力は激減する。

1795年8月22日 (共和暦Ⅲ年フリクティドール5日) には1795年憲法が制定される。95年憲法は、その「人および市民の権利と義務の宣言」 (Déclaration des droits et des devoirs de l'homme et du citoyen) の「権利」 (Droits) の章において、「社会における人の権利は、自由、平等、安全、所有である。」 (第1条) とし、自由とは他者の権利を侵害しないことをなし得ることであり (第2条)、平等とは法の前での平等であり (第3条)、所有とは各自の財産、労働の成果などを使用収益し処分する権利である (第5条) とする。³ 更に、その表題からも分かるように、91年、93年憲法には見られなかった「義務」の規定が登場する。「義務」 (Devoirs) の章では、各人の義務として社会の防衛、社会への奉仕、法律に従った生活などが挙げられ (第3条)、「公然と法律に違反するものは、社会と戦争の状態にあることを表明している。」 (第6条) とする。⁴ また第8条では、「土地の耕作、すべての生産、労働のあらゆる手段、およびすべての社会秩序は、所有権の維持に基礎を置く。」⁵とされる。これは、暴力的ともいえる民衆の運動を抑え込み、絶対的な「所有権の維持に基礎を置く」経済活動の自由を原理とする社会の確立を謳うものであり、ここでは「平等」は法の前での平等としてしか示されていない。

議会制度に関しては、95年憲法は五百人会 (Conseil des cinq-cents) と元老会 (Conseil des anciens) の二院制をとる (第44条)。⁶ 五百人会の定数は500 (第73条)、元老会

1 柴田三千雄『フランス革命』210頁。

2 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome6, p.394.

3 *Ibid.*, tome8, p.223.

4 *Ibid.*, p.224.

5 *Ibidem.*

6 *Ibid.*, p.227.

の定数は250（第82条）とされる。⁷ 法律の提案権は五百人会にあり（第76条）⁸、元老会が五百人会の決議を承認あるいは否決し（第86条）⁹、両院は毎年三分の一が改選される（第53条）¹⁰。選挙制度は、再び制限選挙に戻り、91年憲法に比べて選挙権は資格制限が緩和されたが、被選挙権は逆に厳しくなった。つまり、選挙の裾野を広げて国民の統合を図る一方で、権力は少数の富裕者が掌握するということである。また政府は集団指導体制で、5人の総裁（directeur）によって構成され、総裁は五百人会がその候補者リストを作り、元老会がその中から決定し、毎年一人ずつ交替するというシステムであった。これらの点から明らかなように、95年憲法は革命独裁防止のための分権的体制を確立し、ブルジョワ的な共和政を以て革命を終結させることを目指すものであった。¹¹

一方で、95年憲法は「第X章 公教育」（Instruction publique）という章を設け、「共和国において、生徒が読み書き、および計算の初歩と道徳の基本を学ぶ小学校が設立される。共和国はこれらの学校に任じられた教員の住居費を支給する。」（第296条）¹²とし、更に「共和国の諸地域に、小学校の上級の学校が設立される。その数は、少なくとも二つの県につき一校とする。」（第297条）¹³として、国家の公教育の組織化に関して具体的に規定する。革命の当初から続いた公教育制度に関する論議に一応の結論が出て、それが実行に移されていくのがこの時期である。また、「第XI章 一般的規定」（Dispositions générales）では、「公の秩序に反するコルポラシオン（corporation）および結社（association）をつくることはできない。」（第360条）¹⁴とし、「いかなる市民の集合も民衆協会（société populaire）と自称することはできない。」（第361条）¹⁵とする。更に、「政治問題に取り組むいかなる特別の団体も、他の団体と連絡し、他の団体に加入し、他とは区別された会員と出席者で構成される公開の会議を開催し、加入と被選挙資格の条件を強要し、退会の権利を奪い、その団体の対外的な標章を身に着けさせることはできない。」（第362条）¹⁶として、公共圏の性格をもつ市民の自発的な結社でありしばしば民衆的運動を担ってきた民衆協会を憲法の規定で否定する。このような規定の存在は、民衆協会が民衆運動において大きな役割を果たしていたことを示すものと言える。

95年憲法が議決された翌日、左派への弾圧という状況の中で、民衆協会の解散を命ずる1795年8月23日の「クラブあるいは民衆協会の名で知られる集合体を解散するデクレ」¹⁷が議決される。総裁政府（Directoire）は不安定で、左右からの脅威を受けてその姿勢は大きく揺れ動く。まず1795年10月5日にパリで、ブルジョワ共和派優位の議会勢力の激変

7 *Ibid.*, p.228.

8 *Ibidem.*

9 *Ibid.*, p.229.

10 *Ibid.*, p.227.

11 柴田三千雄『フランス革命』214-215頁。

12 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome8, p.238.

13 *Ibidem.*

14 *Ibid.*, p.241

15 *Ibidem.*

16 *Ibidem.*

17 *Ibid.*, p.244.

を避けるため国民公会議員の三分の二が次の両院の議員として残るという法律に反対して、「ヴァンデミエールの蜂起」と呼ばれる王党派の蜂起が発生する。総裁政府はこれを鎮圧するが、これ以後王党派を弾圧しその政策は左寄りとなる。続いて1796年5月に私有財産の廃止を目指すバブーフ（Babeuf, Gracchus 本名 François-Noël）の陰謀事件が発生し、左からの脅威を受けた総裁政府は、今度は右寄りへと姿勢を転じる。1796年9月2日、コアリシオン禁止を全製紙労働者に拡大し、ル・シャブリエ法などのコアリシオンの禁止・罰則規定を確認しその執行による取締を謳う「製紙業取締のための規則を含む総裁政府のアレテ」¹⁸が制定される。公的扶助に関しては、1794年7月には施療院・救貧院などの慈善事業施設の国有化がおこなわれていたが、これらの施設によって担われていた扶助を国家がすべて担うことは不可能であった。総裁政府は、1796年10月7日の「民間養護施設の財産の自由な使用を保護し、それらの施設が管理される方法を決定する法律」¹⁹により民間の施療院や救貧院などへ財産を返還し、今までとはまったく逆の政策をとる。以後この方向が維持され、慈善活動を担ってきた修道会の復活へとつながっていく。1797年7月25日には民衆協会などの復活を危惧して、「政治的問題に係わる特別の団体を臨時に禁止する法律」²⁰が議決される。更に1797年9月4日、95年憲法下の初めての選挙で改選された五百人会の三分の一の議員の大多数が王党派で占められると、総裁政府は軍隊を使ってクーデターをおこない、反革命陰謀が企まれているとして王党派議員を逮捕しその当選を無効とする（フリュクティドール18日のクーデター）。従来、こうしたクーデターの主力となるのはパリ市民の民兵組織である国民衛兵であったが、ここで初めて政治の過程に民衆運動に代わるものとして軍部という勢力が登場してくることになる。²¹ また、1798年4月の選挙で総裁政府に批判的な共和派が当選者の多数を占めると、98年5月11日、総裁政府は共和派議員の当選を無効とする法律を強行採決する（フロリアル22日のクーデター）。

一方対外的には、1798年末から99年3月にかけて第二次対仏大同盟が結成され、戦争が再開されるがフランス軍は全戦線で敗北を重ねる。しかし、総裁政府はこうした危機的状況に有効に対処することができず、強いリーダーシップが求められることになる。そこに登場するのがナポレオン（Napoléon Bonaparte）である。ナポレオンは、1795年10月の「ヴァンデミエールの蜂起」鎮圧の際の活躍で一躍有名になり、96年にはイタリア遠征軍の司令官として頭角を現し、インドへの通商路遮断によりイギリスに打撃を与えようとした98年5月のエジプト遠征軍の司令官となった。しかしナポレオンは、国内の混乱を見て1799年10月に単独で帰国し、総裁の一人であるシェイエス（Sieyès, Emmanuel Joseph）と結んで99年11月9日の「ブリュメール18日のクーデター」で軍事行動により総裁政府を倒し、執政政府（Consulat）を樹立し第一執政となる。これは文民政府と軍部の力関係

18 *Ibid.*, tome9, p.165.

19 *Ibid.*, p.195. この法律については第6章第2節で修道会の「復活」関係のデクレ・法律と一括して考察する。

20 *Ibid.*, tome10, p.3.

21 柴田三千雄『フランス革命』223頁。

の逆転を示すものである。²² このクーデターをもってフランス革命は終わる。1799年12月15日の「共和暦Ⅷ年フリメールの共和国執政の布告」(Proclamation des Consuls de la République du 24 frimaire anⅧ)は「市民諸君、革命はそれが着手した諸原則に固定された。革命は終了したのである。」²³と宣言する。

クーデターにより樹立された執政政府は、ブルジョワジーや国有財産を取得した農民にとっては、革命の「成果」を確実に享受するための政治的安定をナポレオンの軍事力を背景に実現するものであった。この政府は1799年から1804年の第一帝政の成立まで続くが、このような政治的、社会的構造は帝政期に入っても変わらない。1799年12月13日(共和暦Ⅷ年フリメール22日)には1799年憲法が制定されるが、それ以前の憲法とは異なり人権宣言の前置も体系的な人権保障の規定もない。「この憲法は、まさに統治に関する基本法であるといえる。」²⁴ 政治参加の権利に関しては、「コミューン名簿(7条)、県名簿(8条)、国家名簿(9条)に記載されるのは、コミューン、県、国家の公務を運営するのに最も相応しいそれぞれ10%の人々であるとされている。その中からコミューン、県および国家の公務に携わる公務員(政治家・役人)が選ばれる方式が採られている。」²⁵が、憲法の規定としては財産による制限は一切ない。これは一見平等な選挙権が保障されているようにも見えるが、実質的には財産をもつ少数者による支配という意図をもつ巧妙な制度であると言える。立法府に関しては元老院(Sénat conservateur)、立法議会(Corps législatif)、護民院(Tribunat)によって構成され、特異な立法手続きが規定される。行政権は三人の執政(consul)が掌握するが、第一執政のナポレオンが強力な権限をもっていた。

対外的には、ナポレオンは、1801年にオーストリアとリュネヴィル条約を、1802年にはイギリスとアミアン条約を結び平和を回復する。国内的には、亡命者の帰国促進・恩赦などをおこない、革命期の国有財産の売却を追認する。カトリック教会との関係に関しては、ナポレオンは国内のカトリック勢力と王党派の結びつきを警戒し、クーデター後の1799年12月28日の「信仰の実践に関するアレテ」²⁶によってカトリック教会への抑圧策を緩め、1801年教皇との間でコンコルダ(concordat 政教条約)を締結する。1802年4月7日の「信仰の組織に関する法律」²⁷は、カトリックが大多数のフランス人の宗教であることを認め、没収教会財産の不返還や政府が聖職者を任命して教皇が叙任することを規定する。コンコルダは修道会については触れていないが、1804年6月22日の「若干の宗教的集団および宗教的結社の解散を命ずるデクレ」²⁸により修道会は全面禁止から許可制となる。許可されたのは、ほとんどが慈善活動などをおこなう公権力にとって有用・無害な修道会であった。商工業に関しては、テルミドール派により総最高価格法が廃止され自由主義的経済

22 同書 235-236 頁。

23 中村義孝編訳『フランス憲法史集成』95 頁。

24 同書 86 頁。

25 同所。

26 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome12, p.50. この法律と以下の二つの法律については第6章第2節で他の修道会の「復活」に関連するデクレ・法律と一括して考察する。

27 *Ibid.*, tome13, p.89.

28 *Ibid.*, tome14, p.29.

への復帰がなされるが混乱が続き、執政政府は経済統制策をとる。1801年の食糧危機を契機として、警視総監の監督の下でパリにおける食糧の安定的供給＝治安維持のために、1801年10月11日「パリにおけるパン製造・販売業に関する執政のアレテ」²⁹と1802年9月30日「パリにおける肉屋の職業の実施への規制に関するアレテ」³⁰によりパン屋と肉屋のコルポラシオンが「復活」する。一方地方からの要望もあり、1802年12月24日「若干の都市における商業会議所の設立に関するアレテ」³¹によって、商業会議所がリヨンなどの主要な都市で「復活」する。1803年4月12日「マニユファクチャー、製造所、および手工業に関する法律」³²により、マニユファクチャー・製造所・手工業諮問会議所が設立される。しかし、これらの職業的社团は、公権力の監督・規制の下で行政への補完的役割を果たすものであった。

行政組織の面では、第一執政が任命する県知事を設け、強力な中央集権体制をつくり上げる。また、直接税の徴収機構を効率的なものとし、フランス銀行を設立し銀行券の発行を独占させる。こうした政策により利益を受けたブルジョワジーや富裕な農民層がいわゆる「名望家」層を形成し、新たな支配層となっていく。³³ ナポレオンは、1802年のレジオン・ドヌール勲章の創設、4年の貴族制度の復活などにより権威主義的階層秩序の形成を推し進める。ナポレオン独裁の条件はこのようにして整えられる。そして、元老院の議決により1802年8月にはナポレオンは終身執政となり、3年の王党派によるナポレオン暗殺事件を契機として、4年5月18日の元老院決議により皇帝に即位し、同年11月に行われた国民投票が皇帝への即位を承認し、第一帝政（Premier Empire）が始まる。このような状況下において、1803年4月12日にはすべての労働者のコアリシオン禁止を強化する「マニユファクチャー、製造所および作業場に関する法律」³⁴が制定される。1804年には「フランス人の民法典」（Code civil des Français）が制定され、法の下での平等、私的所有の不可侵、信仰の自由などの革命の成果を法律として定着させ、1810年には労働者のコアリシオン禁止の一層の強化と政府の許可のない20人以上の結社の設立禁止を規定する刑法典（Code pénal）が制定される。

ナポレオンによる第一帝政は戦争の連続であったが、以下経過を簡単に述べる。帝政成立前の1803年イギリスはアミアン条約を破棄し、1805年にはイギリス、ロシア、オーストリアが第三次対仏大同盟を結成する。ナポレオンはイギリス侵攻を企てるが、トラファルガル沖の海戦でイギリス艦隊に敗れ挫折する。一方、大陸ではナポレオンは、1805年12月アウステルリッツの戦いでオーストリア・ロシア連合軍を破り、オーストリアは領土を割譲しイタリア・ドイツから撤退する。1806年にはナポリ王国を占領し、更にオランダ王

29 *Ibid.*, tome13, p.16. このアレテと以下の三つのアレテ・法律については、第6章第1節で一括して考察する。

30 *Ibid.*, p.296.

31 *Ibid.*, p.351.

32 *Ibid.*, tome14, p.64.

33 佐々木真『図説 フランスの歴史』（河出書房新社 2011年）109頁。以下 佐々木真『図説 フランスの歴史』と表記

34 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome14.p.64.

国を設立して兄弟を王位に就け、7月にはライン連邦を設立する。10月にはプロイセンをイエナ・アウエルシュタットの戦いで破り、1807年フリーランドの会戦でロシア・プロイセン連合軍を破りティルジットの和約を結び、プロイセン領ポーランドをライン連邦に加える。これにより大陸での覇権は確立されたが、まだイギリスが立ちはだかっていた。1806年11月にナポレオンは、ベルリン勅令によりイギリスの封鎖を命ずる。これは大陸諸国に対するイギリス製品の輸入禁止により、イギリス経済の混乱とフランス産業の育成を図るものであった。しかし、脆弱なフランス産業はイギリスに代わって市場を確保できず、密貿易を完全に取り締まることもできず失敗に終わる。大陸封鎖は、イギリスへの穀物輸出国であるプロイセン、ロシアの反発を招く。また、各国でフランスの支配に反抗するナショナリズムが台頭し、スペインでは1808年ナポレオンの兄が王位につくと、ゲリラ戦が展開されフランス軍は撤退を余儀なくされる。1810年ナポレオンは、オーストリアの皇女マリー・ルイーズ (Marie-Louise) と結婚しオーストリアとの関係を安定させ、イギリスとの貿易を続けるロシアへの遠征をおこなうが大損害を被る。これを契機に大陸各地で反ナポレオンの動きが起こり、1813年ライプチヒの戦い (諸国民戦役) でナポレオンは、オーストリア・プロイセン・ロシアなどの連合軍に敗れ、1814年ナポレオンは退位し第一帝政は終りを告げる。³⁵

第2節 1791年～1797年の民衆協会に関するデクレ・法律などおよび1810年の刑法典

本節では、「パリ県とパリ市の請願」に基づく、民衆協会などの請願・貼り紙による告知などの制限を規定する1791年5月の「市民がコミューンの招集を要求することができる場合を定める請願権に関するデクレ」³⁶、91年9月の公的機関の活動を妨げる請願などの活動の禁止と罰則を規定する「民衆協会に関するデクレ」³⁷の二つのデクレ、民衆協会などの解散を規定する95年8月の「クラブあるいは民衆協会の名で知られている集合体を解散するデクレ」³⁸、憲法サークルの設立を民衆協会の復活として禁止する97年7月の「政治的問題に係わる特別な団体を臨時に禁止する法律」³⁹、更にすべての結社を禁止・規制・監視の対象とする1810年の刑法典第291条・第292条を一つの動きとし考察していく。つまり、1791年から97年にかけてテルミドールのクーデターを挟んで、民衆協会などの政治性をもった同一の性格の社団を対象にそれを禁止・規制する四つの法律がつくられており、そこでは禁止・規制を基礎付ける理念が中間団体否認の理念から公序の維持へと変化する過程をはっきりと見ることができ、こうした動きが結社全般への禁止・規制・監視をおこ

35 佐々木真『図説 フランスの歴史』111-112頁。

36 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome2, p.365.

37 *Ibid.*, tome3, p.457.

38 *Ibid.*, tome8, p.244.

39 *Ibid.*, tome10, p.3.

なう 1810 年の刑法典に至って完成するからである。まず革命の産物であるクラブ・民衆協会について概観した後、民衆協会などに関する前述の一連のデクレ・法律と 1810 年の刑法典を考察する。

また、それに加えて、パリのコミューンの行政上の下部機関を構成するセクションについても触れていく。セクションは、その総会が市民の政治的問題に関する論議の場となり、請願などの活動を活発におこなうようになる。憲法制定国民議会と国民公会はこうしたセクションの活動を抑制しようとして、前述の 1791 年 5 月の「市民がコミューンの招集を要求することができる場合を定める請願権に関するデクレ」⁴⁰、更に、結果としてセクションによる民衆協会＝クラブの設立を「促す」ことになる 93 年 9 月の「パリのセクションの総会を週に二回に制限し、日雇い労働者に出席の権利を与えるデクレ」⁴¹を議決する。セクションはパリの行政機構の一部ではあるが、その総会は市民が政治的問題を論議する場となり、総会の開催が制限された後は、多くのセクションは民衆協会を設立して総会に代えて論議の場としていく。従って、本節では、セクションが民衆協会と同じく自由な討議の場としての機能を持ち民衆運動を担っていたという点から、この二つのデクレについても併せて考察していくこととする。

1 クラブ・民衆協会およびセクションについて

(1) クラブ・民衆協会について

これまで述べてきたコルポラシオンなどのアンシャン・レジームの特権的中間団体とは異なり、クラブ (club) というアソシアシオン (association 非営利結社) はアンシャン・レジームの産物ではない。もちろん、アンシャン・レジーム下でもサロン (salon) というアソシアシオンが存在し、そこでメンバーは対等な教養人として一定の自由な論議がおこなわれていたが、サロンは貴族やブルジョワジーの人間関係に限定されたアソシアシオンであった。

革命の過程で、革命を推進する立場に立つ新しいアソシアシオンであるクラブがフランス全土で生まれてくる。フランス革命において最も有名なクラブはジャコバン・クラブ (Club des Jacobins) である。三部会招集時にブルターニュ選出の第三身分の代表が中心となつてつくられたブルトン・クラブ (Club breton) がその始まりと言われている。ここでは、多くの議員により議会の議題となる問題をめぐって論議と意思の統一がおこなわれ、他の地方の代表たちも次第にこれに加わるようになる。1789 年 10 月のベルサイユ行進により、王がベルサイユからパリへと連れ戻され、憲法制定国民議会もパリへと移る。それに伴いブルトン・クラブもパリのジャコバン修道院に本拠を移し、ブルターニュ地方以外の代表たちも多く参加し「憲法友の会」(Société des amis de la Constitution) に名称を変更する。その当時の主なメンバーはミラボー (Mirabeau, Honoré Gabriel Riqueti, comte de)、バルナーヴ (Barnave, Antoine) などの穏健な立憲王政派であった。これが 1791 年

40 *Ibid.*, tome2, p.365.

41 *Ibid.*, tome6, p.153.

夏に分裂し、多数派である穏健派がフィヤン修道院に移ってフィヤン派 (Feuillants) を形成し「フィヤン・クラブ」(Club des Feuillants) を名乗る。残留した少数派はジャコバン・クラブの再建に努めるが、その後も分裂し急進化していく。このジャコバン・クラブは入会金、年会費は、それぞれ 12 リーヴル、24 リーヴルと高額 (当時の労働者の平均日給は 2 リーヴル) で民衆が払えるような金額ではなく、加盟者は能動市民である富裕なブルジョワジーがほとんどであった。⁴² ここでは、議会の議題に関する事前の論議がおこなわれたが、現代の政党のような綱領や党議拘束は存在しなかった。

このようなクラブの他に、革命の過程で活動家たちが議会や市当局への働きかけ、市民の啓蒙・組織化のために地方的にクラブを組織するが、そこには議員は含まれておらずジャコバン・クラブとは性格を異にする。⁴³ これがいわゆる民衆協会 (société populaire) であり、入会金・会費を納め規約を守ることを条件に誰でもが自由に加入でき、「新時代の諸原理」に対する啓蒙・啓発活動をおこなうと同時に、政治的な問題一般に対しても自由に議論をおこなうことができる場であった。⁴⁴ 1790 年 2 月から 92 年 7 月にかけて、パリでは 26 の民衆協会の設立が数えられた。⁴⁵ 代表的なものとしては 1790 年に設立されたコルドリエ・クラブ (Club des Cordeliers 正式名称: 人および市民の権利の友の会 Société des Amis des droits de l'homme et du citoyen) があるが、その入会金は 1 リーヴル 4 スー、会費は月 2 スーとジャコバン・クラブよりはるかに低額であり、富裕なブルジョワジーだけではなく職人や小商人も加入するようになる。⁴⁶ ここでは、「富裕な教育のあるブルジョワジー」、「特に法律家、ジャーナリスト、芸術家、商人等」が主導的な役割を果たし⁴⁷、ダントン (Danton, George Jacques) やマラー (Marat, Jean-Paul) などもそのメンバーであった。「コルドリエ・クラブは真理の友の会 (les Amis de la Vérité) のような理論家たちでもなければ、憲法友の会 (les Amis de la Constitution) のような大ブルジョワジーの代議士たちでもなかった。それは、『行動と闘争の』集団を形成していた。1790 年の 4 月以降、コルドリエ・クラブは貴族との戦いを宣言し、『種々の権力の濫用と人権に対するあらゆる侵害を世論の法廷に告発すること』を目標としていた。」⁴⁸ コルドリエ・クラブは、「反革命陰謀の摘発、行政機関に対する監視と批判、議会に対する請願闘争の先頭に立って活動している。」⁴⁹

このような目的をもった議会に対する請願や代表の派遣などの民衆的運動は、どのような質をもったものとして在ったのか。1789 年 8 月 26 日、「人および市民の権利の宣言」の

42 柴田三千雄『フランス革命』124 頁。

43 同書 125 頁。

44 井上すゞ「ジャコバン独裁の政治構造 (1)」国家学会雑誌 1969 年 82 巻 3・4 号 175 頁。以下井上すゞ「ジャコバン独裁の政治構造 (1)」と表記。

45 Isabelle Bourdin, *Les sociétés populaires à Paris pendant la Révolution*, Société du Recueil Sirey, 1937, pp.418-420. (巻末の一覧表) 以下 Isabelle Bourdin, *Les sociétés populaires à Paris* と表記。

46 福井憲彦編『アソシアシオンで読み解くフランス史』85 頁。

47 井上すゞ「ジャコバン独裁の政治構造 (1)」181 頁。

48 Isabelle Bourdin *Les sociétés populaires à Paris*, p.175.

49 井上すゞ「ジャコバン独裁の政治構造 (1)」181 頁。

第3条は「あらゆる主権の原理は本質的に国民に存する。」⁵⁰とする。「主権は人民に存する。すなわち、民衆の活動家のすべての行動はこの原理から生じる。ここでは彼らにとってその原理は、一つの抽象的観念ではなく、セクションの総会に結集し、自らのすべての権利を行使する民衆の具体的現実に関する問題なのである。」⁵¹ 民衆の側にとっては、請願などの運動は主権者である人民が議会にその意志を伝え、その実現を図ろうとするものである。その過程において、主権者である人民の声を組織する媒介者としてクラブ＝民衆協会や後述のセクションが姿を現すことになる。そして、これらの組織を媒介とする民衆と議会の関係の在り様が革命のダイナミズムをつくりだしていくことになる。民衆運動と議会の関係は、平和裏に議会に請願をおこなったり、代表団を派遣して意見を述べたりすることから、テュイルリー宮への攻撃・占拠や山岳派独裁に至る過程での武装した民衆が議会に圧力をかけジロンド派議員を逮捕させるという蜂起まで、革命の状況の推移を反映して様々な形をとって現れることになる。

これは、民衆の側からは主権者である人民の意志を使用人 (*commissaire*) である代議士に示し、その実現を図るという直接民主政的な運動と位置づけられる。ルソーはイギリスの人民が自由なのは選挙の時だけであるとして代議政を批判し、「主権は本質上、一般意志の中に存する。しかも、一般意志は決して代表されるものではない。一般意志はそれ自体であるか、それとも別のものであるかであって、決してそこに中間はない。人民の代議士は、だから一般意志の代表者ではないし、代表者たりえない。彼らは人民の使用人 (*commissaire*) でしかない。」⁵²としている。ソブールは、「1793年9月22日テュイルリー・セクションのある市民は、国民公会の代議士は、『代表者ではなく人民の受託者 (*mandataire*) と呼ばれなければならない。』と述べている。」⁵³としている。これは、こうした民衆運動が、代議士は命令的委任 (*mandat impératif*) を受けた者に過ぎず、委任者である人民の意志の実現のために存在するというルソー的な考えを基礎としておこなわれていたことを示していると言える。一方議会は、1791年の時点では個人の権利としての請願の権利は認める一方で、集団による請願を禁止しようとする。これは、直接的には、民衆協会などにより組織される激しい請願攻勢を封じ込めようとする意図をもったものである。しかしその背景には、91年憲法第Ⅲ編の第2条「すべての権力は国民にのみ由来するが、国民は代表によってしか主権を行使できない。／フランス憲法は代表制である、代表者は立法府および国王である。」⁵⁴という考え方に基づく、1791年9月29日の「民衆協会に関するデクレ」の議会報告でル・シャプリエにより表明された、「議決と権力はもはや憲法がそれを置いたここ (議会：訳注) にしか存在しない。」⁵⁵「代表者によって表される

50 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome3, p.240.

51 Albert Soboul, *Les sans-culottes parisiens en l'an II*, p.505.

52 ルソー 桑原武夫 前川貞次郎訳『社会契約論』133頁。

53 Albert Soboul, *Les sans-culottes parisiens en l'an II*, p517.

54 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome3, p.242.

55 *Archives parlementaires*, 1^{ère} série, tome31, p.617.

人民の意志によって構成される権力以外の権力は存在しない」⁵⁶ という代議制民主政の考えが存在していると言える。

つまり、以上で述べてきた民衆運動と議会の関係は、革命の局面によってその現れ方は異なるが、本質的には主権の在り様をめぐる「争い」がその基底に存在すると言える。そして、民衆協会やセクションを媒介として組織される、蜂起をその究極の形態とする主権の直接的行使としての直接民主政的な民衆運動と、代議制民主政に基づき人民の意志を代表する議員による立法によって間接的に主権を行使する議会との間の「対立」あるいは「結合」が革命を動かしていくことになる。93年憲法は直接民主政的傾向を強めるが、内外情勢の緊迫を理由に施行が延期され、山岳派独裁が始まり、革命政府は民衆運動をコントロール下に置くために、その活動を抑制しようとする。テルミドールのクーデター後には、民衆協会は「反革命」と激しく非難され、その存在自体を否定されることになる。

一方、地方で自発的に結成されたクラブは、パリのジャコバン・クラブに加盟しようとし、それによりジャコバン・クラブの支部的な役割を果たし、旧来の組織の崩壊という中でネットワークを形成して、山岳派独裁を支える垂直的な結合への傾向を示す。同時に、南部を中心に1793年6月と9月の二回に渡り地方クラブの呼びかけで、地方クラブの民衆代表者会議（6月の会議は南仏で発生した反乱への対抗のため、9月の会議は公安委員会に対する恐怖政治の要求のために開催される。）がヴァランスで自発的に開催され、能動的な運動が展開されるという水平的な結合の傾向をも示す。⁵⁷ 革命政府やジャコバン・クラブは中央のコントロール下にないこうした水平的運動を危険な傾向として警戒し、派遣議員制度の創設により中央から派遣された議員が全権を掌握し、地方の民衆協会の水平的結合の傾向は消滅する。⁵⁸

このようなクラブ・民衆協会は、会費を払い規約を守れば市民が参加し自由に意見を述べることができる個人の自発的なアソシアシオンであり、革命が生み出した「公共圏」とも言える性格をもつものであった。フランス革命は、ル・シャプリエ法をはじめとする反結社法によって中間団体を排除しようとしたが、皮肉なことに一方では民衆協会などの革命を推進するアソシアシオンという新しいタイプの中間団体を生み出したのである。

（2）セクションについて

次に「社団の解体」という本章の主題からは若干外れるが、パリのコミューンの下部の行政機構であり、その総会が市民の政治問題に関する討議の場となり、活発に請願などの活動をおこなっていたセクション（section）について簡単に触れておきたい。1790年5月21日＝6月27日「パリ市の組織に関するデクレ」（Décret relatif à l'organisation de municipalité de Paris）⁵⁹によってパリにコミューン（commune）が組織され、従来のデ

56 *Ibidem.*

57 福井憲彦編『アソシアシオンで読み解くフランス史』82-83頁。

58 同書 83-84頁。

59 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome1, p.179.

イスリクト (district) に代えて 48 のセクションが設けられる (第 I 章 第 6 条)。⁶⁰ セクションは第一にコミューンの行政上の下部機関を構成する (第 I 章 第 7 条)。⁶¹ 第二には選挙区としての機能をもつ。各セクションは能動市民により直接選出されるコミューンの市長 (maire)、総代 (procureur)、補佐 (substitut)、市吏員 (officiers municipaux)、名士 (notables) の選出母体となる。⁶² 更に 48 のセクションは、各セクションの能動市民よりなる第一次会 (assemblée primaire) を構成し、ここから選挙人 (électeur) が選出され選挙人会 (assemblée électorale) が構成され、立法府の議員などの選出に関与する (第 I 章 第 8 条)。⁶³ 選挙終了後は、能動市民は集まった状態に止まることも再び集まることもできないとされる (第 I 章 第 19 条)。⁶⁴ しかし、「事実上は、受動市民も会場に現れ、一般的な政治問題を討議する集会となり、この集会を拠点に、議会や市政への請願活動が活発に行われた。」⁶⁵ セクションは、その総会で政治的問題が取り上げられ、市民の討議機関として政治化していくことになる。そして、対外的危機の深刻化を受けて 1793 年 7 月から始まっていたセクション総会の常時開催が、93 年 9 月 9 日のデクレにより週二回夜 5 時から 10 時までには制限されると、セクションは民衆協会＝クラブを設立して総会に代わる討議の場として規制に抵抗し、民衆運動を中心的に担っていくことになる。

2 市民がコミューンの招集を要求することができる場合を定める請願権に関するデクレおよび民衆協会に関するデクレ

(1) 民衆協会の請願の制限などを求めるパリ県とパリ市の請願に関する議会報告

革命期の請願には三つの種類があるとされる。第一に小麦の流通などの生活上の問題に関する個人から出される請願、第二に議会の政策に対して賛辞を贈る請願、第三にある措置・法律を決定・議決させるために世論の圧力にものを言わせて議会に圧力をかける請願である。⁶⁶ ここで特に問題となったのが三番目の請願であり、民衆協会などの激しい請願活動にさらされたパリ県知事のラ・ロシュフーコー (La Rochefoucauld, François, duc de) とパリ市長のバイイ (Bailly, Jean Sylvain) は、1791 年 4 月 26 日に民衆協会などの請願の制限などを求める「パリ県とパリ市の請願」(pétition de département et municipalité de Paris)⁶⁷を憲法制定国民議会に提出する。請願では、「挑発により暴力へと駆り立てる大胆な人々を阻止することを目的とする」内容を含む刑法典の作成、「請願の権利に関する法律」の作成、貼り紙などによる告知の方法の憲法的機関への留保の三点が求められる。⁶⁸

60 *Ibidem.*

61 *Ibidem.*

62 井上すゞ「ジャコバン独裁の政治構造 (1)」189 頁。

63 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome1, p.179.

64 *Ibid.*, p.180.

65 高村学人『アソシアシオンへの自由』40 頁。

66 Jean-Jacques Clère, *Le droit de pétition aux chambres de 1798 à nos jours, 1791, la première Constitution française : actes du colloque de Dijon, 26 et 27 septembre 1991*, Economica, 1993, pp.311-312.

67 *Archives parlementaires*, 1^{ère} série, tome25, p.352.

68 *Ibidem.*

この請願は憲法委員会に付託され、1791年5月9日にはル・シャプリエにより憲法委員会の名の下に議会報告がおこなわれ、この請願を受けての18条からなる委員会のデクレ案が示される。その主な内容は以下の通りである。「請願の権利は個々の能動市民に属する個人的権利であり委任することはできない。」(第2条)⁶⁹ 集団名での請願を禁じ、請願に署名した者しか請願者とは認めない(第4条)。⁷⁰ 「コミューンの集会は、コミューンの固有の利益に係わる純粋に市の行政に関する目的のためにしか、命じられ、招集され、許可され得ない。コミューンとセクションの他の目的に関するすべての招集と審議は無効であり反憲法的である。」(第8条)。⁷¹ 公共の場所における貼り紙・ラッパや太鼓による告知は人民の委任を受けた権力しかおこなうことはできない(第16条)。⁷² 更に、第16条の違反に対する100リーヴルの罰金と、貼り紙あるいは公示が違法行為、法律を破壊する暴力行為、および憲法的機関への攻撃の扇動を含む場合は、貼り紙・告知をおこなった者、それを印刷した者、およびその起草者は連帯して訴追される(第17条)⁷³という極めて厳しい罰則を規定している。ル・シャプリエは、このようなデクレ案の提案理由を報告の中で次のように説明する。

まず請願の権利についてである。ル・シャプリエは「請願の権利は、立法府と王と行政官に対して、公序と行政に関する立法の対象についての要求を提出するすべての能動市民の権利である。」⁷⁴と述べる。つまり請願の権利は、苦情が侵害された自己の利益に関する訴えの権利であるのに対して、個人の利益とは関わりなく公の事柄に関する要求を提出する政治的な権利であり、従って能動市民の権利となる。また「請願の権利は、人民が自身では行使できない権力しか委任できないというこの不可侵の原則に従い、それ故市民が行使することができ、行使しなければならない一つの権利である。」⁷⁵ 「従って、いかなる社団も、いかなる行政も、いかなる団体も請願という委任できない権利を行使できず、請願は集団名でおこなわれるという形をとることはできず、その誓願に署名する人々しか請願者としてみなされてはならないということが生じる。」⁷⁶

続いて貼紙などによる告知の方法についてである。「貼り紙、ラッパと太鼓の音での告知は、行政に関する法律を知らしめる迅速で効果的な方法である。これらの法律や行為が、団体あるいは個人の演説と混同されないことが重要である。従って、貼り紙、ラッパと太鼓の音での告知は、権限を委任された権力に留保されなければならない。」⁷⁷ 貼り紙の権利は、「金銭的犠牲を払うことができる状態にある団体とセクションに役立つ。ここに危険がある。それは、演説と決定により権力者の態度をとる人々の集まりである団体が、法律と

69 *Ibid.*, p.681.

70 *Ibidem.*

71 *Ibid.*, pp.681-682.

72 *Ibid.*, p.682.

73 *Ibidem.*

74 *Ibid.*, p.678.

75 *Ibidem.*

76 *Ibid.*, p.679.

77 *Ibid.*, p.681.

行政の行為の傍らに自らの議決を置きそれを批判することで、すべての人民により委任された権力と対抗することである。」⁷⁸

以上の点に加えて、ル・シャプリエは、民衆協会の請願などの活動の禁止を中間団体否認の理念により基礎づけて次のように述べる。民衆協会が集団の名で請願をおこなうと、「民衆協会はすぐに、あらゆる精神、あらゆる情熱、あらゆる専制によって損なわれたコルポラシオンになるであろう。あらゆる専制は常にコルポラシオンを伴っていたし、市民の権利と国家の権利しか存在しない自由な政府とは調和しないのである。」「革命によって創出された民衆協会は、自由と共に生まれ、極めて有用である。民衆協会は、公共精神を維持し、増大させ、啓蒙の前進を容易なものにする。しかし民衆協会が討議や決定や意見書や請願によってコルポラシオンのように振舞うことを目指すなら、それが有する利点をすべて失うことだろう。」⁷⁹ として、政治的存在としての民衆協会をアンシャン・レジームの特権的中間団体であるコルポラシオンとして否定する。以上、憲法委員会の名の下にル・シャプリエがおこなった議会報告の主要な論点について述べてきたが、引き続き審議の中でロベスピエールを初めとする議員がこれに激しく反対することになる。

(2) 議会審議と市民がコミューンの招集を要求することができる場合を定める請願権に関するデクレ

ル・シャプリエの「パリ県・パリ市の請願」に関する報告の後、議会は委員会のデクレ案の審議に入る。審議は1791年5月9日と10日の二日間に渡っておこなわれ、10日に第1条から第9条が一部修正のうえ採択され、18日に第10条から第15条の六つの条文（条文の作成を除いて10日にその趣旨が決定されていたもの）が示され、1791年5月18日（10日）＝22日の「市民がコミューンの招集を要求することができる場合を定める請願権に関するデクレ」（*Décret relatif au droit de pétition, et qui fixe les cas où les citoyens pourront requérir la convocation de la commune*）⁸⁰が議決される。

審議の中では種々の意見が述べられるが、議会報告の問題点として主に論議の対象となったのは、第一に請願の権利を個々の能動市民の権利とすること、第二に集団としての請願を禁じること、第三に公的機関以外の貼り紙やラッパ・太鼓による告知を禁止することの三点である。多くの議員がこれらの点について発言しているが、第一、第二の問題に関してはロベスピエールが問題の性格を明確に示す発言をおこなっており（ロベスピエールは第三の問題に関しては発言を留保している。）、その発言を中心にその他の主だった意見も取り上げて議会審議を見ていく。

ロベスピエールは第一の点に関して、「請願の権利は、社会に在る人々の不可侵の権利である。その権利は、その意向を述べ、必需品を援助できる人々に市民に必要なものを求め

78 *Ibidem.*

79 *Ibid.*, p.679.

80 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome2, p.365.

るすべての市民に属する権利以外のものではない。」⁸¹ 専制君主でさえこの権利に敢えて異議を唱えなかった。「この議論の余地のない原則に従えば、この点に関して能動市民と非能動市民をどのように区別することができるのか。」⁸²として、能動市民とそれ以外の市民を区別することを激しく非難する。更に、請願の権利は助けを必要とする市民の最も貧しい階級にとって、より一層必要なものであるとする。⁸³ 第二の点に関しては、「一人の個人としての個人の集まりは請願の権利をもっている。この権利は政治権力の横領ではまったくない。」⁸⁴ 従って、何らかの資格・名称を人の集まりに禁止すること、意見を述べる権利を個人の集まりに禁止することは不可能である。⁸⁵ 「団体が請願の権利をもつには、その団体が適法な存在を有することで十分である。」というのは、その存在が法律に認められたものであれば、その団体は共通の意見を公にし、理性的な人間の集まりとして行動する権利をもっているからである。⁸⁶ 更に、民衆協会などのこれまでの活動を評価し、「これらの団体が作りだした巨大な利点がどのようなものであるかを、私はよく分かっている。しかしそれらの団体がなした悪、それを私はどこにも見いださない。」⁸⁷とする。

アベ・グレゴワール (Abbé Grégoire, Henri) からは、能動市民か否かを問わず、市民がその権利を侵される度に、市民は当局の介入を求める権利をもっていると考えられる。「苦情は自然権ではないのか。市民は、貧しいが故に、公的機関の保護を願う権利をもたないのか。」⁸⁸とした上で、「結局、人民が文書により苦情を述べ、平穏に苦情を提出する権利をもつようになる時、人民がこの方法により苦情の原因が正されるという希望をもつようになる時、人民は過激さに身を任せなくなるからである。」⁸⁹との意見が述べられる。また貼り紙の権利については、その権利は確かに濫用されることがある。貼り紙の自由を不都合があるという理由で禁じることは、大きな利益の傍らの若干の不都合を恐れて市民から自由な意見表明の権利を奪うことである。⁹⁰ この権利を濫用する者は罰せられるべきであるが、それを奪う者、「それはいわゆる思想の審問官になろうとすることである。」⁹¹とする。

これらの意見に対して、ブリオワ・ボーメッツ (Briois-Beaumetz) は委員会案を擁護して次のように述べる。「市民が苦情という方法をとるのは、市民がその人格あるいは財産において損害を被った時である。／反対に、請願の権利は、政策すなわち公的で一般的な対象に関する個人的な意向を論じる者によって定義される。」⁹² 「この権利は人民の主権の一部であり、譲渡できない一部であり、…個々の主権者の手中に常に止まり主権者が常に直

81 *Archives parlementaires*, 1^{ère} série, tome25, P.684.

82 *Ibidem*.

83 *Ibid.*, p.685.

84 *Ibidem*.

85 *Ibidem*.

86 *Ibidem*.

87 *Ibidem*.

88 *Ibid.*, p.687.

89 *Ibid.*, pp.687-688.

90 *Ibid.*, p.688.

91 *Ibidem*.

92 *Ibid.*, p.689.

接行使することができる主権の一部である。」⁹³ またモロー (Moreau) も、「請願の権利は一つの政治的権利である。その権利は社会の一部を構成し、その負担に耐え、国民と憲法がすべての都市の権利と第一次会において投票する権利を付与し、国民衛兵のように公序の維持を割り当てられた人々によってしか行使されてはならない。」⁹⁴としてロベスピエールに反論する。

これらの意見に対して、ロベスピエールは次のように反論する。「請願の権利は、それが誰であろうと一人の人に与えられた、その要求を述べ、その人にとって個人的利益あるいは一般的利益によりふさわしいと思われることを要求する権利以外の何ものでもないことは明らかである。そこには政治的権利は全く存在しないが、すべての思考する存在の権利であることは明らかである。というのは、請願を付託することで、その要求と個人的要望を述べることで、いかなる権力的な行為もおこなわれなければならないからである。」⁹⁵として、デクレ案の第1条に、能動市民とそれ以外の市民の区別なく請願の権利を明記することを要求する。

一方、貼り紙の問題に関して、バルナーヴ (Barnave, Antoine) は次のように述べる。貼り紙の問題に関しては、二つのことを区別すべきである。「一つは、法律により確立された権力を源とする行為に独占的に留保されなければならない法的性格である。もう一つは、既にあなた方によって採択されたこれらの考えの表明の自由である。」⁹⁶ 貼り紙に関しては、「各市町村において、公的機関の行為に関する貼り紙に独占的に充てられることになる特別の場所が留保されねばならない」ことが認められる。⁹⁷ 最後に「これらの行為の標題」の問題である。「憲法的機関でないいかなる団体も、公の官吏ではなく市民という資格のいかなる個人も、アレテとしての行為、議決としての行為、あるいは強制であるかのように見える他のあらゆる形式の下で、行為を告知し掲示することはできないと私は思う。」⁹⁸

このような議会審議を経て、請願の権利の保持者が「能動市民」から「すべての個人」に修正される。公共の場所における貼り紙・ラッパや太鼓による告知は公権力しかおこなえないという条文が、告知のために公権力に留保される場所の指定および集団名での貼り紙の禁止に修正される。貼り紙あるいは告知が、違法行為・憲法的機関への攻撃の扇動などを含む場合は、貼り紙・告知をおこなった者、印刷者およびその起草者は連帯して訴追されるという条文が削除される。そして、その他若干の修正がおこなわれ議決される。

議決されたデクレの主な内容は以下の通りである。

第1条 請願の権利はすべての個人に属し、委任され得ない。従って、その権利は、選挙人団も、司法団体も、行政団体も、市政府によっても、コミューンのセクションあるいは市民の団体によっても、集団の名の下に行使され得ない。すべての請願者は、その請願

93 *Ibidem.*

94 *Ibid.*, p.690.

95 *Ibid.*, p.691.

96 *Ibid.*, p.699.

97 *Ibidem.*

98 *Ibidem.*

に署名する。請願者が署名をすることができない、あるいはする能力がない場合は、名指しでそのことが記載される。⁹⁹

第 2 条 コミューンの集会は、コミュニティの固有の利益に係わる純粋に市の行政に関する目的のためにしか、命じられ、招集され、許可され得ない。コミュニティとセクションの他の目的に関するすべての招集と審議は無効であり反憲法的である。¹⁰⁰

ここで、このデクレの第 2 条のもつ意味を明らかにするために、パリにおいて民衆協会とともに活発に請願などの活動をおこなっていたセクションについて触れておきたい。前述のように、パリのセクションはパリ市の末端の行政組織であり、選挙区としての機能ももっていた。1790年5月21日=6月27日の「パリ市の組織に関するデクレ」¹⁰¹の第 I 章第 19 条は、「選挙後、市政府によって命じられた招集なしに、能動市民は集合した状態に止まることも、コミュニティの集団として新たに集合することもできない。」¹⁰²としていたが、実際にはセクションは選挙終了後も受動市民も含めて一般的な政治問題を論議する場となり、そこを拠点に請願活動などが活発におこなわれていた。更に、第 IV 章 第 1 条は、8 セクションの要請があった場合は、市政府により 48 セクションの総会が招集され、50 人の能動市民の要請があったときはセクションの委員会の議長はそのセクションを招集するとし、第 2 条は、「48 セクションの総会がおこなわれる時、総会を主宰することができない、またその欠席が総会を延期させることのない、1 名の市政府のメンバーと名士がそれぞれのセクション総会に出席できる。」¹⁰³としている。これらの規定はセクション総会の主要な目的を選挙のための第一次会として位置づけ、その開催に一定の制限を課すという点で、セクションの活動を抑制しようとするものと言える。しかしながら、セクションの総会で審議することができる議題を制限する規定はこのデクレにはない。セクションは、法律をかいくぐるのにこのことを最大限に利用し¹⁰⁴、その総会はセクションの市民が政治的問題を討議する場としての機能をもつようになり政治化していくことになる。このようなセクション総会の状況に対して、「市民がコミュニティの招集を要求することができる場合を定める請願権に関するデクレ」の第 2 条は、セクション総会などの招集をコミュニティの利益に係わる市行政に関する目的に限定し、それ以外の目的での招集・審議はすべて無効・反憲法的であるとして禁止し、セクションの政治的活動を抑制しようとするものである。

一方このデクレの第 1 条は、市民の団体=民衆協会、コミュニティのセクションを挙げて集団名での請願を禁止し、その政治的活動を抑え込もうとする。もちろん、第 1 条では、選挙人団、司法団体、行政団体、市政府もその対象として挙げられているが、このデクレがつけられる原因となった「パリ県とパリ市の請願」は民衆協会などの激しい請願攻勢を抑え込もうとするものであり、第 1 条の主要な対象は民衆協会などの民衆運動を担う団体

99 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome2, p.365.

100 *Ibid.*, pp.365-366.

101 *Ibid.*, tome1, p.179.

102 *Ibid.*, p.180.

103 *Ibid.*, p.186.

104 Albert Soboul, *Dictionnaire historique de la Révolution française*, p.815.

であると言える。そうした民衆運動を担う団体の一つとしてセクションもその対象とされている。このことは、一方がアソシアシオンであり他方がパリの末端の行政機関であるという違いはあるものの、セクションと民衆協会は市民の政治問題の討議の場となり政治的活動を展開していたという点で同質性をもっていたことを示している。

第3条から第10条は、コミューンとセクションの招集に関する事項・異議の申し立てなどに関して規定されている。¹⁰⁵

第11条 都市と各市町村においては、市町村の官吏により、もっぱら公の機関の法律と行為の用途に充てられる場所が指定される。いかなる市民も前述の場所で個人的な貼り紙を貼ることはできない。違反者には100リーヴルの罰金が科せられる。その刑は警察により宣告される。¹⁰⁶

第12条は、市町村の諸機関の声による法律の告知の方法が規定されている。¹⁰⁷

第13条 いかなる市民もいかなる市民の集合も、アレテの標題でも他のすべての義務的あるいは命令的な形式でも、何ものも掲示することはできない。¹⁰⁸

第14条 いかなる貼り紙も、集団の名で掲出することはできない。貼り紙に協力するすべての人はそれに署名することを義務付けられる。¹⁰⁹

第15条 前二条に関する違反は軽減することができない100リーヴルの罰金によって罰せられる。その刑は警察により宣告される。¹¹⁰

更にこのデクレから二ヶ月後、1791年7月19日=22日の「市町村の軽罪警察の組織に関するデクレ」(Décret relatif à l'organisation d'une police municipale et correctionnelle)¹¹¹の第1章「市町村の警察¹¹²」、「公序の維持に関する諸規定」の第14条は、「団体あるいはクラブを設立しようとする者は、市町村の書記にその所在地と集会の日を事前に届け出ることを義務付けられる。」とし、違反に対しては200リーヴル(累犯には500リーヴル)という高額の罰金を団体・クラブの議長、書記、役員に科している。¹¹³これは1791年5月のデクレを受けて、民衆協会などの所在・活動状況などを把握することで「管理」の強化を図ろうとするものと言える。

次に、公序の維持と中間団体否認の理念という二つの視点から91年5月のデクレについて考察する。第一に公序の維持へとつながる国家の「増殖」という視点からの考察である。ル・シャプリエがおこなった91年5月のデクレに関する議会報告では、集団による請願が禁止されると同時に、公共の場所での貼り紙が規制され、ラッパ・太鼓により注意を喚起

105 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome2, p.366.

106 *Ibidem*.

107 *Ibidem*.

108 *Ibidem*.

109 *Ibidem*.

110 *Ibidem*.

111 *Ibid.*, tome 3, pp.114.

112 市町村の警察 (police municipale) の業務は、市町村における安全、公共の安寧、秩序維持の領域だけでなく、衛生管理、市場の監督、災害の予防など市民の日常生活に関する行政がおこなうような業務の領域にも及んでいた。(Albert Soboul, *Dictionnaire historique de la Révolution française*, p.848.)

113 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome3, p.116.

しての告知は公的機関のみがおこなうことができるとされる。これは、民衆協会などの市民の集団から請願などの直接公権力に働きかける直接民主主義的な政治活動の手段を奪い取ると同時に、貼り紙の規制やラッパ・太鼓による告知の禁止という民衆への働きかけの有力な手段を民衆協会から奪い取ることによって、二重の意味で民衆協会を啓蒙・啓発のみをおこなう存在に封じ込めようとするものである。それは、民衆運動を抑え込み公序の維持のために、政治的領域における公の事柄を国家が独占することであり、あらゆる領域における中間団体の排除と裏表の関係にある国家の「増殖」と軌を一にした動きと言える。しかしこうした規制は、請願の権利は個人的利益と無関係の公の事柄に関する要求・意見を提出する能動市民がもつ政治的な権利であると同時に、個人的権利であり委任できない、あるいは公権力による法律などの告知が、個人や集団の主張と混同されないように貼り紙の掲出場所の制限、太鼓などによる告知は公権力にのみ認められるという形で、権利・行為の性格それ自体といういわば理論的な側面から基礎づけられている。また、それに対する反論もやはり、請願の権利は市民がその意向を述べ援助を求めるすべての市民の権利であり、その権利をもつ個人により構成される集団もまた請願の権利をもつという形で権利の性格自体=理論的な側面からなされている。

一方、このような規制の主張には公序の維持という意図が含意されてはいるが、それは表面には現れてはいない。それでは、公序 (*ordre public*) とは何なのか。一般的には、それは、ある国における社会の安全・安定、および私人間の関係の徳性を維持するための制度と規範の総体であるとされる。法的な視点から見れば、「公序の概念は、…既存の社会秩序 (*ordre social*) を防衛することを目的とする強制あるいは禁止の法的規定の総体を意味する。」¹¹⁴ では、「法的規定の総体」が防衛の対象とする「社会秩序」とは何なのか。それは、法的には、「ある国民の心的傾向および国家の政治体制との一致について考慮された立法の総体を意味する。」¹¹⁵ 例えば結婚の問題である。結婚が社会を構成する最も重要な要素の一つであることはあらゆる人が認めており、結婚した者には精神的なメリット、配偶者の資格、および実際のメリットが与えられる。この立法の状態は習俗に適合していると思われる。¹¹⁶ しかし、それがすべてではない。1791年憲法は「第II編 王国の区分および市民の身分について」の第7条において、「法律は結婚を民事契約としかみなさない。」¹¹⁷とする。立法議会は、結婚を秘蹟とするカトリックの教義を排して結婚を民事契約とする憲法の考え方にに基づき、1792年9月20日=25日の「離婚の事由、方法および効力を決定するデクレ」(*Décret qui détermine les causes, le mode et les effets du divorce*)¹¹⁸の「第I節 離婚の事由」の第1条は「結婚は離婚により解消される。」とし、第2条は「離婚は配偶者相互の同意により生じる。」¹¹⁹とする。ナポレオンの民法典も、離婚の

114 Marcel Courtier, *De la notion de l'ordre public dans le code*, thèse de doctorat-Université de Paris, 1904, p.49. 以下 Marcel Courtier, *De la notion de l'ordre public* と表記。

115 *Ibid.*, p.50.

116 *Ibid.*, pp.50-51

117 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome3, p.242.

118 *Ibid.*, tome4. p.476.

119 *Ibid.*, p.477.

条件に制限を加えるものの離婚を容認する。しかし、1816年5月8日復古王政下の過激王党派が多数を占める議会で離婚は廃止される。こうした点から言えることは、法律は政治体制の強い影響を被っているということである。「従って公序は、二つの事柄を反映する。一方は習俗であり、もう一方は政治である。」¹²⁰ 「残念ながら、この習俗と政治という二つの不可欠の要素は極めて変わりやすい。」¹²¹ 特に革命期においては、支配的な政治勢力が激しく入れ替わり、習俗や政治も激しく変化する。しかし、顕在化するか否かの違いはあるが、公序の維持という要素はすべての法の中に存在すると言ってよい。以上で述べてきたように、公序の維持と言われる時、それは程度の差はあれ権力の座にある政治勢力が価値を置く政治的、経済的、社会的秩序の実現・維持という「政治性」を必然的に帯びることになる。その点から、国家による公の事柄の独占は、まず請願、貼り紙などにより直接公権力の活動を批判し、それに介入しようとする「公共圏」的性格をもつ民衆協会の政治的活動の領域へと向かうことになる。

またこのデクレは、貼り紙などによる告知の規定違反に対してはかなり重い罰則を設けているが、集団としての請願禁止の違反に対する罰則はない。ロベスピエールを初めとする反論により規制は若干緩和されるが、集団としての請願禁止、公的機関の貼り紙の場所の指定、集団名での貼り紙禁止などの規制がおこなわれることになる。

第二に中間団体否認の理念という視点からの考察である。このデクレの議会報告で、ル・シャプリエは民衆協会が討議・決定・請願をおこなうと「コルポラシオンになるであろう。」としている。つまりル・シャプリエは、公共精神を増大させ啓蒙を進めることが民衆協会の本来的な役割であり、アンシャン・レジームの産物であるコルポラシオンとは異なるものとの認識をもっていた。しかし、実際に民衆協会は請願などの活動を活発におこなっており、ル・シャプリエは政治的存在としての民衆協会をコルポラシオンとして否定することになる。ルソーの中間団体否認論に従えば、民衆協会は国家と個々の市民の間に介在し、一定の集団の「中間的利益」に基づく主張により、国家に働きかける「中間団体」そのものである。しかし、そのことを以て直接民衆協会を否定するのではなく、コルポラシオンが職業的利益(=中間的利益)実現のために国家に働きかけるという機能を取り出して、その一点で革命が生み出した「公共圏」的な性格をもつアソシアシオンである民衆協会を、アンシャン・レジームの特権的中间団体であるコルポラシオンとして否定する。¹²² このことは、立法者が「公共圏」的な性格をもち、革命に「極めて有用」なアソシアシオンである民衆協会をそれ自体として否定する論理をこの時点ではもたなかったことを示すと同時に、立法者の中間団体否認の理念が対象としようとしたものが、アンシャン・レジームの特権的中间団体としての「コルポラシオン」であることも示していると言える。

(3) 民衆協会に関するデクレ

120 Marcel Courtier, *De la notion de l'ordre public*, p.51.

121 *Ibidem*.

122 高村学人『アソシアシオンへの自由』46頁。

「そのデクレ（1791年5月の「市民がコミューンの招集を要求することができる場合を定める請願権に関するデクレ」のこと。：訳注）は求められた効果とは全く反対の効果を生んだ。請願の季節を終わりにするどころではなく、それまで憲法と左派の新聞において反対運動について平穏に話し合っていた政治的サークルの統一戦線を生じさせ」¹²³、民衆協会などの抗議活動を活発化させる。コルドリエ・クラブがシャン・ド・マルスでおこなった国王の廃位などを求める大衆的な請願運動に対して国民衛兵が発砲して死者が出た1791年7月17日の「シャン・ド・マルスの虐殺」を経て、91年9月3日の91年憲法制定の直後、9月29日・30日＝10月9日の憲法的機関の活動を妨げる請願・代表の派遣などの活動をおこなう者への罰則を規定する「民衆協会に関するデクレ」（*Décret sur les sociétés populaires*）¹²⁴が議決される。

1791年9月29日のこのデクレ案の議会報告でル・シャプリエは、民衆協会という集団の名の下での請願、代表の派遣等々による憲法により創出された諸機関への介入を禁止する理由を以下のように述べる。「革命が終わった時、帝国の憲法が決定された時、憲法があらゆる公権力を任命しあらゆる権威をもたらした時、その時この憲法の安泰のために、すべては最も完全な秩序に復帰しなければならない。何ものも組織された権力の行為を妨げてはならない。議決と権力はもはや憲法がそれを置いたここ（議会：訳注）にしか存在しない。…」¹²⁵ 従って、「代表者によって表される人民の意志によって構成される権力以外の権力は存在せず、人民によって委任された権限以外の権限は存在せず、公の職務を帯びた受託者（代議士：訳注）の行為以外の行為は存在しない。／憲法が、帝国の隅から隅まで、あらゆるコルポラシオンを消滅させること、憲法がもはや社会体と個人しか認めないこと、それはこの原則を純粋なままで保つためである。」¹²⁶

これに対してロベスピエールは、次のように述べる。憲法はフランス人に、非武装の市民の平穏な集合、思想の自由な伝達、法律に反しない行為をなし得る権利を保障している。これらの原則により、適法な諸団体間の連絡・提携のどこに「反憲法的な何かが存在するのだろうか。」と述べ¹²⁷、「革命は終わったということが本当であると言うためには、憲法が揺るぎないものであることが必要である。」¹²⁸「生まれたばかりの憲法が、まだ内外に敵をもっているのを見る時」¹²⁹、「私は革命が終わったとは思わない。」¹³⁰「しかし、未だに不確かな建造物を支えるすべての支柱を取り除く奇妙な熱意はどこから来るのか。」¹³¹と民衆協会を擁護して、ル・シャプリエの議会報告に反論する。

123 Raymonde Monnier, *L'espace public démocratique : essai sur l'opinion à Paris de la Révolution au Directoire*, Édition Kimé, 1994, p.42.

124 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome 3, p.457.

125 *Archives parlementaires*, 1^{ère} série, tome31, p.617.

126 *Ibidem*.

127 *Ibid.*, p.620.

128 *Ibidem*.

129 *Ibidem*.

130 *Ibidem*.

131 *Ibidem*.

しかしこのデクレ案は、前文の一語が修正されただけ¹³²で委員会案の通りに採択される。その第 1 条は、クラブ・団体などが適法な機関の行為の実施に障害をもたらした場合、主導的役割を果たした者は 2 年間市民の名簿から抹消され、この期間公の職務につくことはできないとし、第 2 条は、集団の名による請願・代表の派遣など団体・クラブが政治的存在として姿を現す場合、それに主導的役割を果たした者は 6 ヶ月間の市民の名簿からの抹消、公職の停職およびこの期間いかなる地位にも選ばれる資格がないことを規定する。¹³³ 第 3 条は、能動市民の名簿に登録されていない団体の構成員と外国人への罰金を規定し、第 4 条は、このデクレと憲法委員会報告の印刷を決定している。¹³⁴

1791 年 5 月のデクレの報告・議会審議では、請願の権利それ自体の性格といういわば理論的ともいえる視点から主として論議がなされているのに対して、91 年 9 月のデクレの報告・議会審議の過程では、91 年憲法の制定を受けて主に憲法的秩序＝公序の維持という視点から報告・論議がおこなわれており、その意味で 91 年 5 月のデクレでは伏在していた公序すなわち 91 年憲法による秩序の維持という政治的要素が前面に浮かび出ていると言える。1791 年 9 月のデクレは、ル・シャプリエを初めとする憲法制定国民議会の多数派にとっては、「革命の終了」を意味する 91 年憲法（1791 年 9 月 3 日）により創出された公序を守るために、公的機関に請願・代表団の派遣などにより介入し公序を攪乱する民衆協会などに対して、公権力の行使への介入を阻止しその活動を公共精神や啓蒙の前進などの啓発活動に封じ込めようとするものである。またこのデクレは、クラブ・団体などが適法な機関の行為に請願などの活動により障害をもたらした場合、行為者に対する罰則を規定している。その意味では、1791 年 9 月のデクレは 91 年 5 月のデクレを罰則により、より効果的なものにしようとするものでもあると言える。この点も含めて言えば、1791 年 9 月のデクレは罰則によって「公共圏」的性格をもつ民衆協会を非政治的存在に封じ込め、政治的領域から民衆協会を駆逐して国家がそれを独占することにより、公序すなわち 91 年憲法による秩序の維持を図るという政治的な要素を顕在化させたものと言える。それと同時にこの議会報告では、「憲法がもはや社会体と個人しか認めない」¹³⁵という形で 91 年憲法を根拠として中間団体否認の理念が示され、その具体的表現としてコルポラシオンの消滅が謳われる。民衆協会は請願などによる公的機関の活動への介入をおこなうことによりコルポラシオンとなり、コルポラシオンとしての民衆協会の存在は許されないとする。このデクレにおいては、公序の維持と中間団体の否認という二つの理念により政治的存在としての民衆協会の存在が否定される。つまり、1791 年 9 月のデクレは、中間団体否認の理念から公序の維持への中間団体政策の基礎をなす理念の変化という点から見れば、その過程の中間段階をなすものであると言える。

132 原文：Assemblée nationale, considérant que nulle société, club, association de citoyens ne peuvent avoir, sous aucune forme, une existence politique, ni exercer aucune influence ni inspection sur les actes des pouvoirs constitués et des autorités légales：下線部 influence（影響）が action（作用）に変更されただけである。

133 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome3, pp.457-458.

134 *Ibid.*, p.458.

135 *Archives parlementaires*, 1^{ère} série, tome31, p.617.

(4) 1791年5月・9月のデクレとル・シャプリエ法との関係について

1791年5月と9月のデクレの考察という点からは若干外れるが、本項では高村が『アソシアシオンへの自由』において、この二つのデクレと関連付けてル・シャプリエ法の性格規定をおこなっていることに若干触れておきたい。高村は、「ル・シャプリエ法が直接対象とした職を媒介としたアソシアシオンであっても、それは市民の結合でもあり、そのアソシアシオンは職人利害擁護のために親方と対立しただけでなく、国事へと関心を向け、民衆協会などの政治結社と同様に、議会・行政を監視し、公権力に対して批判的な圏を形成する側面を有していた。」¹³⁶とし、この点から民衆協会の活動を制限しようとする二つのデクレとル・シャプリエ法を一括りにして、「ソシアビリテを分解し、『公共の事柄』を国家が独占することによって批判的な空間を封じ込める」ことを目的とする『『公共圏』、『ソシアビリテ』の編成の法』とする。¹³⁷ここでは、「職を媒介としたアソシアシオン」が具体的にどのような組織を指すのかは示されていない。しかし、職を媒介としたアソシアシオンであり職人の利害擁護のための親方との対立を挙げていること、および「18世紀は『職人蜂起の世紀』とも言われるが、当時の労働争議のほとんどに職人組合の影を認めることができる」と言われている。¹³⁸ことなどから、それは具体的にはコンパニオナージュ（職人組合）を指すと考えられる。コンパニオナージュは労働組合的機能をもちアンシャン・レジーム下の社会で『『対抗社会』 contre-société を形成していた。』¹³⁹しかしコンパニオナージュは、同時に起源伝説から生じる秘儀宗教性、職人の熟練度による位階制と秘儀宗教性が結び付いた封建的因習性、コンパニオナージュ間の激しい抗争が示す偏狭性等々¹⁴⁰、非常に強い因習性と排他性という構造的な問題を持ち、仲間職人間の水平的結合と因習に基づく垂直的な家父長的關係という二つの矛盾する構造を内包していた。対等な個人の自由な結合体であり、各人が自由に意見を述べることができる「公共圏」的性格をもつ民衆協会と、仲間職人の水平的関係を含みつつも強い封建的因習性や排他性に支配されているコンパニオナージュは、その構成原理において大きく異なっている。従って、「公権力に対して批判的な圏を形成する側面を有していた。」という共通点を民衆協会とコンパニオナージュの間に認めることは可能であろうが、両者をその一点で「公共圏」的性格をもつものとして一括りにして取り扱うことには疑問がある。

ル・シャプリエ法は個別の事象を対象とする個別の立法であり、その一義的な目的は営業の自由の確立にある。そのためにコルポラシオンなどの親方、職人の集合を禁止し、営業の自由の理念に加えて中間団体否認の理念、更には国家の役割を重視する理念により職業の領域における人的集合を否定したものである。従って、この高村のル・シャプリエ法に関する性格規定は、ル・シャプリエ法が主要な禁止の対象とするコルポラシオンへの言

136 高村学人『アソシアシオンへの自由』47頁。

137 同所。

138 谷川稔『フランス社会運動史』19頁。

139 同書22頁。

140 同書25-34頁。

及がないことが示すように、営業の自由というル・シャプリエ法の方の核心的要素を捨象して、性格規定をおこなっている点で問題があると言わざるを得ない。

ル・シャプリエ法の性格規定は、政治的・社会的状況を踏まえて、営業の自由・中間団体の禁止・国家の重視という三つの理念とその働き、更にはその連関という視点からなされるべきである。ル・シャプリエ法は、コアリション禁止法と中間団体禁止法という反結社法の二つの系統の「母法」的な役割を果たしており、コルポラシオンを営業の自由の理念に加えて中間団体否認の理念・国家の役割を重視する理念によっても否定することで、社会のあらゆる領域において中間団体を排除し国家の「増殖」を推し進めることを可能にするものである。民衆協会の活動制限のデクレは、こうした「運動」の政治的領域における現れであると言える。この意味で、ル・シャプリエ法を、国家が「公共の事柄」を独占することによる『公共圏』、『ソシアビリテ』の編成の法」というファクターをもつものと言うことができる。しかし、それはル・シャプリエ法が対象とした「職を媒介とするアソシエーション」が民衆協会と同様に「公共圏」的な性格をもつからではなく、ル・シャプリエ法が社会の諸領域における中間団体の排除→国家の「増殖」→国家による公の事柄の独占という「運動」の方向を確立するものだからである。

3 パリのセクションの総会を週二回に制限し日雇い労働者に出席の権利を与えるデクレ

セクションは、パリのコミューンの下部機関を構成する行政組織であるが、前述のように、その総会は市民たちの政治的問題に関する自由な討議の場となっており、そこを拠点に活発に請願活動などがおこなわれるようになっていた。こうしたセクションの政治的活動を抑え込もうとする動きは、前述のセクション総会などの議題の制限だけではなく、セクション総会の開催制限となって現れることになる。1793年にはパリの民衆運動はピークを迎え、93年7月25日には対外的危機が深刻化する中でセクション総会の常時開催が始まる。¹⁴¹しかし、1793年9月5日にダントンは国民公会に、「パリのセクションは、特に日曜日と木曜日に招集される。総会に参加した貧しいが故に補償金を求めようとするすべての市民は、総会ごとに40スーの補償金を受ける。」¹⁴²という提案をおこない承認される。これを受けて1793年9月9日公安委員会名でバレール (Barère de Vieuzac) により「パリのセクションの総会を週二回に制限し、日雇い労働者に出席の権利を与えるデクレ」(Décret qui restreint les séances des sections de Paris à deux par semaine, et accorde un droit d'assistance aux journaliers)¹⁴³が国民公会に提案され議決される。バレールの提案では、開催時刻が7時から10時とされていたが、「一週間に2回しか総会がないなら、総会は5時に始められ、問題がそれを可能にする時に終了しなければならないと考える。」

141 松浦義弘『フランス革命とパリの民衆 「世論」から「革命政府」を問い直す』(山川出版 2015年) 92頁。以下 松浦義弘『フランス革命とパリの民衆』と表記。

142 *Archives parlementaires*, 1^{ère} série, tome73, p.415.

143 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome6, p.153.

144という意見が出される。これに対して、「日の出から仕事を始める良き市民は、夜には休まなければならない。」との発言があり、総会の開催時間は5時から10時となる。¹⁴⁵ このデクレの第1条は「今後は、パリのセクションにおいては日曜と木曜の2回の総会のみがおこなわれる。」¹⁴⁶とし、第2条は、「日雇い仕事以外に生活の術をもたない市民は、総会ごとに40スーの補償金を要求することができる。その補償金は、5時に始まり10時に終わる総会に出席する者にのみ支払われる。」¹⁴⁷とする。貧しい市民に総会出席のため仕事ができなかったことへの補償金として40スーを支給することは、かなりのセクションで反対された。「補償金」という考え方は、セクションの活動家たちが政治活動に参加する際に抱いていた「誇り」に明らかに反していたからである。¹⁴⁸ 以上のような制限の理由は、「勤労している民衆は、昼間の仕事に疲れて、夜の会合には毎晩出られない。だからこのセクションの総会はもっと富裕なブルジョワ市民の場になっている。これは反革命になる可能性があるというわけ」である。¹⁴⁹ しかし、実際には、この常時開催の廃止は、「民衆運動をコントロールし、形成されつつあるジャコバン独裁の枠内に抑え込もうとする革命政府の発展に組み込まれることになる。」¹⁵⁰ このデクレは、対象が民衆協会のようなアソシアションではなく、パリのコミューンの末端の行政機関という点では、民衆協会の活動制限のデクレとは性格を異にする。従って、中間団体否認の理念は姿を現さない。しかし、セクションの総会も民衆協会も、市民たちの政治的問題に関する自由な討議がおこなわれる場となり民衆運動を担っていたという共通点をもっており、このデクレは民衆協会の活動制限のデクレと同様に、国家による政治的領域における公の事柄の独占あるいは支配という意図をもつものであると言える。この意味で、セクション総会の開催制限のデクレは、民衆協会の活動制限のデクレと同質性をもっていると同時に、以下で述べるようにセクションによる民衆協会の設立を「促す」ことになる。

セクション総会の常時開催はこのデクレにより終わるが、これに対して多くのセクションが抗議し、パリの48のセクションの中で結局26のセクションがクラブ＝民衆協会を設立して¹⁵¹、総会の開催制限に対抗する。「メゾン・コミューヌ・セクション (*section de Maison commune*) の委員たちは、このセクションの名において、週に二回しか集まることを許さない法律の厳格さに抗議する。委員たちは、このデクレを自由の破壊であるとみなす。委員たちは、クラブに結集することを宣言する。」¹⁵² つまり、デクレが規定する二日間には夜の10時まで総会がもたれ、それを過ぎると総会はクラブ＝民衆協会の集会に切り替わる。それ以外の日には、セクションはクラブの集会として集まることになる。このことは、民

144 *Archives parlementaires*, 1^{ère} série, tome73, p.601.

145 *Ibidem*.

146 *Ibidem*.

147 *Ibidem*.

148 松浦義弘『フランス革命とパリの民衆』92頁。

149 柴田三千雄『フランス革命』182頁。

150 Albert Soboul, *Les sans-culottes parisiens en l'an II*, p536.

151 *Ibid.*, p.617.

152 *Le Moniteur universel*, N°261, 18 septembre 1793, p.1105.

衆協会とセクション総会が政治的問題に関する自由な討議の場という同一の機能をもつものとして存在していたことを示している。この点からも、民衆協会の活動制限のデクレとセクション総会の開催制限のデクレは同質性をもつと言える。このデクレにより、セクション総会が週二回に制限されて以後、一応そのデクレを尊重しながらも、それまでの総会に代わるものとして自然発生的にクラブ＝民衆協会が設立されていき、この民衆協会が以後のセクションの政治生活の拠点となり、パリの民衆運動を支えていくことになる。¹⁵³

4 クラブあるいは民衆協会の名で知られている集合体を解散するデクレ

テルミドールのクーデターの直後、テルミドール派の国民公会は、「あらゆる職業のフランス人諸君、あらゆる意見のフランス人諸君、祖国の利益のために結集せよ。とりわけ出発点へと後退する歩みを取ってはならない。」¹⁵⁴という革命の終結をフランスの人民に訴える意見書を決定し、県、第一次会、軍への配布を決定する。その後、メール（Mailhe）が公安委員会、保安委員会、立法委員会の連名で、「いわゆる民衆協会の影響に注意を喚起する。」¹⁵⁵報告をおこなう。この報告では、「7月14日以前には、たった一人の男が、その寵遇を受けた少数者と共にすべてであり、人民は何ものでもなかった。テルミドール9日以前には、たった一人の人間が、その野望の恩恵に与る何人かの悪党どもの大胆さにより強力となり、再び国民全体をまったく無価値なものとした。」¹⁵⁶、「7月14日以前には、旧来の貴族の称号が才能や教育や美德の代わりとなっていた。／テルミドール9日以前には、最高の功績はジャコバンの身元確認証と結び付けられていた。」¹⁵⁷として、「1789年7月14日以前の圧政」と「テルミドール9日以前の圧政」¹⁵⁸を同じものとする激しい非難が繰り返される。

この報告は翌日も続く。民衆協会の少数の集団が専制的にフランスを支配したのは確かであり、ジャコバン・クラブとその加盟者たちが、アンシャン・レジーム下で封建的少数者が名誉と国家の権力と利益を集めると同時に自らの裁判官であったように、その独裁を築いた。そして、「旧貴族のように」公職を篡奪し、新聞を支配下に置いて墮落させ、自らを法律の上に置き、その残忍な支配のシステムに従わない人々を死によって打ちのめす特権を不正に取得した。¹⁵⁹「従って、テルミドール9日によって王位を剥奪された者たちは、7月14日によって王位を剥奪された者たちの後継者にすぎなかったことは真実である。次々と帝国を再建しようと試みるであろう者たちに災いあれ。彼らもまた人民の敵である。」¹⁶⁰とする。最後に、テルミドール派の正義を非難する者たちに対して、7月14日以前に立

153 松浦義弘『フランス革命とパリの民衆』94頁。松浦は「société populaire」を「人民協会」と表記しているが、本稿では「民衆協会」と表記してきたため、表記を「民衆協会」に統一した。

154 *Le Moniteur universel*, N°340, 27 août 1795, p.1370.

155 *Ibidem*.

156 *Ibidem*.

157 *Ibidem*.

158 *Ibidem*.

159 *Ibid.*, N°341, 28 août 1795, p.1372.

160 *Ibidem*.

ち戻すことを求めるのかと問いかけた後、「国民の寛大さの中であなた方の誤りを放棄せよ」、憲法の周りに結集せよと訴える¹⁶¹。

そして特段の異議もなく、1795年8月23日（共和暦Ⅲ年フリュクティドール6日）「クラブあるいは民衆協会の名で知られている集合体を解散するデクレ」（*Décret qui dissout les assemblées connues le nom de Club, ou Société populaire*）¹⁶²が議決される。その条文は以下の通りである。

第1条 クラブあるいは民衆協会の名で知られているあらゆる集合は解散させられる。従って、当該集合が会議をおこなう部屋は直ちに閉鎖される。その鍵は、登録簿と書類と同様に、市町村役場の書記に預けられる。¹⁶³

第2条 本デクレの連絡公報への記載が公布の代わりとなる。¹⁶⁴

この議会報告はテルミドールのクーデター直後という状況下で、テルミドール9日以前の山岳派独裁を担った者たちは7月14日以前の貴族たちの後継者であるという形で、クラブ・民衆協会を執拗に「反革命」として非難する。つまり、1791年の民衆協会の活動を制限する二つのデクレのように政治的存在としての民衆協会と啓蒙・啓発をおこなう存在としての民衆協会を区別し前者だけを否定するのではなく、テルミドールのクーデターによってつくられた秩序＝公序の維持という政治的理由を以て、直接その存在自体を否定し完全に廃止しようとする。民衆協会に対する姿勢の変化は、1791年の「政治的存在」としての民衆協会をコルポラシオンとして中間団体否認の理念により否定する部分否定の段階から、公序の維持という政治的理由により直接民衆協会の存在そのものを全否定する新たな段階に至ったことを示している。一方中間団体否認の理念という視点から議会報告を見ると、クラブ・民衆協会に対する直接的な中間団体規定も、間接的に中間団体否認の理念を示すコルポラシオン規定もなく、当然そうした視点からの非難も一切ない。すなわち、テルミドールのクーデターは、旧制度の破壊と新制度の創設が急速に進む革命の「展開期」から、革命の成果を左右の「反革命」から守る「収拾期」への転回点であり、アンシャン・レジームの特権的中间団体の解体に用いられた中間団体否認の理念はその役割を既に終え、代わって姿を現すのは公序の維持という理念である。また国家という視点から見た場合、このデクレは、前述の1791年5月と9月の二つのデクレによる「公共圏」的性格をもつアソシアシオンの排除を通じて、政治的領域における公の事柄を国家が独占し批判を封じ込めていこうとする「運動」が、テルミドールのクーデター直後という緊迫した政治状況の下で、公序の防衛という観点からの民衆協会の存在の全否定という新たな質をもって剥き出しの形で現れたものと理解することができる。

5 政治的問題に係わる特別な団体を臨時に禁止する法律

1797年7月25日（共和暦Ⅴ年テルミドール7日）、元老会では「政治的問題に係わる

161 *Ibidem*.

162 J.-B. Duvergier, *collection complète des lois*, tome8, p.244.

163 *Ibidem*.

164 *Ibidem*.

特別な団体を臨時に禁止する法律」(Loi qui défend provisoirement les sociétés particulières s'occupant des questions politiques)¹⁶⁵の審議がおこなわれ議決される。その審議では、まず政治問題に係る特別の団体の禁止は「社会的関係と個人の利益に関係する」ので慎重な取扱を要し委員会に付託すべき¹⁶⁶との意見と、「憲法サークル」の設立を「クラブ的なこの組織の拡大」として「公の安全と自由を脅かし得る計画を止めさせること以上に緊急なことは何もない」¹⁶⁷という意見が出されるが、結局緊急性が認められ審議に入る。その内容は以下のとおりである。

民衆協会が、サークルという形で至る所で革命委員会の旧メンバーにより組織されている。その精神は混乱の原因であり、より大きな災厄の原因になる恐れがあり、これらのクラブの閉鎖は緊急を要するとの発言がなされる。これに対して、民衆協会は廃止すべきだが、市民の権利を傷付けてはならない。決議がこのことに配慮したものかを検討するため、明日報告をおこなう委員が任命されるべきとの反論がなされる。決議の遅滞は、廃止に対処する時間的猶予を民衆協会に与えるので、「一瞬も遅らせることなく」その解散を宣告すべきとの発言があり、元老会は委員会を設置しないことおよび決議の緊急性を認める。¹⁶⁸

更に、論議は95年憲法を巡って進む。「憲法的法令の条文は政治的集合体を認めている。しかし、そのことは明確には言われていない。」¹⁶⁹ 自らがつくった憲法を保留したロベスピエールたちがしたことを見れば、「あなた方は、憲法の忘却が私たちをどこに導くのかよく分かっている。憲法は、難破の際の私たちの救いの板である。そして、私たちは憲法の不完全さまで尊重しなければならない。」¹⁷⁰とした上で、提示された決議は憲法の本質と文言に反するとする。これに対して、「私たちの驚嘆すべき憲法は、人民が自らに留保したあらゆる権利の明確な表現を含んでいると考える。」¹⁷¹ 憲法は合法的な討議を行う団体を設立できるとしているが、憲法第360条によれば、「公序に反するコルポラシオンもアソシエーションもつくることはできない。」¹⁷² これらの団体は、既に公序を乱しており明確に禁止され、更に憲法第362条¹⁷³によっても禁止されるという反論がなされる。¹⁷⁴ これに対して「政治問題を取り扱う特別の団体をつくる権利は明らかに第362条によって認められており、この権利は立法府に委ねられた制限の数の中には入っていないと考える。」¹⁷⁵ 公共精神は、善良な市民が互いに近づくことによってしか維持されない。そのため、公共精神は

165 *Ibid.*, tome10, p.3.

166 *Le Moniteur universel*, N°311, 29 juillet 1797, p.1241.

167 *Ibid.*, pp.1241-1242.

168 *Ibid.*, p.1242.

169 *Ibidem*.

170 *Ibidem*.

171 *Ibid.*, p.1243.

172 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome8, p.241.

173 95年憲法 第362条 政治的問題に係わるいかなる特別の団体も、別の特別の団体と連絡し、別の特別の団体に加入し、互いに区別された会員と出席者で構成される公開の会議を開催し、入会の条件や被選挙資格を強制し、排除の権利を不正に取得し、その会員にアソシエーションの対外的な標章を着用させることはできない。(J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome8, p.241.)

174 *Le Moniteur universel*, N°311, 29 juillet 1797, p.1243.

175 *Ibidem*.

市民に集合する権利を禁止してはいない。想像の産物であるイメージに引きずられてはならない。本当に危険な団体は、司法の監視の下でつくられた団体ではなく、監視を逃れて法に対して陰謀を企てる秘密の団体であるという意見が述べられる。¹⁷⁶

最終的にはポルタリス (Portalis, Jean-Étienne-Marie) が以下の発言をおこない、この法案が議決される。「憲法は、政治問題に取り組む団体を少しも禁じていない。しかし憲法は、市民の権利の実行に必要な不可欠な一つの権利としてそれらの団体を許可していない。ところで、私は、憲法が許可しているものと憲法が禁止していないものを区別する。憲法が許可しているもの、それは神聖で不可侵な一つの権利である。憲法が禁止していないもの、憲法はそれを立法者の慎重さと監督に委ねている。従って、憲法が民衆協会を許可していないとしたら、私たちは、状況がそのことを要求するのに従って、それらの団体を禁止する権利をもっているのである。」¹⁷⁷ そして「憲法は、私たちの統治機構を創設することによって、フランス人民が共和主義者であること、フランス人民がその権利を第一次会および選挙人団の中で行使することを望んだ。また、フランス人民がその法律を立法府から受け取り、任期の定まった行政官によって統治されることを望んだ。しかし憲法は、フランス人民が憲法の機構を少しも顧みない特別な団体の中に存在することを少しも望まなかった。」¹⁷⁸とする。更に、この措置は臨時的なものでしかない。今私たちは内戦に脅かされており、平和を再建し法律と自由を維持する決議に賛成することに躊躇することはできないとする。¹⁷⁹

議決された法律は以下のとおりである。

第1条 政治的問題に係わるすべての特別な団体は臨時に禁止される。¹⁸⁰

第2条 このような団体に集まる個人は、そこで多衆集合罪の罪人として罰せられるために軽罪裁判所 (tribunal de police correctionnelle) に引致される。¹⁸¹

第3条 前述の団体が集まる場所の所有者あるいは主要な賃借人は、同じ裁判所によって1,000フランの罰金と3カ月の禁錮刑を宣告される。¹⁸²

以上の論議から言えることは、第一に山岳派独裁に対するトラウマとも言えるような「恐れ」である。テルミドールのクーデターから3年が経過しており、1795年にはクラブ・民衆協会を禁止するデクレが制定されているにもかかわらず、前年のバブーフの陰謀事件の影響か、憲法サークルの設立をクラブ・民衆協会の復活として、臨時的にはあるが95年のデクレより広い範囲を対象とする「政治的問題に係わるすべての特別な団体」を禁止する法律が作られる。第二に、論議が憲法への適合性を巡っておこなわれることである。95年のデクレの議会報告では、直接的に民衆協会・クラブという山岳派独裁を支えた勢力

176 *Ibidem.*

177 *Ibidem.*

178 *Ibidem.*

179 *Ibid.*, p.1244.

180 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome10, p.3.

181 *Ibidem.*

182 *Ibidem.*

を「7月14日によって王位を剥奪された者たちの後継者にすぎなかった」¹⁸³とする直接的で激しい政治的批判が執拗に繰り返されている。一方97年の法律に関する議会審議では、冒頭で民衆協会は公序と安全を脅かすとして非難されるが、論議の主要部分はこの法律の95年憲法第360条の「公の秩序に反するコルポラシオンもアソシアシオンもつくることはできない。」¹⁸⁴という規定への適合性を巡っておこなわれている。憲法が定めた統治制度に則って権利は行使されねばならず、憲法による統治制度を顧みない団体は憲法第360条の「公序に反する」ものとして禁止される。つまり、公序すなわち95年憲法による秩序の維持という政治的意図が、「政治的問題に係わる特別な団体」の禁止は憲法の規定に適合し適法であるという装いの下で、言ってみれば適法性というより洗練された形で姿を現し、政治の領域を国家が独占し支配しようとする。従って、直接的にはもちろん、対象団体=コルポラシオン=特権的中間団体という間接的に中間団体否認の理念の存在を示す構造はもはやそこには存在しない。

6 1810年の刑法典

1810年2月17日に刑法典(Code pénal)第三部・第一編・第三章(第132条～第294条)が議会で議決される。その「第七節 不法な結社あるいは集会」の第291条は、「宗教、文学、政治あるいはその他の事柄に関して、毎日あるいは特定の日に集会することを目的とする20人以上のいかなる結社も、政府の承認と結社に課すことが公権力の意に適う条件の下でしか設立することはできない。」¹⁸⁵とし、第292条は「許可なく結成されあるいは許可取得後に、その結社に課せられた諸条件に違反する、上記の性格を有するあらゆる結社は解散される。更に、結社の責任者、指導者あるいは管理者は16フランから200フランの罰金により処罰される。」¹⁸⁶として、第291条に違反した結社の解散と罰則を規定している。

この刑法典の第291条に関する1808年11月5日のコンセイユ・デタ(Conseil d'État)における論議の中で、帝国大書記長(Archichancelier)により「その条文によって、これらの同じ予防措置が文学に関する集会や一般的に他のすべての集会に適用される時、この法案は重大すぎる結果を招く。法律は、そのように市民の習慣や趣味を理由なく妨げてはならない。純粋に文学的な論議の何が危険なのだろうか。」¹⁸⁷という意見が述べられ、コンセイユ・デタはその意見に基づき、一旦「その条文の効果は、宗教的、政治的集団に限られることを決定する。」¹⁸⁸

1809年8月26日のコンセイユ・デタの論議では、20人未満の団体であってもより危険

183 *Le Moniteur universel*, N°341, 28 août 1795, p.1372.

184 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome8, p.241.

185 Jean Guillaume Locré, *La législation civile, commerciale et criminelle de la France, ou commentaire et complément des codes français*, Treuttel et Würtz, 1832, tome30, p.48. 以下 Jean Guillaume Locré, *La législation civile, commerciale et criminelle* と表記

186 *Ibidem*.

187 *Ibid.*, p.114.

188 *Ibid.*, p.115.

な場合があり、「危険は人数によるのではなく、個人の性格とその倫理的な力による。」¹⁸⁹という意見が出される。これに対して、宗教的、文学的、政治的対象に関する論議であっても、「そのために集合する行為は自然権であり、公序が若干の制限をその自然権にもたらすにしても、その制限は節度ある限定の内に止められねばならない。」¹⁹⁰として、今まで設けられてこなかった立法による団体への制限規定の導入は大きな前進であるとする。¹⁹¹

そして、1810年2月6日の議会においてベルリエ伯爵（le comte Berlier）は、「公共の平穩に対する重罪と軽罪」に関するコンセイユ・デタの刑法典第三部・第I編の二番目の部分の案を示し、各犯罪に対する刑罰の説明をおこなう。¹⁹² その報告の最後で、政治、宗教、文学に関わる団体に関して言うべきことが残っているとして、「政治的事柄や、宗教的事柄や、そうした性質の他の事柄を取扱うために集合する大勢の人々がもっているだろう絶対的で限定のない権利は、現在の我々の政治状況とは両立することはできないであろう」¹⁹³と述べる。

1810年2月16日、立法府の民事・刑事立法委員会名でノアイユ（Noaille）がおこなった2月6日に示された「公共の平穩に対する重罪および軽罪」のコンセイユ・デタ案に関する報告の「第VII節 不法な結社あるいは集会」についての部分で、「非合法的な結社（associations）あるいは集団（réunions）、これらの言葉は痛ましい記憶を思い出させる。あなた方の中で、絶えず殺人と暴動がその時の問題であり、当局を監視するために設立され、最も大切で最も正当な当局を結果において妨げ、フランス全土においてこのように無秩序をつくりだした討議をおこなうこれらの集合体の犠牲者あるいは証人でなかった人とはどんな人なのか。」¹⁹⁴という革命への恐怖がまた述べられる。フリュクティドール18日¹⁹⁵の後にこれらの集団は息を吹き返したが、ブリュメール18日はその「暗黒の洞窟」¹⁹⁶を閉じた。政府はこうした団体の規制を望まないが、それらの団体を監視することは政府の義務であるとした上で、フランスの民事的、刑事的立法は「見事で壮大な体系」であるとして、ナポレオンのみが「その立法を完全なものとした。」という称賛の言葉によって報告を終る。¹⁹⁷

以上で述べてきたことから言えることは、高村が指摘しているように、この立法は第一に『無秩序』、『恐怖』、『危険』という言葉によって形容される『革命の記憶』が纏わりついている¹⁹⁸ということであり、第二に「公序を脅かすという側面から結社を問題にして

189 *Ibid.*, p.169.

190 *Ibid.*, p.170.

191 *Ibidem.*

192 *Archives parlementaires*, 2^{ème} série, tome10, p.525.

193 *Ibid.*, p.533.

194 *Ibid.*, p.594.

195 1797年9月4日（フリュクティドール18日）、総裁政府は、95年憲法下の初めての選挙で改選された五百人会の三分の一の議員の大多数を王党派が占めたため、次の選挙で王党派が勝利すると五百人会の過半数を王党派が占めることになるのを恐れて、反革命陰謀を企んでいるとして軍隊を使って王党派議員を逮捕し選挙を無効とするクーデターをおこなった。

196 *Archives parlementaires*, 2^{ème} série, tome10, p.594.

197 *Ibid.*, pp.594-595.

198 高村学人「ナポレオン期における中間団体政策の変容」119-120頁。

いる点である。」¹⁹⁹ つまり、「革命の記憶」を背景にして、民衆協会などの政治性をもった特定のアソシアシオンに対してだけでなく、すべての結社に対する禁止・規制が公序の維持という視点からおこなわれていることである。前述の刑法典第 291 条に関する論議の経過およびその規定自体が示していることは、公序の維持のためには、現在の政治状況の下では自然権である論議のために集まる権利の「若干の制限」は許され、その制限の範囲が 20 人という人数であり、20 人以上の結社は「公権力の意に適う条件」の下でのみ認められるということである。そこには、中間団体は国家と個人の間介在し中間的利益によって国家が体现する一般的利益を妨げるとする中間団体否認の理念はもはや存在しない。また、95 年憲法では公の秩序に反するアソシアシオン、コルポラシオンは禁止されるという形で結社の存在を消極的な形で認めている（反対解釈として、公序に反しないアソシアシオン、コルポラシオンは設立できることになる。）のに対して、1810 年の刑法典第 291 条では 20 人未満の団体には制限を課さないが、国家にとって有益あるいは無害と政府が認める 20 人以上の団体の存在を、政府の意に適う条件の下で、ある意味で積極的に認めることを制度化している。

つまり 1810 年の刑法典の特徴は、第一に、従来コルポラシオンや政治的活動をおこなっていた民衆協会等々の個々の中間団体を対象として個別に禁止・規制法がつくられていたのに対して、包括的に 20 人以上のすべての中間団体が対象とされていることである。第二に、あらゆる中間団体が、法律によるのではなく、政府の「意に適う条件」という公権力の裁量によるコントロール下に置かれることである。すなわち、「いかなる法律も、必要とされる許可の形式と条件を規定していなかった。その許可はパリでは警視総監の、県では知事の所管であった。」²⁰⁰ 第三に、その禁止・規制の基礎となる理念は、中間団体の否認の理念という原理的な性格を有する理念から、公序の維持という政治的理由に完全に取って代わること、すなわち質の問題から量の問題への転換である。このような公序の維持という観点からの、法律によらない公権力の裁量に基づく包括的な中間団体に対する禁止・規制・監視が、1901 年法により結社の自由が認められるまで、百年近くに渡って続く中間団体政策の基本となる部分を形成することになる。

7 まとめ

以上 1791 年から 97 年にかけての民衆協会およびセクションを対象とするデクレ・法律、ならびに 1810 年の刑法典を考察してきたが、本項ではこれらのデクレ・法律を、中間団体否認の理念と公序の維持という二つの視点から考察していく。

まず、中間団体否認の理念についてである。1791 年 5 月と 9 月の民衆協会の活動制限の二つのデクレの議会報告・審議では、それぞれ討議・決定・請願などをおこなうことにより民衆協会はコルポラシオンとなるという形と 91 年憲法は社会体と個人しか認めないという形で、中間団体否認の理念により政治的存在としての民衆協会を否定している。しかし、

199 同論文 119 頁。

200 Pierre Chevallier, *Histoire de la franc-maçonnerie française*, Fayard, 1975, pp.36-37.

1795年8月の民衆協会の解散を規定するデクレ、97年7月の政治的問題に係わる団体を禁止する法律では対象が同一であるにもかかわらず、中間団体否認の理念は現れてこない。

これは、中間団体否認の理念の展開・変貌を考察する上で留意すべき現象である。1791年の立法議会の時期と94年7月のテルミドールのクーデター以降の時期とでは、政治的・社会的状況も議会の構成も大きく異なっている。1795年8月には95年憲法が新たに制定されている。テルミドールのクーデターは、革命による旧制度の破壊と新制度の創設が同時に進む「展開期」の段階から、目まぐるしく変わる総裁政府の左右両派への対応が示すように、革命の「成果」を左右の「反革命」から防衛し定着させようとする「收拾期」の段階への転回点である。その意味では、アンシャン・レジームの社会システムの重要な部分を構成していた特権的中间団体を解体するために用いられてきた中間団体否認の理念は、その役割を既に終えていると言える。

次に、中間団体否認の理念に代わることになる、公序の維持というある種の政治性をもった理念についてである。公序の維持という理念は、広い意味では法を含む革命がおこなうあらゆる施策に含まれていると言える。すべての施策は、広い意味で公序＝革命がつくりだそうとする秩序を支えるという要素を含むからである。特に政治的領域においては、権力に対して批判的な政治的活動を封じ込めるために公序の維持という考え方が直接的に現れる傾向が強い。中間団体政策の基礎をこうした公序の維持に直接求める傾向は、テルミドールのクーデター以降に始まるものではない。1791年5月のデクレでは、民衆協会の請願などの活動を禁止する理由が、請願や貼り紙は権利・行為の性質から集団には認められないという論理的な点、および請願などの活動をおこなうと民衆協会はコルポラシオンになってしまうという中間団体否認の理念から述べられている。従って、広い意味での公序の維持という理念は含意されてはいるものの、それは表面に現れてはいない。一方1791年9月のデクレでは、民衆協会が請願・代表の派遣などにより公的機関の行為に介入し影響力を行使することを、91年憲法が創出した公序に敵対するものとして禁止すると同時に、憲法はコルポラシオンの存在を許さないという形で中間団体否認の理念により政治的存在としての民衆協会が否定される。1791年の時点では、89年からの革命の過程で民衆協会が果たした役割は大きく、その存在自体を否定することはできず、「政治的な存在」としての民衆協会を否定する一方で、啓蒙・啓発活動に専念するアソシアシオンとしてその存在を容認するという妥協的な形が二つのデクレにおいてはとられている。この二つのデクレを基礎づける理念の変化という視点からこれを見た場合、1791年5月のデクレでは権利・行為の性質と中間団体否認の理念による否定であったものが、91年9月のデクレでは公序の維持と中間団体否認の理念による否定という形へと変化している。これは民衆協会を規制・禁止する一連のデクレにおける、中間団体否認の理念から公序の維持への、民衆協会の否定を基礎づける論理の移行過程の中間的段階をなすものであると言える。

テルミドールのクーデター後、テルミドール派にとっては山岳派独裁を支えた勢力の一掃が喫緊の課題となり、1795年のデクレの議会報告では「7月14日によって王位を剥奪さ

れた者たちの後継者」²⁰¹という山岳派独裁を支えた民衆協会への最大級の非難がおこなわれ、クーデターによって作り出された秩序＝公序の維持という政治的意図が直接主張されて明確に姿を現し、民衆協会の存在自体が否定される新たな段階へと至る。アンシャン・レジームの特権的中間団体を対象とする中間団体否認の理念は、その役割を終え完全に姿を消す。1797年の法律は憲法サークルの設立を民衆協会の復活として「政治的問題に係わるすべての特別な団体」を禁止するが、そこでは公序の維持という政治的意図が直接的に主張されるのではなく、95年憲法の原則への適合性＝適法性としてその禁止が示されることになる。つまり1795年のデクレでは、中間団体を規制・禁止する理念として中間団体否認の理念はまったく姿を消し、それに代わって公序の維持という政治性をもった理念が直接剥き出しの形で姿を現す。1797年の法律ではその禁止が、95年憲法第360条の「公序に反するコルポラシオンもアソシアシオンもつくることはできない。」²⁰²という規定に適合する適法性というより洗練された形で示される。以上で見てきたように、1791年5月のデクレから97年の法律に至る過程は、民衆協会の否定を基礎づける理念が中間団体否認の理念から公序の維持へと移行する過程である。

以上で述べてきたデクレ・法律は民衆協会などの政治性をもった特定のアソシアシオンを対象としたものであり、一連の反結社法が個々の結社を対象としたように「限定的」であると言える。一方、1810年の刑法典の291条と292条(第291条違反の罰則を規定)は、トラウマとも言えるような「革命の記憶」を背景にして、民衆協会などの個々の結社を対象とするのではなく、包括的に20人以上のすべての結社にその対象を拡大し、「公権力の意に適う」条件の下でのみその存在を許容するという形で、それらの結社を政府の裁量による監視・監督下に置き、社会のあらゆる領域で公の事柄の国家による独占を推し進めようとする。中間団体政策の基礎となる理念は、中間団体否認の理念から、国家の公の事柄の独占による公序の維持という理念に転化する。1810年の刑法典に至って中間団体政策を支える理念の変化とその対象の拡大は完成に至り、以後1901年法による結社の自由の法認までの期間における中間団体政策の基本となっていく。

第3節 ル・シャプリエ法以後のコアリシオン禁止法

本節では、ル・シャプリエ法から始まるもう一つの法の系統であるコアリシオン(coalition)の禁止に関する法についてまとめて述べるが、これに関しては「ル・シャプリエ法研究試論」を初め、『フランス労働法の研究』などの詳細な先行研究があるためその概要を述べるに止める。

1794年1月12日(共和暦Ⅱ年ニヴォーズ23日)、アッシニア紙幣の印刷に使用する用紙の製紙工場の労働者のコアリシオンを禁じる「製紙マニユファクチャーを徴用するデク

201 *Le Moniteur universel*, N°341, 28 août 1795, p1372.

202 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome8, p.241.

レ」(Décret qui met en réquisition les manufactures de papier)²⁰³が国民公会で採択される。その議会報告は以下のように述べている。アッシニア紙幣の印刷用紙を製造する四つのマニュファクチャーにおいて、ほとんど同じ時期に、労働条件を口実とする労働の停止が相次いだ。「その結果が共和国にとって災いとなりかねなかった悪を根源において止めるために」、その首謀者たちが逮捕された。²⁰⁴ こうした「最初の火花」が、全体的な混乱をひき起こすおそれがある。「製紙業者たちの制度には、共和国の表面にいかなる専制の残存物も放置しないために、あなた方が廃止しなければならない大きな害悪が存在する。それは、未だに作業場の繁栄と平穏に有害な慣例と規制と偏見と掟を保ち続ける労働者のコルポラシオンである。」²⁰⁵ 労働者たちは、仲間がコアリションに加わろうとしない時には、多額の罰金を科す。製造業者が労働者と仲違すると、そのマニュファクチャーはボイコットの状態に置かれ、労働者たちはそのマニュファクチャーを放棄する。そして、そのマニュファクチャーは、多額の税を支払わずに製品を得ることはできないことになる。理性の普及が紙の大量の製造を求め、大量の消費を必要としている時、あなた方の注意は製紙業に広がらねばならない。そこに再び秩序をもたらすのは、一時的な規制によってである。²⁰⁶

このデクレの第1条は「共和国全土において設立された製紙マニュファクチャーの企業者および労働者は、その職業の実施および当該マニュファクチャーの業務のために徴用される。」²⁰⁷とし、アッシニアの用紙が製造されるマニュファクチャーの企業者と労働者の徴用を規定する。第5条は、「労働の停止を引き起こすための様々な工場の労働者間のコアリションは、文書によるにせよ口頭によるにせよ、作業場に行き渡るべき静穏の侵害と見なされる。それぞれの労働者は、個人的にその苦情を述べ、その要求を申し立てることができる。しかし、労働者は、疾病あるいは正式に認められた場合でなければ、いかなる場合にも労働を止めることはできない。」²⁰⁸と規定する。このデクレはアッシニアの用紙を製造する工場の企業者と労働者への一種の徴用令であるが、そこには個人的に苦情・要求を述べることは認めるが、コアリションは労働者が罷業などの集団的な力で経済活動の自由を妨げるものとして排除する経済的自由主義の考え方が示されている。その一方で、ここでは企業者のコアリションについては言及がなく、労働者の「労働の中断を引き起こすための」コアリションのみが禁止対象とされている。このことは、罷業のためのコアリションが、結社一般すなわち中間団体一般とは区別された独自の行為類型として処罰対象となっていることを示している。²⁰⁹ つまりこのデクレは、経済的自由主義の労働の自由という観点から労働者のコアリションを独自の類型として取り上げ禁止しているのである。

そして、1796年9月2日(共和暦IV年フリュクティドール16日)の「製紙業取締のた

203 *Ibid.*, tome6, p.394.

204 *Archives parlementaires*, 1^{ère} série, tome83, p.262.

205 *Ibidem*.

206 *Ibidem*.

207 *Ibid.*, pp.262-263.

208 *Ibid.*, p.263.

209 大和田敢太『フランス労働法の研究』(文理閣 1995年)50頁。以下 大和田敢太『フランス労働法の研究』と表記。

めの規則を含む総裁政府のアレテ」(Arrêté de Directoire exécutif, contenant règlement pour la police des papeteries)²¹⁰の前文では、ル・シャプリエ法などの諸法律の規定を無視して「製紙労働者が、徒党や信徒会の宴会で休みを取り、相互に罰金を科し、作業場の作業の完全な停止を引き起こし、彼らの内のいく人かに作業所に立ち入ることを禁じ、「劫罰」(damnations)の名で知られている作業場の追放と出入り禁止から立ち直るために製紙業のマニユファクチャーの所有者、企業者および責任者に法外な金額を要求するという公序に反する慣習を彼らの間で守り続けていることを考慮して、／その行為者を処罰する法律を執行させることにより、無秩序を抑え込み、それを通じて商業、工業および所有権を悪意に満ちた束縛と侮辱から救い出すことは急を要することを考慮して、／以下の通り決定する。」²¹¹とアレテ制定の理由を述べ、20条に渡ってかなり細かく労働者たち、すなわちコンパニオナージュの以上で述べたような活動を禁止し、それに対する罰則を規定している。このアレテでは、ル・シャプリエ法や1794年1月12日の「製紙マニユファクチャーを徴用するデクレ」などの諸法律の禁止規定や罰則を再確認するという形をとっているが、第1条で「労働の停止を引き起こすための、様々な製紙マニユファクチャーの労働者間のコアリシオンは、文書によるにせよ口頭によるにせよ、作業場に行き渡るべき静穏の侵害と見なされる。(共和暦2年ニヴォーズ23日の法律第5条²¹²)」²¹³として、コアリシオンの禁止はアッシニアの印刷用紙を製造するマニユファクチャーの製紙労働者だけでなく製紙労働者全体に拡大されるとし、製紙業の労働者全体の運動を取り締まろうとする。

以上で述べてきた二つの法は、製紙業という特定の業種に限定されたものであったが、1803年4月12日=22日(共和暦XI年ジェルミナル22日=フロリアル2日)の「マニユファクチャー、製造所および作業場に関する法律」(Loi relative aux manufactures, fabriques et ateliers)²¹⁴は、労使双方のコアリシオンを禁止してはいるが、1810年の刑法典へと続く労働者のコアリシオン禁止法という性格をもつものである。その特徴は、第一に業種の限定なくすべての労働者を対象とし、第二に前述の二つの法と同様に中間団体の一つとしてコアリシオンが禁止されるのではなく、コアリシオンが完全に独自の行為として直接禁止・処罰の対象とされ、第三に使用者と労働者の間に量刑上の明らかな不平等が存在することである。²¹⁵

前述の製紙業に関するデクレは、業種が限定された徴用令という特殊な性格から労働者のコアリシオンのみが禁止の対象とされていたが、1803年法は、ル・シャプリエ法と同じく経済的自由主義の理念に基づき労使双方のコアリシオンを禁止している。その第6条では、使用者に対して「不正あるいは不当に賃金を引き下げることを目的とする労働者を働かせる者たちの側のすべてのコアリシオン、およびそれに続く未遂すなわち実行の着手は、

210 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome9, p.165.

211 *Ibidem*.

212 1794年1月12日の「製紙マニユファクチャーを徴用するデクレ」第5条のこと。

213 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome9, p.165.

214 *Ibid.*, tome14, P.64.

215 大和田敢太『フランス労働法の研究』51頁。

100 フランから 3,000 フランの罰金により処罰される。必要があれば、1 ヶ月以下の禁固刑により罰せられる。」²¹⁶と規定している。一方第 7 条では労働者に対して、「労働を停止すると同時に、特定の作業場での労働を禁じ、ある時間の前後に作業場に赴きそこにとどまることを妨げるための、また一般的に労働を中断させ妨げ賃金を釣り上げるための労働者の側のコアリションは、未遂すなわち実行の着手があった場合、3 ヶ月以下の禁固刑により罰せられる。」²¹⁷としている。使用者に対しては、罰金と「必要があれば1 ヶ月以下の禁固刑」であるのに対して、労働者に対しては「3 ヶ月以下の禁固刑」としており、明らかに労働者に対してより重い刑罰が科されている。また、前述のように中間団体としてではなく、コアリションそのものが直接処罰の対象とされている。更に第 8 条では、「前条で規定された行為が強迫と暴力行為と騒擾を伴っている場合、首謀者と共犯者は、その犯罪の性質に従って、軽罪法典あるいは刑法典に記載された刑罰によって罰せられる。」²¹⁸と規定されている。つまり、労働者側の争議行為に伴う脅迫・暴力行為・騒擾を対象とした加重規定が設けられており、その意味でも使用者側に比して労働者側により重い刑罰が科されると言うことができる。

1810 年の刑法典ではこうした傾向が一層強まる。1810 年の刑法典第 414 条、第 415 条は使用者と労働者双方のコアリションを禁止する。しかし、使用者側のコアリション禁止を規定する第 414 条は 1803 年法第 6 条と同一であるのに対して、労働者のコアリションを禁止する第 415 条は、量刑として 1 ヶ月以上 3 カ月以下の禁錮に加えて首謀者あるいは扇動者に対しては 2 年から 5 年の禁錮刑を規定する。そして、第 416 条では「本条と前条の場合において、犯罪の首謀者と扇動者は、その刑期満了後、2 年以上 5 年以下の期間高等警察の監視下に置かれる。」²¹⁹として、労働者側の指導者への監視を規定する。このことは、1810 年の刑法典が、建前として経済的自由主義の立場から労使双方のコアリション禁止を維持してはいるものの、実際には労働者のコアリション禁止に完全に重点が移行し質的に変化していることを示している。もちろん、ここでも中間団体否認の理念により、市民に中間的利益を吹き込む中間団体としてコアリションを禁止するという回路は存在せず、コンセイユ・デタにおける刑法典第 415 条の審議の際の帝国大書記長の「あらゆるコアリションは、良き秩序と諸法律に対する反乱の状態において労働者を組織するコアリションを構成し、労働者をしばしば著しく危険な過激さへと導く」²²⁰とする発言に端的に見られるように、労働者のコアリションの直接的な禁止＝労働運動への抑圧が、公序の維持という装いの下ではっきりと姿を現すことになる。

この点に関して高村は、1810 年の刑法典は階級的抑圧立法であるル・シャプリエ法のブルジョワ的性格の「確認・強化」として「順接的な関係」ととらえるマルクス主義的な立

216 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome14, p.65.

217 *Ibidem*.

218 *Ibidem*.

219 Jean Guillaume Locré, *La législation civile, commerciale, et criminelle*, tome31, p.16.

220 *Ibid.*, p.61.

場を批判して²²¹、「ナポレオン期に入ると中間団体政策は法の形態、構造、適用過程、それを進める言説等あらゆる点で、対抗する諸原理を孕みながらも、大きな変容を被っており、むしろこの法体制こそがその後も続く近代社会を規律するものであった。」²²²とする。ル・シャプリエ法を階級的抑圧立法とすることには問題があることは既に述べた。ル・シャプリエ法のコアリシオンの禁止は、当時労働者による争議行為が相次いでいたという状況はあるものの、親方、職人のコルポラシオン、コンパニオナーージュなどのコアリシオンを経済活動の自由のために禁止するという理念に基づくものである。一方 1810 年の刑法典は、建前として労使双方のコアリシオン禁止の原則は維持されてはいるが、実際には労働者と使用者に対する量刑の明らかな違いが存在し、労働者のコアリシオンは法と秩序への反乱を組織するという帝国大書記長の発言などから明らかなように、実質的には労働運動への直接的な抑圧を意図する段階に至っている。その点で、1810 年の刑法典はル・シャプリエ法とは明らかに質的に異なるものである。しかし、労使双方のコアリシオンを経済活動の自由と中間団体否認の理念を以て否定するル・シャプリエ法から、コアリシオンを中間団体としてではなくそれ自体として禁止する 1803 年法を経て、労使双方のコアリシオン禁止はあるものの、労働運動の指導者への監視・労働者へのより重い量刑により実質的に労働運動を抑圧しようとする 1810 年の刑法典への質的变化は、賃労働と資本という新たな社会的、経済的秩序が形成されるにつれて²²³、それを脅かす恐れのある労働者の運動への直接的な抑圧もまた強まるというコンテキストにおいて理解されるべきであり、この点から見れば両者の関係は「順接的な関係」にあるとすることができる。

221 高村学人「ナポレオン期における中間団体政策の変容」103 頁。

222 同論文 103-104 頁。

223 フランス革命では、コルポラシオンなどの廃止を通じた営業の自由、貴族が特権として交通の要衝に設置していた国内関税を徴収するための関所の廃止による往来の自由、都市にもち込まれる消費物資に課された入市税の廃止による商業の自由、度量衡の統一等々により経済発展の基盤が作りだされる。一方革命期には、制海権をイギリスに奪われ植民地との貿易は途絶し、海外貿易に関連する海運業、造船業、輸入品である砂糖、タバコなどの加工業、輸出目的の麻と亜麻を糸や布に加工する繊維産業は大きな打撃を受ける。(松野明男『図説 ナポレオン』(河出書房新社 2016 年) 82 頁。)しかし、1800 年頃からフランスの工業は発展の軌道に乗り始める。「帝政樹立後、アークライト紡績機やミュール紡績機を設備した紡績工場の建設ブームが起こった。…そして、このような設備投資の拡大にともなって、フランスの綿糸生産量は 1804 年に 2,100 トンにすぎなかったものが、1812 年には 12,300 トンと飛躍的に増大する。羊毛工業でもミュール紡績機を設備した紡績工場がふえるのはやはり 1810 年前後である。」(柴田三千雄・樺山紘一・福井憲彦編『フランス史 2』439 頁。)綿工業を中心として、綿糸などの生産機械をつくる機械工業、機械製造に必要な製鉄業、紡績・染色などに必要とされる化学製品を製造する化学工業が起こってくる。こうした点から、第一帝政期は、フランスの産業革命の最初期の段階と位置付けられる。しかし、「19 世紀の大部分の期間を通じてフランスの工業を特徴づけるものは、親方と職人がいっしょに生活している小作業場、また 18 世紀型の半手工業的労働の分散家内工業 *fabrique dispersée* などの古い形態と集中工業 *fabrique concentrée* の近代的形態との併存である。後者が最も普及した形態であるとはとてもいえない。たとえば、1848 年に集中工業で雇用されている労働者は、全工業労働者の四分の一しか占めていない。」(ジョルジュ・デュペー 井上幸治監訳『フランス社会史』(東洋経済新報社 1968 年) 133-134 頁。)フランスにおいては、産業革命により繊維工業部門で機械制工場生産が一般化し、製鉄・鉄工業が軌道に乗るのは、19 世紀後半第二帝政の時期を待たなければならない。

第6章 社団の「復活」

第1節 職業的社団の「復活」

1791年3月、ダラルドのデクレはコルポラシオンを廃止し、営業免許制・営業免許税を導入する。1791年6月、ル・シャプリエ法は経済活動への封建的制約を取り払い、自由な経済活動を担保するものとしてコルポラシオンの廃止を再確認し、集団の力で労働の自由を妨げる親方・職人などの人的集合を禁止し、経済的自由主義への方向を確立する。しかし、1793年にはヴァンデーを初めとする地方の反乱や戦争への資源集中のためにパリへの食糧供給が滞り、諸物価が高騰し食糧暴動が頻発する事態の中で、穀物や肉や砂糖の最高価格、更には賃金の額を制限する一連のいわゆる最高価格法がつくられ、戦時統制経済が出現することになる。1794年のテルミドールのクーデターにより権力を掌握したテルミドール派は、最高価格法を廃止し、自由主義的経済への復帰がおこなわれる。こうした中央政府レベルの動きの一方で、地方では、1791年7月19日=22日の「市町村の軽罪警察に関するデクレ」¹を巧みに用いて、コルポラシオンによる規制に代わって、市外からの商品の持ち込み規制、商品の監督、徒弟制の承認などがおこなわれており、これは最高価格法の廃止による中央段階での経済的自由主義への復帰の後も続く。そしてこのような錯綜した状況の中で、執政政府期のナポレオンの下で、高村が述べているように以下の三つに分類される職業的社団「復活」の動きが現れる。² 第一に地方を中心とするアンシャン・レジームのコルポラシオンの復活を求める動き、第二に商工業発展のための情報収集・諮問組織設立の動き、第三に都市への安定的食糧供給という治安維持の視点からのコルポラシオンの再建の動きである。³ この三つの視点から以下により職業的社団の「復活」の動きを考察する。

1 コルポラシオンの復活を目指す動き

中央政府の経済的自由主義にもかかわらず、「職業的社団の再建という考えは現れ続けた。1802年には、商業会議所は『その営業免許税が無謀さを正当化するよそ者、すなわち商人や工場主の資格の篡奪者』の侵入に対して戦うために宣誓職業組合の復活を目指す要求を再びもち出した。共和暦9年（1801年：訳注）には、14の県会が製造所の監督を要求した。ユールの県会は、コルポラシオンの復活の中に無秩序と破綻の終わりを見ていた。共和暦10年（1802年：訳注）には、製造業者の代弁者であるローヌ県知事は、絹織物の以前の規制を惜しんでいた。多くの請願が競争にブレーキをかけ、無能さにより引き起こ

1 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome3, p.114.

2 高村学人 「ナポレオン期における中間団体政策の変容」 106-111頁。

3 高村はこの三つの言説を「コルポラティストの主張」、「経済的合目的性の言説」、「ポリスの言説」と表記しているが、その性格をより具体的に示すために、本稿では、それぞれ「地方を中心とするコルポラシオン復活の動き」、「商工業発展のための情報収集・諮問組織設立の動き」、「都市への安定的食糧供給という治安維持の視点からのコルポラシオン再建の動き」と表記した。

される破産を防止し、不正行為を取り締まり、製品の品質を保証するための最も良い方法としてコルポラシオンの復活を求めていた。」⁴ こうした主張が典型的に表れているのが、1805年にパリのワイン商人によって提出された請願である。この請願は、「商業の復活をもたらし、濫用を停止させ、革命以来商業が陥っていた無秩序を終わりにすることを目的としていた。」その内容は、ワイン業界を社団とし、6人の委員によって構成される委員会がその社団を管理する。親方の資格は、4年の経験と1,000フランの納付であり、複数の店舗をもつことはできない。更に、ワインの品質維持すなわちワインに水を混ぜることなどを禁じ、毎月の調査を義務付けるというものであった。⁵ これは文字通りアンシャン・レジームのコルポラシオンの復活を意図するものであった。

こうした請願に関してエティエンヌ・マルタン・サン＝レオン (Étienne Martin Saint-Léon) は、「それは、公衆にはもはや理解できない言葉で公衆に語ることであった。既に黒っぽい服装が着用されていた19世紀の社会で、ダルジャンソン (D'Argenson) 氏が六つの社団の衛兵⁶に接見し、王の名において彼らに訓示をおこなっていた時代のように、髪粉を振ったかつら姿でプルポワン⁷を着用し高い靴を履いて姿を現すことであった。」⁸と述べている。またこの請願に関して、パリの商工会議所のヴィタル＝ルー (Vital-Roux) により作成された報告では、コルポラシオンの復活を求めるパリのワイン商人の請願を退ける理由として以下の明確な経済的自由主義の考え方が述べられている。「我々と我々の友以外は、誰も働くことはできないだろう。」という金言が示すコルポラシオンの特権すなわち労働の独占的権利は、普通法の不公正な例外であり、直接的に社会の利益を害するものである。コルポラシオンは産業の歩みを常に妨げ、その活動を鈍らせた。あらゆる特権の効果は競争心を制限し、その恩恵を共有できない人々を落胆させる。コルポラシオンの精神は、少しも競争心を生じさせる方向にはない。それはほとんどの場合、多かれ少なかれ排他的な特権の維持と増大を目指すものでしかない。自由な競争がない時、もはや競争心は存在しない。競争がわずかでも制限されれば、産業の改善に関しておこなわれるあらゆる活動は他の目的へと方向を変え、特権はそれを麻痺させる。⁹「価格を調整する務めは競争に任せよう。そうすれば価格は常に公正な均衡におかれ、品質はより良いものとなり、労働者はより勤勉となり、消費者はより良いサービスを受けられるようになるだろう。」¹⁰ しかし一方で、この報告の第二部の「コルポラシオンの一般的な利点と欠点」というタ

4 Paul Nourisson, *Les tentatives de restauration des corporations sous Napoléon premier, Réforme sociale*, Juillet-décembre, 1915, p.155.

5 *Ibid.*, pp.155-156.

6 「六つの社団」とは、パリの羅紗商、香辛料＝薬種商、高級小間物商、毛皮商、帽子商、金銀細工商の六大商人組合を指している。これらの社団は市政をはじめ都市の公的活動に深く関与していた。また、パリでは132の職種が59の民兵の部隊に編成されていた。(綾部恒夫監修 福井憲彦編『アソシアシオンで読み解くフランス史』24頁。)

7 プルポワン (pourpoint) は、中世から17世紀頃のウエスト丈の男子用胴着のことである。

8 Étienne Martin Saint-Léon, *Histoire des corporations de métiers depuis leurs origines jusqu'à leur suppression en 1791*, Slatkine-Megriotis reprints, 1976, p.628.

9 Jean Guillaume Locré, *La législation civile, commerciale et criminelle*, tome17, pp.398-414.

10 *Ibid.*, pp.414-415.

イトルが示すように、そのメリットとして「コルポラシオンの制度は第一の側面において魅力的な何かをもっている。すなわち、それはよき精神の意に適う秩序と規則性をもっているように見える。何故なら、すべてのよき精神は秩序を好むからである。」¹¹と述べ、コルポラシオンが経済活動における秩序維持の機能をもっていたことを認めている。これ以後、他業種からもコルポラシオン復活を求める請願が親方層から出されるが、それが取り上げられることはなかった。¹²

2 商工業発展のための情報収集・諮問組織設立の動き

本項では、商工業の発展という視点から、1791年6月のル・シャプリエ法制定時には廃止の対象とはならないとされたが、その3ヶ月後には廃止されることになる商業会議所の「復活」とマニユファクチャー・製作所・手工業諮問会議所の設立の動きを考察する。

アンシャン・レジーム下の商業会議所は商事裁判所 (*juridiction consulaire*) を設け、港湾や河川の水路の維持・管理、管轄区域での一定の税の徴収、商業に関する商人たちの意見を集約し王権に伝える役割などを担う一定の自律性をもった半公的機関である特権的団体であった。1791年9月の商業会議所を廃止するデクレでは、商業会議所に代えて商業に関する情報を一元的に管理する国家機関の必要性が述べられている。

1791年10月26日には、商業に対する監督と援助の強化のために中央商業行政局 (*Bureau central de l'administration du commerce*) が内務省に設置される。¹³ 1795年以降は、地方の情報収集と中央権力の地方への指示伝達のために各県に地方商業局 (*Bureau local*¹⁴) が設置される。¹⁵ こうした行政機関の設置により、商業会議所が担っていた機能を代行させようとするが、それは十分に機能しない。ルーアンでは、1795年、「商人たちは、彼らに不足していた公式の機関と同等なものを仲間に提供するために、『商工業の自由協会』 (*société libre du commerce et de l'industrie*) を設立する。／この団体は、以前商業会議所により占用されていた建物で審議をおこなう許可を得ており、可能な限り商業会議所に代わろうと努め、水先案内人の業務における不正の取り締まりを要求し、マニユファクチャーの学校の設立を求め、事実確認証 (公知証書) を交付しさえする。」¹⁶ ナントやマルセイユでも、種々の名称をもった団体が商業会議所の業務を引き継いでいた。¹⁷ 更に、革

11 *Ibid.*, tome17, p.398.

12 高村学人「ナポレオン期における中間団体政策の変容」107頁。

13 Pierre Rosanvallon, *Corporations et corps intermédiaires*, p.174.

14 Jacques Delécluse, *Les Consuls de Rouen, marchands d'hier entrepreneurs d'aujourd'hui, histoire de la Chambre de commerce et d'industrie de Rouen des origines à nos jours*, P'tit Normand, 1985, p.108. 以下 Jacques Delécluse, *Les Consuls de Rouen* と表記。高村は「ナポレオン期における中間団体政策の変容」の107頁で「商業局」と表記しているが、原語は「Bureau local」なので「地方商業局」とした。

15 高村学人「ナポレオン期における中間団体政策の変容」107頁。

16 Jacques Delécluse, *Les Consuls de Rouen*, p.108.

17 France et Phillippe Bouchadeau, *Histoire de la chambre de commerce de Valence, tome1, La formation du patronat drômois au XIX^e siècle*, Université des sciences sociales de Grenoble, Chambre de commerce et d'industrie de Valence et de la Drôme, 1981, pp.12-13. 以下 France et Phillippe Bouchadeau, *Histoire de la chambre de commerce de Valence* と表記。

命下においても商事裁判所 (*tribunal de commerce*) は存続している。¹⁸ また、革命下では、港湾や河川などの維持・管理のための税の徴収が混乱した状況により困難となり、国家がその維持・管理をおこなうことができず、ロシェルでは港湾の維持・管理のために商業会議所の存続が認められた。¹⁹ このように、自発的な団体という形をとるにせよ、あるいは商業会議所の存続をそのままの形で認めるにせよ、その機能が必要とされ維持されており、商業会議所の復活を求める意見が地方から寄せられていた。

こうした意見を受けて、商業会議所の再建は段階的になされる。1801年の4月には、内務大臣のシャプタル (*Chaptal, Jean-Antoine* 任期: 1800年11月～1804年8月) は、「まず知事たちに、その見解を内務省に伝えることを任務とする商業会議 (*Conseil de commerce*) の設立を求める。」²⁰ そして、1801年の6月には、この商業会議を常設の代表制度として制度化する。しかしこの組織は従来の商業会議所とは異なる諮問的な組織であり、ルーアンの知事であるブニョ (*Bougnot*) はシャプタルに書簡を送って商業会議所の復活を求める。まず書簡の初めの部分で、シャプタルによる商業会議の設置を「フランスの主要な都市の商業に必要な保護を与えた。」と評価した上で、「以前の商業会議所の組織に商業会議の組織を近づける以上に良いことを提案することはまったくできない」と商業会議所の必要性を述べる。²¹ そして、商業会議所、とりわけノルマンディの商業会議所は、その諸決定がある種の敬意を以て受け継がれ裁判所で引用され、フランスの商業の利益が犠牲にされる度に声を挙げて、1786年のイギリスとの条約の悲惨な結果²²を予測し、更にわずかな費用でセーヌ川の航行の管理をおこなっており、その費用以下では誰もそれをおこなうことはできないなどの業績を列挙し、最後に「商業会議所は共和国に十分奉仕することができる。」とする。²³ これに対して、シャプタルは、商業会議は諮問的役割に止めることが重要であり、それに権力や行政への強力な影響力を与えなければ、「議会は野心や陰謀という見方を固定させない」とする。²⁴

このような地方からの意見などもあり、1802年12月24日(共和暦XI年ニヴォーズ3日)の「若干の都市における商業会議所の設立に関するアレテ」(*Arrêté portant établissement des chambres de commerce dans plusieurs villes*)²⁵によって、商業会議所がリヨンやルーアンなどの22の都市で「復活」する。このアレテに関してシャプタルがおこなった執政への報告では、商業会議所の復活により政府は見識ある人々の意見を知り、商人たちは意

18 *Ibid.*, p.13.

19 *Ibidem.*

20 *Ibid.*, p.14.

21 Jacques Delécluse, *Les Consuls de Rouen*, p.124.

22 英仏通商条約は1786年に締結されているが、原文では1787年になっているため1786年に訂正し表記した。自由貿易的色彩をもつこの条約は、イギリスの工業製品とフランスのワイン、穀物とを結び付けようとしたものであったが、ルーアンの綿織物をはじめフランスの産業はイギリスとの競争に敗れ衰退することになる。(河野健二 岩波新書『フランス革命小史』(岩波書店1959年)65頁。)

23 Jacques Delécluse, *Les Consuls de Rouen*, PP.124-125.

24 *Ibid.*, p.126.

25 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome13, p.351.

見を聞いてもらい、国家は情報を得ることができると述べている。²⁶ このアレテの第2条は「商業会議所は、初めからそのメンバーであり審議に出席するたびにそれを主宰する知事とは別に、人口5万を超える都市においては15人の商人によって、人口がそれ以下の都市においては9人の商人で構成される。市長は、県庁所在地ではない都市においては知事に代わる。」とし、そのメンバーの資格を「少なくとも6年の間、自ら商業を営んでいなかった者は、何人たりとも商業会議所に加盟することはできない。」(第3条)とする。第4条は、「商業会議所に付与される任務」を規定しているが、それは港湾の浚渫・河川の航行などの「商業に関する公共工事の監督」を除けば、「商業の繁栄を増大させる方法に関する意見」や「商業の繁栄を妨げる原因」を政府に示すなど、その任務は諮問的なものに限定されている。²⁷ このアレテによって設立された商業会議所は、商人たちの直接の利益と同時に国の利益のために働く半公的機関としてあったアンシャン・レジーム下の商業会議所とはまったく異なる諮問的組織であり、名称は同じであっても厳密に言えばとても復活とは言えないものである。つまり商業の発展のために設立されたこの商業会議所の職務は、県知事や市長の主宰の下で諮問的役割を担うことにほぼ限定され、アンシャン・レジーム下の商業会議所のように一定の自律性を持ち影響力を行使することがないように注意が払われていた。商業会議所は内務大臣に直接連絡する組織と位置付けられ(第5条)²⁸、その直接の管理下に置かれ横の連絡は禁じられていた。内務大臣のシャンパニイ(Champagny, Jean-Baptiste de Nompère de 任期:1804年8月~1807年8月)は、商業会議所の報告の印刷・配布について、「印刷された報告は、それが世論への呼びかけであることそれ自体によって、もはや当局への報告の一つではない。」と述べ、「認められなかった個別の請願を公表することに反対する態度を示す。」²⁹

以上で述べてきたように、「革命後には、地方の官吏あるいは工場主が、国家理性は保護主義的政策を要求するということを主張した時でさえも、中央政府は経済的自由放任を守ることを選択した。」³⁰ 内務大臣であったシャプタルの考えも、国家の経済力は市場の解放と生産者の競争によって得られるというものであり、経済的自由主義に基づくものであった。しかし一方で、「執政と皇帝の体制にとっては、経済は武器であり、商工業大国であり不倶戴天の敵であるイギリスと戦う手段である。」³¹ シャプタルもフランスの産業の発展を第一に考えており、そのためには、商業の発展に必要な情報を収集する組織を設立し、一

26 France et Phillipe Bouchardeau, *Histoire de la chambre de commerce de Valence*, p.14.

27 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome13, p.351.

28 *Ibidem*.

29 Jean-Pierre Hirsch, L'«effet-Le chapelier» dans les pratiques et les discours des entrepreneurs français jusqu'aux années 1860 : *Naissance des libertés économiques, Liberté du travail et liberté d'entreprendre : le décret d'Allarde et la loi Le Chapelier, leurs conséquences, 1791-fin XIX^e siècle* sous la direction d'Alain Plessis, Institut d'Histoire de l'Industrie, 1993, p.161.

30 Gail Bossenga, La Révolution française et les corporations : trois exemples lillois, *Annales ESC*, Editions de l'École des hautes études en sciences sociales, mars-avril 1988, n°2, p.422. 以下 Gail Bossenga, La Révolution française et les corporations と表記。

31 Pierre Léon, *La naissance de la grande industrie en Dauphiné (fin du XVIII^e siècle -1869)*, Presses universitaires de France, 1954, p.374.

定の規制をおこなうことも認めていた。一方シャブタルのこうした経済政策はまた、政治的要素を含んだものでもあった。「全国的な市場と規制緩和を強調する経済的自由主義は、国家的利益を優遇する政府にとって最良の方法に見えた。対照的に規制は、地方主義的な社団の精神やフランスが1789年以前に被っていたフランスの統一性の不在への回帰を危惧させていた。」³²「このような経済的自由主義の正当化は、商工業の発展を重視するのと同様に、重要な国家の統一性の維持を重視していた。」³³

商業会議所設立のアレテから約3ヶ月後、1803年4月12日=22日（共和暦XI年ジェルミナル22日=フロリアル2日）の「マニユファクチャー、製造所、および作業場に関する法律」（*Loi relative aux manufactures, fabriques, et ateliers*）³⁴により、商業会議所に倣って、工業の領域における諮問組織であるマニユファクチャー・製造所・手工業諮問会議所（*Chambre consultative de manufactures, fabriques, arts et métiers*）が設立される。この法律の第I章は、政府が適切であると判断する場所に諮問会議所を設立することができる（第1条）とし、その職務を「マニユファクチャー、製造所、手工業の改善に必要なことおよびその方法を知らせることである。」（第3条）とする。³⁵第II章は、マニユファクチャーや作業場における労使双方のコアリション禁止や違反への罰則などを規定する。³⁶第III章は、徒弟契約や労働者の労働手帳の所持などに関して規定する。³⁷第IV章は、製造業者の商標の権利とその偽造に対する罰則を規定する。³⁸第V章は、以上の規定に関する裁判所の管轄権限について規定する。³⁹この法律の護民院への報告に先立って1803年4月9日、執政への報告がペラン（Perrin）によっておこなわれる。この報告は以下のように述べる。アンシャン・レジーム下では、マニユファクチャーは常に商業会議所や監督官や織物の商標と検査のための機関という体制の下に置かれていた。1791年の商業会議所などを廃止するデクレは、これらの組織を廃止した。しかし、いくつもの原因が商業を衰退させたが、「憲法制定国民議会によって与えられた際限のない自由の濫用の中に、その原因の一つを見出さないことは困難である。」⁴⁰確かに、「自由は産業の母であり、隷属は産業を損なうものである。」⁴¹しかし、自由は社会的秩序に関することのように一般的利益に従わねばならず、それなしには自由は商業自体を破壊する無秩序となり、詐欺行為や悪意を保護することになるかもしれず、賢明な規制によりそれを防ぐことも認められねばならない。⁴²以上のようにこの報告は、経済的自由主義を基礎としつつも、商工業の発展のためには実際に商工業に携わる人々から情報を収集することが必要であり、一定程度の規制も

32 Gail Bossenga, *La Révolution française et les corporations*, p.422.

33 *Ibidem*.

34 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome14, p.64.

35 *Ibid.*, p.64.

36 *Ibid.*, p.65.

37 *Ibidem*.

38 *Ibid.*, pp.65-66.

39 *Ibid.*, p.66.

40 *Archives parlementaires*, série2, tome4, p.602.

41 *Ibid.*, p.600.

42 *Ibid.*, p.601.

必要とするシャプタルの考えと軌を一にするものである。

つまり、これらの商業会議所やマニュファクチャー・製造所・手工業諮問会議所のシステムは、地方の商工業の情報を収集すると同時に、商工業の発展のための商工業従事者の見解を伝えることを主要な任務とする、国家がつくりだし国家の管理の下でその商工業行政を補完する諮問的組織である。従って、商業の利益を守るセンターとしての役割を担い、徴税などの特権をもち国家のために働く半公的機関として、時にはその職業的利益を守るために王権に対して働きかけたアンシャン・レジーム下の一定の自律性をもった特権的社団である商業会議所とはまったく異なるものである。ロザンヴァロンは、商業会議所やマニュファクチャー・製造所・手工業諮問会議所のシステムは「国家が社会に深く根を張ることを可能にしつつ、いくつかの公的活動の領域において職業集団と行政構造が融合するある種のコーポラティズム的国家である。」⁴³ことを意味しているとするが、「職業集団と行政構造の融合」というよりも、国家が商工業の領域における情報収集・諮問のための末端組織として商業会議所などの職業的社団を、その監督下で組織し行政の構造に組み込んでいくという側面、つまり国家の主導という側面をより重視するべきであろう。

3 治安維持の視点からの動き

1791年のダラルドのデクレトル・シャプリエ法によるコルポラシオンの廃止は、以上で述べてきた地方からのコルポラシオン復活の要望にもかかわらず内務大臣のシャプタルによって守られたが、復古的なコルポラシオン復活の要望や商工業発展のための商業会議所などの復活の動きとは全く異なる観点から、パリの警視総監 (*préfet de police*) であるデュボワ (*Dubois, Louis Nicolas*) によって、パン屋と肉屋という主要な食糧を供給する職業のコルポラシオンが復活される。本項ではこうした動きを素材として、治安維持の視点からのコルポラシオンの復活の動きを考察する。

まず都市への食糧供給と治安との関係である。1793年の食糧の供給不足・価格の高騰に突き動かされた民衆の圧力により最高価格法が制定された状況に端的に見られるように、「1788年から1795年の間に首都を激しく動揺させていた諸事件の際に、飢饉が果した役割を認めることができた。…パリの人々はおいしいスープがテーブルの上で湯気を立てている時には、決して街頭に繰り出すことはないことに気付かなかったのか。パリの住民に適切な価格で安定した食糧の供給を保障することは商業の問題というだけでなく、行政の問題でもあり、とりわけ警察の問題でもあった。」⁴⁴都市の治安は食糧供給の問題と密接に関係しており、この点からパンと肉類の流通を担っているパン屋と肉屋のコルポラシオンを復活させ、それを通じて公権力による規制・監督がおこなわれることになる。

1799年に成立した執政政府は、統制経済政策をとることになる。執政政府は革命によっ

43 Pierre Rosanvallon, *Corporations et corps intermédiaires*, p.175.

44 Jean Tural, *Paris et son administration(1800-1830)*, Ville de Paris(Commission de travaux historiques, Sous-commission de recherches d'histoire municipale contemporaine), 1976, p.297. 以下 Jean Tural, *Paris et son administration* と表記。

て宣言された「営業の自由」の結果は規制の廃止による重大な無秩序であり、「無秩序を可能な限り新たな秩序に適応させることで、市場の規制と肉屋とパン屋のコルポラシオンを復活させることを決定した。」⁴⁵ これにより「労働の権利が若干の制限を受けること、それは警視総監が余り心配しなかったことである。公共の安全は原則に勝る。」⁴⁶のである。

1801年（共和暦X年）の食糧危機を契機として具体的な動きが生じる。警視総監のデュボワは「革命以来パン屋の業界は完全に混乱している。」⁴⁷とし、パン屋とは何の関係もない人々が食糧危機に乗じて利益を上げようとして、この業界に参入しパン屋の数が増えているとする。デュボワは、そうした状況への対処策として、「完全に警察の権限に属するパン屋の数の削減と閉鎖的なコルポラシオンという形でのその設立を提案する。経済に関する自由主義者であるシャプタルは、正反対の意見であった。『原則』の名において、彼は警視総監の主張と戦った。第一執政は躊躇していたように見えたが、実際にはデュボワの考え方に賛成していた。」⁴⁸

デュボワによる、1801年10月11日（共和暦X年ヴァンデミエール19日）の「パリにおけるパン製造・販売業の営業に関する執政のアレテ」（*Arrêté des Consuls sur le commerce de la boulangerie à Paris*）⁴⁹は以下を規定する。第1条は「今後は、警視総監の特別の許可なしに、何人もパリにおいてパン屋の職業をおこなうことはできない。」⁵⁰とする。この「特別の許可」の条件としては、保証の名目で325リーヴルの重量の一級品の小麦粉15袋を提供し、パン屋の規模に応じて各店舗に常に少なくとも60、30、15袋の一級品の小麦粉の備蓄をおこなうことである（第2条）。警視総監は、長い間営業しているパン屋の中から選んだ24人を招集し、この24人のパン屋により警視総監の立会いの下で4人の総代が任命され（5条）⁵¹パン屋の職業的団体が設立される。「この組織は、警察とパン屋との連絡を保障するものと位置付けられ、指導が遵守されているかを監視する役割しかなかった。」⁵²パン屋は警視総監への届け出の6ヶ月後でなければ廃業できず（第8条）、警視総監の許可なく一回に焼きあがるパンの数を制限できない（第9条）。⁵³このような警視総監の権限は、アンシャン・レジーム下のパリの警察総代理官（*lieutenant général*）たちの権限を上回るものであった。⁵⁴「総代、負担金、店舗の制限された数、頻繁な検査、備蓄保管、それはすなわちアンシャン・レジームへの回帰であった。しかし、行政が唯一パン屋に開業を許可し、価格を統制し、保証寄託物をその倉庫に保管し、役員により検査をおこなわせていた。蘇っていなかったこと、それはコルポラシオンの以前の独立であつ

45 *Ibid.*, p.300.

46 *Ibidem*.

47 *Ibid.*, p.303.

48 *Ibid.*, pp.303-304.

49 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome13, p.16.

50 *Ibidem*.

51 *Ibid.*, p.17.

52 高村学人「ナポレオン期における中間団体政策の変容」110頁。

53 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome13, p.17.

54 Jean Tural, *Paris et son administration*, p.304.

た。」⁵⁵ つまり公権力の下で、パン屋の業務の統制・検査・監督、それを通じてのパンの供給の確保というアンシャン・レジーム下のコルポラシオンの機能は復活したが、職業的な利益の確保を基本に相互扶助的機能など種々の機能を備え一定の自律性をもった基礎的な社会集団としての性格は失われていたのである。

肉屋に関しても、1802年9月30日（共和暦XI年ヴァンデミエール8日）の「パリにおける肉屋の職業の実施に対する規制に関するアレテ」（*Arrêté portant règlement pour l'exercice de la profession de boucher à Paris*）⁵⁶によりパン屋のコルポラシオンと同様の職業的社団が設立される。このアレテは以下のように規定する。パリで肉屋を営業している個人は、ブリュメール1日までに警視総監に登録する（第1条）。警視総監は登録された肉屋の中から30人を任命し（第2条）、この30人がすべての肉屋の中から1人の総代と6人の副総代を任命する（第3条）。今後は、総代・副総代の意見を受けた警視総監の許可を得ずに肉屋の営業をおこなうことはできない（第4条）。肉屋はその店舗ごとに3,000、2,000、1,000フランの三つの等級の保証金を納付する（第5条）。この資金は営業における不測の事態に遭遇する肉屋の救済に用いることを目的とする（第10条）。警視総監への届出の6ヶ月後でなければ、肉屋は廃業できない（第13条）。違反の場合は、その保証金を失う（第14条）。連続した3日間、肉を十分に置くのを止める肉屋の店舗は6カ月間閉鎖される（第18条）。肉屋の肉の取引と販売は、警察の監督の下で週に2日だけ、公的市場において許可される（第19条）。総代と副総代は、肉屋の商売に関する内部的な規則案などを警視総監に提出する。それは、内務大臣の報告に基づき行政規則の形式に従って許可された後にしか効力を有しない（第20条）。⁵⁷ 以上で述べてきたように、肉屋のコルポラシオンもパン屋の場合と同様に、アンシャン・レジーム下のコルポラシオンとは異なる公権力の下で都市における治安維持を目的に、肉屋の統制を通じて食肉の安定的供給を図るためのコルポラシオンである。

つまり、公権力の下でのパン屋と肉屋のコルポラシオンの「復活」は、パン製造・販売業と食肉業の職業的利益のためではなく、一般的利益（=公共の平穩）にパン屋と肉屋を従属させるため、具体的に言えば、一般的利益を体現する公権力に従属させ行政への補完的役割を担わせるためのものである。従ってパン屋のコルポラシオンも肉屋のコルポラシオンも、役員を任命するメンバーは警視総監によって、長期間パン屋を営業している者や警察に登録された肉屋の中から任命され、その構成自体が警視総監の意図の下に置かれる。更にこれらの職業を規制するアレテは、パンや食肉の安定供給のために小麦粉の備蓄や肉の供給に関して細かく規定し、その営業も警視総監の監督下に置かれる。こうして復活したコルポラシオンは、職業の実施の統制というアンシャン・レジーム下のコルポラシオンの機能は復活したが、職業的な利益の確保を基本に種々の機能を備え、権力からの一定の自律性をもった基礎的な社会集団としての性格は完全に失われていたと言える。

⁵⁵ *Ibid.*, p.306.

⁵⁶ J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome13, p.296.

⁵⁷ *Ibid.*, pp.296-297.

第2節 修道会の「復活」

修道会は、カトリックにおいて完徳のために共同生活をおこなう団体のことであるが、憲法制定国民議会は1789年11月2日＝9日の「教会財産を国の管理の下に置くデクレ」により教会財産の国有化をおこない⁵⁸、1790年2月13日＝19日の「フランスにおける男女両性の修道誓願を廃止するデクレ」により盛式誓願を禁止して修道会を廃止したが、公教育と慈善施設を運営する修道会は廃止しなかった。⁵⁹ アンシャン・レジーム下では、国家は教育に関与しておらず、プティト・エコールやコレージュなどの初等・中等教育機関は教区の在俗の聖職者や修道会によって組織されていた。また、貧者の救済や貧しい病人の看護などの慈善活動も修道会などが設置・運営する救貧院や施療院などによって担われていた。

1791年憲法は、「第I編 憲法によって保障される基本条項」において、公的扶助のための施設や無償の公教育が国家の責任において組織されることを宣言する。⁶⁰ こうした中で、従来これらの役割を担ってきた在俗修道会の存在が議会で問題とされ、教育や扶助は国家の任務であり修道会は宗教的コルポラシオンであり中間団体であるという理由から、1792年8月18日に教育や慈善活動を担っていた在俗修道会 (*congrégation séculière*) を廃止する「在俗修道会の廃止とその構成員の俸給及びその資産の管理に関する一般デクレ」⁶¹が議決される。しかしこうした在俗修道会の廃止の一方で、国家による公教育・公的扶助の組織化までの間、公的機関の監督の下で教育や病人の看護などの従前の業務が個人の資格で続けられるとする(第I編第2条、第6条)。⁶² つまり公的機関の監督を条件にするものの、個人の資格でという形で実質的には従前の運営が維持されるのである。

こうした在俗修道会の廃止に続いて、1793年11月3日＝4日(共和暦Ⅱ年ブリュメール13日＝14日)の「教会財産および財団の支払いにあてられるすべての財産を国有財産と宣言するデクレ」(*Décret qui déclare propriété nationale tout l'actif affecté aux fabriques et à l'acquit des fondations*)⁶³により、教会財産と財団の支払いにあてられる財産の国有化がおこなわれる。続いて、1794年7月11日(共和暦Ⅱ年メシドール23日)には「養護施設、施療院、救貧院などの積極財産と消極財産を国有財産の一部とすること、これらの施設の消極財産の清算、コミューンに関する債権証券の提出のための期間の延長、利子の6ヶ月の失権の撤回、および公債の清算に関するその他の一般的規定に関するデクレ」(*Décret sur la réunion de l'actif et passif des hopitaux, maisons de secours, de pauvres, etc., au domaine national; la liquidation du passif de ces établissements; la*

58 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome1, pp.54-55.

59 *Ibid.*, p.100.

60 *Ibid.*, tome 3, p.241.

61 *Archives parlementaires*, 1^{ère} série, tome48, p.350.

62 *Ibidem.*

63 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome6, p.273.

prolongation du délai pour la remise des titres de créances sur les communes ; le rapport de la déchéance de six mois d'intérêts, et autres dispositions générales sur la liquidation de la dette publique.)⁶⁴により、施療院、救貧院などの慈善事業施設の国有化がおこなわれる。

しかし、これらの施設によって担われていた扶助の役割を国家がすべて担うことは不可能であり、総裁政府期には逆の動きが始まる。「1790年から1795年にかけて、扶助に関しても完全な無秩序が支配する。以前の制度は、それに代わるものなしに、広範に破壊されていた。」⁶⁵ 実際には、市町村が財産を管理することで、以前の慈善施設を引き継いでいた。「この状況を引き起こした空白に対処するために、総裁政府は1796年秋に緊急措置をとる。総裁政府は、国を基礎とする扶助の組織化の計画を放棄し、養護施設と施療院に、それらの施設から没収され、それらの施設が主要な収入を得ていた財産の返還を約束する。」⁶⁶ それが、1796年10月7日（共和暦V年ヴァンデミエール16日）の「民間養護施設の財産の自由な使用の権利を保護し、それらの施設が管理される方法を決定する法律」（*Loi qui conserve les hospices civils dans la jouissance de leurs biens, et règle la manière dont ils seront administrés*）⁶⁷による民間の慈善施設への財産の返還である。当初緊急措置としておこなわれた財産の返還であるが、この方向が以後も維持されていくことになる。

一方、抑圧策に不満をもつ国内のカトリック勢力と王党派の結びつきを警戒したナポレオンは、ブリュメール18日のクーデターの後、1799年12月28日（共和暦V年ニヴォーズ7日）の「信仰の実践に関するアレテ」（*Arrêté relatif à l'exercice des cultes*）によってカトリック教会に対する抑圧政策を緩め、旬日最後の日（革命暦の旬日最後の日でカトリックの主日（日曜日）に代わる休日。カトリックでは日曜日に礼拝をおこなう。）にしか教会は開かれなかったとしたアレテを廃止し、信仰の自由に関する法律が執行されるとする。⁶⁸ 1801年には教皇ピウスVII世（Pie VII）との間でコンコルダ（*concordat* 政教条約）を締結する。翌1802年4月8日（共和暦X年ジェルミナル18日）の「信仰の組織に関する法律」（*Loi relative à l'organisation des cultes*）⁶⁹は、その前文で「フランス共和国政府は、ローマ教会のカトリックの信仰がフランス市民の大多数の信仰であること」を認めると同時に、「使徒ローマ教会のカトリックの信仰は、フランスにおいて自由におこなわれる。政府が公の平穩のために必要と判断する警察規則に従って、その信仰は公のものとなる。」（第1条）として、信仰が公のものとなるには警察規則に従うことを要するという形でカトリック教会は国家に従属することを規定し、第3条では婉曲な表現ではあるが教会財産の不返還を規定し、更に第4条では司教の政府による任命と教皇による叙任を規定する。⁷⁰ この法律では、修道会については何も規定されていないが、許可を受けた若干の修道会や無

64 *Ibid.*, tome7, p.217.

65 Pierre Rosanvallon, *L'État en France de 1789 à nos jours*, p.142.

66 *Ibidem.*

67 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome9, p.195.

68 *Ibid.*, tome6, p.50.

69 *Ibid.*, tome13, p.89.

70 *Ibid.*, p.90.

許可の黙認された信仰を口実とする集団が既に存在していた。⁷¹ 修道会について規定した「若干の宗教的集団および宗教的結社の解散を命ずるデクレ」(Décret qui ordonne la dissolution de plusieurs agrégations ou associations religieuses)⁷² が 1804 年 6 月 22 日(共和暦ⅩⅦ年メシドール 3 日)に制定される。その第 1 条は、許可・無許可を問わず既存の修道会などを一律に禁止し、第 4 条は「この集団あるいは結社の中で人々が従って生きることを志願する会則と規約を検討して、この集団あるいは結社が皇帝のデクレにより正式に許可されたのでない限り、男性あるいは女性のいかなる集団あるいは結社も宗教を口実に設立することはできない。」とする。⁷³ 更に第 5 条は、会則と規約の審査を前提に *Sœurs de Charité*, *Sœurs hospitalières* など既存の慈善活動や施療院の活動をおこなう女性の修道会名を挙げて以前のアレテ・決定に従って存続することを特に規定する。⁷⁴ このデクレは、従来の修道会の全面禁止から許可制への移行を意味する。その許可は修道会の会則・規約を審査した上でデクレによってなされることになり、そこでは公権力が修道会に対する裁量に基づく許可・監督・解散の権限をもつことになる。従って、修道会の「存在は不安定なままであり、公式の承認あるいは黙認は常に取り消し可能であり、実際には皇帝と教皇の間の関係に依存している。すなわちナポレオンは、それらの集団が好ましいものである限り寛容な態度を示すが、関係決裂の後には敵対的な政策へと立ち戻る。」⁷⁵のである。

ナポレオンは 18 世紀の啓蒙専制君主と同様に、「修道者の屈従は、すべての精神力、すべてのエネルギー、すべての政府を破壊する」⁷⁶として修道会を非難するが、その一方で援助修道会や教育目的の修道会は「有用」であり、特に女性の修道会は外国政府と無関係で、司教に従い、政府に献身的に尽くすのであれば危険ではあり得ず、許可可能であるとする。⁷⁷ こうした慈善活動などをおこなう女子修道会を「評価」する考えは、前述の「若干の宗教的集団および宗教的結社の解散を命ずるデクレ」の第 5 条において、特にいくつかの女性の修道会の名前を挙げてその存続を認めていることから窺える。つまり修道会設立許可の基準は、国家にとって有用あるいは無害であるという実用的観点に置かれる。そして実際に許可された修道会の多くは慈善活動・教育活動をおこなう修道会であるが、中にはフランスのプロパガンダに有用であるという理由で宣教目的の在俗修道会が許可されている例もある。⁷⁸ 「1814 年には、女性の修道会は 1,800 の修道院と 70,000 人の病人を看護

71 1804 年 6 月 22 日の「若干の宗教的集団および宗教的結社の解散を命ずるデクレ」の第 1 条は、「本デクレの公布の日から、現在ベリー、アミアン、および帝国内のその他の都市で設立されている *Père de la Foi*, *d'Adorateur de Jesus*, および *Pacanaristes* の名前で知られている集団あるいは結社は解散されその状態に止まる。／同様に、信仰を口実にまた許可を受けずに設けられたその他のすべての集団あるいは結社は解散される。」(J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome14, p.29.) と規定している。このことは、許可あるいは黙認を受けた宗教的集団あるいは結社が既に存在していたことを示している。

72 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome14, p.29.

73 *Ibidem*.

74 *Ibidem*.

75 Henry Marc-Bonnet, *Histoire des ordres religieux*, pp.115-116.

76 *Ibid.*, p.115.

77 *Ibidem*.

78 *Ibid.*, p.116.

し、64,000 人の子供を教育する 12,000 人の修道女を数える。」⁷⁹

このデクレにより許可された修道会の大多数は、慈善活動や教育活動などをおこなう国家にとって無害で有用な行政を補完する機能をもつ修道会であった。これらの修道会は、黙認の場合はもちろんであるが、許可を受けた場合でもその取り消しは可能であり生殺与奪の権を公権力によって握られており、第 6 条にはこのデクレへの直接・間接の違反者に対する検事の訴追義務が記され⁸⁰、公権力の裁量に基づく監視・監督下に置かれていた。

⁷⁹ *Ibid.*, P.117.

⁸⁰ J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome14, p.30.

第7章 結 論

コルポラシオンを営業の自由、中間団体の否定、国家の役割の重視という三つの理念により否定することで、ル・シャプリエ法は以後の反結社法にコアリシオン禁止法と中間団体禁止法という二つの法の系統をつくりだすことになる。本章では、これまで述べてきた反結社法を基礎づけるこれらの三つの理念がもつ性格・役割、その作用の連関および変化について、水平的視点と垂直的視点という二つの視点から総括的に述べる。異なる視点からの考察により、中間団体政策を基礎づける理念の作用とメカニズムおよびその変化の過程をより明確に捉えることができる。

まず、営業の自由の理念に基づくコアリシオン禁止法の系統についてである。これについては、『フランス労働法の研究』、「ル・シャプリエ法研究試論」などの詳細な先行研究があるため簡単に述べるに止める。次に、中間団体禁止法の系統に関しては、中間団体の否定と国家の重視という反結社法を基礎づける理念がもつ性格、役割および営業の自由の理念も含めたその作用の連関について事項別に整理して水平的な視点から考察する。続いて、執政政府から第一帝政にかけてのナポレオン期における、若干の職業的社団や修道会の「復活」のもつ意味について述べる。最後に、時系列に沿った垂直的視点から、ル・シャプリエ法から1901年の結社の自由に至る過程について述べる。まず、ル・シャプリエ法から1810年の刑法典までの一連の中間団体禁止法における三つの理念の作用の連関のメカニズムを、革命の展開と関連付けて連続した一つの過程として明らかにする。次に、中間団体政策を根拠づける理念の変化という視点から、民衆協会という同一の対象に対する四つの禁止・規制法、1810年の刑法典などを取り上げてその変化の過程をより明確なものとする。最後に、補足として、1810年の刑法典による中間団体とコアリシオンに対する禁止・規制の体制から1901年の結社の自由に至る過程を簡単に述べ、その考察の方向を示す。

第1節 営業の自由、中間団体、国家 — 水平的視点から

1 営業の自由について

アンシャン・レジーム下で経済活動へのギルド的規制をおこなっていたコルポラシオンを廃止すると同時に、集団の力で自由な経済活動を妨げる親方・職人などのコアリシオンを禁止し、経済活動の自由とそれと表裏一体をなす労働の自由を確立しようとする営業の自由の理念は、アンシャン・レジーム末期のテュルゴ勅令をはじめとして、ダラルドのデクレ（ダラルドのデクレは、コルポラシオン廃止とそれに伴う営業免許制・営業免許税の導入が主要な目的であり、人的集合禁止の規定はない。）、ル・シャプリエ法という形を取って現れてくる。ル・シャプリエ法では、コルポラシオンとコアリシオンの禁止が営業の自由＝経済的自由主義の理念、中間団体否認の理念、および国家の役割を重視する理念によって基礎付けられている。ル・シャプリエ法を基礎づける主要な理念の一つである営業の自由＝経済的自由主義の理念は、これ以降コアリシオンを禁止する法の系統をつくり出

していくことになる。

1794年1月12日のデクレでは、アッシニア紙幣の用紙製造に携わる製紙労働者のコアリシオンそのものが禁止される。更に、1796年9月2日の総裁政府のアレテは製紙労働者全体へコアリシオンの禁止を拡大する。この二つのデクレは一種の徴用令であり、労働者全体へのコアリシオン禁止の先触れと言えるものである。更に、コアリシオンを中間団体の一つとして禁止するのではなく、コアリシオンそのものが独自の行為形態として直接禁止・処罰の対象とされている点に特徴がある。そして、1803年4月12日法では、職種の限定なくすべての労働者がコアリシオン禁止の対象とされ、前述の二つのデクレと同じく中間団体としてではなくコアリシオンそのものが禁止・処罰の対象となる。更に1803年法は、建前としてはル・シャプリエ法と同様に経済的自由主義の理念により労使双方のコアリシオンを禁止しているが、使用者側と比べて労働者側により重い刑罰を科すことによって、1810年の刑法典へと続く労働運動を抑圧する方向へと舵を切るものである。1810年の刑法典ではこの傾向が一段と強まる。1810年の刑法典第414条、第415条は使用者と労働者双方のコアリシオン禁止と罰則を規定する。しかし、使用者側に対する罰則は1803年法と同一であるのに、労働者側に対しては従来の1ヶ月～3ヶ月の禁固刑、更に首謀者には2年～5年の禁錮刑を科し、それに加えて第416条で首謀者を刑期終了後2年～5年間高等警察の監視下に置くことができると規定する。コンセイユ・デタにおける刑法典第415条の審議に際しての帝国大書記長による、あらゆるコアリシオンは、労働者を秩序と法律に対する反乱へと組織するという発言¹からも明らかのように、1810年の刑法典は建前としては経済的自由主義の立場から労使双方のコアリシオンを禁止しているものの、実際には公序の維持の観点から、労働運動抑圧のために労働者のコアリシオンの直接的禁止へと質的に変化していることを示している。無論、中間団体否認の理念に基づき、市民に中間的利益を吹き込む中間団体としてコアリシオンを禁止するという構造はもはやそこには存在しない。

営業の自由の理念は、以上で述べたように、営業の自由と中間団体否認の理念によって労使双方のコアリシオンを禁止するル・シャプリエ法から、アッシニアの用紙を製造する製紙業労働者のコアリシオンを独自の行為形態として禁止するデクレ、続いてすべての製紙業労働者のコアリシオンを同様に禁止するアレテ、労使双方のコアリシオン禁止を規定するがコアリシオン禁止をすべての労働者に拡大し労働者側への罰則が強化される1803年法、建前として労使双方のコアリシオンを禁止するものの労働者側への更なる罰則強化と労働者側の首謀者を刑期終了後も高等警察の監視下に置く1810年の刑法典を経て、以下で述べる1849年11月27日法へと垂直方向に深化していく。1848年の二月革命において、臨時政府は一旦労働組合の結成を認める。しかし、1849年6月13日の事件²により山岳派

1 Jean Guillaume Locré, *La législation civile, commerciale, et criminelle*, tome31, p.61.

2 1849年6月13日パリを中心に、政府のヴァチカン支援のためのローマ共和国（二月革命に触発されて成立）への軍隊派遣に反対して、山岳派が大規模なデモを組織する。それがバリケード戦に転化するが、民衆の支持は薄く、あっけなく政府により鎮圧される。この事件により、指導者であるルドリュ・ロラン（Ledru-Rollin, Alexandre-Auguste）はイギリスに亡命するなど、1849年5月の立法議会選挙で三割弱

＝左派崩壊の後、1849年11月27日＝12月1日の「刑法典第414条、第415条および第416条を修正する法律」(Loi qui modifie les art. 414, 415 et 416 du Code pénal)³がつくられる。この法は、刑法典第414条～第416条を修正しコアリシオンを禁止するものであり、一応労使双方のコアリシオンを禁止しているが、実際には労働者のコアリシオン禁止を意図したものである。その議会報告では、立法理由として経済的自由主義の理念と共にコアリシオンそれ自体が社会秩序に危険と混乱をもたらすという考えが表明されている。⁴ 従来、建前上自由な経済活動を妨げるものとして禁止の対象であったコアリシオンが、それ自体社会に危険と混乱をもたらすものとして禁止されることになる。

ル・シャプリエ法は、コルポラシオン、コアリシオンという自由な経済活動への障害を経済外的な強制によって排除することにより、主観的には経済活動の自由の確立を目指し、客観的には資本主義的な生産様式的前提である生産者と生産手段の分離を通じて賃金労働者をつくり出す資本の本源的蓄積を促すことになる。⁵ そして、賃労働と資本という新たな社会的・経済的秩序が姿を現し発展するにつれて⁶、それを守るためにコアリシオンを禁止する反結社法は、公序の維持という装いの下で、労働運動に対する抑圧的機能を強めていくことになる。なおル・シャプリエ法は、労使双方に職業的利益を守るための「職業組合」(syndicat professionnel)の結成を認める1884年3月21日＝22日の「職業組合の設立に関する法律」⁷によって廃止されるまで存続することになる。

2 中間団体否認の理念について

一連の中間団体を禁止する法の系統を基礎づける中間団体否認の理念を、第一に立法理由・立法形式、第二にその対象、第三にそれが用いられた期間という三つの視点から以下により考察する。

(1) 立法形式・立法理由

中間団体を禁止する一連の反結社法において第一に注目しなければならないのは、立法の形式とそれに規定される立法理由の問題である。諸団体の廃止は、個別の立法により個別の団体を対象にしておこなわれている。従って、諸団体の廃止は個別の政治的、経済的、社会的理由をもつことになる。民衆協会の請願などを禁止するデクレ(1791年5月)は、請願は個人の権利であり集団として行使することはできないとして、民衆協会を啓蒙・啓発の領域に封じ込めようとする。ル・シャプリエ法では経済的自由主義の理念により、ギ

の議席を得た山岳派＝左派は崩壊する。

3 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome49, p.385. この法の成立の経過については、本章第3節167-168頁を参照。

4 大和田敢太『フランス労働法の研究』53-54頁。

5 中村紘一「ル・シャプリエ法研究試論」3頁。

6 革命後のフランスの経済発展の状況については、第5章第3節の注223を参照。

7 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome84, pp.174. この1884年法については、本章第3節169頁を参照。

ル的規制と集団の力で自由な経済活動を妨げるコルポラシオンとコアリシオンが禁止される。商業会議所廃止のデクレでは、コルベールにより重商主義的政策の下で設立された商業会議所などの機関は欠陥があるとして、経済的自由主義の観点から廃止される。民衆協会の請願などの禁止・罰則を規定するデクレ（1791年9月）は、91年憲法による秩序に敵対するものとして請願などの活動を禁じ、民衆協会の活動を啓蒙・啓発に制限しようとする。在俗修道会廃止のデクレでは、在俗修道会は、教育や救貧などの社会的に重要な事業は宗教的コルポラシオンである在俗修道会に任せるべきではなく国家が担うべき事業であるとして廃止される。アカデミー廃止のデクレでは、アカデミーは、才能ある者を迫害し、専制君主の「異端審問官の社団」として哲学者を攻撃する圧政の道具であるなどの理由により廃止される。このような個別の具体的理由と共に、国家が体现する一般的利益を部分的利益によって妨げる特権的中間団体の排除という抽象的ではあるが普遍的な廃止理由を挙げることによって、一連の団体に対する廃止措置の普遍性を示すものとして中間団体否認の理念が用いられる。つまり、これらの一連の反結社法の立法理由は、個別の廃止理由と中間団体否認の理念といういわば具体と抽象の二層構造をなしているのである。

また個別の立法による個別の団体の廃止は、これらの法の対象ではない団体は理論的には廃止対象とはされないことになる。そもそも、諸団体を廃止するための反結社法が次々とつくられたこと自体がこのことを示していると言える。中間団体否認論に従えば、個々の団体がもつ問題の如何に関わらず中間団体は「中間団体」であることを以って否定され、その包括的禁止が理論的帰結となる。しかし、実際にはこれまで見てきたように個別の団体に対する個別の禁止法がつくられており、大学のように廃止のデクレが議決される以前に財源の廃止や公的機関の監督により「瀕死の状態」に置かれるケースもあるが、このような監督・規制の対象となった団体であっても、その団体に対する禁止法がつくられるまでは存在自体は否定されない。

革命は中間団体否認の理念によって、コルポラシオンなどのアンシャン・レジームの特権的中間団体を廃止する一方で、「公共圏」的な性格を有する民衆協会（会費を払い、規約を守れば誰でも参加でき、自由な討議がおこなわれていた。）という新しいアソシアシオンも生み出している。更に、ル・シャプリエ法を初めとする反結社法によって廃止された商業会議所、パン屋と肉屋の職業的社団、施療院などを運営する修道会などの中間団体が、ナポレオンの下で商工業の発展、効率的な統治、治安維持などの視点から「復活」されている。結局、1791年から93年にかけてはかなり激しくアンシャン・レジームの特権的中間団体の廃止がおこなわれたものの、その実態は総体としては中間団体を完全に廃止するものとは言い難いものである。

（2）対 象

第二に注目しなければならないのは、一連の反結社法において中間団体否認の理念の対象とされたのはどのような団体なのかである。中間団体への禁止措置の共通の基礎となる理念は、ルソーが『社会契約論』で示した中間団体否認論である。ルソーは中間団体に関

して具体的な説明を加えていないが、大前提として一般意志が良く表明されるには国家の中に部分社会がなく、個々の市民が自らの意志に従って意見を述べる事が重要であるとす。つまり、一般意志を部分的利害で歪曲する団体を「国家の中の部分社会」＝中間団体として否定したのである。従って、ルソーは特権的団体であるコルポラシオン、個人の自由な結合体であり「公共圏」的性格をもつ民衆協会などのアソシアシオンといった区別なしに、その性格を問わず一律に国家と市民の間に介在する中間団体を否定する。しかし、立法者である議員たちのルソー理解の表れである一連の反結社法は、このようなルソーの中間団体否認論を基礎としているのは明らかであるが、ルソー自身の考えとは別個のものである。

1791年のル・シャプリエ法の議会報告で、ル・シャプリエは、「市民に中間的利益を吹き込み、コルポラシオンの精神によって公共の事柄から市民を切り離すことは許されない。」⁸として、中間団体否認の理念により中間団体の「害悪」を説明する。1791年9月の商業会議所廃止のデクレについての議会報告は、その「存在は今やコルポラシオンを禁じた憲法の諸原則（自由と諸権利の平等という91年憲法の原則：訳注）を傷つけている。」⁹とする。1792年8月の在俗修道会廃止のデクレに関する議会報告・討議では、在俗修道会は「聖職者のコルポラシオン」であり91年憲法の原理に反し、真に自由な国家はその内部にいかなるコルポラシオンも許容すべきではなく、更にあらゆる社団は必然的に国家と市民の間に介在し市民を公共の事柄から切り離す中間団体であるとする。1793年8月のアカデミー廃止のデクレの議会報告は、アカデミーを、説明はないが否定的ニュアンスを込めてコルポラシオンと規定している。これらの立法では、それぞれの団体を非難するのに用いられる「コルポラシオン」という用語は、本来の「同業組合」という意味を超えて、アンシャン・レジームの「害悪」を象徴する、革命にとって存在を許すべきでないアンシャン・レジームの特権的中间団体を示すものとして使用されている。また、こうした立法者の中間団体否認の理念は、諸権利の平等に反する特権的団体＝コルポラシオン＝中間的利益を代表する中間団体という形で、特権批判と中間団体否認論が「コルポラシオン」を媒介として結び付くという構造を持っており、一連の反結社法では「コルポラシオン」という用語を媒介にして中間団体否認の理念が間接的に示されている。また、1791年5月の民衆協会の請願などの活動を規制しようとするデクレの審議に際して、ル・シャプリエは「公共圏」的性格を持つ民衆協会を、討議・決定・請願をおこなうとコルポラシオンになってしまうとして、わざわざ民衆協会をコルポラシオンと規定してその請願などの活動禁止を根拠づけている。ルソーの中間団体否認論に従えば、一定の意見に基づき国家に働きかける民衆協会は中間団体そのものであり、ことさらコルポラシオンと規定するまでもなく禁止の対象となるはずである。このこともまた、中間団体否認の理念が対象とするものが、アンシャン・レジームの特権的中间団体を表象するものとしてのコルポラシオンであることを示していると言える。以上で述べてきたように、中間団体否認の理念は、コルポラシオンすなわち

8 *Archives parlementaires*, 1^{ère} série, tome27, p.210.

9 *Ibid.*, 1^{ère} série, tome31, p.397.

アンシャン・レジームの特権的中間団体を対象にその廃止を根拠づけるものとして用いられたものである。

また一連の立法が廃止対象としたアンシャン・レジームの特権的中間団体は、種々の社団に公法的・半公法的特権を付与し、その見返りに税や納付金を課し各社団の統制を通じて臣民を支配するという社団国家と言われるアンシャン・レジームの支配構造の中核をなすものであり、その解体は社団国家の解体をもたらすと同時に、結果として個人を社団への依存から切り離す役割を果たすことになる。

(3) 期 間

第三に注目すべきは、中間団体否認の理念が立法理由として現れていた期間である。一連の反結社法の立法理由に中間団体否認の理念が直接・間接に登場するのは、1791年5月18日(10日)の民衆協会の請願などを禁止するデクレ、91年6月14日のル・シャプリエ法、91年9月27日の商業会議所廃止のデクレ、91年9月29日・30日の民衆協会の請願などの禁止・罰則を規定するデクレ、92年8月18日の在俗修道会廃止のデクレ、93年8月8日のアカデミー廃止のデクレにおいてであり、91年から93年にかけての約2年間に過ぎない。1793年8月24日の株式会社の廃止に関するデクレ、93年9月15日の大学廃止を規定するデクレ、テルミドールのクーデター後の95年8月23日クラブ・民衆協会の廃止に関するデクレ、97年7月25日の政治的問題に係わる団体廃止のデクレ、帝政期の1810年の刑法典第291条・第292条の立法理由の中には中間団体否認の理念はもちろん、「コルポラシオン」規定も一切登場していない。1793年8月の株式会社廃止のデクレについては、株式会社は資本の集合体であり特権をもたないものもあり投機の抑制が主要な廃止理由となり、93年9月の大学廃止を規定するデクレに関しては教育制度の改革が主要な目的であり大学廃止はその結果に過ぎないため、コルポラシオンを対象とする中間団体否認の理念は登場しない。中間団体否認の理念は、革命の「展開期」にコルポラシオン＝アンシャン・レジームの社会の中核をなす特権的中間団体廃止の根拠として機能しており、テルミドールのクーデターを転回点として革命が「収拾期」に入ると、アンシャン・レジームの秩序の解体という中間団体否認の理念の直接的役割は終る。もちろん、中間団体否認の理念が直接・間接に立法理由として示されないからと言って、その影響がなくなった訳ではない。社会的「空気」の実証は難しいが、ルソーの中間団体否認論を源とする「中間団体に対する敵意」¹⁰すなわち反結社という社会的「空気」が、1901年の結社の自由の法認まで続く結社への禁止・規制の背景に存在していることは確かであると言える。

3 国家について

本項では国家の役割を重視する理念と国家の「増殖」のメカニズムについて述べる。フランス革命では、国家が新たな社会的関係の創出に大きな役割を果たすことになる。国家

10 Conseil d'Etat, *Les associations et loi de 1901, cent ans après*, p.251.

は、表裏一体をなす二つのベクトルによって新たな社会的関係を構築する「主役」として登場することになる。第一には、公共の幸福・個人の権利保障などにおける国家の役割への「哲学者」たちの積極的な評価という思想的ベクトルによってである。18世紀の個人主義的思想は国家を個人と対立するものとは捉えない。モンテスキューは、『法の精神』で、「国家は全公民に対してその暮らしを確実にする一つの義務を負っている。」¹¹とする。ルソーは、『社会契約論』において、国家の目的は「公共の幸福」にあり「国家の力のみが、その構成員の自由をつくりうる」¹²として国家の役割の重要性を強調する。コンドルセは、『人間精神進歩史』で、ルソーの命題を引継ぎ、治安の維持、個人の権利保障、法律の制定・施行等々国家の役割を具体的に述べている。こうした「哲学者」たちの国家の役割を重視する思想を反映して、1791年憲法は、貧しい病人などへの公的扶助や無償の公教育の組織化を宣言し、1793年憲法は、「公的扶助は神聖な負債である。」¹³とする。ル・シャブリエ法では、職を必要とする者に職を与え障害のある者に救済を与えるのは国家であるとして、国家が果たすべき役割が明確に述べられる。商業会議所廃止のデクレでは商業の情報収集と情報の一元的管理のための国家機関の必要性が述べられ、在俗修道会廃止のデクレでは扶助・教育は国家の任務であるとされ、大学廃止を規定したデクレでは国家が新たな中・高等教育機関を設立し、それに付随して大学を廃止するとされ、民衆協会などの活動制限や禁止のデクレでは政治的領域から民衆的勢力を排除し公の事柄を国家が独占しようとする。つまり、これらの反結社法は、その現れ方は様々であるが、共通して国家に積極的な役割を認め、国家あるいは国家がつくりだしたものが中間団体にとって代わることを意図するものである。

第二には、中間団体否認の理念、続いて公序の維持の理念による中間団体の排除という社会的ベクトルによってである。以上で述べてきた国家の役割の重視と中間団体の排除という二つのベクトルは反結社法を媒介として結びつき、反結社法が社会の諸領域において中間団体を排除し、従来中間団体が担っていた個人が担えない扶助や教育などの社会的機能は、必然的に国家が担わざるを得ない状況下に置かれ、国家の役割への積極的な評価が国家あるいは国家がつくりだしたものが中間団体にとって代わることを促し、社会の諸領域において国家による公の事柄の独占が進み、国家の比重が増大していく。この意味で、すべての反結社法は国家の「増殖」を指向していると言うことができる。更に、基礎的な社会的集団として個人がアイデンティティを求めた存在である社団＝中間団体を排除して、革命はそれに代わる「国民」というアイデンティティの下で、人々を革命によって生み出された国家＝単一不可分の共和国へと統合しようとする。

4 三つの理念の連関について

前項と若干重複する部分があるが、本項では、営業の自由・中間団体・国家という三つ

11 モンテスキュー 野田良之他訳『法の精神（中）』391頁。

12 ルソー 桑原武夫 前川貞次郎訳『社会契約論』81頁。

13 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome5, p.353.

の理念の相互作用のメカニズムについて述べる。ル・シャプリエ法は、営業の自由と労働の自由を担保するために、コルポラシオンの廃止と親方・職人などの集会・結社など一切の人的集合を禁止する。その理由としてル・シャプリエ法で挙げられたのは、営業の自由の理念に加えて、コルポラシオンを個人と国家の間に介在し中間的利益により一般意志の形成を妨げる中間団体として否定する中間団体否認の理念である。それと同時に、職を必要とする者に職を与え、障害のある者に救済を与えるのは国家であるとして国家の任務が明確に主張される。経済的領域の社団＝中間団体であるコルポラシオンを、あらゆる領域における中間団体の否定を可能にする中間団体否認の理念によって否定することで、中間団体の廃止は社会のあらゆる領域に広がるのが理論的に可能になる。そして、反結社法を媒介として中間団体の排除と国家の役割の重視という二つの理念が結びつき、反結社法による中間団体の排除により、それが従来担っていた社会的機能は前述のように理論的に国家が担うべきとされると同時に、現実的にも国家が担わざるを得ない状況が生じ、国家の「増殖」が進むことになる。すなわち、ル・シャプリエ法から 1810 年の刑法典に至る過程は、革命の「展開期」には中間団体否認の理念により反結社法がコルポラシオンをはじめとするアンシャン・レジームの特権的中间団体を解体・排除して、国家の役割を重視する理念に促されて中間団体に代わって社会の諸領域において国家が「増殖」し、革命が「収拾期」に入ると中間団体政策を基礎づける理念は公序の維持へと重心を移し、民衆協会などの政治的領域における中間団体が解体・排除され、公の事柄の国家による独占が進み、それにより公序の維持が図られていくというメカニズムが作用する「運動」の過程であると言える。それは中間団体政策を基礎づける理念の変化という視点から見れば、営業の自由の理念によるコルポラシオンの廃止をいわば「入口」として、中間団体否認の理念から公序の維持という理念に、その基本となる理念が変化していく過程であると言える。

第 2 節 社団の「復活」

一方、執政政府の下で、いくつかの観点からコルポラシオンなどの職業的社団の復活を求める動きが現れる。これは、地方からのコルポラシオン復活を求める動き、商工業の発展のために職業的社団を設立する動き、それとは異なるパリの警視総監による治安維持の視点からのコルポラシオン設立という三つの動きに整理される。

いわゆる最高価格法の廃止により自由主義的経済体制へ復帰した後も、地方では実質的に経済活動への規制がおこなわれており、地方からのコルポラシオンの復活を求める動きが出てくる。しかし、中央権力は経済的自由主義の考えを維持しており、コルポラシオンが復活することはなかった。一方地方からの声もあって、内務大臣の下に 1802 年 12 月に主要都市に商業会議所が、1803 年 4 月にマニユファクチャー・製造所・手工業諮問会議所が、商工業の情報収集と諮問的機能をもつ機関として設立される。これとは別に、都市への安定的食糧供給は治安の問題と密接に関係していることから、パリの警視総監のデュボ

ワは、1801年10月にパン屋のコルポラシオンを、1802年9月に肉屋のコルポラシオンを再建してパリへの食糧供給を統制・監督しようとする。これらのコルポラシオンは、設立から警視総監の意図の下に置かれ、活動自体も厳格に規制・監督されていた。これらのコルポラシオンは、職業活動の規制という点ではコルポラシオンの復活と言えるが、権力からの独立は復活しなかった。すなわち、「復活」した商業会議所やコルポラシオンなどの職業的社团は、公権力の監視・監督・規制の下で、商工業の情報収集やその発展のための意見を述べる諮問的役割およびパリへの安定的食糧供給を担うなどの行政の補完的役割を果たす社团であり、権力に対する一定の自律性をもち種々の機能を備えたアンシャン・レジム下の基礎的な社会的集団である職業的社团とはまったく異なるものであった。

修道会に関しては、1789年から94年にかけて教会財産の国有化、盛式誓願の禁止による修道会の廃止、在俗修道会の廃止、更には慈善事業施設の国有化がおこなわれるが、国家が扶助などをすべて担うことは不可能であり、総裁政府期にはこれとは逆の動きが始まる。1796年10月には民間の慈善施設への財産の返還がおこなわれ、1804年6月に修道会は全面禁止から許可制へと移行する。この体制は、公権力の裁量に基づく修道会の許可・監督・解散を可能にするものであり、1810年の刑法典に基づく中間団体政策を先取りするものと言える。従って、このデクレにより許可された修道会の大多数は、国家にとって有用かつ無害な行政を補完する慈善活動や教育活動などをおこなう修道会であった。

以上で述べてきたように、これらの執政政府から第一帝政にかけてナポレオンの下で「復活」した職業的社团や扶助・教育などを担う修道会は、アンシャン・レジム下の社团とは異なり、国家の監視・監督の下で行政への補完的機能しかもたない社团であった。従って、新たな社会的関係の創出は、言うまでもなく、これらの社团によって担われた訳ではない。それは、全国をほとんど同じ規模の83の県という行政区域に分割することで、「地方精神」を破壊し、今まで、プロヴァンス人、ノルマンディ人などでしかなかった人々を、フランス人の帝国の住民にするという国民の統一に地理的基礎を与えようとする行政機構の整備¹⁴、言葉と物を統一する努力により社会的紐帯の性質を変えようとする単一不可分の共和国建設の鍵とされる言語の統一および度量衡の統一¹⁵、フランス人を形成すること、すなわち国民に固有で特別の一つの相貌を取り入れさせることである公教育の組織化¹⁶等々により「国民」というアイデンティティを形成し、単一不可分の共和国に人々を包摂することを通じて国家が主導的な役割を果たしていくことになる。

第3節 ル・シャプリエ法から1901年の結社の自由へ — 垂直的視点から

1 ル・シャプリエ法から1810年の刑法典へ

フランス革命は、ブルジョワジーを軸として貴族と民衆という三つの社会的勢力の結

14 Pierre Rosanvallon, *L'État en France de 1789 à nos jours*, pp.101-102.

15 *Ibid.*, pp.103-104.

16 *Ibid.*, p.108.

合・離反によって進行する。¹⁷ この点から、革命をテルミドールのクーデターを転回点とする「展開期」と「収拾期」に区分し、以下により総括的に考察する。

1789年7月のバスティーユ襲撃に始まった革命は、政治的には三権分立・制限選挙による一院制の議会という立憲王政、経済的には営業の自由＝経済的自由主義、社会的には法の前での平等を規定した91年憲法から、共和政の宣言、生存権と教育権からなる人権保障、男子普通選挙などによる民主主義の徹底を規定する93年憲法（非常事態を理由に施行されず。）を経て、93年の山岳派独裁に至る時期は、ブルジョワジーが革命の当初手を組んでいた自由主義的貴族と離れ、民衆的勢力の圧力あるいはそれとの結合によって、アンシャン・レジームの破壊とその空隙を埋める新しい社会システムの構築が錯綜して進んでいく攻撃的な「展開期」である。

1791年2月のダラルドのデクレは、コルポラシオンを廃止し、営業免許制・営業免許税を導入する。コルポラシオンの廃止を再度規定する1791年6月のル・シャプリエ法は、コルポラシオンとコアリシオンの禁止を営業の自由の理念、中間団体否認の理念、更に国家の役割を重視する理念によって基礎付ける。経済的視点から見れば、コルポラシオンの廃止は、主観的には経済活動の自由の実現を目指し、客観的には生産手段と労働力の分離による資本の本源的蓄積を促すものである。それと同時に、職業的社団であるコルポラシオンを中間団体の一つとして中間団体否認の理念により否定することで、営業の自由の理念によるコルポラシオンの廃止を「導水路」として、社会のあらゆる領域において中間団体を否定することが理論的に可能になる。更に中間団体否認の理念は、コルポラシオンなどの社会の諸領域における社団＝特権的中间団体を廃止することにより、アンシャン・レジームの支配構造の中核をなす社団の解体を通じて社団国家を解体し、個人を社団への依存から解放し、近代市民社会の基礎的構成単位をなす権利の主体としての市民創出の前提をつくりだす。

またル・シャプリエは、その議会報告の中で、貧しい病人などの扶助は国家の任務であるとして、中間団体に代わってその役割を国家が担っていくべきことを明確に述べている。中間団体の排除と国家の役割の重視は反結社法を媒介として結びつき、反結社法は中間団体を排除し、それにより生じた社会的隙間を国家によって埋めていくことを指向するものとして機能することになる。それは、1791年5月と9月の民衆協会関係の二つのデクレでは、政治的領域での公の事柄の国家による独占・支配として現れ、91年9月の商業会議所廃止のデクレと92年8月の修道会廃止のデクレでは、各社団の機能は国家が担うべき機能であるという形を取って現れる。1793年8月のアカデミー廃止のデクレは「賢明な政体」＝共和国はアカデミーのような団体を必要としないとし、93年9月の大学の廃止を規定するデクレは、新たな三段階の中・高等教育機関を設立するのは国家とする。また、この時期の反結社法において各社団への非難に用いられる「コルポラシオン」という用語は、本来の「同業組合」という意味を超えて、アンシャン・レジームの「害悪」を体現する特権

¹⁷ 柴田三千雄『フランス革命』92頁。

的中間団体を表象するものとして用いられる。以上で述べてきたように、ル・シャブリエ法では、営業の自由・中間団体の排除・国家の重視という三つの理念が現れ、それが相互に連関し機能していくメカニズムの出発点としてある。この点からも、ル・シャブリエ法は以後の反結社法の「母法」的役割を担っていると言うことができる。

しかし、反結社法の立法理由の中に中間団体否認の理念が直接・間接に登場するのは、1791年5月の民衆協会の活動制限のデクレから、ル・シャブリエ法、在俗修道会廃止のデクレなどを経て、93年8月のアカデミー廃止のデクレまでの約2年間に過ぎない。一方、1793年8月の株式会社廃止のデクレは投機の抑え込みが目的であり、株式会社は資本の集合体であり特権をもたないものもあり、特権的コルポラシオンとの批判は成り立ちにくい。また、1793年9月の大学廃止を規定するデクレは、新たな中・高等教育制度の設立が目的であり、大学の廃止はそれに付随するものに過ぎない。そのためこの二つのデクレでは、アンシャン・レジームの特権的中間団体を表象するコルポラシオンを対象とする中間団体否認の理念は登場しない。

山岳派独裁によってピークを迎えた革命は、1794年7月のテルミドールのクーデターを転回点として、アンシャン・レジームの破壊・新しい秩序の構築という段階から、貴族などの反革命勢力と実質的平等の実現を目指して革命の一層の徹底を求める民衆的勢力という左右の勢力から、自由、権利の平等、国民主権、所有権の不可侵などの「革命の成果」を防衛しつつ、革命によってつくられた新たな制度・秩序を現実に合わせて調整していく防衛的な「收拾期」に入る。1795年8月には、制限選挙による二院制の議会などの革命独裁予防のための分権的制度を規定し、所有権の絶対性を基礎に自由な経済活動を原理とする社会を謳う95年憲法が制定され総裁政府が成立する。総裁政府は不安定で、左右の勢力からの脅威を受けてその姿勢は大きく揺れ動く。こうした不安定な状況の中で、強力な指導力が求められ、1799年11月ナポレオンの軍事力によるブリュメール18日のクーデターで執政政府が成立し、革命の終結が宣言される。そして1804年ナポレオンは国民投票により皇帝となり第一帝政が始まる。

テルミドールのクーデター後、権力を握ったテルミドール派の攻撃は、今まで革命を推し進めてきた民衆協会などの勢力へと向かう。そして、山岳派独裁を支えた民衆協会を「反革命」として禁止する1795年8月のデクレ、民衆協会の禁止を95年憲法への適合＝適法性という形で正当化する97年7月の法律がつくられる。しかし、そこには中間団体否認の理念は一切登場せず、直接公序の維持を理由として民衆協会の存在自体が否定され、政治的領域における公の事柄の国家による独占が図られる。1810年の刑法典は、公権力の許可のない20人以上の結社を禁止し、公権力の「自由」な裁量に基づく中間団体への包括的な禁止・規制・監視の体制が確立することになる。

以上で述べてきた過程は、革命の「展開期」においては、中間団体否認の理念がアンシャン・レジームの特権的中間団体を廃止することによりその社会秩序を破壊して社団への依存から個人を解放し、テルミドールのクーデターにより革命が「收拾期」に入ると、中間団体政策は中間団体を「中間団体」であることを以って禁止することから、クーデター

による秩序＝公序の維持の観点からの中間団体禁止へと重心を移していくことを示している。この点から、立法者によるルソー理解というフィルターを通した中間団体否認の理念は、革命の「展開期」においてアンシャン・レジームの特権的中間団体の解体により、その社会秩序を破壊するための理念として用いられたものと言える。一方、ルソーの中間団体否認論を源とする中間団体に対する否定的態度は、中間団体否認の理念が直接・間接に立法理由として登場しなくなって以降も、実証困難ではあるが、社会的「空気」として約百年に渡る中間団体政策に大きな影響を与えたことは明らかである。そして、こうしたル・シャブリエ法から 1810 年の刑法典に至る過程は、国家が中間団体にとって代わることを指向するル・シャブリエ法を初めとする一連の反結社法による、中間団体の排除→国家の「増殖」→公の事柄の国家による独占→公序の維持という「運動」のメカニズムが作用する過程とすることができる。

一方、執政政府期の 1801 年～3 年にかけて、食糧の安定的供給、商工業の振興などの視点から、パリの警視総監の下でパン屋などのコルポラシオンが「復活」し、情報収集と諮問的役割をもつ商業会議所などが内務大臣の下で「復活」する。また、1804 年修道会は許可制となり、教育などをおこなう国家に有用で無害な修道会が許可される。しかし、それらの社団は一定の自律性をもったアンシャン・レジーム下の社団とは異なり、行政への補完的機能しかもたず、新たな社会的関係の構築を担う主体となるものではない。

2 中間団体政策を基礎づける理念の変化について

以上中間団体禁止法における三つの理念とその連関のメカニズムなどについて二つの視点から総括的に述べてきたが、それは同時に中間団体否認の理念から公序の維持への反結社法を基礎づける理念の転換を示すものでもある。こうした変化の過程を最もよく示しているのが、1791 年から 97 年にかけての民衆協会という同一の対象に対してつくられた四つの規制・禁止法である。以下では、セクション総会の開催制限に関する 1793 年 9 月のデクレも含めて、反結社法の基礎となる理念の変化の過程をより明確なものとするために、前項と一部重複する部分もあるが、1791 年 5 月の民衆協会の活動制限のデクレから 1810 年の刑法典第 290 条・第 291 条へと至る過程を一つのプロセスとして総括的に述べる。

1791 年 5 月の「市民がコミューンの招集を要求することができる場合を定める請願権に関するデクレ」¹⁸は、民衆協会は審議・決定・請願などをおこなうとコルポラシオンになってしまうとして中間団体否認の理念により、請願などの活動をおこなう政治的存在としての民衆協会を否定し、民衆協会を専ら啓蒙・啓発をおこなう存在に封じ込めようとする。またこのデクレは、そのタイトルが示すようにパリの行政機構の一部であるセクションに対して、市民の政治的問題の討議の場となっていたその総会の議題を純粹にコミューンの利益に係る行政の問題に限定し、それ以外の目的での招集・審議は無効であり反憲法的であるとして、セクションの政治的活動を抑え込もうとするものでもある。1791 年 9 月のデ

18 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome2, p.365.

クレは、民衆協会の請願などの活動は 91 年憲法による秩序＝公序を脅かし、憲法はコルポラシオンを許さないとして、公序の維持と中間団体否認の理念という二つの理念により政治的存在としての民衆協会を否定し、啓蒙・啓発にその活動を制限しようとする。このデクレは、中間団体否認の理念から公序の維持への中間団体政策を根拠づける理念の変化という点から見れば、その過程の中間段階をなすものと言える。しかし、民衆運動は活発化し 1793 年にはピークを迎え、政治状況に影響を与えていく。1793 年 9 月には、市民の政治的問題に関する討議の場となり、そこを拠点に活発に政治的活動がおこなわれていたセクション総会（対外的危機の深刻化を受けて 93 年 7 月から常時開催される。）の開催を制限することで、その活動を革命独裁のコントロール下に置こうとするデクレが議決される。これに対して、多くのセクションが抗議し、クラブ＝民衆協会を設立して制限のない討議の場を確保しようとする。また、このデクレはパリの行政機関の一部であるセクションを対象としており、そこには中間団体否認の理念は見られない。

1795 年 7 月のテルミドールのクーデター後、95 年 8 月のデクレは、民衆協会を「反革命」として激しく非難し、クーデターによって創出された秩序＝公序の維持のために民衆協会そのものを禁止する。1797 年 7 月の法律では、95 年憲法による秩序＝公序の維持という政治的意図が、政治的問題に関係する特別な団体の禁止は憲法に適合し適法であるという形で示される。この 1795 年と 97 年の二つのデクレ・法律では、中間団体否認の理念は完全に姿を消し、公序の維持を理由として民衆協会の存在自体が否定される。テルミドールのクーデターは革命の「収拾期」への転換点であり、アンシャン・レジームの社会秩序解体のために用いられた中間団体否認の理念はその役割を終え、テルミドールのクーデターによる秩序＝公序の維持という政治性をもった理念が中間団体否認の理念という原理的な性格の理念に取って代わることになる。

これらの民衆協会に対する規制・禁止法は、国家が政治的領域における公の事柄を独占することにより公序の維持を図ろうとするものであり、政治的領域のアソシアシオンを対象とするものである。セクション総会の開催制限のデクレに関しても、セクションはパリの行政の下部機関でありアソシアシオンではないが、政治的領域から民衆的勢力を駆逐し公の事柄の国家による独占を図るものであるという意味において、民衆協会に対する規制・禁止法と同じ質をもつものであり、かつ個別の事象を対象としている。更に、このデクレに対してセクションが民衆協会を設立して対抗したことは、セクション総会と民衆協会が政治的問題の自由な討議の場として同質性をもっていたことを示している。また、ル・シャプリエ法をはじめとする一連の反結社法も、前述の通り、個別の領域における社団を対象とした個別の立法である。

このような個々の社団を対象としたデクレ・法律とは異なり、1810 年の刑法典の第 291 条は、その種類・性格を問わず 20 人以上のあらゆる結社を対象を拡大し、「20 人以上のいかなる結社も、政府の承認と結社に課すことが公権力の意に適う条件の下でしか設立する

ことはできない。」¹⁹として、「公権力の意に適う条件の下で」のみ、すなわち国家の「自由」な裁量によって、国家にとって有用かつ無害な結社のみを許容するとする。これは、あらゆる結社＝中間団体を包括的に政府の裁量に基づく禁止・規制・監視の下に置き、国家があらゆる領域における公の事柄を独占・支配しようとすることを意味する。中間団体政策の基礎となる理念は、理論的に結社の全面禁止に至る原理的な中間団体の否定から、国家にとっての結社の有用性・無害性によりその存在が許容されるか否かが判断される政治性をもった公序の維持へ、つまり質から量の問題へと完全に变化する。以上で述べてきたように、1810年の刑法典において、中間団体政策を支える理念の変化とその対象の拡大は完成する。法律によるのではなく、国家の「自由」な裁量によるあらゆる領域における中間団体を対象とする禁止・規制・監視が、1901年法による結社の自由の法認まで約百年近くに渡って続く中間団体政策の基本となる。この1810年の刑法典の体制は、中間団体の取締機関の実際の活動の中から生じる判断基準に基づく禁止・規制・監督の下に中間団体を置くものである。従って、この体制は政治的、経済的、社会的状況に大きく影響を受けると同時に、権力にとっては法律による取締よりも状況に応じた「柔軟な対応」を可能にするものと言える。

3 1810年の刑法典の体制から1901年の結社の自由へ — 補足的に

最後に、以上で述べてきたような質をもった中間団体政策およびコアリシオンに対する政策の1810年の刑法典から1901年法による結社の自由に至る「変遷」のアウトラインを補足としてごく簡単に述べ、その考察の方向を示しておく。

ナポレオンの第一帝政に続く復古王政（1814年～30年）は、結社全般に寛容であり、特に宗教的な感情を惹起する結社には好意的であった。コンパニオナーージュは、実態把握が困難であっただけでなく、その宗教的、伝統的な性格により寛容な取り扱いを受ける。²⁰ 慈善活動や教育をおこなう修道会は、革命により破壊された宗教的観念を取り戻すものとして奨励され増大する。²¹ 七月王政期（1830年～48年）には、政府により警戒されていた大規模な共和派の結社である人権協会への取締強化のために、1834年4月10日＝11日の「結社に関する法律」（*Loi sur les associations*）²² がつくられる。この法律は、人権協会が20人に満たない人数で結社を支部に分割して法の適用を逃れていたのに対して、「これらの結社が20人より少ない構成員の支部に分割されていたとしても、またそれらが日常的にあるいは一定の日に集合しないとしても、刑法典の第291条を適用することができる。」

（第1条）²³として適用対象を拡大し、それらの結社を当局の規制・監視下に置くことを可能にする。第二共和政期（1848年～52年）には、1848年2月25日＝29日の「臨時政府の労働者に関する声明」（*Déclaration du gouvernement provisoire relative aux ouvriers*）

19 Jean Guillaume Locré, *La législation civile, commerciale et criminelle*, tome30, p.48.

20 Paul Nourrisson, *Histoire de la liberté d'association en France*, tome1, p.245.

21 高村学人『アソシエーションへの自由』102頁。

22 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome34, p.49.

23 *Ibid.*, pp.50-51.

は、「臨時政府は、労働者が自らの労働の利益を享受するために結社をつくることが必要であることを認める。」²⁴として労働組合の結成を認める。しかし、これはつかの間の自由に過ぎない。この声明を受けて、刑法典のコアリシオン禁止条項の見直しを提案された憲法制定議会は結論を得ずに解散し、権力を再び握ったブルジョワ共和派によりコアリシオンに関する罪の廃止という前提を離れて検討がなされ、結論として1849年11月27日=12月1日の「刑法典第414条、第415条および第416条を修正する法律」²⁵は刑法典第414条～第416条を修正し、社会に危険と混乱をもたらすものとの位置づけからコアリシオンを禁止することになる。²⁶ また、「二月革命の一ヵ月だけでパリにおいて約250のクラブが叢生し」²⁷、1848年11月4日=10日のフランス共和国憲法(Constitution de la République française)²⁸は、「市民は結社に加わり、平穩に武器をもたずに集合し、請願をおこない、出版その他の方法で自らの意見を表明する権利をもつ。」(第8条)と結社の権利を宣言する。²⁹ しかし、この「結社の自由」もまたつかの間に過ぎない。1849年6月13日の事件³⁰による左派崩壊の後、49年6月19日=22日の「クラブに関する法律」(Loi sur les clubs)は、クラブ・集会に関する法律が制定されるまで暫定的に公共の安全を脅かすクラブを禁止することができるとする。³¹ しかし、実際には新たな法律は制定されず、毎年「クラブに関する法律」が延長され³²、憲法で宣言された結社の自由は公序の維持という政治的理由により実質的に制限されることになる。

第二帝政期(1852年～70年)、19世紀後半に入ると、結社全般の自由は実現しないが、権力の意図の下に個別法で団体を設立することがおこなわれるようになる。『貧困の絶滅』の著者でもあるナポレオン三世は、権力者であると同時に民衆に理解のある社会の改革者という二つの顔をもつ。第二帝政は、一般的には、その前半を「権威帝政」、後半を「自由帝政」と区分される。³³ 1852年3月26日=4月6日の「相互扶助組合に関するデクレ」(Décret sur les sociétés de secours mutuels)³⁴は、権威的秩序を維持しつつ、階級融和を進め社会的問題の解決を図ろうとするナポレオン三世の考え方を反映したものであり、

24 *Ibid.*, tome48, p.59.

25 *Ibid.*, tome49, p.385.

26 大和田敢太『フランス労働法の研究』54頁。

27 高村学人『アソシアシオンへの自由』130頁。

28 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome48, p560.

29 *Ibid.*, p.566.

30 本章第1節の注2を参照。

31 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome49, pp.233-234.

32 高村学人『アソシアシオンへの自由』142頁。

33 第二帝政は、一般的に1852年から60年頃までの「権威帝政」とそれ以降の「自由帝政」に区分される。「権威帝政」期には、言論・出版の自由などが規制され、権威主義的手法による統治が行われた。ナポレオン三世は、イタリアの民族主義的運動を支援して出兵しオーストリアと戦いこれを破るが、運動の強大化を恐れてオーストリアと単独講和するという無定見なイタリア政策により、カトリックと共和派双方の離反を招く。更に、1860年の英仏通商条約の締結=自由貿易政策への転換により、産業資本家層の離反を招くことになる。そのため、ナポレオン三世は反教権主義派と労働者に支持基盤を求めて、議会への大幅な譲歩をおこなったり、国費により労働者代表をロンドン万国博に派遣したりするなど、労働者階級との和解・取り込みへと向かう。これが労働者に対する宥和政策が取られた「自由帝政」である。

34 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome52, pp.281-282.

この法律に規定された相互扶助組合は、コミュニオンを基盤として聖職者、富裕者の温情に依存する階層秩序的な団体であった。³⁵ 自由帝政期には労使双方のコアリシオンを禁止していた刑法典の第 414 条～第 416 条を修正して、刑法上のコアリシオンの自由を承認する 1864 年 5 月 25 日＝27 日の「刑法典第 414 条、第 415 条および第 416 条を修正する法律」(Loi qui modifie les articles 414, 415 et 416 du Code pénal)³⁶がつくられる。1864 年法は、労働条件の変更を要求するための一時的なコアリシオンを認めるが、その代わりに刑法典第 414 条～第 416 条を修正し、暴力行為、脅迫、偽計を用いたストライキへの参加強制を取り締まる。³⁷ また、この法は第二帝政の労働者政策として政治的な要素をもつと同時に、資本の側の論理としても、産業革命の進展に伴う平準化した労働条件の大量の労働者の出現により、集团的労働力把握体制＝コアリシオン法認制度を必要としたことを示すものと言える。³⁸ 第三共和政期(1870 年～1940 年)に入ると、「結社の自由」への要求が増大する。しかし、修道会の取り扱いの問題が障害となって結社一般の自由はすぐには実現しないが、ル・シャプリエ法を廃止し労使双方に職業組合(syndicat professionnel)の結成を認める 1884 年 3 月 21 日＝22 日の「職業組合の設立に関する法律」(Loi relative à la création des syndicats professionnels)³⁹がつくられる。これは、労使双方に届出により職業組合の結成を認めるものであり、職業組合の目的を職業的利益(経済的、工業的、商業的および農業的利益)の研究・擁護に限定し(3 条)、これを超える活動に対しては罰金、解散の対象とし、検事の請求に基づく裁判所の職業組合への解散権を規定し(9 条)、組合規約・役員氏名を行政当局に届け出る義務を課している(第 4 条)。⁴⁰ 1898 年 4 月 1 日＝5 日の「共済組合に関する法律」(Loi relative aux sociétés de secours mutuels)⁴¹は、1852 年の相互扶助組合法の監視的な性格を廃して、届け出による組合設立を認める。この法律が規定する共済組合は、「友愛」に基づく助け合い的な組織ではなく、統計によるリスク計算に基づき、個人のリスクを集団で連帯して引き受ける機能をもつものであった。⁴² これは、共済組合というシステムにより社会の改良を図るという考えに基づくものである。そして、1901 年 7 月 1 日＝2 日の「アソシアシオン契約に関する法律」(Loi relative contrat d'association)⁴³により結社の自由が認められるが、修道会に関しては許可制が維持される。革命期における中間団体を巡る状況は錯綜した様相を見せていたが、1810 年以降百年近くに渡る中間団体やコアリシオンに対する政策も以上のように公序の維持を基本として、「取り締まり」→「誘導」→「法認」へと、時の政治的・経済的・社会的状況の影響を受けつつ変化していくことになる。

35 高村学人『アソシアシオンへの自由』148-150 頁。

36 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome64, p.162.

37 *Ibid.*, pp.162-195.

38 大和田敢太『フランス労働法の研究』84 頁

39 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome84, p.174.

40 *Ibid.*, pp.174-187.

41 *Ibid.*, tome98, p.111.

42 高村学人『アソシアシオンへの自由』184 頁。

43 J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois*, tome101, p.260.

文献一覧

1 分析対象史資料

(1) 議会関係資料

- *Archives parlementaires de 1787 à 1860*, 1^{ère} série, 2^{ème} série, Jérôme Mavidal et Emile Laurent (éds), Centre national de la recherche scientifique, 1961-.
- *Le Moniteur universel*.
- Locré, Jean Guillaume, *La législation civile, commerciale et criminelle de la France ou commentaire et complément des codes français*, Treuttle et Würtz, 1832.

(2) 法令集

- Duvergier, J.-B., *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements et avis du Conseil d'État*, Guyot et Scribe, 1831-1949.
- Flammermont, Jules, *Remontrances du parlement de Paris au X^{VIII}^e siècle*, Imprimerie Nationale, 1888-98.

2 参考文献

(1) フランス語文献

- Académie française, *Dictionnaire de l'Académie française, 4th Edition (1762), 5th Edition (1798)*, <http://artfl-project.uchicago.edu/node/17>. 2015年11月23日
- Agulhon, Maurice, *Pénitents et francs-maçons de l'ancienne Provence : essai sur la sociabilité méridionale*, Fayard, 1984.
- Bély, Lucien, *Dictionnaire de l'Ancien régime*, Presses universitaires de France, 1996.
- Bossegna, Gail, *La Révolution française et les corporations : trois exemples lillois*, *Annal ESC*, mars-avril 1988.
- Bouchardeau, France et Phillipe, *Histoire de la chambre de commerce de Valence, tome1, La formation du patronat drômois au XIX^e siècle*, Université des sciences sociales de Grenoble, Chambre de commerce et d'industrie de Valence et de la Drôme, 1981.
- Bourdin, Isabelle, *Les sociétés populaires à Paris pendant la Révolution*, Société du Recueil Sirey, 1937.
- Chaufton, Albert, *Les assurances, leur passé, leur présent, leur avenir, au point de vue rationnel, technique et pratique, moral, économique et social, financier et administratif, légal, législatif et contractuel, en France et à l'étranger*, Chevalier-Maresq, 1884-1886.
- Chevallier, Pierre, *Histoire de la franc-maçonnerie française*, Fayard, 1975.
- Clère, Jean-Jacques, *Le droit de pétition aux chambres de 1798 à nos jours, 1791, la*

- Première Constitution française : actes du colloque de Dijon, 26 et 27 septembre 1991*, Economica, 1993.
- Conseil d'État, *Rapport public 2000 : Jurisprudences et avis 1999 Les associations et la loi de 1901, cent ans après*, La Documentation française, 2000..
 - Coornaert, Émile, *Les corporations en France avant 1789*, Gallimard, 1941.
 - Courtier, Marcel, De la notion de l'ordre public dans le code, thèse de doctrat- Université de Paris, 1904.
 - Delécluse, Jacques, *Les consuls de Rouen, marchands d'hier entrepreneurs d'aujourd'hui, histoire de la Chambre de commerce et d'industrie de Rouen des origines à nos jours*, Edition du P'tit Normand, 1985..
 - Goubert, Pierre, *L'Ancien régime 1 : la société, 2 : les pouvoirs*, Librairie Armand Colin, 1973.
 - Hirsch, Jean-Pierre, L'« effet-Chapelier » dans les pratiques et les discours des entrepreneurs français jusqu'aux années 1860 : *Naissance des libertés économiques, Liberté du travail et liberté d'entreprendre : le décret d'Allarde et la loi Le Chapelier, leurs conséquences, 1791-fin XIX^e siècle* sous la direction d'Alain Plessis, Institut d'Histoire de l'Industrie, 1993.
 - Léon, Pierre, *La naissance de la grande industrie en Dauphiné (fin du X^{VIII}^e siècle -1869)* , Presses universitaires de France, 1954.
 - Marc-Bonnet, Henry, *Histoire des ordres religieux « que sais-je ? »* , Presses universitaires de France, 1949.
 - Michel, Henry, *L'idée de l'état, essai critique sur l'histoire des théories sociales et politiques en France depuis la Révolution*, Fayard, 2003.
 - Mirimonde, A. de., *Manuel pratique des assurances*, Payot, 1928.
 - Monnier, Raymonde, *L'espace public démocratique : essai sur l'opinion à Paris de la Révolution au Directoire*, Éditions Kimé, 1994.
 - Nourrisson, Paul, Les tentatives de restauration des corporations sous Napoléon premier, *Reforme sociale*, juillet-décembre, 1915.
 - Nourrisson, Paul, *Histoire de la liberté d'association en France depuis 1789*, tome1, 2, Société du Recueil Sirey, 1920.
 - Olivier-Martin, Fr., *L'organisation corporative de la France d'ancien régime*, Librairie du Recueil Sirey, 1938.
 - Olivier-Martin, Fr., *Histoire du droit français des origines à la Révolution*, Editions du Centre national de la recherche scientifique, 1984.
 - Picar, Maurice, Besson, André, *Les assurances terrestres en droit français*, tome1, Librairie générale de droit et de jurisprudence, 1970-1972.
 - Rosanvallon, Pierre, Corporations et corps intermédiaires, *Le Débat*, Gallimard,

1989/5 n°57.

- Rosanvallon, Pierre, *L'État en France de 1789 à nos jours*, Seuil, 1990.
- Say, Léon, *Histoire de la caisse d'escompte, 1776 à 1793*, Imprimerie de P. Regnier, 1848.
- Soboul, Albert, *Les sans-culottes parisiens en l'an II histoire politique et sociale des sections de Paris 2 juin 1793 - 9 thermidor an II*, Imprimerie Henri Potier, 1958,
- Soboul, Albert, *La société française dans la seconde moitié du XVIII^e siècle - structures sociales cultures et modes de vie*, Centre de documentation universitaire, 1969.
- Soboul, Albert, *Dictionnaire historique de la Révolution française*, Presses universitaires de France, 2006.
- Tulard, Jean, *Paris et son administration (1800-1830)*, Ville de Paris (Commission des travaux historiques, Sous commission de recherches d'histoire municipale contemporaine), 1976.

(2) 翻訳文献

- オズーフ, モナ 立川孝一訳 『革命祭典 フランス革命における祭りと祭典行列』 (岩波書店 1988年)
- コンドルセ 渡辺誠訳 『人間精神進歩史 第1部 第2部』 (岩波書店 1951年)
- セー, アンリ 宮崎洋訳 『フランスの社会構造 18世紀における』 (法政大学出版 1971年)
- ソブール, アルベール 山崎耕一訳 『革命前夜のフランス』 (法政大学出版局 1982年)
- ソブール, アルベール 井上幸治監訳 『フランス革命と民衆』 (新評論 1983年)
- ダントン, ロバート 関根素子・二宮宏之訳 『革命前夜の地下出版』 (岩波書店 1994年)
- ダントン, ロバート 近藤朱蔵訳 『禁じられたベストセラー: 革命前のフランス人は何を読んでいたか』 (新曜社 2005年)
- デュプー, ジョルジュ 井上幸治監訳 『フランス社会史』 (東洋経済新報社 1968年)
- ドイル, ウィリアム 福井憲彦訳 『アンシャン・レジーム』 (岩波書店 2010年)
- 中村紘一訳 「一、営業 [および] 工業の宣誓組合および同業体の廃止に関する勅令・一七七六年二月 (テュルゴ [Turgot] 勅令) 二、一七九一年三月二日=一七日の [すべてのエド税、すべての親方身分および宣誓組合の廃止および営業免許状の設定に関する] デクレ (ダラルド [d'Allarde] 法)」 比較法学 6巻 2号 早稲田大学比較法研究所 1971年
- 中村義孝編訳 『フランス憲法史集成』 (法律文化社 2003年)
- 中村義孝編訳 『ナポレオン刑事法典資料集成』 (法律文化社 2006年)
- ハーバーマス, ユルゲン 細谷貞雄・山田正行訳 『公共性の構造転換 - 市民社会の一カテ

- ゴリーについての探求』(未来社 2011年)
- ・ハント, リン 松浦義弘訳 『フランス革命の政治文化』 (平凡社 1989年)
 - ・フュレ, フランソワ 今村仁司・今村真介訳『マルクスとフランス革命』 (法政大学出版局 2008年)
 - ・フュレ, フランソワ オズーフ, モナ 河野健二・阪上孝・富永茂樹監訳 『フランス革命事典4 制度』 『フランス革命辞典5 思想I』 『フランス革命事典6 思想II』 (みすず書房 1999年 2000年)
 - ・ブラニング T.C.W. 天野知恵子訳 『ヨーロッパ史入門 フランス革命』 (岩波書店 2005年)
 - ・ホフマン, シュテファン=エルドヴィヒ 山本秀行訳 『ヨーロッパ史入門 市民結社と民主主義 1750-1914』 (岩波書店 2009年)
 - ・ボベロ, ジャン 三浦信孝・伊達聖伸訳 『フランスにおける脱宗教性の歴史』 (白水社 2009年)
 - ・マルクス エンゲルス編 向坂逸郎訳 『資本論(三)』 (岩波書店 1969年)
 - ・マルタン, オリヴィエ 塙浩訳 『フランス法制史概説』 (創文社 1986年)
 - ・メルシエ, ルイ セバステイアン 原宏編訳 『十八世紀パリ生活誌 - タブロー・ド・パリ - (上)(下)』 (岩波書店 1989年)
 - ・メティヴィエ, ユーベール 井上堯裕訳 『アンシャン・レジーム - フランス絶対主義の政治と社会-』 (白水社 1969年)
 - ・モンテスキュー 野田良之他訳 『法の精神(上)(中)(下)』 (岩波書店 1989年)
 - ・リシャル, P.J. 木村栄一・大谷孝一訳 『フランス保険制度史』 (明治生命 百周年記念刊行会 昭和58年)
 - ・ルソー, ジャン=ジャック 河野健二訳 『政治経済論』 (岩波書店 1951年)
 - ・ルソー, ジャン=ジャック 桑原武夫・前川貞次郎訳 『社会契約論』 (岩波書店 1954年)
 - ・ルフェーブル, ジョルジュ 二宮弘幸訳 『革命的群衆』 (岩波書店 2007年)
 - ・ルフラン, ジョルジュ 谷川稔訳 『フランス労働組合運動史』 (白水社 1974年)

(3) 日本語文献

- ・井上すゞ「ジャコバン独裁の政治構造(1)(2)(3)」 国家学会雑誌 1969年 第82巻 3・4号 5・6号 9・10号
- ・井上すゞ「フランス革命とフランスの政治的伝統 - 中間団体廃止をめぐる -」 日本政治学会編『年報政治学』 41巻(1990年)(岩波書店)
- ・植村邦彦 『市民社会とは何か 基本概念の系譜』 (平凡社 2010年)
- ・梅根悟監修 『世界教育史大系9 フランス教育史I』 (講談社 1975年)
- ・大和田敢太 『フランス労働法の研究』 (文理閣 1995年)
- ・押村高 『モンテスキューの政治理論 自由の歴史的位相』 (早稲田大学出版部 1996年)

- 年)
- ・喜安朗 『パリ 都市統治の近代』 (岩波書店 2009年)
 - ・喜安朗 『民衆争乱の歴史人類学 街路のユートピア』 (せりか書房 2011年)
 - ・桑原武夫編 『ルソー研究』 (岩波書店 1951年)
 - ・桑原武夫編 『フランス革命の研究』 (岩波書店 1959年)
 - ・桑原武夫編 『ルソー論集』 (岩波書店 1970年)
 - ・河野健二 『フランス革命小史』 (岩波書店 1959年)
 - ・河野健二 『フランス革命 200年』 (朝日新聞社 1987年)
 - ・河野健二 『フランス革命の思想と行動』 近代を問う第1巻 (岩波書店 1995年)
 - ・河野健二 『歴史を読む1 革命と近代ヨーロッパ』 (岩波書店 1996年)
 - ・菊谷和宏 『「社会」の誕生 トクヴィル、デュルケーム、ベルグソンの社会思想』 (講談社 2011年)
 - ・小林良彰 『経済史としてのフランス革命』 (風間書房 1992年)
 - ・佐々木真 『図説 フランスの歴史』 (河出書房新社 2011年)
 - ・佐藤彰一・中野隆生編 『フランス史研究入門』 (山川出版社 2011年)
 - ・柴田三千雄 『パリのフランス革命』 (東京大学出版会 1988年)
 - ・柴田三千雄・樺山紘一・福井憲彦編 『世界歴史大系 フランス史 2-16世紀~19世紀なかば』 (山川出版社 1996年)
 - ・柴田三千雄 『フランス史 10講』 (岩波書店 2006年)
 - ・柴田三千雄 岩波現代文庫『フランス革命』 (岩波書店 2007年)
 - ・柴田三千雄・福井憲彦・近藤和彦編 『フランス革命はなぜおこったか』 (山川出版社 2012年)
 - ・末川博 (著者代表) 『フランス革命と憲法』 上下 (日本評論新社 1953年)
 - ・外尾健一 外尾健一著作集第7巻『フランスの労働組合と法』 (信山社出版 2002年)
 - ・高村学人 「ナポレオン期における中間団体政策の変容-ポリスの制度の視点から-」 東京大学社会科学研究所紀要 社会科学研究 (東京大学社会科学研究所 1999年) 50巻6号
 - ・高村学人 『アソシアシオンへの自由』 (勁草書房 2007年)
 - ・高村学人 「フランスのアソシエーション法-歴史的経路依存性に着目して-」 比較法研究 69号 (比較法学会・有斐閣 2007年)
 - ・滝沢正 『フランス法 第4版』 (三省堂 2010年)
 - ・竹中幸史 『フランス革命と結社』 (昭和堂 2005年)
 - ・竹中幸史 『図説 フランス革命史』 (河出書房新社 2013年)
 - ・谷川稔 『フランス社会運動史 アソシアシオンとサンディカリズム』 (山川出版社 1983年)
 - ・谷川稔 『近代フランスにおける政教分離 十字架と三色旗』 (岩波書店 2015年)
 - ・辻村みよ子 『フランス革命の憲法原理』 (日本評論社 1989年)
 - ・恒藤武二 『フランス労働法史』 (日本評論新社 1955年)

- ・ 中原嘉子 『割引銀行』《Caisse d'Escompte》(一七七六～九三年) -アンシャン・レジーム末期におけるフランスの財政金融問題- 史学雑誌 1969-03-00 78 卷 3 号 有斐閣
- ・ 中村紘一 「ル・シャプリエ法研究試論」 早稲田法学会誌 20 卷 早稲田大学法学会 1968 年
- ・ 成瀬治 歴史学選書『近代市民社会の成立－社会思想史的考察－』 (東京大学出版会 1984 年)
- ・ 西川長夫 『フランスの近代とボナパルティズム』 (岩波書店 1984 年)
- ・ 二宮宏之・阿河雄二郎編 『アンシャン・レジームの国家と社会 権力の社会史へ』 (山川出版 1982 年)
- ・ 二宮宏之 『フランス アンシャン・レジーム論 - 社会的結合・権力秩序・叛乱 - 』 (岩波書店 2007 年)
- ・ 野田良之 『フランス法概論 上巻』 (有斐閣 1954 年)
- ・ 長谷川正安・渡辺洋三・藤田勇編 『講座 革命と法 第 1 卷 市民革命と法』 (日本評論社 1989 年)
- ・ 畑安次 『18 世紀フランスの憲法思想とその実践』 (信山社 2010 年)
- ・ 原輝史 『フランス資本主義 - 成立と展開 - 』 (日本経済評論社 1986 年)
- ・ 松嶋明男 『図説 ナポレオン 戦争と政治 フランスの独裁者が描いた軌跡』 (河出書房新社 2016 年)
- ・ 松浦義弘 『世界史リブレット フランス革命の社会史』 (山川出版社 1997 年)
- ・ 松浦義弘 『フランス革命とパリの民衆 「世論」から「革命政府」を問い直す』 (山川出版社 2015 年)
- ・ 樋口陽一 『憲法』第三版 (創文社 2007 年)
- ・ 深瀬忠一・樋口陽一・吉田克己編 『フランス革命 200 年記念 人権宣言と日本』 (勁草書房 1990 年)
- ・ 福井憲彦編 綾部恒雄監修 『結社の世界史 3 アソシアションで読み解くフランス史』 (山川出版社 2006 年)
- ・ 福田歓一 『ルソー』 (岩波書店 2012 年)
- ・ 三好義之助 「フランス生命保険事業の生成と発展」
w.jili.or.jp/research/search/pdf/B_22_1.pdf 2015 年 7 月 1 日
- ・ 水町勇一郎 『労働社会の変容と再生』 (有斐閣 2001 年)
- ・ 森岡邦泰 「アンシャン・レジームにおける農村共同体」 経済論叢 144 卷 1 号 (京都大学経済学会 1989 年)
- ・ 山崎耕一・松浦義弘編 『フランス革命史の現在』 (山川出版社 2013 年)
- ・ 山本桂一 『フランス企業法序説』 (東京大学出版会 1969 年)